５．財務関係

（６）住民監査請求及び住民訴訟に関する調

①　都道府県分

ア　住民監査請求　（令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間に請求があったもの）

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	北海道	知事	虚偽の補助金交付申請	補助金の全額返還請求を行うこと、補助事業者の代表者の責任問題と法人資格の適格性を検討するほか、北海道もその誤りを認め、再発防止の審議・検討などを行うこと。	R6.2.1	2			取下げ			R6.3.4	無		
2	北海道	知事	補助金交付申請において、北海道が補助事業者の違法又は不当な行為を確認せずに行った公金の支出	北海道は、違法又は不当な行為を黙認したことについて防止、是正を示し、補助金の全額返還請求を行うこと。また、補助事業者等への調査確認の実地検査を行うこと。	R6.3.25	2	R6.4.22	口頭陳述	一部棄却・一部却下		補助金の全額返還を求めるものについては、違法又は不当な行為は認められず、そのほかの請求については、財務会計上の行為に対する求める措置とは認められない。	R6.5.30	無		
計		2件						認容 一部認容 棄却 却下 一部棄却・一部却下 取下げ 合議不調 その他	0件 0件 0件 0件 1件 1件 0件 0件			有 無	0件 2件		
1	岩手県	医療局長	違法な契約の締結及び不当な和解金当の支出	県立病院跡地に係る土地売却及び和解金等の支出関係について監査を行うこと。	R7.1.21	1			却下		請求期間を徒過している。	R7.3.17	無		
計		1件						認容 一部認容 棄却 却下 一部棄却・一部却下 取下げ 合議不調 その他	0件 0件 0件 1件 0件 0件 0件 0件			有 無	0件 1件		
1	宮城県	知事	新型コロナウイルス感染症の名称が記載されていない違法な発生届に基づく国の予算獲得	予算を国に返還すること	R5.4.11	2			却下		財務会計上の行為を個別的、具体的に摘示していると認められない	R5.6.8	無		
2	宮城県	知事	違法な行為を行っている団体への補助金の支出	違法な行為をやめない団体への補助金を支出しないこと	R6.3.12	1			却下		財務会計上の行為を個別的、具体的に摘示していると認められない	R6.4.23	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	宮城県	知事	不当な補助金の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.9.26	1	R6.10.21	口頭陳述	棄却		補助金の支出について違法・不当とは言えない	R6.11.20	無		
計		3件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	1件						
								却下	2件						
								一部棄却・一部却下	0件			無	3件		
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	山形県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R6.3.28	6	R6.4.25	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.5.27	有	1	
計		1件						認容	0件			有	1件		
								一部認容	0件						
								棄却	1件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件			無	0件		
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	福島県	求償権の行使を怠る管理者	求償権の不行使	設計金額漏洩により県に損害を与えた職員に対する損害賠償請求を行うこと	R5.4.11	1			取下げ			R5.6.5	無		
2	福島県	求償権の行使を怠る管理者	求償権の不行使	設計金額漏洩により県に損害を与えた職員に対する損害賠償請求を行うこと	R5.7.11	1	R5.8.17	口頭陳述	棄却		違法又は不当に財産管理を怠る事実がない。	R5.9.8	無		番号１と同一事案に関する請求
3	福島県	求償権の行使を怠った管理者	不当利得返還請求権の9年間の不行使	借上げ住宅の過誤払いに係る事業者に対する損害金の請求を行うこと	R5.8.8	1	R5.9.14	口頭陳述	棄却		県に財産管理を怠る事実はなく、県の損害は発生していない。	R5.10.6	有	1	
4	福島県	知事	県管理地への車両の放置	放置自動車の適正処理に関する条例を制定すること	R5.10.26	1			却下		対象行為は、財務的処理を直接の目的としたものではない。	R5.10.30	無		
5	福島県	求償権の行使を怠る管理者	求償権の不行使	設計金額漏洩により県に損害を与えた職員及び事業者に対する損害賠償請求を行うこと	R5.10.16	1	R5.11.24	口頭陳述	棄却		請求人の主張に理由がない。	R5.12.13	有	2	

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
6	福島県	土木部長	県管理地への公用車の放置	公用車を移動すること	R6.7.12	1			却下		対象行為は、財務的処理を直接の目的としたものではない。	R6.9.5	無		
7	福島県	建設事務所長	道路等の無許可占用及び不当利得返還請求権の不行使	道路等占用の適正化及び占用料未納分相当額を徴収すること	R6.9.2	1	R6.10.16	口頭陳述	一部認容	不当	道路占用の適正化を図り不当利得返還請求権を行使するため、調査等適切な措置を講じること	R6.11.6	無		河川占用について却下。
8	福島県	求償権の行使を怠る管理者	求償権の不行使	設計金額漏洩により県に損害を与えた事業者に対する約款に基づく損害金請求を行うこと	R7.2.27	1			取下げ			R7.4.14	無		
計		8件						認容 0件 一部認容 1件 棄却 3件 却下 2件 一部棄却・一部却下 0件 取下げ 2件 合議不調 0件 その他 0件				有 2件 無 6件			
1	茨城県	知事	違法な公金の支出	職員への給与の差し止めもしくは減給の措置	R5.4.13	3			却下		同一の住民が同一の財務会計上の行為を対象とした監査請求を重ねて行うことは許されない	R5.5.31	無		
2	茨城県	知事	違法な公金の支出	請求人が推奨する燃料改良剤の導入	R5.10.18	1			却下		請求人が請求の対象と主張する財務会計上の行為がそもそも県の行為ではない。	R5.12.18	無		
3	茨城県	知事	違法な公金の支出	民法709条に鑑み損害賠償請求の提訴をなすこと	R5.11.1	1			却下		請求の対象とする県の財務行為について、他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示していない。	R5.12.18	無		
4	茨城県	知事	違法な公金の支出	訴訟参加に係る弁護士費用の支出を差し止めること	R6.6.13	1			却下		請求人が主張する財務会計上の行為は相当の確実さをもって予測される場合とは認められない。	R6.8.1	無		
5	茨城県	県職員	違法な公金の支出	補助金の返還について検討すること	R6.8.27	1			却下		県には事業費負担はなく、県に損害が生じることはない	R6.10.22	有	1	

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		5件						認容	0件			有	1件		
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	5件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件			無	4件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	栃木県	会計局・知事部局	不正な会計処理	職員給与等及び職員の昇給の妥当性について、個別外部監査契約に基づく監査を受けること	R6.3.6	1			取下げ			R6.3.8	無		
2	栃木県	経営管理部長・経営管理部次長兼人事課長	不当な職員給与等の支出	職員の昇給の決定に関して、内容の正当性を担保したうえで経営管理部長による追認・決裁を行うこと、人事課長に対する損害賠償請求及び懲戒を求めること	R6.3.21	1			却下		財務会計上の行為について是正等の措置を求めていなく、請求要件を欠いている。	R6.4.22	無		
計		2件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	1件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	1件			無	2件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	群馬県	知事	違法・不当な業務委託料の支出	支出の是正措置を講じるよう求めること	R5.7.11	1			却下		請求人が求める措置は、既に講じられていると認められ、県に損害が生じているか、又は将来損害が生じるおそれがあるとはいえない。	R5.8.8	無		
2	群馬県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R5.10.20	1			却下		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.11.27	無		
計		2件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	2件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件			無	2件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	埼玉県	知事	不当な県費の支出 市条例違反	県予算の執行停止、建設面積の是正	R5.4.7	1			却下		事実証明書が添付されていない	R5.4.28	無		
2	埼玉県	知事	違法・不当な契約の締結、医療機関に対する支援金支出	医療機関に対する支援金支出中止、法の違法性確認	R5.6.12	1			却下		事実証明書が添付されていない	R5.7.19	無		
3	埼玉県	知事	違法・不当な契約の締結、医療機関に対する支援金支出	医療機関に対する支援金支出中止、法の違法性確認	R5.7.31	1			却下		事実証明書が添付されていない	R5.8.29	無		
4	埼玉県	知事	違法・不当な契約の締結、医療機関に対する支援金支出	医療機関に対する支援金支出中止、法の違法性確認	R6.3.15	1			却下		事実証明書が添付されていない	R6.3.26	無		
5	埼玉県	知事	違法・不当な職員の処分行為及び給与の支出	職員の懲戒処分及び給与返還	R6.4.18	10	R6.5.29	口頭陳述	棄却		職員の行為に違法・不当な点は認められない	R6.6.14	無		
6	埼玉県	知事	違法・不当な契約の締結、医療機関に対する支援金支出	医療機関に対する支援金支出中止、法の違法性確認	R6.5.7	1			却下		事実証明書が添付されていない	R6.6.28	無		
7	埼玉県	知事	違法・不当な職員の処分行為及び給与の支出	職員の懲戒処分及び給与返還	R6.8.23	1	R6.10.4	口頭陳述	棄却		職員の行為に違法・不当な点は認められない	R6.10.21	無		
8	埼玉県	知事	違法・不当な契約の締結、医療機関に対する支援金支出	医療機関に対する支援金支出中止、法の違法性確認	R6.10.31	2			却下		事実証明書が添付されていない	R6.11.25	無		
計		8件						認容 0件 一部認容 0件 棄却 2件 却下 6件 一部棄却・一部却下 0件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 0件					有 0件 無 8件		
1	千葉県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の支出合計相当額の損害賠償請求をすること及び政務活動費の支出を差止めること	R5.4.17	1			却下		違法性又は不当性について具体的な理由の摘示がない。	R5.5.17	有	1	

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
2	千葉県	知事及び議長	違法・不当な公金の支出	県議会議員に対する議員報酬の支出を差止めること	R5.5.9	1			却下		違法性又は不当性について具体的な理由の摘示がない。	R5.6.21	無		
3	千葉県	知事	税の賦課徴収の懈怠	一法人に対する税の賦課徴収を怠ることで生じた損害賠償を求めること	R5.5.22	1			却下		財務会計上の行為等について個別的、具体的な理由の摘示がない。	R5.7.6	無		
4	千葉県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費相当額の損害賠償請求をすること及び政務活動費の支出を差止めること	R5.10.17	1			却下		違法性又は不当性について具体的な理由の摘示がない。	R5.12.4	無		
5	千葉県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の不正受給分を県に返還させることを怠っていることの確認と是正をすること	R5.12.28	1	R6.2.7	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.2.26	無		
6	千葉県	関係課長等	違法・不当な契約の締結	契約の解除、委託費の支払の停止及び支払済みの委託費の返還を請求すること	R6.1.10	1			却下		違法性又は不当性について具体的な理由の摘示がない。	R6.3.1	無		
7	千葉県	知事及び関係部署	違法・不当な公金の支出	知事等の責任の確認及び一法人への補助金を差止めること並びに負担金全額の返還及び損害賠償請求すること	R6.5.1	1			却下		県の財務会計上の行為に係る請求ではない。 違法性又は不当性について具体的な理由の摘示がない。	R6.6.7	無		
8	千葉県	知事	違法・不当な公金の支出	一事業への支出を差止めること	R6.5.8	1			却下		違法性又は不当性について具体的な理由の摘示がない。	R6.6.7	無		
9	千葉県	知事	違法・不当な公金の支出	県議会議員の海外視察費用に係る返還を求めること	R7.2.20	1			却下		違法性又は不当性について具体的な理由の摘示がない。	R7.3.27	無		
10	千葉県	知事	違法・不当な公金の支出	一事業への支出を差止めること	R7.2.27	1			その他						R7.3.31現在、監査中
計		10件						認容 0件 一部認容 0件 棄却 1件 却下 8件 一部棄却・一部却下 0件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 1件				有 1件 無 8件			

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	東京都	知事	違法な届出及び報告	国への予算返還	R5.5.8	8			却下		財務会計上の行為ではない	R5.6.22	無		
2	東京都	知事	不当な補助金の支出等	法人の適格性の調査	R5.6.6	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R5.6.29	無		
3	東京都	知事	不当な公金の支出又は契約の締結履行	必要な措置	R5.6.22	1			却下		都の財務会計上の行為ではない、期間徒過、違法性・不当性の摘示がない	R5.7.27	無		
4	東京都	市立小学校長等	給与支出等	給与減額等	R5.6.23	1			却下		違法性・不当性の摘示がない、期間徒過、財務会計上の行為ではない	R5.7.25	無		
5	東京都	環境局長等	違法不当な公金の支出	懲戒処分	R5.7.18	1			却下		損害発生の恐れがない	R5.8.24	有	1	
6	東京都	交通局長等	駐車場に要する経費の支出	駐車場の管理運営、駐車場保守費用の返還	R5.8.8	3			却下		財務会計上の行為ではない、損害発生の恐れがない	R5.9.21	無		
7	東京都	交通局長等	給与支出等	給与の返還等	R5.8.14	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R5.9.14	無		
8	東京都	知事	委託料の支出	不当利得返還請求	R5.12.4	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R6.1.18	無		
9	東京都	知事	違法に債権管理を怠る事実	過払額の返還請求	R5.12.7	1			却下		期間徒過	R6.1.25	無		
10	東京都	警視総監	不当に公金の徴収を怠る事実	公金の徴収	R6.1.5	1			却下		財務会計上の行為ではない	R6.2.15	無		
11	東京都	知事	違法不当な公金の支出	指定管理料の返還	R6.2.13	1			却下		期間徒過、違法性・不当性の摘示がない	R6.3.14	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
12	東京都	知事	違法不当な公金の支出	交付金の返還等	R6.4.4	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R6.5.16	有	8	
13	東京都	知事	違法不当な財産の管理	損害補填の措置	R6.5.24	1			却下		財務会計上の行為ではない	R6.6.18	無		
14	東京都	知事	違法不当な公金の支出	委託料の返還等	R6.5.28	1			却下		違法性・不当性の摘示がない、一事不再理	R6.7.9	有	10,11,12,13	
15	東京都	知事	違法不当な公金の支出	使用料の返還	R6.6.4	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R6.6.25	無		
16	東京都	職員	違法不当な公金の支出	損害補填の措置	R6.6.17	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R6.7.18	無		
17	東京都	警視総監	違法不当な公金の支出	損害補填の措置	R6.7.13	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R6.8.27	無		
18	東京都	運転免許試験場長等	違法不当に公金の賦課・徴収を怠る事実	損害補填の措置	R6.7.31	1			却下		財務会計上の行為ではない	R6.9.19	無		
19	東京都	職員	違法不当な公金の支出	給与の返還	R6.9.20	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R6.11.14	無		
20	東京都	都立高等学校長	違法不当な公金の支出	印刷費用の賠償等	R6.12.2	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R6.12.25	無		
21	東京都	知事	違法不当な公金の支出	監査	R7.1.16	1			却下		都の財務会計上の行為ではない	R7.2.20	無		
22	東京都	職員	違法不当な公金の支出	委託料の返還等	R7.2.4	1			却下		都の財務会計上の行為ではない	R7.3.4	無		

番号	都道府県名	請求事項				請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
23	東京都	選挙管理委員会事務局長	違法不当な公金の支出	交付金の返還等	R7.3.24	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R7.4.24	無		
24	東京都	公営企業管理者等	職員の給与の支出	給与の返還請求を行うこと	R5.8.14	1			却下		違法性・不当性の摘示がない。	R5.9.14	有	14	
計		24件						認容	0件			有	4件		
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	24件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件			無	20件		
1	神奈川県	知事、議会議長及び県職員	無料PCR検査等の実施に伴う公金の支出	支出した公金の返還請求を行うこと	R5.4.20	5			却下		財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当しない。	R5.6.9	無		
2	神奈川県	県職員	神奈川県馬主協会に対する公金の支出	補助金の拠出停止等を行うこと	R5.7.11	1			却下		財務会計上の行為を、個別的、具体的に摘示しているとは認められない。	R5.8.15	無		
3	神奈川県	知事、教育長及び県職員	高校における部活動中の生徒負傷事故に伴う損害賠償請求事件の和解金に係る求償権等の不行使	損害賠償請求事件の和解金相当額の求償請求を行うこと	R5.7.24	1	R5.8.16	口頭陳述	棄却		国家賠償法に基づく求償権及び不法行為による損害賠償請求権を有しておらず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実は存在しない。	R5.9.21	有	2	
4	神奈川県	県職員	パスポートセンターにおける違法な業務委託契約の締結	違法な契約の締結による業務委託料等の支出に伴う損害発生の是正を行うこと	R5.8.2	1	R5.9.5	口頭陳述	棄却		契約の締結は、入札条件に違反した違法な契約の締結であり、入札条件に違反していても契約を締結してよいとする合理的な理由は認められず、入札の公平性が損なわれているものと言わざるを得ないが、具体的な損害をもたらしたとまでは認められない。	R5.9.29	有	3	
5	神奈川県	県職員	本庁庁舎のセキュリティゲート設置	セキュリティゲート導入計画の中止を行うこと	R6.2.1	1			却下		財務会計上の行為が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示しているとは認められない。	R6.3.11	無		
6	神奈川県	県職員	本庁庁舎のセキュリティゲート設置	セキュリティゲート導入により、公金の不正な支出が発生するため、導入計画の中止を行うこと	R6.4.5	1			却下		財務会計上の行為が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示しているとは認められない。	R6.5.22	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
7	神奈川県	県職員	神奈川県馬主協会に対する公金の支出	補助金拠出プロセスの特定・検証を行うこと	R6.7.9	1			却下		財務会計上の行為を、個別的、具体的に摘示しているとは認められない。	R6.9.2	無		
8	神奈川県	知事及び県職員	告訴状の返送に要した郵送料の損害賠償請求	返送に要した郵送料相当額の求償請求を行うこと	R6.9.13	1			却下		事実を証する書面が添付されているとは認められない。	R6.10.24	無		
9	神奈川県	知事及び県職員	警察職員の職務上の行為に基づく国家賠償請求事件の和解金に係る求償権等の不行使	損害賠償請求事件の和解金相当額の求償請求を行うこと	R6.10.2	1	R6.11.1	口頭陳述	棄却		求償権及び損害賠償請求権を有せず、知事が不当に財産の管理を怠る事実は存在しない。	R6.11.29	有	4	
10	神奈川県	知事及び県職員	告訴状の返送に要した郵送料の損害賠償請求	返送に要した郵送料相当額の求償請求を行うこと	R6.10.29	1			棄却		損害賠償請求権を有しておらず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実は存在しない。	R6.12.25	無		
計		10件						認容	0件			有	3件		
								一部認容	0件						
								棄却	4件						
								却下	6件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件			無	7件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	富山県	知事	違法・不当な入札の執行	入札の執行手続きに対する調査を行うこと	R6.10.31	1			棄却		入札の執行手続きにおいて不当な点は認められない。	R7.1.16	無		
2	富山県	知事	違法若しくは不当な契約の締結	指名競争入札が違法又は不当であるかの調査を行うこと	R6.11.5	1			棄却		本件指名競争入札に関する請求人の主張は不当に当たるとは認められない。	R7.1.16	無		
計		2件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	2件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件			無	2件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	石川県	知事	違法・不当な公金の支出、契約の締結、履行	県が無料で実施するＰＣＲ検査及びワクチン接種に関し獲得された予算を返却すること	R5.4.20	2			却下		財務会計上の行為の違法又は不当である根拠を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。	R5.5.31	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
2	石川県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R5.11.8	1	R5.11.28	口頭陳述	棄却		使途基準に違反するものは認められない。	R6.1.4	有	1	
3	石川県	知事	違法・不当な補助金の支出	民生委員に支給されていない民生委員実費弁償費について補助金の一部返還を命ずること	R5.12.18	1	R6.1.16	口頭陳述	棄却		民生委員実費弁償費相当額の支出ついて、違法又は不当な支出とはいえない。	R6.2.14	無		
4	石川県	知事	不当な仮設住宅建設に係る支出	浸水等による損害に対する金銭的補償をすること	R6.9.30	1			却下		財務会計上の行為の違法又は不当であるとする根拠を具体的かつ客観的に摘示しているとは認められない。	R6.10.31	無		
5	石川県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R6.10.8	1	R6.11.1	口頭陳述	棄却		使途基準に違反するものは認められない。	R6.12.5	無		
6	石川県	知事	違法、不当に財産の管理を怠る事実	川の流れを妨げている土砂を撤去する予算を組むこと	R6.12.9	1			却下		土の撤去を求めている区域は他市の所有地及び国有財産であることから、県に対する住民監査請求の対象となりえない。	R6.12.26	無		
計		6件						認容	0件			有	1件		
								一部認容	0件						
								棄却	3件						
								却下	3件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件			無	5件		
1	福井県	知事	公金の支出	政務活動費の一部返還	R5.9.21	1	R5.10.4	口頭陳述	棄却		政務活動費として不当な支出ではない。	R5.11.14	無		
2	福井県	知事	公金の支出	政務活動費の一部返還	R7.1.9	1	R7.1.21	口頭陳述	棄却		政務活動費として不当な支出ではない。	R7.3.7	無		
計		2件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	2件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件			無	2件		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	長野県	知事及び地域振興局長等	違法・不当な契約締結及び公金支出	不相当に高額となる部分の支払停止及び関係職員への損害賠償請求を行うこと	R5.5.10	1	R5.6.8	口頭陳述	棄却		請求人の請求にはいずれも理由がない。	R5.7.7	無		
計		1件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	1件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件			無	1件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	岐阜県	岐阜土木事務所長	違法な業務委託契約にかかる業務委託料の返還	県が業者と締結した道路改築に係る委託業務契約は違法であるため、業者へ支払った業務委託料の返還請求を行うこと	R5.4.7	1	R5.4.28	陳述書の提出	棄却		委託業務契約に係る一連の財務会計行為に違法性はない。	R5.5.29	無		
2	岐阜県	知事	違法行為により国から不正獲得した予算の返却	県から国に行われた新型コロナウイルス感染症患者数の報告は違法であり、当該報告に基づき国から不正に獲得した予算をすべて国に返却すること	R5.4.10	1			却下		監査請求することができる要件を満たしていない。（請求人が主張する事実を具体的に「証する書面」は、監査請求書及び添付書面の各記載を総合しても認められない。また、請求の対象とする公金の支出が個別的に摘示されているものと認められない。）	R5.5.29	無		
3	岐阜県	美濃土木事務所長	委託料の不当支出	県が協会に委託して実施した登記事務に係る費用について、官民境界杭を損壊し、県の土地に工作物を無断施工している法人に対し、当該費用を請求すること	R5.9.28	1	R5.10.27	口頭陳述	棄却		当該登記事務の実施及び当該契約に係る一連の財務会計行為について、不当性はない。	R5.11.20	無		
4	岐阜県	岐阜土木事務所長	違法な業務委託契約にかかる業務委託料の返還	県が業者と締結した道路改築に係る委託業務契約は違法であるため、業者へ支払った業務委託料の返還請求を行うこと	R6.2.19	1			却下		監査請求することができる要件を満たしていない。（財務会計上の行為の違法・不当を具体的・客観的に適示しているものとは認められない。）	R6.3.27	有	2	
5	岐阜県	美濃土木事務所長	県の違法な許可及び違反の是正の未措置	県の飲食店に対する河川法に基づく許可は違法であり、当該事実を是正する措置を取らなかった。	R6.11.29	1			却下		監査請求することができる要件を満たしていない。（財務会計上の行為又は怠る事実に該当していない。）	R6.12.25	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		5件						認容	0件			有	1件		
								一部認容	0件						
								棄却	2件						
								却下	3件						
								一部棄却・一部却下	0件			無	4件		
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	静岡県	知事	不動産鑑定に係る支出	相手方に対する不動産鑑定に係る支出の返還請求等を行うこと	R5.8.25	1	R5.9.22	口頭陳述	一部棄却・一部却下		不動産鑑定に係る支出に違法・不当な点は認められない。一部は請求期間を徒過している。	R5.10.19	有	1	
2	静岡県	知事	企業局の不動産鑑定に係る支出	相手方に対する不動産鑑定に係る支出の返還請求等を行うこと	R5.10.18	1	R5.11.13	口頭陳述	一部棄却・一部却下		不動産鑑定に係る支出に違法・不当な点は認められない。一部は請求期間を徒過している。	R5.12.13	有	2	
3	静岡県	知事	天竜職員住宅の不動産鑑定に係る支出	相手方に対する不動産鑑定に係る支出の返還請求等を行うこと	R5.12.8	1	R6.1.12	口頭陳述	棄却		不動産鑑定に係る支出に違法・不当な点は認められない。	R6.2.5	無		
4	静岡県	知事	静岡県地価調査業務委託に係る支出	相手方に対する静岡県地価調査業務委託に係る支出の返還請求等を行うこと	R6.3.11	1	R6.4.9	口頭陳述	一部棄却・一部却下		静岡県地価調査業務委託に係る支出に違法・不当な点は認められない。一部は請求期間を徒過している。	R6.5.8	無		
5	静岡県	知事	維持会員の会費に係る支出	維持会員から脱会等をすること	R6.4.25	1	R6.6.10	口頭陳述	棄却		会費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.6.24	無		
6	静岡県	知事	開発審査会の開催に係る日当交通費の支出	相手方に対する日当交通費の返還請求等を行うこと	R6.4.25	1	R6.6.10	口頭陳述	棄却		日当交通費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.6.24	無		
7	静岡県	監査委員	不動産鑑定に関する住民監査請求に係る支出	監査委員の罷免等を行うこと	R6.4.25	1	R6.6.10	口頭陳述	棄却		住民監査請求に係る支出に違法・不当な点は認められない。	R6.6.24	無		
8	静岡県	知事	県有地の財産管理	県有地を登記すること	R6.5.23	1	R6.7.5	口頭陳述	棄却		県有地であるとは認められず、財産の管理を怠る事実は存在しない。	R6.7.30	無		
9	静岡県	知事	掛川東高等学校校長住宅跡地の不動産鑑定に係る支出	相手方に対する不動産鑑定に係る支出の返還請求等を行うこと	R6.5.30	1	R6.7.5	口頭陳述	一部棄却・一部却下		不動産鑑定に係る支出に違法・不当な点は認められない。一部は請求期間を徒過している。	R6.7.29	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
10	静岡県	知事	湖西高等学校教職員住宅跡地の不動産鑑定に係る支出	相手方に対する不動産鑑定に係る支出の返還請求等を行うこと	R6.7.1	1	R6.7.29	口頭陳述	棄却		不動産鑑定に係る支出に違法・不当な点は認められない。	R6.8.30	無		陳述の機会を与えたが、請求人の希望により陳述を行わなかった。
11	静岡県	監査委員	開発審査会の開催に係る日当交通費の支出に関する住民監査請求に係る支出	監査委員がどのような基準で選任されるのか明らかにすること等	R6.7.18	1			その他		監査不能	R6.9.11	無		監査委員全員が法第199条の２に該当し監査不能
12	静岡県	知事	旧気賀高等学校校長住宅跡地の不動産鑑定に係る支出	相手方に対する不動産鑑定に係る支出の返還請求等を行うこと	R6.8.27	1	R6.9.20	口頭陳述	棄却		不動産鑑定に係る支出に違法・不当な点は認められない。	R6.10.24	有	3	
13	静岡県	監査委員	企業局の不動産鑑定に関する住民監査請求に係る支出	監査委員がどのような基準で選任されるのか明らかにすること等	R6.9.26	1			却下		実質的に同一の財務会計上の行為等を対象とする再度の監査請求であり、住民監査請求として不適法である。	R6.10.24	無		
14	静岡県	監査委員	監査結果の郵送に係る支出	監査委員がどのような基準で選任されるのか明らかにすること等	R6.10.17	1			却下		実質的に同一の財務会計上の行為等を対象とする再度の監査請求であり、住民監査請求として不適法である。	R6.12.3	無		
15	静岡県	知事	訴訟委任契約等に係る支出	弁護士との契約の見直し等を行うこと	R6.10.17	1	R6.11.28	口頭陳述	一部棄却・一部却下		訴訟委任契約に係る支出に違法・不当な点は認められない。顧問契約に係る支出は財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的な理由が摘示されておらず住民監査請求として不適法である。	R6.12.16	無		陳述の機会を与えたが、請求人の希望により陳述を行わなかった。
16	静岡県	監査委員	企業局の不動産鑑定に関する住民監査請求に係る支出（その２）	監査委員がどのような基準で選任されるのか明らかにすること等	R6.10.28	1			却下		実質的に同一の財務会計上の行為等を対象とする再度の監査請求であり、住民監査請求として不適法である。	R6.12.3	無		
17	静岡県	監査委員	却下通知の郵送に係る支出	違法な監査結果であると示すこと等	R6.10.28	1			却下		財務会計行為の違法性又は不当性について理由が示されておらず住民監査請求として不適法である。	R6.12.16	無		
18	静岡県	知事	富士山コスプレ世界大会の負担金に係る支出	相手方に対する負担金の返還請求等を行うこと	R6.11.14	1	R6.12.19	口頭陳述	却下		県の財務会計行為を対象としておらず住民監査請求として不適法である。	R7.1.10	無		
計		18件						認容	0件			有	3件		
								一部認容	0件						
								棄却	7件			無	15件		
								却下	5件						
								一部棄却・一部却下	5件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	1件						

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	愛知県	関係職員	・違法・不当な公文書館における虚偽公文書の閲覧継続 ・違法・不当な給与の支出	・虚偽公文書を閲覧継続する公文書館に係る相当額の返還 ・給与の返還請求	R5.4.19	1			却下		財務会計上の行為が違法又は不当である旨を摘示していない。	R5.5.31	無		
2	愛知県	関係職員	・違法・不当な職務等 ・違法・不当な給与等の支出	・職務の実施 ・給与等の返還請求	R5.5.11	1			却下		・財務会計上の行為ではない。 ・財務会計上の行為が違法又は不当である旨を摘示していない。	R5.6.14	無		
3	愛知県	関係職員	違法・不当な人事配置	・人事異動に関する説明 ・人事異動の実施 ・給与等の返還請求	R5.5.11	1			却下		財務会計上の行為ではない。	R5.6.14	無		
4	愛知県	愛知県議会事務局長	違法・不当に政務活動費の返還請求を怠る事実	政務活動費の返還請求	R5.8.14	1	R5.8.28	口頭陳述	却下		財務会計上の行為が違法又は不当である旨を摘示していない。	R5.9.5	無		
5	愛知県	愛知県議会事務局長	違法・不当に政務活動費の返還請求を怠る事実	政務活動費の利息相当額の返還請求	R5.8.14	1	R5.8.28	口頭陳述	棄却		返還請求権の行使を怠る事実は存在していない。	R5.10.6	無		
6	愛知県	学校長	違法・不当に学習用タブレット端末の紛失に係る損害賠償請求を怠る事実	学習用タブレット端末の紛失に係る学校長に対する損害賠償請求	R5.10.24	1			棄却		・紛失時の学校長には損害の賠償責任があるとはいえない。 ・紛失時の学校長ではない請求時の学校長には損害の賠償責任を負担する余地はない。	R5.11.29	無		
7	愛知県	愛知県議会事務局長	違法・不当な議員派遣に係る旅費の支出	議員派遣に係る旅費の返還請求	R5.11.2	1			却下		財務会計上の行為が違法又は不当である旨を摘示していない。	R5.11.29	無		
8	愛知県	愛知県議会事務局長	違法・不当な議員派遣及び委員派遣に係る旅費の支出	議員派遣及び委員派遣に係る旅費の返還請求	R5.11.22	1			却下		財務会計上の行為が違法又は不当である旨を摘示していない。	R5.12.25	無		
9	愛知県	教育長	違法・不当な給与の支出	給与の返還請求	R5.11.24	1			棄却		給与の返還請求をする措置を講ずべき必要性は給与条例上認められない。	R6.1.18	無		
10	愛知県	愛知県議会事務局長	違法・不当な記念品の贈呈に係る支出	記念品代の返還請求	R5.11.27	1			却下		財務会計上の行為が違法又は不当である旨を摘示していない。	R5.12.25	無		

番号	都道府県名	請求事項				請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
11	愛知県	知事	違法・不当な過去一年間分の給与・一時金に係る支出	給与・一時金の返還請求	R5.12.5	1			却下		・署長分については県の財務会計行為といえない。 ・署長以外の分については財務会計上の行為が違法又は不当である旨を摘示していない。	R5.12.25	無		
12	愛知県	知事	違法・不当な退職金・給与の支出	退職金・給与の返還請求	R6.1.5	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.2.15	無		
13	愛知県	知事	違法・不当な過去一年間分の給与・一時金に係る支出	給与・一時金の返還請求	R6.2.14	1			却下		財務会計上の行為が違法又は不当である旨を摘示していない。	R6.3.25	無		
14	愛知県	知事	違法・不当な過去一年間分の給与・一時金に係る支出	給与・一時金の返還請求	R6.3.29	1			却下		財務会計上の行為が違法又は不当である旨を摘示していない。	R6.4.24	無		
15	愛知県	関係職員	・違法・不当な県道の整備を怠る事実 ・違法・不当な土地の所有権移転・違法・不当な固定資産税評価	・県道の整備 ・所有権移転に関する問題の調査 ・固定資産税の再評価の実施	R6.9.30	1			却下		・県道の整備については財産の管理を怠る事実があったということはできない。 ・土地の所有権移転及び固定資産税の評価については県の財務会計上の行為といえない。	R6.10.30	無		
16	愛知県	関係職員	違法・不当な児童相談所のシステム改修に係る支出	児童相談所のシステム改修に係る支出の差止	R6.10.21	1			却下		財務会計上の行為が違法又は不当である旨を摘示していない。	R6.11.29	有	1	
17	愛知県	関係職員	不当な設計図書と異なる建設工事に係る請負費の支出	設計図書どおりの施工	R6.11.22	1	R7.1.10	口頭陳述	棄却		設計の変更に不合理な点は見当たらず不当とはいえない。	R7.1.16	無		
計		17件						認容 0件 一部認容 0件 棄却 4件 却下 13件 一部棄却・一部却下 0件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 0件				有 1件 無 16件			
1	三重県	教育委員会	教職員に係る旅費及び給与と生徒宿泊費の違法・不当な支出	違法・不当に支出された教職員に係る旅費及び給与と生徒宿泊費を返還すること	R5.4.17	1			却下		支出が違法又は不当であるとする具体的な理由あるいは事実が明確に示されているとは認められない。	R5.5.30	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
2	三重県	教育委員会	社会教育活動に該当する部活動に対する施設利用料等の未徴収	社会教育活動に該当する部活動に対して、施設利用料等を徴収すること	R5.5.22	1			却下		違法又は不当とする理由あるいは事実を具体的に示しているとは認められない。	R5.6.30	無		
3	三重県	教育委員会	タイムカードに記録されない時間外勤務における学校施設の使用に係る施設利用料の未徴収	タイムカードに記録されない時間外勤務における学校施設の使用に係る施設利用料を徴収すること	R5.6.8	1			却下		違法又は不当とする理由あるいは事実を具体的に示しているとは認められない。	R5.7.24	無		
4	三重県	教育長	特別支援学校に係る全館空調設備の電気利用料相当額の不当な支出	特別支援学校に係る全館空調設備の電気利用料相当額を弁済すること	R5.6.8	1			却下		違法又は不当とする理由あるいは事実を具体的に示しているとは認められない。	R5.7.24	無		
5	三重県	学校長	県立学校教育職員を私的に使用したことによって県に損害を与えたこと	県立学校教育職員を私的に使用したことによって与えた損害分を返還すること	R5.7.3	1			却下		違法又は不当とする理由あるいは事実を具体的に示しているとは認められない。	R5.7.31	無		
6	三重県	教育長	特別支援学校に配置された看護師への不当な給与の支出	特別支援学校に配置された看護師に支出された給与分を返還すること	R5.8.22	1			却下		違法又は不当とする理由あるいは事実を具体的に示しているとは認められない。	R5.9.25	無		
7	三重県	知事	県章と酷似したロゴを使用したことに対する県章の使用料金の未徴収	県章と酷似したロゴを使用したことに対する県章の使用料金を徴収すること	R5.12.12	1			却下		違法又は不当とする理由あるいは事実を具体的に示しているとは認められない。	R6.1.19	無		
8	三重県	知事	ＰＴＡで雇用されている事務職員の労務提供相当額の未徴収	ＰＴＡで雇用されている事務職員の労務提供相当額を徴収すること	R6.1.10	1			却下		違法又は不当とする理由あるいは事実を具体的に示しているとは認められない。	R6.2.15	無		
9	三重県	知事	都市計画法第29条の開発許認可申請に関する不作為と規則を大幅に逸脱した公務への人件費・経費の支出	（明記されていない）	R6.8.1	1			却下		違法又は不当とする理由あるいは事実を具体的に示しているとは認められない。	R6.9.2	無		
計		9件						認容 0件 一部認容 0件 棄却 0件 却下 9件 一部棄却・一部却下 0件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 0件				有 無	0件 9件		
1	滋賀県	知事	違法・不当な使用料の支出等	知事および職員に対する損害賠償請求を行うこと	R6.3.21	4	R6.4.11	口頭陳述	一部棄却・一部却下		使用料の支出等は違法・不当ではない（棄却） 請求期間を徒過している（却下）	R6.5.15	有	1	

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
2	滋賀県	知事	違法な物品処分決定	職員に対する損害賠償請求を行うこと	R6.11.22	2	R6.12.12	口頭陳述	棄却		物品処分決定は違法ではない。	R7.1.16	有	2	
計		2件						認容	0件			有	2件		
								一部認容	0件						
								棄却	1件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	1件						
								取下げ	0件			無	0件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	大阪府	知事	違法・不当な公金の支出	政務活動費の違法・不当な支出に係る不当利得返還請求	R5.5.24	5	R5.6.23	請求人欠席	棄却		当該支出に違法性・不当性は認められない。	R5.7.19	無		
2	大阪府	関係職員・豊中市教育委員会	違法・不当な公金の支出	不当・不適切に支出された給与等の返還請求	R6.1.29	1	R6.2.26	口頭陳述	棄却		当該支出に違法性・不当性は認められない。	R6.3.27	無		
3	大阪府	知事	違法・不当な公金の支出	行政文書非公開決定の取消判決により、府に生じた賠償金等の求償等	R6.4.25	1	R6.5.24	請求人欠席	棄却		当該支出に違法性・不当性は認められない。担当職員に故意・重過失は認められず、府に求償権はない。	R6.6.19	無		
4	大阪府	知事	違法・不当な公金の支出	違法な即時抗告に係る費用等の返還請求	R6.4.25	1	R6.5.24	請求人欠席	棄却		当該支出に違法性・不当性は認められない。	R6.6.19	無		
5	大阪府	知事	違法・不当な公金の支出	政務活動費の違法・不当な支出に係る損害賠償又は不当利得返還請求	R6.6.4	1	R6.6.28	口頭陳述	棄却		当該支出に違法性・不当性は認められない。	R6.7.31	無		
6	大阪府	知事	違法・不当に公金の賦課・徴収を怠る事実	協力金の返還請求後、漫然と公金の回収を怠っていることが違法な不作為であるとして取戻しを行うこと	R6.9.6	1	R6.9.26	請求人欠席	棄却		違法又は不当に公金の回収行為を怠る不作為があったとはいえない。	R6.10.23	無		
7	大阪府	知事・教育委員会	違法・不当な公金の支出・違法・不当に公金の賦課・徴収を怠る事実	授業アンケート集計ミスに起因する再度の勤務成績の評定の実施、勤勉手当等の精算、関係職員に対する被害回復措置費用の求償等	R7.1.7	1			却下		令和3年度授業アンケートシステムに係る請求は、請求期間を徒過。令和6年度に、この委託等に関連した財務会計行為はなく、財務会計行為を行わなかったことは違法又は不当ではないことから、違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実はない。	R7.2.17	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		7件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	6件						
								却下	1件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件			無	7件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	兵庫県	知事	新型コロナウイルス感染症対策にかかる違法な発生届と国予算の返還について	違法な手段で獲得した予算を国に返還すること	R5.4.13	4			却下		財務会計行為の違法・不当性が具体的に記載されていない。	R5.4.26	無		
2	兵庫県	県警職員・知事	警察官等の給与返還請求	県警職員及び県幹部職員に対する給与の返還請求を行い、将来の給与支給を差止めること	R6.3.29	1	R6.4.26	口頭陳述	一部棄却・一部却下		給与返還の根拠となる処分を何ら受けていない。	R6.5.22	無		
3	兵庫県	知事	県職員等の給与返還請求	県職員に対する給与の返還請求を行い、将来の給与支給を差止めること	R6.4.23	1			却下		財務会計行為の違法・不当性が具体的に記載されていない。	R6.5.22	無		
4	兵庫県	知事	潮芦屋契約差し止め請求	土地等譲渡契約を差止めること	R6.11.25	6			取下げ				無		
5	兵庫県	知事	情報漏洩第三者委差し止め請求	第三者委員会に係る費用の返還あるいは差止めを求めること	R7.2.18	1			却下		財務会計行為の違法・不当性が具体的に記載されていない。	R7.3.19	無		
6	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.25	1			却下		事実証明書の添付がない。	R7.4.21	無		
7	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.25	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
8	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.25	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
9	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.26	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
10	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.26	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
11	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.26	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
12	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.26	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
13	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.26	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
14	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.27	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
15	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.27	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
16	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.27	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
17	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.27	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
18	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.28	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
19	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.28	2	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
20	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.28	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
21	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.28	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
22	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.28	1	R7.4.7	陳述書	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
23	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.2.28	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
24	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.3	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
25	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.3	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
26	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.3	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
27	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.3	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
28	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.3	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
29	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.3	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
30	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.3	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
31	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.3	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
32	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.3	1			却下		事実証明書の添付がない。	R7.4.21	無		
33	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.4	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
34	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.4	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
35	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.5	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
36	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.5	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
37	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.5	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
38	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.5	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
39	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.6	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
40	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.10	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
41	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.10	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
42	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.10	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
43	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.10	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
44	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.11	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
45	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.13	1			却下		事実証明書の添付がない。	R7.4.21	無		
46	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.13	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
47	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.18	1	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
48	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.24	2	R7.4.7	口頭陳述	棄却		給与返還の根拠となる勤務していない時間の算定が不可能である。	R7.4.21	無		
49	兵庫県	知事	県民局長給与返還請求	県幹部職員の遺族に対する給与の返還請求を行うこと	R7.3.26	1			却下		事実証明書の添付がない。	R7.4.21	無		
計		49件						認容 0件 一部認容 0件 棄却 40件 却下 7件 一部棄却・一部却下 1件 取下げ 1件 合議不調 0件 その他 0件					有 0件 無 49件		
1	奈良県	知事	違法な境界確定処分	境界確定処分を取り消し、改めて境界確定を行うとともに県有地の占有者に対し引き渡しを要求すること	R6.4.22	1	R6.5.17	口頭陳述	棄却		違法・不当に財産の管理を怠る事実があると明らかには認められない。	R6.6.19	有	1	
2	奈良県	知事	河川敷の不法占有	不法占有者に対して、立ち退きや原状回復を命令すること	R6.11.27	1			却下		地方自治法第２４２条第１項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」における「財産の管理」という要件に該当するとは認められない。	R7.1.22	有	2	

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	奈良県	知事	K-POPコンサート	K-POPコンサートの即刻中止、もしくは対象アーティストの見直しをすること	R6.12.13	2			却下		文化交流イベントが違法になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているとは判断できない。	R7.1.30	無		
4	奈良県	知事	K-POPコンサート	K-POPコンサートを即刻中止すること	R6.12.21	1			却下		文化交流イベントが違法になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているとは判断できない。	R7.1.30	無		
5	奈良県	知事	令和5年度の違法・不当な政務活動費	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R7.1.6	1			一部棄却・一部却下		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。また、請求期間を徒過しているものについては却下。	R7.3.5	無		
計		5件						認容	0件			有	2件		
								一部認容	0件						
								棄却	1件						
								却下	3件						
								一部棄却・一部却下	1件						
								取下げ	0件			無	3件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	和歌山県	知事	違法・不当な委託料の支出	前知事に対する委託料の返還請求あるいは損害賠償請求を行うこと	R5.4.28	1	R5.6.12	口頭陳述	棄却		委託料の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.7.6	有	1	
2	和歌山県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会会派に対する政務活動費の返還請求あるいは損害賠償請求を行うこと	R6.2.2	1	R6.2.26	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.3.28	無		
3	和歌山県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求あるいは損害賠償請求を行うこと	R7.2.20	1			棄却		議員より政務活動費収支報告書修正依頼書が提出され、対象経費が0円に修正された。	R7.4.10	無		
計		3件						認容	0件			有	1件		
								一部認容	0件						
								棄却	3件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件			無	2件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	鳥取県	知事	違法・不当な郵便料金の支出	職員に対する配達証明郵便と特定記録郵便との料金の差額の返還請求を行うこと	R6.8.5	1			却下		違法または不当であることが具体的に適示されていない。	R6.9.12	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
2	鳥取県	監査委員	違法・不当な郵便料金の支出	職員に対する配達証明郵便と特定記録郵便との料金の差額の返還請求を行うこと	R6.8.22	1			却下		違法または不当であることが具体的に適示されていない。	R6.9.12	無		
3	鳥取県	知事	違法・不当な郵便料金の支出	職員に対する配達証明郵便と特定記録郵便との料金の差額の返還請求を行うこと	R6.9.11	1	R6.10.25	口頭陳述	棄却		配達証明郵便の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.11.11	無		
4	鳥取県	知事 監査委員	違法・不当な郵便料金の支出	職員に対する配達証明郵便と特定記録郵便との料金の差額の返還請求を行うこと	R6.9.17	1			却下		棄却した請求と同一の理由により重ねて請求を行うもの。	R6.11.11	無		
5	鳥取県	知事	違法・不当な郵便料金の支出	職員に対する配達証明郵便と特定記録郵便との料金の差額の返還請求を行うこと	R6.9.24	1			却下		棄却した請求と同一の理由により重ねて請求を行うもの。	R6.11.11	無		
6	鳥取県	知事	違法・不当な郵便料金の支出	職員に対する特定記録郵便と普通郵便との料金の差額の返還請求を行うこと	R6.9.26	1			却下		棄却した請求と同一の理由により重ねて請求を行うもの。	R6.11.11	無		
7	鳥取県	知事	違法・不当な郵便料金の支出	職員に対する注意義務を怠たり、不要な支出となった郵便料金の返還請求を行うこと	R6.9.30	1	R6.10.25	口頭陳述	棄却		施行文書の不備の原状回復を図るため正当な文書を送付することに違法・不当な点は認められない。	R6.11.11	無		
8	鳥取県	知事	違法・不当な郵便料金の支出	職員に対する配達証明郵便と特定記録郵便との料金の差額の返還請求を行うこと	R6.10.4	1			却下		棄却した請求と同一の理由により重ねて請求を行うもの。	R6.11.11	無		
9	鳥取県	知事	損害賠償請求権の管理の怠り	国道改良工事の契約不適合責任に基づく受注者に対する損害賠償請求を行うこと	R7.3.4	1	R7.3.26	口頭陳述	その他						R7.3.31現在、監査中
計		9件						認容 0件 一部認容 0件 棄却 2件 却下 6件 一部棄却・一部却下 0件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 1件				有 無	0件 8件		
1	島根県	知事外	県道の違法廃道及び林道事業の実施	・廃道にした区間を県道として管理すること ・林業事業にかかった公金を返還させること	R6.11.18	1			却下		・財務会計上の行為ではない。 ・財務会計上の行為の違法または不当の具体的な理由の摘示がない。	R6.12.10	有	1	

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		1件						認容	0件			有	1件		
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	1件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件			無	0件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	広島県	知事	違法・不当な補助金の支出	相手方に補助金を返還させること	R5.8.14	1			棄却		補助金の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.9.29	無		
2	広島県	教育長	違法・不当なタクシー代の支出	教育長に対する損害賠償請求を行うこと	R5.9.4	8			却下		請求期間を徒過している。	R5.9.29	無		
3	広島県	知事	違法・不当な給料表	違法・不当な給料表を是正すること	R5.12.25	1			却下		財務会計上の行為に当たらない。	R6.1.31	無		
4	広島県	教育長 知事	違法な売買契約・委託契約の締結、謝金の支出	教育長及び知事に対する損害賠償請求を行うこと	R6.1.25	8	R6.2.15	口頭陳述	一部棄却・一部却下		売買契約、委託契約、謝金の支出に違法・不当な点は認められない。 請求期間を徒過している。	R6.3.21	有	2	
5	広島県	知事	違法・不当な旅費の支出	違法・不当な旅費を返還させること	R6.3.15	1			棄却		旅費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.4.26	無		
6	広島県	知事	職務専念義務違反	職務に従事していなかった時間の給与を返還させること	R6.9.2	1	R6.9.30	口頭陳述	棄却		職務専念義務違反は認められない。	R6.10.31	無		
7	広島県	知事	違法・不当な給料表	違法・不当な給料表を是正すること	R6.10.24	1			却下		財務会計上の行為に当たらない。	R6.11.15	無		
計		7件						認容	0件			有	1件		
								一部認容	0件						
								棄却	3件						
								却下	3件						
								一部棄却・一部却下	1件						
								取下げ	0件			無	6件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	山口県	知事	違法な送料及び従事職員給与の支出	送料及び従事職員給与の返還を行うこと	R5.6.6	33			却下		財務会計上の行為の違法・不当や、それによって発生した損害について摘示していない。	R5.7.10	有	1	
2	山口県	知事等	違法・不当に財産である債権の管理を怠る	市税務担当職員に、個人県民税損害分の弁済を求め収納することを、監査委員は知事に対して勧告すること	R5.10.24	1			却下		市職員に対して弁済を求め得る県の財産と認められる具体的な債権を有していることを、相当程度認定するに足りる具体的客観的な根拠を示しているとは認められない。	R5.11.28	無		
3	山口県	課長等	無駄な工事費の支出	工事に関係した者で損害分全額を弁償すること	R6.2.16	1			却下		財務会計行為の違法性・不当性の根拠について、憶測や主観だけでなく、具体的客観的に示すよう補正を求めたが、摘示されるには至らなかった。	R6.3.26	無		
4	山口県	知事等	違法不当な契約の締結	知事等に損害額を請求すること	R7.3.14	7			その他						R7.3.31現在監査中
計		4件						認容	0件			有	1件		
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	3件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	1件			無	2件		
1	徳島県	知事	違法な公金の支出	相手方に対し診療報酬の返還請求を行うこと	R5.10.11	1			却下		知事の財務会計行為でない。	R5.11.6	無		
2	徳島県	知事	違法な契約の締結	職員に対し損害賠償請求を行うこと	R5.11.24	1	R6.1.12	口頭陳述	認容	違法	関係職員に対し損害賠償請求を行うこと。	R6.1.19	無		
計		2件						認容	1件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	1件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件			無	2件		
1	香川県	知事	違法・不当な公金の支出	県議会議員の議員派遣に係る支出の差し止め	R5.8.28	2	R5.9.12	口頭陳述	棄却		主張には理由がないものと判断	R5.10.11	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
2	香川県	知事及び議長	違法・不当な公金の支出	県議会議員による違法・不当な海外旅行の中止	R5.9.21	1			棄却		主張には理由がないものと判断	R5.10.31	無		
3	香川県	知事及び随行者	違法・不当な公金の支出	香川県知事及び旅行者による違法・不当な海外旅行の費用の減額	R5.10.6	1			棄却		主張には理由がないものと判断	R5.10.31	無		
4	香川県	知事	違法・不当な公金の支出	県議会議員の議員派遣に係る支出の返還	R6.4.12	1	R6.4.25	口頭陳述	棄却		主張には理由がないものと判断	R6.5.29	無		
5	香川県	知事	財産の管理を怠る事実（令和４年度の政務活動費）	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R6.6.28	2	R6.8.5	口頭陳述	一部棄却・一部却下		主張には理由がないものと判断	R6.8.30	無		
6	香川県	知事	違法・不当な契約の締結・履行	相手方と県との委託契約解除等の請求	R6.9.2	1			却下		違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に適示していないと判断	R6.10.10	無		
計		6件						認容 0件 一部認容 0件 棄却 4件 却下 1件 一部棄却・一部却下 1件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 0件					有 0件 無 6件		
1	愛媛県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと。	R5.12.26	1	R6.2.1	口頭陳述	棄却		違法性又は不当な点は認められない。	R6.2.22	有	1	
2	愛媛県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと。	R7.3.28	1	R7.4.15	口頭陳述	その他						R7.3.31現在監査中
3	愛媛県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと。	R7.3.28	1	R7.4.15	口頭陳述	その他						R7.3.31現在監査中
4	愛媛県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと。	R7.3.31	1	R7.4.15	口頭陳述	その他						R7.3.31現在監査中

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
5	愛媛県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと。	R7.3.31	1	R7.4.15	口頭陳述	その他						R7.3.31現在監査中
6	愛媛県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと。	R7.3.31	1	R7.4.15	口頭陳述	その他						R7.3.31現在監査中
計		6件						認容	0件			有	1件		
								一部認容	0件						
								棄却	1件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	5件			無	0件		
1	高知県	知事	違法・不当な補助金の支出	補助金を県に返還させること	R7.1.7	1	R7.1.31	口頭陳述	棄却		本件補助金について、知事が補助金の交付決定を取り消す要件に該当するとは認められない。	R7.3.7	無		
2	高知県	知事	違法・不当な補助金の支出	補助金を県に返還させること	R7.1.14	1	R7.1.31	口頭陳述	棄却		本件補助金について、知事が補助金の交付決定を取り消す要件に該当するとは認められない。	R7.3.7	無		
3	高知県	知事	違法・不当な補助金の支出	補助金を県に返還させること	R7.1.14	1	R7.1.31	口頭陳述	棄却		本件補助金について、知事が補助金の交付決定を取り消す要件に該当するとは認められない。	R7.3.7	無		
計		3件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	3件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件			無	3件		
1	福岡県	知事	違法・不当な決裁による支出	原因の究明、再発防止策の提言を行うこと	R5.12.25	1			棄却		財務事務処理は適正に行われており、県に損害が生じているとはいえない。	R6.2.26	有	1	
2	福岡県	知事	生活保護法第11条に規定する生業扶助の不支給	生活保護法第11条に規定する生業扶助の支給	R6.6.18	1			却下		財務会計上の行為の違法・不当と判断する理由等の請求要件を個別具体的に摘示していない。	R6.7.29	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	福岡県	教育委員会 委員長	違法・不当な財産の管理	適正な収納場所の確保等を行うこと	R6.9.11	1	R6.10.18	文書受領	一部棄却・一部却下		【棄却…請求対象物のうち県の財産であるもの】 適正に管理されており、県に損害が生じているとはいえない。 【却下…請求対象物のうち県の財産でないもの】 監査請求の対象とならない。	R6.11.8	無		
計		3件						認容 一部認容 棄却 却下 一部棄却・一部却下 取下げ 合議不調 その他	0件 0件 1件 1件 1件 0件 0件 0件			有 無	1件 2件		
1	佐賀県	知事	財産の管理を怠る違法、不当な行為	九州防衛局に対して県有地使用料等の請求を求めること	R6.2.21	72	R6.3.21	口頭陳述	棄却		請求人が主張する違法・不当な点は認められない。	R6.4.19	有	1	
計		1件						認容 一部認容 棄却 却下 一部棄却・一部却下 取下げ 合議不調 その他	0件 0件 1件 0件 0件 0件 0件 0件			有 無	1件 0件		
1	大分県	知事	違法・不当な契約の締結（財産貸付料の免除）	貸付料を免除しない契約に改めること	R5.10.13	1			棄却		請求に理由がない（本件貸付契約の締結は違法又は不当なものとはいえない）。	R5.12.11	無		
計		1件						認容 一部認容 棄却 却下 一部棄却・一部却下 取下げ 合議不調 その他	0件 0件 1件 0件 0件 0件 0件 0件			有 無	0件 1件		
1	沖縄県	知事	不当な公の施設の人件費の積算	人件費の確認、所要の措置及び管理運営状況の確認を行うこと	R7.3.31	1			却下		不当な財務会計上の行為又は怠る事実を対象としているとは認められない。	R7.5.13	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		1件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	1件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件			無	1件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
合計		246件						認容	1件			有	29件		
								一部認容	1件						
								棄却	100件						
								却下	118件						
								一部棄却・一部却下	12件						
								取下げ	5件			無	209件		
								合議不調	0件						
								その他	9件						

イ　住民監査請求　（令和５年３月３１日以前に請求があり、令和５年４月１日現在監査中であったもの）

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	宮城県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県の被った損害を補填するために必要な措置をとるように勧告すること	R5.3.24	1	R5.4.14	口頭陳述	棄却		政務活動費を充当したことについては、違法・不当とは認められない。	R5.5.22	有	1	
計		1件						認容	0件				有	1件	
								一部認容	0件						
								棄却	1件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	福島県	求償権の行使を怠る管理者	求償権の不行使	債務不履行責任を負う事業者に対する損害賠償請求を行うこと	R5.3.20	1			却下		R5.1.3付けで請求（却下）と同一内容の請求であり、却下を踏まえた住民訴訟も係属中であるため。	R5.5.19	無		
計		1件						認容	0件				有	0件	
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	1件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	群馬県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R5.2.17	1	R5.3.20	口頭陳述	一部棄却・一部却下		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。 請求期間を徒過している。	R5.4.17	有	1	
計		1件						認容	0件				有	1件	
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	1件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件						

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	埼玉県	知事	違法不当な政務活動費の支出	県議会議員会派に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R5.3.20	1	R5.4.19	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.4.28	有	1	
計		1件						認容	0件			有	1件		
								一部認容	0件						
								棄却	1件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件			無	0件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	千葉県	知事	違法な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還を求めること及び支出を差止めること	R5.2.24	1			却下		違法性又は不当性について具体的な理由の適示がない。	R5.4.5	無		
2	千葉県	知事	違法な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還を求めること	R5.3.1	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.4.5	無		
3	千葉県	知事	税の賦課徴収の懈怠	一法人に対する税の賦課徴収を行うこと	R5.3.14	1			却下		財務会計上の行為等について個別的、具体的な適示がない。	R5.4.27	無		
4	千葉県	企業局長	現金の管理	釣銭の準備を行うこと	R5.3.31	1			却下		財務会計上の行為等に係る請求ではない。	R5.4.27	無		
計		4件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	4件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件			無	4件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	東京都	知事	違法不当な公金の支出	委託料の返還等	R5.2.21	1	R5.4.4	口頭陳述	棄却		各精算は過大な金額とは認められない	R5.4.20	有	5,6,7	
2	東京都	知事	違法不当な公金の支出	委託料の返還等	R5.2.27	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R5.4.27	無		

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述			監査結果等			住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	東京都	知事	違法不当な公金の支出	委託料の返還等	R5.3.6	1	R5.4.13	口頭陳述	棄却		委託料の概算払等に違法不当な点は認められない	R5.5.1	有	9	
4	東京都	知事	違法不当な公金の支出	委託料の返還等	R5.3.6	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R5.5.1	無		
5	東京都	知事	違法不当な公金の支出	委託料の返還等	R5.3.6	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R5.5.1	無		
6	東京都	知事	違法不当な公金の支出	委託料の返還等	R5.3.20	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R5.5.18	無		
7	東京都	知事	違法不当な公金の支出	委託料の返還等	R5.3.20	1			却下		期間徒過、一事不再理	R5.5.18	無		
8	東京都	知事	違法不当な公金の支出	委託料の返還等	R5.3.27	1			却下		違法性・不当性の摘示がない、期間徒過	R5.5.22	無		
9	東京都	知事	違法不当な公金の支出	交付金の返還等	R5.3.29	1			却下		違法性・不当性の摘示がない	R5.5.22	有	2,3,4	
計		9件						認容	0件			有	3件		
								一部認容	0件						
								棄却	2件						
								却下	7件			無	6件		
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件						

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	神奈川県	知事及び県職員	都市再開発事業補助金に関する損害賠償請求等	損害賠償請求権の行使による損害補塡を行うこと	R5.3.28	1			棄却		損害発生の事実が認められないため、損害賠償請求権は存在しないことから、財産の管理を怠る事実はない。	R5.5.22	有	1	
計		1件						認容	0件			有	1件		
								一部認容	0件						
								棄却	1件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件			無	0件		
								その他	0件						
1	愛知県	議会事務局長	違法・不当に政務活動費の返還請求を怠る事実	政務活動費の返還請求	R5.2.24	1		希望せず	認容	不当	政務活動費のうち、事務所費の賃借料として充当した額の返還を請求することを勧告する。	R5.4.20	無		
2	愛知県	議会事務局長	違法・不当に政務活動費の返還請求を怠る事実	政務活動費の返還請求	R5.2.24	1		希望せず	認容	不当	政務活動費のうち、当該県外活動に係る調査研究費として充当した額の返還を請求することを勧告する。	R5.4.20	無		
計		2件						認容	2件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件			無	2件		
								その他	0件						
1	三重県	学校長	県立学校施設及び駐車場の利用料等の未徴収	県立学校施設及び駐車場の利用料等を徴収すること	R5.2.20	1			棄却		違法又は不当な事実があるとまでは認められない。	R5.4.17	無		
2	三重県	教育長	県立学校に設置された産業医に対する不当な公金の支出	県立学校に設置された産業医に対する支出金額を弁済すること	R5.3.2	1			却下		違法又は不当であるとする具体的な理由あるいは事実が明確に示されていない。	R5.4.17	無		
計		2件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	1件						
								却下	1件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件						
								合議不調	0件			無	2件		
								その他	0件						

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	大阪府	知事	違法・不当な公金の支出	政務活動費の違法・不当な支出に係る不当利得返還請求及び損害賠償請求	R5.3.16	1	R5.4.19	請求人欠席	棄却		当該支出に違法性・不当性は認められない。	R5.5.11	無		
2	大阪府	関係職員	違法・不当に財産の管理を怠る事実	違法・不法に財産の管理を怠る事実に係る被害回復措置請求	R5.3.22	1	R5.4.19	口頭陳述	棄却		所属長の指示なく物品が搬出されたこと等は不適切な財産の管理であると言わざるを得ないが、府に損害は生じていない。	R5.5.18	無		
計		2件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	2件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件						
								取下げ	0件			無	2件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	広島県	知事	違憲・違法な補助金の支出	違憲・違法な補助金支出の差し止め	R5.2.28	1			棄却		請求人が主張する違法・不当な事実が確認できない。	R5.4.28	無		
2	広島県	知事	県契約規則に反した設計及び予定価格の決定に基づく契約の締結	相手方から委託料を返還させること	R5.3.3	1	R5.3.27	口頭陳述	棄却		県契約規則に反した設計及び予定価格の決定とは認められない。	R5.4.28	無		
3	広島県	教育長	ＮＰＯ法人との取引についての違法・不当な弁護士調査費用及び官製談合防止法違反 違法・不当なタクシー代支出	ＮＰＯ法人との取引及び弁護士調査に要した経費、タクシー代について損害賠償すること	R5.3.7	10	R5.3.29	口頭陳述	一部棄却・一部却下		県に損害が発生しているとは認められない。 一部請求期間を徒過している。	R5.4.28	有	1	
4	広島県	教育長	違法な交通費の支出	違法な交通費を返還させること	R5.3.15	1			却下		財務会計上の行為の違法性等の摘示がない。	R5.4.28	無		
計		4件						認容	0件			有	1件		
								一部認容	0件						
								棄却	2件						
								却下	1件						
								一部棄却・一部却下	1件						
								取下げ	0件			無	3件		
								合議不調	0件						
								その他	0件						

番号	都道府県名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
		請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	香川県	知事	財産の管理を怠る事実（令和３年度の政務活動費）	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R5.3.14	2	R5.4.28	口頭陳述	一部棄却・一部却下		主張には理由がないものと判断	R5.5.26	無		
計		1件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	0件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	1件			無	1件		
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	高知県	知事関係職員	知事の違法行為による災害に対する山地災害防止事業の実施	公金を支出しない形で山地災害防止工事を実施すること	R5.2.15	1	R5.3.24	口頭陳述	棄却		災害の原因に違法性はない。	R5.4.14	無		
計		1件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	1件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件			無	1件		
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件						
1	大分県	知事	違法・不当な公金の支出（委託料のうち架空の経費の支出及び不適格者への補助金の支出）	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R5.2.6	1	R5.3.16	口頭陳述	棄却		請求に理由がない。	R5.4.6	無		
計		1件						認容	0件			有	0件		
								一部認容	0件						
								棄却	1件						
								却下	0件						
								一部棄却・一部却下	0件			無	1件		
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件						
合計		31件						認容	2件			有	8件		
								一部認容	0件						
								棄却	12件						
								却下	14件						
								一部棄却・一部却下	3件			無	23件		
								取下げ	0件						
								合議不調	0件						
								その他	0件						

ウ　住民訴訟　（令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間に提起されたもの）

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無	経過	第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果						
1	宮城県	知事に対して、政務活動費に係る県議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R5.6.22	○							○	地裁係属中	現在、仙台地裁係属中							
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												0件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												1件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	山形県	知事に対して、政務活動費に係る県議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R6.5.27	○							○	地裁係属中	山形地裁係属中							
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												0件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												1件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	福島県	知事に対して、借上げ住宅の過誤払いに係る事業者に対する損害賠償請求を怠っている事実の違法確認を行うとともに、事業者への損害賠償請求を求めるもの	R5.11.2	○						○	○	高裁係属中	R6.12.17福島地裁請求棄却 R7.6.18仙台高裁控訴棄却 R7.7.7上告受理の申立通知							
2	福島県	知事に対して、不法行為（贈賄等）による事業者への損害賠償請求を怠るものとして、違法確認を求めるもの	R6.1.8	○						○		地裁係属中	福島地裁係争中							
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	1件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												0件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												2件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	茨城県	令和５年度茨城県鳥獣被害防止総合対策補助金に係る公金の支出が違法であるとして、知事に対して、当該補助金事業を所掌する職員に賠償命令をすることを求めるもの	R6.11.25	○							○	地裁係属中	水戸地裁係属中							

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無	経過	第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果						
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												0件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												1件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	群馬県	知事に対して、政務活動費に係る県議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R5.5.15	○							○	確定	R6.1.24原告訴えの取下げ							
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	埼玉県	県議会議員会派に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R5.5.25	○							○	確定	R6.6.26さいたま地裁 請求の一部を認容 その余の請求棄却	請求一部認容	○					
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定	請求認容	0件	1件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	1件						
												係属中	請求棄却	0件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	千葉県	違法な政務活動費を支出したことにより県に損害を負わせたとして、損害額を請求するよう知事に求めるもの	R5.5.22	○							○	確定	R6.2.6千葉地裁 請求一部却下一部棄却 R6.8.7東京高裁控訴棄却 R7.2.12最高裁 上告棄却、上告不受理	請求棄却						
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	1件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	東京都	都が原告から適法な支払請求を受けたにも関わらず適切な支払処理を怠ったとして、「財産の管理を怠る事実」（地方自治法２４２条第１項）であるとして、その違法確認を求めるもの	R6.1.4			○				○		高裁 係属中	R6.9.12東京地裁請求却下 R7.2.26東京高裁請求棄却 R7.3.14上告提起、上告受理申立て							

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請　求	第242条の２第１項第２号による請　求	第242条の２第１項第３号による請　求	第242条の２第１項第４号による請　求		経過	結果			経過			
2	東京都	都が支出した交付金については、①交付対象の事業ではないものに対して交付金を支出した、②交付対象の事業であったとしても、補助対象経費に当たらない経費等について交付金を支出している、といった理由から違法であるとして、相手方及び知事に対して損害賠償請求等を行うことを義務付けるよう求めるもの	R5.8.21			○					○	地裁係属中	東京地裁係属中							
3	東京都	都が支出した交付金については、①交付対象の事業ではないものに対して交付金を支出した、②交付対象の事業であったとしても、補助対象経費に当たらない経費等について交付金を支出している、といった理由から違法であるとして、相手方及び知事に対して損害賠償請求等を行うことを義務付けるよう求めるもの	R5.8.15			○					○	地裁係属中	東京地裁係属中							
4	東京都	都が支出した交付金については、①交付対象とならない経費に支出している、②必要のない概算払いをした、などと主張して、相手方及び知事に対して損害賠償請求等を行うことを義務付けるよう求めるもの	R5.7.13			○					○	地裁係属中	東京地裁係属中							
5	東京都	都が支出した委託料について、支出の事実がなく、本件事業の実施に必要なく、又は要綱に反して支払われ違法であるとして、相手方及び知事に対して損害賠償請求等を行うことを義務付けるよう求めるもの	R5.6.1	○							○	地裁係属中	東京地裁係属中							

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
6	東京都	都が支出した委託料については、支出の事実がなく、又は本件事業の実施に必要なく違法であるとして、相手方及び知事に対して、損害賠償請求等を行うことを義務付けるよう求めるもの	R5.6.13	○							○	地裁係属中	東京地裁係属中							
7	東京都	都が支出した委託料について、支出の事実がなく、又は本件事業の実施に必要なく違法であるとして、相手方及び知事らに対して、損害賠償請求等を行うことを義務付けるよう求めるもの	R5.6.2	○							○	地裁係属中	東京地裁係属中							
8	東京都	都が支出した交付金について、①交付対象の事業ではないものに対して交付金を支出した、②交付対象の事業であったとしても、補助対象経費に当たらない経費等について交付金を支出している、といった理由から違法であるとして、相手方及び知事らに対して、損害賠償請求等を行うことを義務付けるよう求めるもの	R6.7.19			○					○	地裁係属中	東京地裁係属中							
9	東京都	都が委託料を概算払したことなどが違法であり、他の事業と重複して本件事業を実施していることなどから、本件事業に係る委託料を受け取ったことが要綱に反し違法であるなどとして、相手方及び知事に対して、損害賠償請求等を行うことを義務付けるよう求めるもの	R5.6.8	○							○	地裁係属中	東京地裁係属中							
10	東京都	都が概算払をした委託料の額や清算に違法があるなどとして、相手方及び知事に対して、損害賠償請求等を行うことを義務付けるよう求めるもの	R6.8.20			○					○	地裁係属中	東京地裁係属中							

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請　求	第242条の２第１項第２号による請　求	第242条の２第１項第３号による請　求	第242条の２第１項第４号による請　求		経過	結果			経過			
11	東京都	都が概算払をした委託料の額や清算に違法があるなどとして、相手方及び知事に対して、損害賠償請求等を行うことを義務付けるよう求めるもの	R6.8.28			○					○	地裁係属中	東京地裁係属中							
12	東京都	都が概算払をした委託料の額や清算に違法があるなどとして、相手方及び知事に対して、損害賠償請求等を行うことを義務付けるよう求めるもの	R6.8.29			○					○	地裁係属中	東京地裁係属中							
13	東京都	都が概算払をした委託料の額や清算に違法があるなどとして、相手方及び知事に対して、損害賠償請求等を行うことを義務付けるよう求めるもの	R6.8.16			○					○	地裁係属中	東京地裁係属中							
14	東京都	某労働組合役員に支給した給与が、勤務時間中の組合活動に対するものであるとして、当該支給の違法確認を求めるとともに、当該給与（86.6万円）の返還請求を求める。	R5.10.16	○							○	高裁係属中	R7.2.12東京地裁一部棄却・一部却下 東京高裁係属中							
計		14件		5件	0件	9件	0件	0件	0件	1件	13件	確　定 0件 係属中 14件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	神奈川県	知事に対して、市街地再開発事業に関し県が市街地再開発組合に支払った補助金について、補助金要綱に特定の条項を設けることを怠ったことの違法を確認するとともに、知事や相手方らに対し、損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.6.19	○						○	○	高裁係属中	R7.2.26　横浜地裁請求一部棄却・一部却下 東京高裁係属中							

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請　求	第242条の２第１項第２号による請　求	第242条の２第１項第３号による請　求	第242条の２第１項第４号による請　求		経過	結果			経過			
2	神奈川県	高校の部活動の練習中に、発生した事故の被害生徒が県に対して国家賠償請求訴訟を提起し、その後に裁判上で和解した事件について、教諭らに重大な過失があるにもかかわらず、県が当該教諭らに対して国家賠償法上の求償を求めないことの違法の確認を求めるもの	R5.10.3	○						○		確定	R6.9.9　横浜地裁請求棄却	請求棄却						
3	神奈川県	県が契約した業務委託に関し、入札条件を満たしていない事業者と契約したとして、相手方及び職員に対し、それぞれ不当利得返還請求、損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.10.25	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
4	神奈川県	裁判上の和解の内容に係る支出が違法であるとして、知事に対して、県警本部長等への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.12.9	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
計		4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	3件	確　定 1件 係属中 3件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	石川県	県議会議員に対する令和４年度政務活動費返還請求	R6.2.2	○							○	最高裁係属中	R6.9.20金沢地裁請求棄却 R7.3.12名古屋高裁金沢支部請求棄却 最高裁係属中							
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確　定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	岐阜県	知事に対して、違法な公金支出に係る相手方（知事等）への損害賠償請求又は損害賠償命令を行うことを求めるもの	R5.4.25	○							○	地裁係属中	岐阜地裁係属中							
2	岐阜県	知事に対して、違法な公金支出に係る相手方（知事等）への損害賠償請求又は損害賠償命令を行うことを求めるもの	R6.4.25	○							○	地裁係属中	岐阜地裁係属中							

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無	経過	第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果						
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												0件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												2件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	静岡県	知事に対して、不動産鑑定に係る支出の相手方への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R5.11.16	○							○	地裁係属中	静岡地裁係属中							
2	静岡県	知事に対して、不動産鑑定に係る支出の相手方への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R6.1.10	○							○	地裁係属中	静岡地裁係属中							
3	静岡県	知事に対して、不動産鑑定に係る支出の相手方への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R6.11.20	○							○	地裁係属中	静岡地裁係属中							
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												0件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												3件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	愛知県	知事等に対する児童相談所のシステム改修に係る支出の差止請求	R6.12.28	○				○				地裁係属中	名古屋地裁係属中							
計		1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												0件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												1件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	滋賀県	知事に対して、違法な使用料の支出に係る知事への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.6.14	○							○	地裁係属中	大津地裁係属中							
2	滋賀県	知事に対して、違法な物品処分決定に係る職員への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R7.2.8	○							○	地裁係属中	大津地裁係属中							
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												0件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												2件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	奈良県	知事に対して、境界確定の取消し等を求めるもの	R6.7.17	○					○	○	○	地裁係属中	奈良地裁係属中							

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
2	奈良県	知事に対して、不当利得の返還を請求するよう求めるもの	R7.2.20	○							○	地裁係属中	奈良地裁係属中							
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	2件	確　定 0件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	和歌山県	知事に対して、前知事への委託料の返還請求を行うことを求めるもの	R5.8.4	○							○	確定	R6.2.16 和歌山地裁一部棄却・一部却下 R6.9.6　大阪高裁請求棄却（追加請求は却下） R7.2.6　最高裁請求棄却	請求棄却						
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確　定 1件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	島根県	知事に対して、違法な林道事業の損害賠償請求を行うことを求めるもの	R7.1.31	○							○	地裁係属中	松江地裁係属中							
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確　定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	広島県	知事及び教育長に対して、違法な契約及び公金の支出に係る前教育長個人及び各支出等の決裁を行った職員に対し、損害賠償請求又は賠償命令を求めるもの	R5.5.30	○							○	地裁係属中	広島地裁係属中							
2	広島県	知事に対して、違法な契約及び公金の支出に係る前教育長個人及び各支出等の決裁を行った職員に対し、損害賠償請求又は賠償命令を求めるもの	R6.4.19	○							○	地裁係属中	広島地裁係属中							
3	広島県	知事に対して、違法な公費の支出に係る担当職員への賠償命令を行うことを求めるもの	R5.5.19	○							○	確定	R6.2.5広島地裁請求棄却	請求棄却						

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請　求	第242条の２第１項第２号による請　求	第242条の２第１項第３号による請　求	第242条の２第１項第４号による請　求		経過	結果			経過			
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	確　定 1件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	山口県	知事に対する違法な公金支出の返還を求める請求（送料及び従事職員給与）	R5.8.7	○							○	高裁 係属中	R6.11.6山口地裁一部棄却・一部却下 広島高裁係属中							
2	山口県	知事に対する違法な公金支出の返還を求める請求（知事等の護国神社参拝）	R5.4.27	○							○	地裁 係属中	山口地裁係属中							
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	確　定 0件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	愛媛県	知事に対して、政務活動費に係る県議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R6.3.22	○							○	高裁 係属中	R7.2.19松山地裁請求棄却 高松高裁係属中							
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確　定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	福岡県	知事に対して、違法・不当な決裁による支出分について、県への損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R6.3.16	○							○	最高裁 係属中	R6.10.16福岡地裁請求棄却 R7.4.25福岡高裁控訴棄却 最高裁判所係属中							
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確　定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	佐賀県	知事の財産の管理を怠る違法、不当な行為であることの確認を求めるもの	R6.5.10	○						○		高裁 係属中	R7.3.21佐賀地裁請求棄却 福岡高裁係属中							
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	確　定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
合計		47件		38件	0件	9件	0件	1件	1件	7件	42件	確　定 6件 係属中 41件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 1件 4件 0件 0件	1件	0件		0件	0件	

エ　住民訴訟　（令和５年３月３１日以前に提起され、令和５年４月１日現在係属中であったもの）

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請　求	第242条の２第１項第２号による請　求	第242条の２第１項第３号による請　求	第242条の２第１項第４号による請　求		経過	結果			経過			
1	北海道	知事に対して、政務活動費に係る道議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R4.3.3	○							○	地裁係属中	現在、札幌地裁係属中							
2	北海道	知事に対して、道所有の建物の解体に係る公金支出の差止めの請求	R4.7.25	○				○				確定	R4.12.20札幌地裁一部棄却、一部却下 R5.6.23札幌高裁棄却	請求棄却						
3	北海道	知事に対して、知事及び道議長の旅費に係る不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R4.11.18	○							○	地裁係属中	現在、札幌地裁係属中							
計		3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	確　定 1件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	宮城県	県は請負業者に対し業務委託契約の代金減額500万円を請求することを求めるもの	R4.3.24	○							○	高裁係属中	R7.3.26仙台地裁請求却下 仙台高裁係属中							
2	宮城県	知事に対して、堤防の管理を怠る事実があることを確認する	R4.9.6	○						○		確定	R5.7.19仙台地裁請求却下 R6.2.7仙台高裁請求棄却	請求棄却						
3	宮城県	知事に対する違法な契約締結に伴う損害金（3,624万円）の請求	R2.12.25	○							○	確定	R5.3.22仙台地裁請求棄却 R5.10.11仙台高裁請求棄却	請求棄却						
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	確　定 2件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 2件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	山形県	知事に対して、政務調査費及び政務活動費に係る県議への不法行為に基づく損害賠償請求又は不当利得に基づく返還請求を行うことを求めるもの	R5.2.21	○							○	確定	R6.7.30山形地裁請求一部認容 R7.1.15仙台高裁請求一部認容	請求一部認容	○					

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定	請求認容	0件	1件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	1件						
												係属中	請求棄却	0件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	福島県	知事に対して、関係職員に対する損害賠償請求を怠っている事実の違法確認を行うとともに、損害賠償責任を請求するよう求めるもの	R4.12.25	○						○	○	高裁 係属中	R6.12.17福島地裁請求棄却 仙台高裁係属中							
2	福島県	知事に対して、収賄・設計価格等漏洩に係る相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.4.18	○						○		地裁 係属中	福島地裁係属中							
3	福島県	知事に対して、システムの不備により県に損害を与えた受託業者に対する損害賠償請求を怠っている事実の違法確認を行うとともに、受託業者への損害賠償請求を求めるもの	R5.2.13	○						○	○	確定	R5.12.21福島地裁請求棄却	請求棄却						
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	2件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	1件						
												2件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	茨城県	県議会会派による政務活動費の支出の一部が違法であるとし、その違法な支出に係る金員（25,845,276円）を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求める請求	H28.7.20	○							○	確定	R5.10.12水戸地裁請求棄却	請求棄却						
2	茨城県	新最終処分場周辺道路整備事業に係る公金の支出に伴う損害金（196,901,960円）について、知事の職にある者に対し賠償請求することを求めるもの	R3.9.24	○							○	地裁 係属中	水戸地裁係属中							
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	1件						
												1件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	栃木県	会派が交付を受けた政務調査費（平成24(2012)年度分）の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めていたもの	H26.8.18	○							○	確定	R2(2020).12.25宇都宮地裁請求一部認容 R6(2024).2.14東京高裁請求一部認容	請求一部認容	○					
2	栃木県	会派が交付を受けた政務活動費（平成28(2016)年度分）の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めていたもの	H30.8.23	○							○	確定	R4(2022).3.31宇都宮地裁請求一部認容 R4(2022).9.28東京高裁請求一部認容 R5(2023).4.13最高裁上告受理申立不受理	請求一部認容	○					
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	確 定	請求認容	0件	2件	0件		0件	0件	
												2件	請求一部認容	2件						
												係属中	請求棄却	0件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	千葉県	知事に対する違法な補助金支出に伴う損害金の請求	H31.2.19	○							○	確定	R5.4.28千葉地裁請求棄却 R6.1.24東京高裁控訴棄却 R6.10.18最高裁 上告棄却、上告不受理	請求棄却						
2	千葉県	知事に対する違法な補助金支出に伴う損害金の請求	R4.9.25	○							○	確定	R6.3.13訴え取り下げ							
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												2件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	1件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	東京都	知事らは、東京都中学校英語スピーキングテスト事業に関して、一切の公金を支出してはならない。	R4.12.8			○		○				地裁係属中	東京地裁係属中							

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
2	東京都	・知事らは、某一般社団法人に対し、委託契約の委託料として不正に取得した金員（約108万円）を都に支払よう請求せよ。 ・知事らは、都の職員らに対し、金員（約108万円）を都に支払よう請求せよ。	R5.2.1	○							○	地裁係属中	東京地裁係属中							
3	東京都	知事は、某マンション管理組合に対し、不正に取得した耐震改修工事の補助金（約1億9千万円）の返還を請求せよ。	R4.12.8			○					○	確定	R5.5.18東京地裁請求却下 R5.12.6東京高裁請求棄却 R6.10.17最高裁上告棄却	請求却下							
4	東京都	都の所有地を特定建築者に売却したことについて、相場より低廉な価格で売却した違法があるなどとして、知事らに対し損害賠償請求すること等を求めたもの	H29.9.13	○							○	確定	R3.12.23東京地裁請求却下・棄却 R5.8.3東京高裁請求棄却 R6.3.27最高裁上告不受理・棄却	請求棄却							
5	東京都	某委員会委員らは都に対し、印刷に係る費用の損害を賠償する責任があるにもかかわらず、都知事は、当該賠償請求を違法に怠っているなどとして、都知事が、上記損害賠償請求しないことの違法確認を求めるもの	R1.8.5			○				○		確定	R4.7.15東京地裁請求棄却 R5.3.7東京高裁請求棄却 R5.11.8最高裁上告棄却	請求棄却							
6	東京都	・某労働組合役員に支給した給与が、勤務時間中の組合活動に対するものであるとして、当該支給の違法確認を求めるとともに、当該給与（200万円）の返還請求を求める。 ・某自動車営業所のバス乗務員は、本来行うべき業務を行っていないにもかかわらず、その分の給与を減額していないとして、当該給与支給の違法確認を求める。	R4.3.4	○						○	○	確定	R6.3.7東京地裁一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下							

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
計		6件		3件	0件	3件	0件	1件	0件	2件	4件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												4件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	2件						
												2件	請求却下	1件						
													一部棄却・一部却下	1件						
1	神奈川県	県職員の自殺に関して提起された国家賠償請求訴訟の結果、和解となった事件について、知事の職にある者及び職員の元上司に対し損害賠償請求しなかったとして、怠る事実の違法確認を求めるもの。	R4.1.10	○						○		確定	R5.6.14横浜地裁一部棄却、一部却下	一部棄却・一部却下						
2	神奈川県	県立高校跡地内の樹木伐採委託事業に係る金員の支払いが違法であるとして、知事の職にある者及び支出命令を行った職員に対して賠償を求めるもの	R4.5.16	○							○	確定	R6.1.17横浜地裁一部棄却、一部却下	一部棄却・一部却下						
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												2件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	2件						
1	新潟県	県営新潟東港物流団地用地の使用貸借及び使用料免除により発生した賃料相当額の損害の補填に必要な措置を講ずることを求めるもの	R4.8.26	○							○	確定	R5.9.27　新潟地裁一部棄却、一部却下	一部棄却・一部却下						
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	1件						
1	富山県	知事に対して、政務活動費に係る県議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R3.12.22				○				○	確定	R5.2.13富山地裁請求棄却 R5.2.27控訴提起 R5.9.13名古屋高等裁判所金沢支部　控訴棄却	請求棄却						
計		1件		0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	1件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	1件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	石川県	県議会議員に対する令和２年度政務活動費返還請求	R4.3.3	○							○	確定	R4.10.11金沢地裁請求棄却 R5.3.15名古屋高裁金沢支部請求棄却 R5.6.22最高裁請求却下	請求棄却						
2	石川県	県議会議員に対する令和３年度政務活動費返還請求	R5.3.3	○							○	確定	R5.11.16金沢地裁請求棄却 R6.4.17名古屋高裁金沢支部請求棄却 R6.9.13最高裁請求却下	請求棄却						
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												2件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	2件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	福井県	政務活動費の返還請求	R4.6.10	○							○	確定	R5.7.12原告が訴えを取り下げ							
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	山梨県	違法契約締結に伴う損害金6,600万円について、知事及び弁護士に対して県への支払の請求	R3.9.8	○							○	最高裁係属中	R6.4.23甲府地裁請求棄却 R6.11.7東京高裁控訴棄却 最高裁係属中							
2	山梨県	不要な契約締結に伴う損害金１億4,300万円について、知事及び弁護士に対して県への支払の請求	R3.9.21	○							○	確定	R6.2.20甲府地裁請求棄却 R6.8.28東京高裁控訴棄却 R7.2.14最高裁上告不受理	請求棄却						
3	山梨県	土地賃貸借契約に係る怠る事実に伴う損害金について、知事等に対して県への支払の請求	H29.10.6	○							○	確定	R4.3.15甲府地裁請求却下 R5.5.25東京高裁控訴棄却	請求却下						
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												2件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	1件						
												1件	請求却下	1件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	長野県	知事他22人の県職員に対し、森林組合の補助金不正受給について県の損害額を支払うよう求めるもの。	H29.12.15		○						○	確定	R4.3.25 長野地裁請求棄却 R5.1.17 東京高裁請求棄却 R5.9.20 最高裁請求棄却	請求棄却						

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
計		1件		0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	1件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	愛知県	知事に対するダム使用権設定申請の取下げをしないことの違法確認請求及び企業庁長に対する水道用水に係る負担金支出の差止請求	H30.5.23	○				○		○		確定	R4.3.24名古屋地裁請求一部棄却・一部却下 R4.11.25名古屋高裁請求棄却 R5.5.10最高裁上告棄却及び上告受理申立却下	一部棄却・一部却下						
2	愛知県	知事に対する国庫補助金減額等に伴う損害賠償請求権行使の請求	R2.10.2	○							○	確定	R5.3.27名古屋地裁請求棄却 R5.10.27名古屋高裁請求棄却 R6.4.26最高裁上告棄却及び上告受理申立却下	請求棄却						
3	愛知県	知事に対する違法な委員報酬等の支出に伴う損害賠償請求権行使等の請求	R3.3.12	○							○	確定	R5.3.27名古屋地裁請求一部棄却・一部却下 R5.12.20名古屋高裁請求棄却 R6.6.6最高裁上告棄却及び上告受理申立却下	一部棄却・一部却下						
4	愛知県	知事に対する新設道路整備に伴う計測管理施行費用負担金損害賠償請求権行使の請求	R3.12.22	○							○	確定	R6.3.14名古屋地裁請求一部棄却・一部却下 R6.12.19名古屋高裁請求棄却	一部棄却・一部却下						
計		4件		4件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	3件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												4件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	1件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	3件						
1	滋賀県	知事に対する違法な使用料減免の取消しおよび損害賠償請求	R1.10.4	○					○		○	確定	R4.9.9大津地裁請求棄却 R5.11.8大阪高裁控訴取り下げ	請求棄却						
2	滋賀県	知事に対する違法な使用料減免による損害賠償請求	R3.5.12	○							○	確定	R4.9.9大津地裁請求棄却 R5.11.8大阪高裁控訴取り下げ	請求棄却						
3	滋賀県	知事に対して、違法な指定管理料の支出に係る相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R4.4.6	○							○	最高裁係属中	R6.4.9大津地裁請求棄却 R6.11.27大阪高裁請求棄却 最高裁係属中							
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	3件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												2件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	2件						
												1件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	京都府	違法・不当な大嘗祭への参列に際しての公金の支出	R2.11.4		○						○	最高裁係属中	R6.2.7京都地裁請求棄却 R7.4.25大阪高裁請求棄却 最高裁上告申立中							最高裁上告未受理
計		1件		0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												0件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												1件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	兵庫県	動物愛護センター所長に対して、即日殺処分は違法であると主張し、同処分に使用した薬品代等を各動物愛護センター支所長等に請求を求めるもの	H29.12.13	○							○	確定	R5.5.25 神戸地裁請求棄却 R6.1.19 大阪高裁請求棄却 R6.4.25 上告取下げ	請求棄却						１の事件と２の事件は、１審中に審理併合。控訴審及び上告審については、それぞれの事件の内容について１つの事件として裁判所に係属。
2	兵庫県	動物愛護センター所長に対し、動物愛護センターにおいてビーグル処分に使用した薬品代等(6,049円)につき、殺処分は違法であるとして、同センター職員に対する損害賠償請求を 行うよう求める事件	H30.11.21	○							○	確定	１審係属中に上記事件に併合	請求棄却						同上
3	兵庫県	知事及び動物愛護センター所長に対して、動物愛護センターにおける犬及び猫の殺処分は違法であるとして、当該殺処分に使用した薬品代等につき、同センター職員等に対する損害賠償請求を行うことを求めるもの	R4.8.1	○							○	最高裁係属中	R6.7.16 神戸地裁請求棄却 R7.2.6 大阪高裁請求棄却 最高裁係属中							
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												2件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	2件						
												1件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	奈良県	知事に対して、違法な契約締結に係る知事及び相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R3.8.2	○							○	確定	R5.5.16奈良地裁請求棄却 R6.9.25大阪高裁請求棄却	請求棄却						

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
2	奈良県	知事に対して、違法な公費支出に係る相手方への返還請求を行うことを求めるもの	R4.12.12	○							○	地裁係属中	奈良地裁係属中							
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	確　定 1件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	鳥取県	知事に対して、県補助金に係る補助金交付団体への損害賠償請求及び不当利得返還請求を行うことを求めるもの。	R4.6.18	○							○	高裁係属中	R5.10.27鳥取地裁請求棄却 広島高裁係属中							
2	鳥取県	知事に対して、国葬出席の公費支出に係る知事及び県議会議長への損害賠償請求及び不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R4.12.14	○							○	地裁係属中	鳥取地裁係属中							
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	確　定 0件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	岡山県	知事に対し、政務活動費（H21年度交付分）のうち違法支出額(約88百万円)を県に返還するよう各議員に請求することを求めるもの	H23.7.14	○							○	高裁係属中	R5.5.30　岡山地裁一部敗訴 広島高裁係属中							
2	岡山県	知事に対し、政務活動費（H21年度交付分）のうち違法支出額(約17百万円)を県に返還するよう各議員に請求することを求めるもの	H25.10.31	○							○	高裁係属中	R5.5.30　岡山地裁一部敗訴 広島高裁係属中							
3	岡山県	知事に対し、政務活動費（H22年度交付分）のうち違法支出額(約129百万円)を県に返還するよう各議員に請求することを求めるもの	H24.7.12	○							○	確定	R3.6.30　岡山地裁一部敗訴 R6.7.18　広島高裁一部敗訴 R7.3.19　最高裁上告受理申立不受理	請求一部認容						
4	岡山県	知事に対し、政務活動費（H23年度交付分）のうち違法支出額(約130百万円)を県に返還するよう各議員に請求することを求めるもの	H25.7.19	○							○	地裁係属中	岡山地裁係属中							

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
5	岡山県	知事に対し、政務活動費（H24年度交付分）のうち違法支出額(約130百万円)を県に返還するよう各議員に請求することを求めるもの	H26.7.23	○							○	地裁係属中	岡山地裁係属中							
6	岡山県	知事に対し、政務活動費（H25年度交付分）のうち違法支出額(約145百万円)を県に返還するよう各議員に請求することを求めるもの	H27.7.14	○							○	地裁係属中	岡山地裁係属中							
7	岡山県	知事に対し、政務活動費（H26年度交付分）のうち違法支出額(約147百万円)を県に返還するよう各議員に請求することを求めるもの	H28.7.14	○							○	地裁係属中	岡山地裁係属中							
8	岡山県	知事に対し、政務活動費（H27年度交付分）のうち違法支出額(約119百万円)を県に返還するよう各議員に請求することを求めるもの	H29.7.24	○							○	地裁係属中	岡山地裁係属中							
9	岡山県	知事に対し、政務活動費（H28年度交付分）のうち違法支出額(約115百万円)を県に返還するよう各議員に請求することを求めるもの	H30.7.18	○							○	地裁係属中	岡山地裁係属中							
計		9件		9件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	9件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	1件						
												係属中	請求棄却	0件						
												8件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	広島県	知事及び議長に対して、違法な公費支出の差止の請求	R4.10.26	○							○	地裁係属中	広島地裁係属中							
2	広島県	知事に対して、違法な公費の支出に係る担当職員への賠償命令を行うことを求めるもの	R4.8.19	○							○	確定	R5.8.9広島地裁請求棄却	請求棄却						
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	1件						
												1件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	山口県	知事に対する違法な公金支出の返還を求める請求（貴賓車の購入）	R3.2.18	○							○	確定	R4.11.2山口地裁原告勝訴 R5.5.10広島高裁被告逆転勝訴（原告請求棄却） R5.10.4最高裁上告棄却	請求棄却						
2	山口県	知事に対する違法な公金支出の返還を求める請求（知事等の国葬の参列）	R5.3.9	○							○	地裁係属中	山口地裁係属中							
3	山口県	知事に対する違法な公金支出の返還を求める請求（知事の県民葬の開催）	R5.3.9	○							○	地裁係属中	山口地裁係属中							
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	確 定 1件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	徳島県	知事に、違法な公金の支出の相手方に対し不当利得返還請求を行うことを求めるもの	H28.5.13	○							○	確定	R1.7.17徳島地裁請求棄却 R5.4.14高松高裁控訴棄却、追加的請求棄却 R5.4.29判決確定	請求棄却						
2	徳島県	知事に、違法な公金の支出の相手方に対し不当利得返還請求を行うことを求めるもの	H29.5.22	○							○	確定	R2.9.30徳島地裁請求棄却 R5.4.14高松高裁控訴棄却、追加的請求棄却 R5.4.29判決確定	請求棄却						
3	徳島県	知事が、違法な公金の支出の相手方に対する不当利得返還請求を怠っていることの違法確認を求めるもの	H30.3.14	○						○		確定	H31.3.6徳島地裁請求却下 R1.9.13高松高裁破棄、差戻し R1.9.27被告（県）上告 R2.10.9最高裁上告棄却、地裁差戻し R4.7.13徳島地裁一部却下・一部棄却 R4.12.21高松高裁控訴棄却 R5.5.10最高裁上告不受理、判決確定	一部棄却・一部却下						
4	徳島県	知事に、違法な公金の支出の相手方に対し不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R2.2.13	○							○	確定	R3.2.24徳島地裁請求棄却 R5.4.14高松高裁控訴棄却、追加的請求棄却 R5.4.29判決確定	請求棄却						
5	徳島県	知事に、知事及び違法な公金の支出に関係した職員に対する損害賠償請求を行うことを求めるもの	R3.8.13	○							○	確定	R5.9.8取下げ							
6	徳島県	知事に、知事及び違法な公金の支出に関係した職員に対する損害賠償請求を行うことを求めるもの	R3.10.27	○							○	確定	R5.9.8取下げ							上記R3.8.13提訴事案に共同訴訟参加

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
7	徳島県	知事が、違法な公金の支出に関係した職員に対する損害賠償請求を怠っていることの違法確認を求めるもの	R4.6.7	○						○		確定	R5.12.6徳島地裁請求却下 R6.7.18高松高裁控訴棄却 R6.8.2判決確定	請求却下						
計		7件		7件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	5件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												7件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	3件						
												0件	請求却下	1件						
													一部棄却・一部却下	1件						
1	香川県	知事に対する公金支出金返還等請求	R3.10.18	○							○	確定	R5.1.26高松地裁請求棄却 R5.2.1高松高裁に控訴 R5.11.17控訴審判決 R6.4.26最高裁棄却・上告受理申立不受理決定	請求棄却						
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	1件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	愛媛県	知事に対して、政務活動費に係る県議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R1.7.18	○							○	最高裁係属中	R6.3.13松山地裁一部認容 R7.3.18高松高裁一部認容 最高裁係属中							
2	愛媛県	知事に対して、政務活動費に係る県議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R2.7.20	○							○	地裁係属中	松山地裁係属中							
3	愛媛県	知事に対して、政務活動費に係る県議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R3.7.19	○							○	地裁係属中	松山地裁係属中							
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												0件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	0件						
												3件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						
1	高知県	違法な国葬儀への出席に関する公費の返還請求を行うことを求めるもの	R4.10.24	○							○	確定	R5.10.27高知地裁請求棄却 R6.8.8高松高裁請求棄却	請求棄却						
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
												1件	請求一部認容	0件						
												係属中	請求棄却	1件						
												0件	請求却下	0件						
													一部棄却・一部却下	0件						

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	福岡県	知事に対する請負契約の履行の催促及び契約の解除を怠ったことが違法であることの確認を求めるもの。	R4.5.9	○						○		確定	R4.12.7福岡地裁請求棄却 R5.5.11福岡高裁控訴棄却 R5.9.28最高裁上告不受理	請求棄却						
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	確 定 1件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	長崎県	知事に対して、違法な契約締結に係る支出の差止めを求めるもの。	R4.8.31	○				○				高裁 係属中	R7.3.4長崎地裁請求棄却 福岡高裁係属中							
計		1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	確 定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	大分県	点数改竄により採用されたとして採用を取り消された者が提訴した教員採用取消処分取消等請求事件の判決による損害賠償金、遅延損害金、給与差額の遅延損害金に対する求償権（3,956,277円）の行使を違法に怠っていることの確認を求めるもの	R4.3.9	○						○		高裁 係属中	R7.1.31大分地裁請求棄却 福岡高裁係属中							
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	確 定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	宮崎県	知事（提起後、被告が県税・総務事務所長に変更）が軽油引取税の賦課徴収を怠っていることが違法であることの確認を求めるもの。	R5.2.22	○						○		地裁 係属中	宮崎地裁係続中							
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	確 定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	鹿児島県	知事に対して，違法な公金支出の差止めを求めるもの。	H31.3.27		○			○				最高裁係属中	R5.2.17 鹿児島地裁請求棄却 R6.4.24 福岡高裁宮崎支部請求棄却 最高裁係属中							
計		1件		0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	確　定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	沖縄県	①知事が相手方に対する損害賠償を請求しないことの違法確認 ②知事に対して、怠る事実に係る相手方に損害賠償の請求をすることを求めるもの	R3.8.16	○						○	○	地裁係属中	那覇地裁係属中							
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	確　定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
合計		80件		73件	3件	3件	1件	5件	1件	14件	66件	確　定 46件 係属中 34件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 4件 27件 3件 8件	3件	0件		0件	0件	

② 市区町村分

ア 住民監査請求 （令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間に請求があったもの）

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	北海道	札幌市	市長	違法・不当な怠る事実 違法・不当な公金（管理費用）の支出	指定管理者は協定書等に反する運営管理業務（駐車料金等）を行っているから、①指定管理者に支出した管理費用の一部返還、②指定管理者の管理業務の一部停止、③駐車料金を確実に徴収できる体制の整備・構築、④不正駐車を行った者へ過料を科すこと	R6.8.9	1			一部棄却・一部却下		①～③については違法性又は不当性はなく棄却、④については財務会計上の行為に該当せず不適法なものとして却下	R6.10.8	無		
2	北海道	札幌市	市長	違法・不当な怠る事実 違法・不当な公金（管理費用）の支出	指定管理者は協定書等に反する運営管理業務（木工房専用使用等）を行っているから、①理事長等からの部長の言動に関する説明、②本事案の市民への公表、③指定管理者の指定における非公募から公募への移行検討、④指定管理者の管理業務の一部停止、⑤指定管理者に支出した管理費用の一部返還	R7.3.10	1			その他							R7.3.31現在、監査中
3	北海道	美唄市	市長	違法な業務料の支出	前市長に対する損害賠償請求を行うこと	R5.9.4	1	R5.9.25	欠席	棄却		業務料の支出に違法・不当な点は認められない	R5.11.1	有	1	
4	北海道	奈井江町	教育長	違法な旅費等の支出	奈井江町長が教育長に支払った旅費及び会議負担金返還と、理事者としての地位に厳罰な処分を求める。	R6.2.15	2	R6.3.21	口頭陳述	棄却		公務の出張であり且つ懇談会は公務であるから条例違反や町に財務上の損害が発生しているとは言えない	R6.4.11	無		
5	北海道	長沼町	町長	違法・不当な財産の譲渡	町が被った損害を補填するために必要な措置を行うこと	R7.2.7	2	R7.3.17	口頭陳述	棄却		町に損害はなく、財産を処分する手続きについても、違法・不当な点はなかった。	R7.3.31	無		
6	北海道	恵庭市	市長	違法・不当な自立支援給付費の支出	事業者に対する不当利得の返還請求及び法が規定する調査、北海道知事への通知	R6.12.24	1			却下		請求期間を徒過している。	R7.1.8	無		
7	北海道	寿都町	町長	違法な補助金の支出	補助金の全額返還	R6.5.15	2			却下		請求書の補正を求めたが、提出期限までに補正書の提出がないため	R6.6.28	無		
8	北海道	蘭越町	町長	違法な契約の締結	契約の解除、相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.12.17	1			却下		請求要件を満たしていないため。	R7.2.10	有	2	

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
9	北海道	仁木町	町長 副町長	委託料を相手側に不正に出捐した行為 損害賠償請求を行わなかった行為 善管注意義務に反した裁可	相手方に不正に出捐した一切公金等の返還請求、今後の公金出捐の停止、仁木町が被る損害相当額の精算請求措置を求めるもの	R6.3.14	1	R6.4.10	口頭陳述	一部棄却・一部却下		違法・不当とする理由がないため。 請求の要件を満たしていないため。	R6.5.10	無		
10	北海道	仁木町	町職員２名	決算特別委員会での虚偽答弁 地方公務員法違反	具体的な明示なし	R6.5.28	1			却下		財務会計上の行為ではないため。 町の被った損害の摘示がないため。 措置内容の摘示がないため。	R6.5.31	無		
11	北海道	仁木町	町長 副町長	決算特別委員会での虚偽答弁 地方公務員法違反	不正に出捐した公金等の返還請求 町民に与えた損害賠償請求	R6.6.7	1			却下		財務会計上の行為ではないため。等	R6.6.12	無		
12	北海道	仁木町	町長	太陽光パネルの設置について、処分費用負担を町民に強制する違法・不当な行為	事業の撤回 委託業務募集の暫定的停止措置	R6.7.16	1			却下		住民監査請求の対象行為とはならないため。 請求の要件を欠いているため。	R6.7.22	無		
13	北海道	豊浦町	町長	違法・不当な契約の履行	相手方に対する損害賠償請求及び委託料減額請求を行うこと 職員に対する損害賠償請求を行うこと	R5.7.21	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.9.5	有	3	
14	北海道	新ひだか町	町長	違法な契約の締結及び履行	適正な指定管理料に基づく差額の返還、指定管理料の支払い差止め及び適正な指定管理料に基づく年度協定書の締結・支払いを行うこと	R5.10.27	2	R5.11.17	口頭陳述	棄却		指定管理料の契約・支払いは適正に執行され、違法性や不当性はない	R5.12.26	有	4	
15	北海道	函館市	市長	違法・不当な公金の支出	違法・不当な公金の支出を賠償すること	R6.8.29	1	R6.9.25	口頭陳述	棄却		当該公金の支出は違法・不当でない。	R6.10.23	無		
16	北海道	江差町	町長	違法・不当な公金の支出	町長公用車１台及び職員公用車３台のリース契約解除	R6.3.6	1			棄却		公金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.5.7	無		
17	北海道	旭川市	市長	不当な訓練手当の支給	特定市民に対する消防団訓練手当の返還請求を取り下げること	R5.4.25	2			却下		請求人らは旭川市の住民ではない。	R5.5.16	無		
18	北海道	旭川市	市長	不当な訓練手当の支給	特定市民による消防団訓練手当の詐取行為があったか、また市に損害を与えたかを監査し、同手当の返還請求を取り下げること	R5.11.29	4			却下		請求人らの一部は旭川市の住民ではない。財務会計上の行為ではない。損害発生可能性がない。	R5.12.26	無		
19	北海道	留萌市	市長	違法・不当な財務会計行為	契約の取消、予測される公費支出の差止め	R6.11.18	3	R6.12.3	口頭陳述	棄却		財務会計行為に違法・不当な点は認められない。	R6.12.13	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
20	北海道	利尻町	町長	違法・不当な交際費の支出	町長に対して返還請求を行うこと	R7.2.25	1	R7.3.27	口頭陳述	一部棄却・一部却下		違法、不当な支出には当たらない。（一部棄却・一部却下）	R7.4.24	無		
21	北海道	湧別町	町長	違法な契約の締結	談合による損失額を町長が弁済すること。また談合業者を告訴すること。	R6.4.9	1	R6.5.24	口頭陳述	却下		請求期間を徒過している。	R6.6.5	無		
22	北海道	湧別町	町長	違法な補助金の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと。また補助対象事業者の役員である議員に対し議長からの辞職勧告を求めるもの。	R6.4.15	1	R6.5.24	口頭陳述	却下		請求期間を徒過している。また議員辞職勧告は住民監査請求の要件を満たさない。	R6.6.5	無		
23	北海道	湧別町	町長	違法な契約の締結	庁舎位置を定める特別議決による条例改正提出を求める。また、町長に業務委託費の損害賠償を求める。	R6.5.23	1			却下		違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない。	R6.6.14	無		行政訴訟法により訴訟提起
24	北海道	湧別町	町長	違法な契約の締結	町長の情報漏洩による競争入札行為の妨害に対し、刑事告訴を求めるもの。	R6.5.27	1			却下		刑法による告訴は住民監査請求の要件を満たさない。	R6.6.14	無		
25	北海道	湧別町	町長	違法な契約の締結	業務委託の差し止め請求及び町長の入札への予定価格漏洩の有無の調査を求めるもの。	R6.5.29	1			却下		違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない。また予定価格の漏洩は刑法に該当し、住民監査請求の要件を満たさない。	R6.6.14	無		
26	北海道	湧別町	町長	違法な契約の締結	契約業者は議員が共同経営者であるため、法令を超える請負はできないことから議員に弁済を求める。また契約した町長に刑事告訴を求める。	R6.6.6	1			却下		議員は地方公共団体の執行機関または職員に当たらず弁済先として不適当であり、刑法による告訴は住民監査請求の要件を満たさない。	R6.6.14	無		
27	北海道	湧別町	町長	固定資産税の算定誤り	納付済みの税金の返還を求めるもの。	R6.5.21	1	R6.6.20	口頭陳述	棄却		評価に係る違法性はない。	R6.7.12	無		国家賠償法により訴訟提起
28	北海道	湧別町	町長	違法な契約の締結	町長が相手方に対する不当利得返還請求を行うこと。	R6.8.2	1	R6.9.6	口頭陳述	棄却		適正な契約、支出を行っている。	R6.9.25	無		
29	北海道	湧別町	町長	違法な契約の締結	上記内容の不当な請求による支払いについて町長が相手方を刑事告訴すること。	R6.8.2	1	R6.9.6	口頭陳述	却下		刑法による告訴は住民監査請求の要件を満たさない。	R6.9.25	無		
30	北海道	帯広市	市長	消防用設備点検報告を適切に保存していない	維持台帳の適切な維持を求める	R6.1.22	1			却下		住民監査請求の要件を具備していない不適法なもの	R6.2.2	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
31	北海道	帯広市	市長	不当な公金の支出	高額な入札予定価格の設定の見直し行うこと	R6.1.22	1	R6.2.9	口頭陳述	棄却		請求人の主張には理由がない	R6.2.27	無		
32	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使の勧告及び個別外部監査を求める請求（監査第102号）	R5.5.10	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.6.29	無		
33	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び個別外部監査を求める請求（監査第135号）	R5.6.27	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.8.18	無		
34	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び個別外部監査を求める請求（監査第151号）	R5.8.15	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.9.27	無		
35	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び個別外部監査を求める請求（監査第168号）	R5.9.7	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.10.6	無		
36	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び個別外部監査を求める請求（監査第194号）	R5.9.29	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.11.24	無		
37	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び個別外部監査を求める請求（監査第208号）	R5.10.10	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.11.24	無		
38	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び個別外部監査を求める請求（監査第236号）	R5.10.18	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.11.24	無		
39	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び個別外部監査を求める請求（監査第237号）	R5.10.19	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.11.24	無		
40	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び個別外部監査を求める請求（監査第244号）	R5.10.20	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.11.24	無		
41	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び個別外部監査を求める請求（監査第259号）	R5.10.25	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.11.24	無		
42	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び個別外部監査を求める請求（監査第273号）	R5.11.3	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.12.13	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
43	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び個別外部監査を求める請求（監査第317号）	R5.11.26	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.12.13	無		
44	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第321号）	R5.11.27	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.12.13	無		
45	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第322号）	R5.11.29	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.12.13	無		
46	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第323号）	R5.11.30	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.12.13	無		
47	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第327号）	R5.12.1	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R5.12.13	無		
48	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第343号）	R5.12.8	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
49	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第350号）	R5.12.11	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
50	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第351号）	R5.12.11	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
51	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出	不法行為に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第354号）	R5.12.12	1			棄却		請求人が求める措置請求は理由が認められない。	R6.2.1	無		
52	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第355号）	R5.12.12	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
53	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第356号）	R5.12.12	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
54	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第357号）	R5.12.12	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
55	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第362号）	R5.12.13	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
56	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第363号）	R5.12.13	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
57	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第369号）	R5.12.14	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
58	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第370号）	R5.12.14	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
59	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第374号）	R5.12.15	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
60	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第375号）	R5.12.15	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
61	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第376号）	R5.12.15	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
62	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第381号）	R5.12.19	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
63	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第387号）	R5.12.24	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
64	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第400号）	R5.12.30	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
65	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第401号）	R5.12.30	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		
66	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第406号）	R6.1.6	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.2.1	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
67	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出	不法行為に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第409号）	R6.1.12	1			棄却		請求人が求める措置請求は理由が認められない。	R6.3.12	無		
68	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出	不法行為に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第413号）	R6.1.17	1			棄却		請求人が求める措置請求は理由が認められない。	R6.3.12	無		
69	北海道	芽室町	芽室町長、監査委員、監査委員事務局職員	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第418号）	R6.1.22	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.3.12	無		
70	北海道	芽室町	芽室町長、監査委員、監査委員事務局職員ほか	違法な公金の支出及び財産の管理を怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使を求める請求（監査第423号）	R6.2.1	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.3.12	無		
71	北海道	芽室町	芽室町長、監査委員、監査委員事務局職員ほか	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び監査の要求を求める請求（監査第428号）	R6.2.8	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.3.12	無		
72	北海道	芽室町	芽室町長、監査委員、監査委員事務局職員ほか	違法な公金の支出並びに監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び監査の要求を求める請求（監査第454号）	R6.3.18	1			却下		請求の特定を欠き不適法である。	R6.5.8	無		
73	北海道	中札内村	村長	不当な公金支出	相手方に対する費用の返還	R6.8.13	1	R6.10.3	口頭陳述	棄却		不当な公金の支出とは認められない。	R6.10.11	無		
計		19団体	73件						認容 0件 一部認容 0件 棄却 14件 却下 55件 一部棄却・一部却下 3件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 1件				有 4件 無 68件			
1	青森県	青森市	市長	違法・不当な公有財産の管理	公有財産の適正な管理及び相手方に対する損害賠償請求をおこなうこと	R5.4.3	1			却下		同一請求人による同一の対象に対する再度の住民監査請求は認められない。	R5.4.18	無		
2	青森県	青森市	市長	不当な公費の支出	介護給付費等の支出が不当であるかの確認及び確認結果の理由の説明をすること	R5.4.3	1			棄却		事業者の過誤の申し出により、既に、過誤調整がなされており、請求に理由がない。	R5.5.24	無		
3	青森県	五所川原市	任意団体	決算処理について、事実と異なる不当な決算書を作成	決算処理の正常化と透明性を確保するための業務改善を求めるもの	R7.3.11	1			却下		市から任意団体への公金の支出はなく、監査請求の要件を欠いている。	R7.3.17	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		2団体	3件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	2件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	3件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	岩手県	八幡平市	市長	違法な財産処分	屋内ゲートボール場の使用を認めること及び解体を撤回すること	R5.10.23	1			却下		財産の処分について住民監査請求の要件を満たしているとは認められない。	R5.12.11	無		
2	岩手県	八幡平市	市長	違法な財産処分	屋内ゲートボール場の解体の差し止め	R6.5.8	1			却下		同一住民による同一の財務会計行為を対象とした不適法な住民監査請求と認められる。	R6.5.20	有	1	
3	岩手県	雫石町	町長	不当な公金の支出	交際費における弔慰金の支給基準を設けること	R5.9.11	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.9.20	無		
4	岩手県	軽米町	町長等	公共用地の取得	県との裁判は公共用地取得の際に調査を怠ったことに起因し、町に責任がある	R6.10.7	1			却下		同一住民による同一行為等を対象とした再度の請求	R6.11.21	有	2	
計		3団体	4件						認容	0件			有	2件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	4件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	2件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	宮城県	仙台市	市長	違法・不当な公金の支出	関与した職員に対する損害賠償請求を行うこと	R5.5.17	1	R5.6.8	口頭陳述	棄却		損害賠償請求をしないことが違法・不当であるとは認められない。	R5.7.6	有	1	
2	宮城県	仙台市	市長	営業補償の不履行	請求人に対する営業補償を行うこと	R5.6.20	1			却下		住民監査請求の対象とならない行為等を対象として請求されたもの又は請求の特定を欠くもの。	R5.7.18	無		
3	宮城県	仙台市	仙台市教育委員会	違法・不当な公金の支出	関与した職員に対する損害賠償請求を行うこと	R5.10.3	1	R5.10.25	陳述辞退	棄却		各種経費の支出が違法・不当であるとは認められない。	R5.12.1	無		
4	宮城県	石巻市	市長	財産の管理を怠る事実	懲罰行為等に関わった市議に対し、慰謝料等について求償権を行使すること。	R5.8.9	2	R5.9.7	口頭陳述	一部棄却・一部却下		求償権を行使しなかったことが違法・不当とは認められない。また、不適法な請求である。	R5.9.28	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
5	宮城県	名取市	市長	違法不当な公金の支出	館腰公民館の館腰児童センター側への移転に伴う公金の支出防止等を求めるもの	R5.4.21	1			却下		移転先決定については、財務会計上の行為ではないため、住民監査請求の対象外。また、請求人から財務会計上の違法若しくは不当と認められる事実を証する書類が添付されていないため、受理前却下とした。	R5.5.23	有	2	
6	宮城県	名取市	市長	違法不当な公金の支出	なとりスーパーキッズ育成事業は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める職務権限の逸脱に当たり違法無効であるため、公金の支出等の差し止めを求めるもの	R5.10.27	1			却下		市長部局又は教育委員会部局によるどちらが事業を遂行しても市からの公金の支出額に変わりはなく、市における本事業そのものに係る損害は発生しないため、受理前却下とした。	R5.11.15	無		
7	宮城県	名取市	市長	違法不当な公金の支出	なとりスーパーキッズ育成事業は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に違反するものであり、本事業に伴う一切の公金の支出等は違法又は不当であるから、必要な措置を講ずるよう勧告することを求めるもの	R5.11.22	1			却下		本事業の遂行を市長部局が行い、仮に違法だとしても、市長部局または教育委員会部局によるどちらが事業を遂行しても市からの公金の支出額に変わりはなく、市における本件事業そのものに係る損害は発生しないことから、受理前却下とした。	R5.12.6	有	3	
8	宮城県	大崎市	市長	違法・不当な樹木伐採に係る費用の支出。また，先行行為（非財務会計行為）の違法性又は不当性が後行行為（財務会計行為）に承継される場合に当たるか	樹木伐採・撤去に関する公金の支出を差し止めること	R5.5.1	1	R5.5.19	口頭陳述	棄却		樹木伐採・撤去に関する公金の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.6.22	無		
9	宮城県	大崎市	市長及び教育委員会	違法・不当な標柱文字消去に係る経費の支出	標柱文字消去による損害の補填及び是正措置を行うこと	R5.5.2	3	R5.5.30	口頭陳述	棄却		標柱文字消去に係る経費の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.6.22	無		
10	宮城県	大崎市	市長	違法・不当な補助金の支出	補助金支出による損害の補填及び是正措置を行うこと	R7.2.26	1	R7.3.19	口頭陳述	その他				無		R7.3.31現在、監査中
11	宮城県	加美町	町長	利害関係の疑われる者が請願採決に加わる等、風力発電事業者との協定締結を巡る手続き等に問題がある。	事業者との風力発電事業についての協定書の締結を差し止めること	R5.5.1	2			却下		町の債権及び権利は現時点で具体的に発生しておらず、議決は必要がないため当該契約に違法性はない。また、将来的に町に財産的な損害が発生する可能性が高いと判断することは現時点では困難である。	R5.6.27	無		
12	宮城県	涌谷町	町長	不当な価格による土地売却	町長に対して損害を受けた金額の賠償請求を行うこと	R6.1.9	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.2.5	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
13	宮城県	涌谷町	町長	契約の方法が違法である	相手方に対して、違法な契約による委託料の返還請求を行うこと	R6.8.5	1	R6.10.1	口頭陳述	棄却		請求人の主張には理由がない。	R6.10.30	無		
計		6団体	13件						認容	0件			有	3件		
									一部認容	0件						
									棄却	5件						
									却下	6件						
									一部棄却・一部却下	1件			無	10件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	1件						
1	秋田県	能代市	市長及び職員	違法・不当な解体工事入札及び予算執行	解体工事入札を延期し、調査や再検討を行うこと	R6.5.14	1	R6.6.3	口頭陳述	一部棄却・一部却下		一部は、入札及び予算執行は不当とはいえないことから、その延期には理由がないため棄却。一部は、住民監査請求の制度の対象である財務会計上の措置を求めるものではないから却下とした。	R6.6.20	無		
2	秋田県	能代市	市長	不法行為であり違法行為であるものに対する予算の執行	請求人に属するものの損害の回復を行うこと	R6.11.27	1			却下		財務会計上の行為の違法性・不当性を摘示しているとは認められず、法に定める住民監査請求の要件を欠いている。	R6.12.20	無		
3	秋田県	横手市	市長	個人と民間企業との労働問題に関連して、勧告や不起訴等があった件	市と民間企業の活動協定、後援、関連事業の中止や停止などの措置を求める請求	R7.3.7	1			却下		却下。地方自治法第２４２条第１項に規定する住民監査請求の要件を欠くため、受理することができないと判断した。	R7.4.15	無		
4	秋田県	井川町	町長	違法な公金の支出	社会福祉法人への派遣職員に対する給与の支給に対する損害の補填の為に必要な措置を行うこと	R6.6.6	1			棄却		社会福祉法人へ職員を派遣してない。	R6.7.30	無		
計		3団体	4件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	2件						
									一部棄却・一部却下	1件			無	4件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	山形県	山形市	市長	下水道用地不法占有に関する措置請求	下水道用地の不法占有の是正、不法占有による交通の利便性低下の是正及び不法占有に係る損害の填補に対する措置請求	R5.12.12	1	R6.1.9	口頭陳述	一部棄却・一部却下		一部棄却 　不法占有の是正については、財産の管理を怠る事実は認められない。 一部却下 　不法占有による交通の利便性低下の是正及び損害の填補については、財務会計上の行為にはあたらない。	R6.2.5	無		
2	山形県	米沢市	前市長 関係職員	不正な委託料・補助金の支出	前市長、関係職員に対する損害の補填、今後の支出差し止めの措置を行うこと	R5.10.10	2			却下		要件を満たしていない	R5.11.10	有	1	
3	山形県	米沢市	前市長 関係職員	不正な負担金の支出	前市長、関係職員に対する損害の補填、今後の支出差し止めの措置を行うこと	R6.11.15	2	R5.12.5	口頭陳述	一部認容	違法	請求期間を徒過している 損害を補填する措置を講ずるか、双方代理と類推適用される状態を解消する措置を講ずること。	R6.1.12	有	2	
計		2団体	3件						認容	0件			有	2件		
									一部認容	1件						
									棄却	0件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	1件						
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
													無	1件		
1	福島県	福島市	飯坂支所長 観光交流推進室長	財産区の管理運営と温泉施設の無許可占用への是正	道路法及び河川法に違反する財産区の管理運営と温泉施設の無許可占用に対する是正措置を求める	R6.11.18	1	R6.12.18	口頭陳述	一部棄却・一部却下		請求人の主張に理由がなく一部棄却し、かつ、一事不再理の原則により一部棄却する。	R7.1.9	無		
2	福島県	白河市	議会事務局	議会議員政治倫理審査会	今後予定される裁判による損害賠償請求について	R6.9.30	1			却下		住民監査請求の要件を満たしていない。	R6.10.31	無		
3	福島県	伊達市	市長	不適切な事業管理及び効果の検証	不適切な事業管理に伴う損害金を返金すること。成果のない事業の是正又は取りやめを行うこと。	R5.8.23	1			却下		財務会計上の違法性・不当性を問題とするものとはいえない。 事業の費用対効果の分析・検証は住民監査請求の対象には当たらない。	R5.9.14	無		
計		3団体	3件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	2件						
									一部棄却・一部却下	1件						
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
													無	3件		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	茨城県	日立市	市長	不当な公金の支出	公金（工事費）の支出の差し止め及び工事の見直しを行うこと	R7.1.14	72	R7.1.20	口頭陳述	一部棄却・一部却下		請求人の主張に理由がない（棄却）。住民監査請求の対象となり得ない。（却下）	R7.3.7	無		
2	茨城県	土浦市	市長及び担当課長	不当に過分な工事費用	修理可能なエアコンを不必要に更新した費用の弁償請求	R5.7.7	1	R5.7.27	口頭陳述	棄却		疑念だけで更新工事が違法又は不当なものと判断できない。	R5.9.5	無		
3	茨城県	土浦市	市長及び担当課長	違法な補助金の支出	補助金交付要項に該当しない参加者分の視察研修旅費の返還請求	R5.7.14	1	R5.7.27	口頭陳述	棄却		補助金要項に該当しない参加者を交付対象としたことに市長の裁量権の逸脱及び濫用はない。	R5.9.5	無		
4	茨城県	土浦市	市長及び担当課長	違法な補助金の支出	補助団体が記念誌を作成した際に充てた補助金の返還請求	R6.3.15	1	R6.4.5	口頭陳述	棄却		交付目的に合致しており交付したことは妥当。	R6.5.13	無		
5	茨城県	土浦市	市長及び担当課長	違法な補助金の支出	補助団体から支出された負担金に対する補助金返還請求	R6.7.19	1	R6.8.8	口頭陳述	棄却		補助金の交付そのものが違法又は不当とは言えない。	R6.9.13	無		
6	茨城県	土浦市	市長及び担当課長	違法な補助金の支出	補助金で行った調査研究における補助金交付の取消し及び返還請求	R6.8.26	1	R6.8.26	口頭陳述	棄却		補助金交付決定内容は適合している。	R6.9.27	無		
7	茨城県	土浦市	市長及び担当課長	路面標示の設置工事	市道の管理者でない団体の設置した路面標示をしに規則させる手続きを行う	R6.10.25	1			却下		路面標示は地方自治法第２４２条第１項の財産にはあたらない。	R6.12.5	無		
8	茨城県	土浦市	市長及び担当課長	路面標示の設置工事	市道の管理者でない団体の設置した路面標示をしに規則させる手続きを行う	R6.11.1	1			却下		路面標示は地方自治法第２４２条第１項の財産にはあたらない。	R6.12.5	無		
9	茨城県	土浦市	市長及び担当課長	違法な補助金の支出	地区長連合会に対する調査研究事業に係る補助金の返還請求	R6.11.29	1	R6.12.25	口頭陳述	棄却		事業に不履行はなく公益性が認められる。	R7.1.28	無		
10	茨城県	土浦市	市長及び担当課長	違法な補助金の支出	補助金交付が決定された補助事業でない他の事業に支出された補助金の返還請求	R7.1.24	1	R7.2.12	口頭陳述	棄却		事業に関し不履行はないと判断する。	R7.3.25	無		
11	茨城県	土浦市	市長及び担当課長	違法な補助金の支出	団体自身の財源で対応が可能な補助金に対する返還請求	R7.3.31	1			その他						R7.3.31現在、監査中
12	茨城県	北茨城市	市長	違法・不当な選挙運動の公費負担の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R7.1.8	1			却下		請求期間を徒過している。	R7.2.5	無		
13	茨城県	北茨城市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R7.1.10	1	R7.2.21	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。	R7.3.7	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
14	茨城県	取手市	市長	違法若しくは不当な財産の管理を怠る事実	法定外公共物の不法な占用に対し、使用停止措置など財産の管理を怠る事実の是正を行うこと	R6.3.11	1	R6.4.8	口頭陳述	棄却		市は本件土地の占用の解消に向けて対応を進めているところと認められ、市の対応が違法又は不当に財産の管理を怠っているとまではいえない。	R6.5.7	無		
15	茨城県	取手市	市長	不必要な弁護士費用の支出	訴訟に係る弁護士費用の支出を差し止めるために、職員を指定代理人とするなど必要な措置を行うこと	R6.6.10	1			棄却		市長が弁護士を本件事件における訴訟代理人として選任したことは違法又は不当であるといえない。また、弁護士費用の支出については、当該支出に係る財務会計上の手続は適正であり、その支出した費用の額が社会通念上著しく不当な額であるとはいえないため、違法又は不当であるとは認められない。	R6.7.30	無		
16	茨城県	つくば市	市長、会計管理者	違法・不当な契約の締結	工事の差止め	R5.6.21	3			却下		財務会計上の行為に当たらない。 損害が発生又は発生しようとしているか示していない。	R5.8.3	無		
17	茨城県	つくば市	市長、会計管理者	違法・不当な契約の締結	売却契約の解消と契約事業者による開発行為許可申請手続の却下	R5.8.30	3			却下		財務会計上の行為に当たらない。 損害が発生又は発生しようとしているか示していない。	R5.9.28	無		
18	茨城県	つくば市	市長、市営住宅管理者	違法・不当な公有財産の管理を怠る事実	市営住宅入居者決定取消及び同居人らを本件住居から退去させること。	R6.4.17	24			却下		財務会計上の行為に当たらない。	R6.5.28	有	1	
19	茨城県	つくば市	市長、社会福祉課長、社会福祉課長補佐、生活保護担当係長	違法・不当な生活保護費の支出	金額、件数、誤りに至る経緯、再発防止策を住民に明らかにするとともに、市長及び対象職員に誤支給額を市に支払うよう勧告すること。	R6.7.29	1	R6.9.6	口頭陳述	棄却		損害が確定しておらず、損害賠償請求権が成立していない。	R6.9.25	無		
20	茨城県	つくば市	市長、会計管理者	①土地開発公社に対して、土地売買契約を解除するよう指導すべきであるのにそれを怠っていること。 ②違法・不当な契約の締結 ③開発許可を与えたこと。	市長に対する損害賠償請求を行うこと。	R6.9.19	10			却下		①③財務会計上の行為に当たらない。 ②請求期間を徒過している。	R6.10.31	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
21	茨城県	つくば市	市長、福祉部長、福祉部次長、社会福祉課長、社会福祉課長補佐、生活保護担当係長	違法・不当な債権の管理を怠る事実	市長及び職員に対し、市の被った損害を補填するために必要な措置をとること。	R7.3.31	1			その他						R7.3.31現在監査中
22	茨城県	ひたちなか市	市長	公有財産の不当な管理及び市の財政的損失	必要な措置	R5.11.14	1	R6.1.11	陳述辞退	一部棄却・一部却下		財産的損害はなく，違法性・不当性があるとまでは言えないため一部棄却。 事実根拠がないため一部却下。	R6.1.24	無		
23	茨城県	守谷市	市長	違法・不当な公金の支出	選挙公報の新聞折込業務費用の返還請求を行うこと	R5.7.24	1	R5.8.21	口頭陳述	棄却		公金の支出及び選挙公報の配布方法に違法性・不当性は認められない。	R5.9.15	無		
24	茨城県	守谷市	市長	違法・不当な公金の支出	土地取得費用に係る差額の補填	R5.12.19	1			却下		市に損害が生じていると判断することができず、住民監査請求の要件に該当しない。	R5.12.26	無		
25	茨城県	かすみがうら市	市長	違法な解決金の支出	解決金を支出した前市長に対し、損害賠償請求を行うこと	R5.6.16	5	R5.7.7	口頭陳述	棄却		支出に違法及び不当な点は認められない。	R5.8.9	無		
26	茨城県	桜川市	市長 副市長 経済部長 会計管理者	違法な契約の締結	委託契約及び支出行為が違法であるため、契約の締結及び支出について返還を求める	R5.11.16	2	R5.12.13	口頭陳述	棄却		委託契約及び支出に違法・不当な点は認められない。	R6.1.11	有	2	
27	茨城県	桜川市	職員	違法な契約の締結	県から桜川市が補助対象事業者として交付された補助金を桜川市鳥獣害対策協議会へ補助金として交付していることは流用にあたり違法である。また、上記補助事業内における物品購入契約について、一般競争ではなく指名競争で行っていることは、茨城県補助金等交付規則違反であるという請求	R6.4.1	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.5.23	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
28	茨城県	桜川市	職員	違法な契約の締結	史跡真壁城跡遺構等測量業務委託において、１社による起工金額及び見積もり徴収による随意契約は、桜川市財務規則第138条及び第139条から逸脱しており、違法である	R6.4.1	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.5.23	無		
29	茨城県	桜川市	職員	違法な契約の締結	国指定史跡真壁城跡の整備事業において、場内の草刈り業務を随意契約により桜川市シルバー人材センターに、価格が50万円を超えているにもかかわらず、随意契約の方法で契約を行ったのは地方自治法施行規則の規定を逸脱しており違法である。併せて、各契約において見積書を契約相手である桜川市シルバー人材センター１社のみしか徴収していないのは、桜川市財務規則第139条に違反しており、この随意契約は違法である	R6.4.1	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.5.23	無		
30	茨城県	桜川市	職員	違法な契約の締結	国指定史跡真壁城跡の整備事業における、史跡真壁城跡発掘調査に伴う出土遺物実測業務委託及び令和２年度から令和３年度の史跡真壁城跡発掘調査に伴う出土遺物実測業務委託（トレース及び図番・票作成）において、参考見積書を徴収した者を指名競争入札の参加に指名し、予定価格を同額（令和３年度）にしたうえで、毎年参考見積書を徴収した者が落札していること、この指名競争入札の事象には他の差額との差異が著しいことが顕在していて、公平公正性に欠けた取り扱いによって公費の活用が損なわれている。また、随意契約に至る見積もり徴収において、1社限定で徴収しているのは桜川市財務規則第139条に違反しており違法である	R6.4.1	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.5.23	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
31	茨城県	桜川市	職員	違法な契約の締結	国指定史跡真壁城跡の指定区域内において、借地２筆（桜川市真壁町古城479番地・桜川市真壁町古城480番地）の用地取得交渉を怠り土地賃貸借契約により地代を毎年一般会計予算から支出していること、またその地代支払先を共有名義の登記簿に関係しない者としていることは、地方自治法第232条の４第２項及び桜川市財務規則第75条第３項に違反しており違法行為である。また、令和元年度から令和３年度までの間、国指定史跡真壁城跡の指定区域から外れる土地（桜川市真壁町古城542番地１）について、土地賃貸借契約を締結し、なおかつ原野化したままの状態でありながら公金支出していることについて、公共性が皆無であり違法な公金の支出である	R6.4.1	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.5.23	無		
32	茨城県	桜川市	職員	違法な契約の締結	史跡真壁城跡遺構等測量業務委託について、随意契約が地方自治法及び桜川市財務規則等を逸脱しており違法である	R6.8.19	1	R6.9.26	陳述辞退	棄却		委託契約及び支出に違法・不当な点は認められない。	R6.10.16	有	3	
33	茨城県	桜川市	職員	違法な契約の締結	史跡真壁城跡管理委託におけるシルバー人材センターへの業務委託について、随意契約が地方自治法及び桜川市財務規則等を逸脱しており違法である	R6.8.19	1	R6.9.26	陳述辞退	棄却		委託契約及び支出に違法・不当な点は認められない。	R6.10.16	無		
34	茨城県	桜川市	職員	違法な契約の締結	国指定史跡真壁城跡に関する土地の賃貸借契約について、土地所有者でない者を地代支払先とすることが地方自治法等を逸脱しており違法であるとする請求及び国指定外地の借地契約は違法である	R6.8.19	1	R6.9.26	陳述辞退	棄却		委託契約及び支出に違法・不当な点は認められない。	R6.10.16	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
35	茨城県	桜川市	職員	違法な契約の締結	茨城県鳥獣被害防止総合対策補助金について、桜川市が自らの補助金として桜川市鳥獣害対策協議会に一般会計から支出した事実は、茨城県補助金等交付規則及び桜川市補助金等交付規則等に違反しており違法である。また、桜川市鳥獣害対策協議会が行った指名競争入札が違法である	R6.8.19	1	R6.9.26	陳述辞退	一部棄却・一部却下		・委託契約及び支出に違法・不当な点は認められない。 ・監査対象外である。	R6.10.16	有	4	
計		9団体	35件						認容	0件			有	4件		
									一部認容	0件						
									棄却	17件						
									却下	13件						
									一部棄却・一部却下	3件						
									取下げ	0件			無	29件		
									合議不調	0件						
									その他	2件						
1	栃木県	鹿沼市	市長	違法・不当な市長交際費の支出	寺院及び神社に対する市長交際費の返還請求を行うこと	R5.6.8	1	R5.7.5	口頭陳述	棄却		市長交際費の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.8.7	無		
2	栃木県	真岡市	市長	交付対象外事業への交付金の支出に対し返還措置を怠る事実	相手方に対する返還措置を行うこと	R7.3.3	1	R7.3.17	口頭陳述	棄却		請求人が主張する不当性は認められない。	R7.4.30	無		
3	栃木県	野木町	町長	議員の区長兼任、区長報償金の支出	町議会議員に対する区長の解嘱、区長報償金の返還請求を行うこと	R5.4.25	1	R5.5.26	口頭陳述	棄却		議員の区長兼務は違法ではなく、不当な公金の支出とは言えない。	R5.6.8	有	1	
4	栃木県	野木町	町長	区長報償費の違法な支出	区長報償費の返還請求を行うこと	R6.2.26	1	R6.3.25	口頭陳述	棄却		報奨金の支払いは要綱に基づき支給しており、違法ではない。	R6.4.29	無		
5	栃木県	野木町	町長	政務活動費の違法・不当な支出	町議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R6.9.27	1	R6.10.28	口頭陳述	棄却		政務活動費使途基準の規定によるもので、違法な支出に当たらない。	R6.11.8	無		
6	栃木県	野木町	町長	政務活動費の違法・不当な支出	町議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R6.11.19	1			却下		同一の請求対象行為に対する再度の監査請求であり、不適法な請求である。	R6.11.29	有	2	
7	栃木県	野木町	町長	違法な予算計上による支出	予算書の違法な箇所を訂正すること。	R7.3.31	1	R7.4.28	口頭陳述	却下		損害発生の可能性がない不適法な請求である。	R7.5.19	無		
8	栃木県	高根沢町	職員	コピー用紙の私的使用	私的事務により使用したコピー用紙の返還請求を行うこと	R6.3.29	1			却下		法第242条の要件を備えていると認められない	R6.4.22	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
9	栃木県	那須町	町長	請求人以外の者へ税務証明書を発行した	不動産の名義を請求者の会社名義に回復すること	R6.8.6	1			却下		住民監査請求の対象外である	R6.9.2	無		
10	栃木県	那珂川町	町長	使用料を支払わず町有地に駐車している町民が町に損害を与えていることについて	損害請求を行うこと	R6.7.2	1	R6.8.8	口頭陳述	却下		本件の町有地については、使用料徴収の規定がないため、町への損害は生じていないため。	R6.9.2	無		
計		6団体	10件						認容	0件			有	2件		
									一部認容	0件						
									棄却	5件						
									却下	5件						
									一部棄却・一部却下	0件			無	8件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	群馬県	高崎市	市長	違法な契約の締結	契約の取消、適法な手続により再度の契約を行うこと	R6.2.20	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.3.21	有	1	
2	群馬県	太田市	市長	自立相談支援センター職員の相続に関する助言行為	助言を行った関係者へ給与以外の支給の停止	R5.4.27	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。	R5.5.26	無		
3	群馬県	太田市	市長	公職選挙法違反	当選以来、市長に支給された金銭すべてを返還させること	R5.5.8	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。	R5.5.26	無		
4	群馬県	太田市	市長	違法・不当な公金の支出	公金の返還及び市長個人への損害賠償請求	R6.8.7	1	R6.9.11	口頭陳述	棄却		公金の支出に違法・不当性は認められない。	R6.10.3	有	2	
5	群馬県	館林市	市長	違法若しくは不当な財産の管理	市に対する財産管理の是正	R6.10.7	1			却下		要件の不備	R6.10.16	無		
6	群馬県	渋川市	市長	違法・不当な補助金の支出	自治会に対する補助金の返還請求を行うこと	R5.6.5	1	R5.7.5	口頭陳述	認容	不当	自治会に対する補助金の返還請求を行うこと	R5.8.3	無		
7	群馬県	渋川市	市長	財産の管理を怠る事実	損害賠償請求権の行使を怠っていることによって発生した委託料を市長が支払うこと	R5.9.28	1	R5.10.20	口頭陳述	棄却		委託料の支払いは違法・不当であるとはいえない。	R5.11.22	有	3	
8	群馬県	渋川市	市長	違法・不当な報償の支出	市議会議員に支払った交通指導員報償の返還を求めること	R5.10.4	1	R5.11.17	口頭陳述	一部棄却・一部却下		・違法・不当である理由を摘示しているとは言えない。 ・請求期間を徒過している。	R5.11.30	有	4	
9	群馬県	渋川市	市長	違法・不当な報償の支出	市議会議員に支払ったスクールガードリーダー報償の返還を求めること	R5.11.9	1	R5.11.28	口頭陳述	一部棄却・一部却下		・違法・不当である理由を摘示しているとは言えない。 ・請求期間を徒過している。	R5.12.27	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
10	群馬県	渋川市	市長	違法な専決処分	専決処分の無効の確認を求め、損害があれば措置を講じさせること	R6.4.18	2			却下		財務会計上の行為を個別具体的に摘示していない。	R6.5.10	有	5	
11	群馬県	渋川市	市長	違法な専決処分に基づいた支出	市が被った損害額を市長に支払わせること	R6.5.13	1			却下		財務会計上の行為を個別具体的に摘示していない。	R6.6.3	無		
12	群馬県	渋川市	市長	財産の管理を怠る事実	妨害排除請求権の行使を怠っていることによって発生した工事費を相手が支払うよう請求すること	R6.6.4	1			却下		財務会計上の行為を個別具体的に摘示していない。	R6.6.24	有	6	
13	群馬県	安中市	市長	違法・不当な財務会計上の支出	・県に弁済を求めること ・第三者委員会を設置し、再発防止を図ること	R6.4.16	1		書面	却下		違法・不当な公金支出には当たらない	R6.6.6	無		
14	群馬県	榛東村	村長	不当な弁護士委託料の支出	村長に弁護士費用の返還を求めること。	R5.12.25	1	R6.2.6	口頭陳述	棄却		違法又は不当な公金の支出にはあたらない。	R6.2.20	無		
15	群馬県	榛東村	村長	違法かつ不当な弁護士費用の支出	村長に弁護士費用の返還を求めること。	R6.1.18	1			却下		請求期限を経過している。	R6.3.1	無		
計		6団体	15件						認容 1件 一部認容 0件 棄却 3件 却下 9件 一部棄却・一部却下 2件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 0件				有 6件 無 9件			
1	埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な工事費の支出	生物多様性基本法等に反する違法又は不当な行為であるとして、当該行為の防止及び損害を補填すること	R5.6.15	2	R5.7.19	口頭陳述	棄却		違法又は不当な支出とはいえない。	R5.8.7	無		
2	埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な議員派遣に関する費用の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R6.11.27	6			却下		請求期間を徒過している。	R6.12.13	無		
3	埼玉県	川口市	市長	違法な公金の支出	新型コロナウイルスワクチン接種等に関する情報の広報費用、接種券の印刷郵送費用等の返還請求を行うこと	R5.6.19	1		陳述希望無	棄却		各種費用の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.8.17	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
4	埼玉県	川口市	市長	違法な委託料の支出	新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種実施医療機関との接種委託契約に基づく上乗せ委託料の返還請求を行うこと	R5.6.29	1		陳述希望無	棄却		委託料の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.8.25	無		
5	埼玉県	川口市	市長	違法な契約の履行	市営住宅管理代行等契約における債務不履行に伴う契約解除及び損害賠償請求を行うこと	R5.7.31	1	R5.8.14	書面陳述	棄却		契約の履行に違法・不当な点は認められない。	R5.9.28	有	1	
6	埼玉県	川口市	市長	違法な補助金の支出	新型コロナウイルスワクチン職域接種に係る高齢者施設・障害者事業所等従事者への助成金、職域接種等への交付金の返還請求を行うこと	R5.8.22	1			取下げ			R5.10.1	無		
7	埼玉県	川口市	市長	違法な補助金の支出	新型コロナウイルスワクチン職域接種に係る高齢者施設・障害者事業所等従事者への助成金、職域接種等への交付金の返還請求を行うこと	R5.10.2	1		陳述希望無	棄却		補助金の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.11.30	無		
8	埼玉県	川口市	市長	違法な補助金の支出	新型コロナウイルスワクチン職域接種に係る高齢者施設・障害者事業所等従事者への助成金、職域接種等への交付金の返還請求を行うこと	R5.11.27	1		陳述希望無	棄却		補助金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.1.25	無		
9	埼玉県	川口市	市長	違法な財産の管理	市内中学校施設の目的外使用料相当額の返還請求等を行うこと	R5.12.20	3	R6.1.24	口頭陳述	棄却		財産の管理に違法・不当な点は認められない。	R6.3.1	無		
10	埼玉県	川口市	市長	違法な公金の支出	公費負担ＰＣＲ検査費用等の返還請求を行うこと	R6.5.7	1		陳述希望無	棄却		公金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.7.5	無		
11	埼玉県	川口市	市長	違法な契約の締結	校外教育バス運行委託契約に係る差額分の返還請求を行うこと	R6.8.21	2	R6.9.25	口頭陳述	棄却		契約の締結に違法・不当な点は認められない。	R6.10.22	無		
12	埼玉県	川口市	市長	違法な寄附金の受領	感染症推進基金事業に係る不当利得返還請求権不行使による寄附金の寄附者に対し寄附金を返還すること	R6.10.22	2		陳述希望無	却下		寄附金の受領行為は、財務会計上の行為に該当しない。	R6.12.27	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
13	埼玉県	川口市	市長	違法な公金の支出	公費負担保険適用ＰＣＲ検査費用、自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業補助金の返還請求を行うこと	R6.10.22	2		陳述希望無	棄却		公金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.12.27	無		
14	埼玉県	川口市	市長	違法な公金の支出	公費負担保険適用ＰＣＲ検査費用、自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業補助金の不当利得返還請求を行うこと	R6.10.22	2		陳述希望無	却下		No.11で公金の支出に違法・不当な点は認められないと判断していることから、不当利得返還請求権は発生せず、財務会計上の行為は存在しない。	R6.12.27	無		
15	埼玉県	川口市	市長	違法な公金の支出	５類定点発生届を受理し厚生労働大臣に報告した固定費の損害賠償請求不行使、届出受理送信行為が占める市長の給料一部案分額不当利得返還請求を行うこと	R6.10.22	2		陳述希望無	却下		請求人の提出した事実証明書は、行為の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示している書面とは認められない。	R6.12.27	無		
16	埼玉県	川口市	市長	違法な公金の支出	「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」に係る広報費用、新型コロナワクチンバックナンバーのホームページ掲載維持費用の返還請求を行うこと	R6.10.22	2		陳述希望無	棄却		公金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.12.27	無		
17	埼玉県	川口市	市長	違法な公金の支出	接種券送付のための印刷費用、郵送費用の返還請求を行うこと	R6.10.22	2		陳述希望無	棄却		公金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.12.27	無		
18	埼玉県	川口市	市長	違法な公金の支出	接種実施のための接種会場の設営及び運営に係る費用の返還請求を行うこと	R6.10.22	2		陳述希望無	却下		請求期間を徒過している。	R6.12.27	無		
19	埼玉県	川口市	市長	違法な公金の支出	検査・接種委託契約と委託先への委託料支払債務履行後、契約の無効確認をしない市長への給料一部案分額不当利得返還請求を行うこと	R6.10.22	2		陳述希望無	却下		請求人の提出した事実証明書は、行為の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示している書面とは認められない。	R6.12.27	無		
20	埼玉県	川口市	市長	違法な公金の支出	市と接種実施医療機関を契約当事者とする委託契約と委託先への委託料の不当利得返還請求を行うこと	R6.10.22	2		陳述希望無	棄却		公金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.12.27	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
21	埼玉県	川口市	市長	違法な補助金の受領	委託料不当利得返還請求権行使不作為による国から受領した補助金を返還すること	R6.10.22	2		陳述希望無	却下		国が補助金の交付決定等を取り消した事実は認められず、財務会計上の行為は存在しない。	R6.12.27	無		
22	埼玉県	川口市	市長	違法な給与の支出	住民監査において否認・抗弁・反証証拠を提出しない市長の給料案分額不当利得返還請求を行うこと	R6.10.22	2		陳述希望無	棄却		給与の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.12.27	無		
23	埼玉県	川口市	市長	違法な公金の支出	無効な予算決議に対する固定費投入分の損害賠償請求を行うこと	R6.10.22	2		陳述希望無	却下		請求人の提出した事実証明書は、行為の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示している書面とは認められない。	R6.12.27	無		
24	埼玉県	川口市	市長	損害賠償請求の不行使	住民訴訟の口頭弁論期日を決定しないまま地裁裁判官に対する国家賠償請求を行うこと	R6.10.22	2		陳述希望無	却下		請求人の提出した事実証明書は、行為の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示している書面とは認められない。	R6.12.27	無		
25	埼玉県	川口市	市長	違法な公金の支出	有資格者監査委員除く議員監査委員に対する遅延利息損害賠償請求を行うこと	R6.10.22	2		陳述希望無	却下		請求人の提出した事実証明書は、行為の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示している書面とは認められない。	R6.12.27	無		
26	埼玉県	所沢市	市長	不正受給に対する返還請求権不行使	不正受給の是正及び返還請求を行うこと	R5.8.14	1			却下		地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠くため。	R5.9.6	無		
27	埼玉県	所沢市	市長	損害保険料の返還	損害保険料の返還と業務の是正を行うこと	R5.10.2	1			却下		地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠くため。	R5.10.18	無		
28	埼玉県	所沢市	市長	損害保険料の返還	損害保険料の返還と業務の是正を行うこと（再請求）	R6.1.9	1			却下		地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠くため。	R6.1.31	無		
29	埼玉県	所沢市	市長	報償金と損害保険料	報償金の支出方法等の是正と損害保険料の返還を行うこと	R6.4.12	1			却下		地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠くため。	R6.4.26	無		
30	埼玉県	所沢市	教育委員会	交際費の支出	交際費の支出要件の是正を行うこと	R6.5.30	1			却下		地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠くため。	R6.7.8	無		
31	埼玉県	所沢市	教育委員会	交際費の支出及び添付書類の不備	交際費の支出に伴う添付書類の不備と重複支出の是正を行うこと	R6.8.28	1			却下		地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠くため。	R6.10.23	無		
32	埼玉県	所沢市	市長	団体への補助金等の交付	補助金等の不当な交付の是正を行うこと	R6.10.29	1			却下		地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠くため。	R6.11.29	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
33	埼玉県	所沢市	教育委員会	交際費の支出及び添付書類の不備（再請求）	交際費の支出に伴う添付書類の不備と重複支出の是正を行うこと（再請求）	R6.11.12	1			却下		地方自治法第242条第1項に規定する請求の要件を欠くため。	R7.1.6	無		
34	埼玉県	狭山市	市長、担当部長	違法・不当な土地購入費の支出	道路の拡幅の開発許可を得ていた土地を、市が購入したこと	R6.4.16	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.5.29	無		
35	埼玉県	狭山市	市長、副市長	不当な委託料の支出及び不当な土地売買価格の決定	委託料について二重払いとなること、また土地の鑑定評価を行わずに売買価格を決定したこと	R7.1.14	2			却下		同一の監査請求が再度行われた。また、請求期間を徒過している。	R7.3.21	無		
36	埼玉県	深谷市	市長	住民税の計算におけるシステム不具合	住民税計算におけるシステム不具合の監査	R5.6.19	1	R5.6.19	口頭陳述	却下		住民監査請求の要件に該当しない。	R5.7.13	無		
37	埼玉県	上尾市	市長	不当な報酬等の支出	会計年度任用職員の報酬及び期末手当の一部返還	R5.6.8	1	R5.6.26	口頭陳述	棄却		違法性又は不当性はない。	R5.8.7	無		
38	埼玉県	上尾市	市長	不当な報酬等の支出	いじめ問題調査委員会委員の報酬及び費用弁償の返還	R6.1.30	1	R6.2.13	口頭陳述	棄却		財務会計法規上、違法性又は不当性はない。	R6.3.29	無		
39	埼玉県	上尾市	市長	違法・不当な契約の締結	契約の履行差し止め	R6.6.21	1			却下		違法若しくは不当な財務会計上の行為があると認められないため。	R6.7.5	無		
40	埼玉県	上尾市	市長	不当な印刷費用の支出	選挙公報の再印刷費用に係る返還措置	R7.1.20	1			棄却		違法性又は不当性はない。	R7.3.19	無		
41	埼玉県	越谷市	市長	違法・不当に財産の管理を怠る事実	規則に則った管理を行い、使用の対価を徴収すること等	R5.7.13	1	R5.8.7	口頭陳述	一部棄却・一部却下		公有財産を無償で使用させていることについて、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるとまではいえない。 それ以外の請求については、財務会計上の行為ではないため却下。	R5.9.7	無		
42	埼玉県	越谷市	市長	違法・不当な財産の管理、違法・不当な補助金の支出	行政財産使用許可及び使用料減免承認の取消し、補助金交付決定の取消し、市長及び職員に対する損害賠償請求を行うこと	R5.8.23	1	R5.9.22	口頭陳述	一部棄却・一部却下		行政財産使用料免除及び補助に係る財務会計上の行為に違法性又は不当性は認められない。 それ以外の請求については、財務会計上の行為ではないため却下。	R5.10.18	有	2	
43	埼玉県	越谷市	市長	違法・不当に財産の管理を怠る事実	規則に則った管理を行うこと、使用者に対し行政指導を行うこと等	R7.3.26	1			却下		R5.7.13の請求と同一の財務会計上の行為等を対象としたものであり、一事不再理の原則から不適法な請求である。	R7.4.18	無		
44	埼玉県	入間市	市長	誤った設計に基づく工事への不当な支出	建設コンサルタントへの損害賠償請求	R6.2.13	1	R6.3.8	口頭陳述	棄却		誤った設計とは認められず、公金の支出は違法・不当ではない。	R6.3.26	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
45	埼玉県	入間市	市長	違法・不当な設計業務委託及び工事費の支出	建設コンサルタント及び建設業者への損害賠償請求	R6.12.16	1	R7.1.16	口頭陳述	一部棄却・一部却下		誤った設計及び工事であるとはいえず、公金の支出は違法・不当ではない。 請求期間の徒過、同一行為の監査請求。	R7.2.14	無		
46	埼玉県	朝霞市	市長	不当な補助金の支出	支出先である相手方から市への補助金の返還を求めること	R7.3.28	1			その他						R7.3.31現在、監査中
47	埼玉県	志木市	市長	選挙管理委員の違法な選任	選挙管理委員の選挙を行い選任しなおすこと。	R6.6.12	1			棄却		行為のあった日から1年を徒過している。	R6.7.18	無		
48	埼玉県	和光市	副市長	違法な通勤手当の支出	通勤手当の返還 損賠の賠償	R6.2.7	3			却下		請求期間の徒過	R6.3.12	無		
49	埼玉県	和光市	市長	違法かつ無効な契約の締結	違法かつ無効な契約であることの確認 損害賠償	R7.1.23	3	R7.2.21	口頭陳述	一部認容	違法	適切な措置を講ずること	R7.3.21	無		
50	埼玉県	吉川市	市長	違法な交付金の支出	相手方に返還請求を行うこと	R6.12.5	1	R6.12.12	口頭陳述	棄却		交付金の支出は違法・不当なものと認められない。	R7.1.28	無		
51	埼玉県	白岡市	市長	事業化に向けた作業において、業務委託により行った調査・解析について誤った数値を算出・設定しており、市は当該調査。解析に係る費用として支出した額の返還を求めるべきであるにもかかわらず、返還請求を行わないことが違法・不当な財産の管理に該当する。	支出した公金の返還請求を行うこと	R6.10.15	1			却下		市は、事業化を中断しており、これに伴って、業務委託も中断している。 このため、市は、中断時点での成果品が納品されることを承知の上で受領しており、請求人の主張する数値が適当であるかどうかにかかわらず、当該調査・解析に係る費用の返還請求を行わないことについて、違法性又は不当性を具備しているとは認められない。	R7.12.11	無		
52	埼玉県	飯能市	前市長 前副市長 財務部長	違法な契約の締結及び不当な財産の管理	対象者に対する損害賠償請求等	R5.4.25	1			却下		一事不再理の原則により却下。	R5.6.20	有	4	
53	埼玉県	飯能市	市長 副市長 企画総務部長 財務部長	違法な契約の締結	・対象者に対する損害賠償請求 ・契約の破棄	R5.5.8	1			却下		一事不再理の原則により却下。	R5.6.20	無		
54	埼玉県	飯能市	市長 財務部長	違法な契約の締結	契約の破棄	R6.9.27	1			却下		市に損害がないため。	R6.11.22	無		
55	埼玉県	飯能市	市長 企画総務部長	不当な事業承継	事業承継に係る承認の破棄	R6.10.2	1			却下		市に損害がないため。	R6.11.22	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		14団体	55件						認容	0件			有	3件		
									一部認容	1件						
									棄却	20件						
									却下	29件						
									一部棄却・一部却下	3件			無	51件		
									取下げ	1件						
									合議不調	0件						
									その他	1件						
1	千葉県	千葉市	健康保険課長及び市長	国民健康保険料の徴収業務に係る違法な財産調査を是正するための郵便費用の支出	健康保険課長又は市長に対する損害賠償請求を行うこと	R6.5.29	1	R6.6.26	口頭陳述	棄却		対象職員が市に対して自主的に支払ったため、市の損害が填補されている。	R6.7.24	無		
2	千葉県	千葉市	議会事務局総務課長及び市長	違法・不当な議員報酬及び期末手当の支出	辞職勧告を受けた市議会議員に対する不当利得返還請求を行うこと	R7.3.31	1		請求人が陳述を希望しなかったため、実施せず	その他						R7.3.31現在、監査中
3	千葉県	市川市	市長	違法・不当な財産の管理等	消防車両に設置されたカーナビについて、NHKと放送受信契約を締結することなど	R5.4.21	1			却下		地方自治法第242条第1項に定める要件を満たしていない。	R5.5.30	無		
4	千葉県	船橋市	船橋市開発審査会 宅地課開発審査会事務局 道路管理課	都市計画法違反	市が市道４３－０６３号線に設置した車止めにおける都市計画法違反に対する是正等を求める請求	R5.9.20	1			却下		請求の対象が財務会計上の行為にあたらない	R5.10.25	無		
5	千葉県	船橋市	船橋市長 船橋市病院事業管理者	違法・不当な契約の締結	令和６年３月１２日に海老川上流地区土地区画整理組合と結んだ病院用地（船橋市高根町３７２番ほか）の売買契約は違法不当であるとして、用地代の支払いの停止、またすでに支払っている場合は、組合に返還させることを求める請求	R6.3.27	190	R6.4.25	口頭陳述	一部棄却・一部却下		一部却下（②災害復旧費、災害救助費が発生するとの件：住民監査請求の制度主旨を逸脱、③国の負担＝災害復旧費国庫負担金を増大させるとの件：、国庫負担金に関する内容であり、住民監査請求の要件を満たしていない） 一部棄却（①最少経費原則に反する支出：裁量権の逸脱とは言えない）	R6.5.21	無		
6	千葉県	船橋市	船橋市長 船橋市高齢者福祉課担当者	違法な公金の支出	船橋市老人クラブ連合会補助金交付要綱に基づき、船橋市老人クラブ連合会に対し何の指導もせず公金を支出し続けているのは、公金横領の疑いがあるため検証を求める請求	R6.4.12	1			却下		支出の原因である要綱そのものの是非は住民監査請求の対象にあたらない	R6.5.21	無		
7	千葉県	木更津市	市長	不当な財産の処分	市長等に対する損害賠償請求を行うこと	R6.1.27	1			却下		財務会計上の行為でない	R7.3.25	無		
8	千葉県	木更津市	市長	不当な財産の処分	市長等に対する損害賠償請求を行うこと	R6.1.27	1			却下		請求期間を徒過している。	R7.3.25	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
9	千葉県	松戸市	教育長	物品購入に関わる不当な手続と支出	物品購入に関わる不適正な手続と支出の是正	R5.5.22	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.6.7	無		
10	千葉県	松戸市	市長	不当な工事の実施	是正工事の実施及び責任者への費用請求及び処分	R5.11.17	1	R5.12.20	書面陳述	棄却		契約締結、履行確認及び工事代金支出について違法・不当な点は認められない。	R6.1.10	無		
11	千葉県	松戸市	市長	市長が職員に対し、求償権を行使しないこと。	市長は職員に対し、求償権を行使すること。	R6.2.1	1	R6.3.12	口頭陳述	棄却		職員に故意又は重大な過失があったとは認められない。	R6.3.27	有	1	
12	千葉県	習志野市	市長	必要な契約を行わず工事を実施し、その工事代金を別の工事に上乗せして契約したこと	過去の類似事案の存在について市各部局・企業局に対し監査委員による抜本的事実調査を行うこと。本件事案の懲戒処分の適切性を確認すること。	R5.12.18	6	R6.1.18	口頭陳述	棄却		未払金の精算及び是正措置に加えてさらなる是正の必要性は認められず、他の類似事案の存在を裏付ける証拠はなかった。抜本的事実調査と懲戒処分の適切性については監査対象事項としない。	R6.2.19	無		
13	千葉県	柏市	市長	公有財産の不適切な取得・管理・処分	不適切に設置された工作物の撤去と、適正な境界確定および接道関係の整理を行うこと	R5.11.13	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.11.29	無		
14	千葉県	市原市	市長	政務活動費の不適切支出	①　市原市長が、市議会会派Aに対して、平成25年度政務活動費のうちのA社へ委託の広報費685万5千円の不正受給分を返還させていない公金の徴収を怠る事実を確認し、相殺により徴収させることを求める。（相殺しない場合、市長個人が損害賠償することも求める。） ②　市原市長が、市議会会派Bに対して、平成27年度以降の政務活動費不正受給相当額を返還させていない公金の徴収を怠る事実を確認し、相殺により徴収させることを求める。（相殺しない場合、市長個人が損害賠償することも求める。）	R5.4.6	1	R5.5.11	口頭陳述	棄却		①市が違法又は不当に不当利得返還請求権の行使を怠っている事実が摘示されているとは言えず、また、仮に市原市長への損害賠償請求権が存在したとしても、法定期限内の請求とは認められない。 ②仮に市に不当利得返還請求権が存在していたとしても、それらは既に消滅しており、財産の管理を違法又は不当に怠ったことによる損失も存在していない。	R5.6.14	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
15	千葉県	市原市	市長	法人市民税徴収の懈怠	市原市長は、小出譲治に対して、特定非営利法人Ａ が脱税していたのに加担していたので、現職就任5年前からの脱税合計額を損害賠償請求せよ。	R5.5.22	1			却下		違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されている請求とは認められない。	R5.6.14	無		
16	千葉県	市原市	市長	違法な議員報酬・期末手当の支出	市原市長に対し、市原市議会議員Ａへの令和5年6月10日以降の議員報酬・期末手当の公金支出の差し止め（Ａ市議の債務との相殺）を求める。監査結果が出るまでの暫定的停止措置も求める。 上記公金支出をした場合は、市長個人に市原市へ損害賠償させることも求める。	R5.6.8	1			却下		違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されている請求とは認められないうえ、損害も発生していない。	R5.6.14	無		
17	千葉県	市原市	市長	違法な給与・報酬等の支出	① 市原市長が、令和２年度以降に市原市特別職等の職員へ公金支出した報酬、議員報酬、給与（費用弁償及び市議会議員期末手当を含む。）が違法なものであり、返還を怠っている事実を確認し、返還させることを求める。また、返還させない場合は、市長個人が損害賠償することを求める。 ② 市原市長が、市原市長、市原市副市長、市原市教育長、市原市代表監査委員に令和５年６月以降の給与と費用弁償を支出することの差し止めを求める。 ③ 市原市長が、市原市議会議員に令和5年6月以降の議員報酬、期末手当、費用弁償を支出することの差し止めを求める。 また、上記②、③については、監査結果が出るまでの暫定的停止措置を求める。	R5.6.19	1	R5.7.14	口頭陳述	棄却		給与・報酬等の支出は、違法又は不当なものとはいえない。	R5.8.15	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
18	千葉県	市原市	市長	政務活動費の不適切支出	市原市長が、平成27、28年度の市原市議会会派Aの政務活動費のうちの不正契約書により支出された合計額を返還させていない怠る事実を確認し、返還させることを求める。	R5.6.26	1	R5.5.11	口頭陳述	認容	違法及び不当	政務活動費を返還するよう求めること。	R5.8.15	無		
19	千葉県	市原市	市長	市原市特別職の職員等の給与および費用弁償の違法又は、不当な支出	市原市長が、市原市の非常勤の特別職の職員への令和5年7月以降の報酬の支出を差し止めることを求める。監査結果が出るまでの暫定的停止措置を求める。	R5.6.19	1	R5.7.14	口頭陳述	棄却		給与・報酬等の支出は、違法又は不当なものとはいえない。	R5.8.15	有	2	
20	千葉県	市原市	市長	違法又は不当な市有地の占用	市原市長が、北五井緑道の送電線工事に関する占用料を正しく徴収していない事実を確認し、是正させることを求める。	R5.8.16	1			却下		違法性・不当性について 、これを推認させるような事実を証する書面がなにも添付されていない。	R5.9.13	無		
21	千葉県	市原市	副市長	違法又は不当な公金の給付	市原市副市長に、給付された市原市の公金の合計額を市原市へ返還させること及び市原市の公金の給付の差し止めを求める。	R5.9.6	1	R5.9.27	口頭陳述	棄却		公金の支出のうち、給与に関しては、支給された公金及び今後支給される公金は、違法又は不当なものとはいえない。 旅費については、違法・不当であるとする理由は一切主張されていない。	R5.10.27	無		
22	千葉県	市原市	市長	契約解除権行使の懈怠	市原市長が、市長個人の小出譲治に、五井中央西2－24－60の不動産（土地・建物）の評価額合計額の相当額を市原市に損害賠償させることを求める。	R5.9.6	1			却下		損害について示されていない。 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実についても、これを推認させるような事実を証する書面が添付されていない。	R5.10.10	無		
23	千葉県	市原市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市原市長が、市原市長個人である小出譲治に、市原市議会の会派Aが違法に受取った政務活動費を市原市に返還させなかったことで市原市が被った損害の合計額相当額を市原市へ損害賠償させることを求める。	R5.9.28	1	R5.9.27	口頭陳述	棄却		支出した政務活動費について、違法な支出とは認められない。	R5.11.21	無		
24	千葉県	市原市	市長	違法な政務活動費の支出	市原市長が、令和4年4月から令和5年6月までの政務活動費合計相当額を市原市長に損害賠償させることを求める。	R5.10.26	1			却下		財務会計上の行為が違法又は不当であるとする理由が一般的な法解釈とは異なるものであり、この正当性を裏付けるような合理的な主張もされていない。	R5.11.15	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
25	千葉県	市原市	市長	違法な旅費の支出	市原市長に、違法な「市原市職員の旅費に関する条例」に基づき支出した旅費を受け取った職員らに返還させていない怠る事実を確認し、是正させることを求める。	R5.10.30	1			却下		支出した旅費について、違法又は無効な支出とは認められない。	R5.11.29	無		
26	千葉県	市原市	市長	違法な公金の支出	市原市長に、五井駅周辺市街地整備推進事業のために支出した金額相当額を市原市に損害賠償させることを求める。	R5.10.31	1			却下		個別・具体的な公金の支出が特定されておらず、かつ、財務会計上の行為の違法・不当についての主張をしている請求ではない。	R5.11.29	無		
27	千葉県	市原市	市長	違法又は不当な市有地の占用	市原市長が、「五井東三丁目の五井火力線新設No.22の鉄塔が市道上空を占有する地上権」を放置する財産の管理を怠る事実を確認し、是正させることを求める。	R5.10.31	1			却下		違法性・不当性について、これを推認させるような事実を証する書面が添付されていない。	R5.12.8	無		
28	千葉県	市原市	市長	違法又は不当な占用許可	市原市長が、行政財産である北五井緑道の緑地・排水路と臨接する市道の管理を怠っている事実を確認し、是正させることを求める。	R5.12.28	1			却下		請求の対象とされた行為が住民監査請求の対象となりうる財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない。	R6.1.24	無		
29	千葉県	市原市	市長	違法な旅費の支出	市原市長が、違法な一般職の職員へ支出した旅費の過去10年間分の合計額相当額の市原市の損害を補てんしていない事実を確認し、市原市に損害賠償させることを求める。	R6.1.5	1			却下		違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について摘示されている請求とは認められない。	R6.1.29	無		
30	千葉県	市原市	市長	違法又は不当な占用許可	市原市長が、北五井緑道の排水路の敷地を、A株式会社に、同社の五井火力線の建替鉄塔の敷地へ行政財産の目的外占用させている財産の管理を怠る事実を確認し、是正させることを求める。	R6.2.5	1			却下		請求の対象とされた行為が住民監査請求の対象となりうる財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない。	R6.2.29	有	3	
31	千葉県	市原市	市長	違法又は不当な旅費の支出	市原市へ、市原市職員の旅費に関する条例により一般職の職員へ支出した過去10年分の合計金額を、市原市長に損害賠償させることを求める。	R6.3.4	1			却下		財務会計上の行為が違法又は不当であるとする理由が一般的に用いられている法制執務の手法とは異なるものであり、この正当性を裏付ける合理的な主張はされていない。	R6.4.19	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
32	千葉県	市原市	市長	違法若しくは不当な事業費の支出	市原市長に、市原市へ12,922,000円の損害賠償をさせることを求める。	R6.3.4	1			却下		財務会計行為の財務会計法規上の義務に影響を及ぼさない一般行政上の行為の違法若しくは不当について主張している請求に過ぎず、そのほかには当該財務会計上の行為が違法若しくは不当であるとする事実・理由が摘示されていない。	R6.4.19	無		
33	千葉県	市原市	市長	違法若しくは不当な事業費の支出	市原市長に、令和6 年度の（仮称）五井駅東口土地区画整理事業等の推進の事業費7,308 万円の支出の差止めと支出した場合その損害を市原市へ賠償させることを求める。	R6.5.31	1			却下		財務会計行為の財務会計法規上の義務に影響を及ぼさない一般行政上の行為の違法若しくは不当について主張しているものに過ぎず、そのほかには当該財務会計上の行為が違法若しくは不当であるとする事実・理由が摘示されていない。	R6.6.28	無		
34	千葉県	市原市	市長	違法若しくは不当な事業費の支出	市原市長に、令和6年度の（仮称）五井駅東口土地区画整理事業等の推進の事業費7,308万円の支出の差止めと、支出した場合はその損害を市原市へ賠償させることを求める。	R6.7.2	1			却下		財務会計行為の財務会計法規上の義務に影響を及ぼさない一般行政上の行為の違法若しくは不当について主張しているものに過ぎず、そのほかには当該財務会計上の行為が違法若しくは不当であるとする事実・理由が摘示されていない。	R6.8.16	無		
35	千葉県	市原市	市長	違法若しくは不当な事業費の支出	市原市長に、令和６年度の（仮称）五井駅東口土地区画整理事業等の推進の事業費7,308万円の支出の差止めと、支出した場合はその損害を市原市へ賠償させることを求める。	R6.8.23	1			却下		財務会計行為の財務会計法規上の義務に影響を及ぼさない一般行政上の行為の違法若しくは不当について主張しているものに過ぎず、そのほかには当該財務会計上の行為が違法若しくは不当であるとする事実・理由が摘示されていない。	R6.10.18	無		
36	千葉県	市原市	市長	違法な旅費の支出	市原市長に、違法無効な市原市職員の旅費条例により常勤の特別職に支給した旅費相当額を、市原市に損害損当額として補てんさせることを求める。	R6.9.25	1	R6.10.23	口頭陳述	一部棄却・一部却下		違法な旅費の支出とはいえない。 一部の請求については、請求期間を徒過している。	R6.11.19	無		
37	千葉県	市原市	市長	違法な政務活動費の支出	市原市長に、市原市へ、3,072万円の損害賠償させることを求める。	R6.9.30	1			却下		財務会計上の行為が違法又は不当であるとする理由が、一般的な法解釈とは異なるものであり、この正当性を裏付けるような合理的な主張もされていない。	R6.11.15	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
38	千葉県	市原市	市長	違法又は不当な占用許可及び行政財産の破壊	市原市長が、A株式会社に対して、五井火力線のNo22鉄塔の敷地(五井東3－4589－1の一部と同所3－4589－2の一部と同所3－4589－5の一部)としている行政財産の土地の占用を取り消し原状回復させていない財産の管理を怠っていることの確認をし是正させることを求める。	R6.9.30	1			却下		請求の対象とされた行為が住民監査請求の対象となりうる財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない。 行政財産の破壊については、請求人の主張から認められず、補正も求めたが前述事実を示すような補正はなされなかった。	R6.11.21	無		
39	千葉県	市原市	市長	不当利得返還請求に係る事務の懈怠	市長に、市原市へ、20,931,981円の損害賠償をさせることを求める。	R6.10.11	1	R6.11.14	口頭陳述	棄却		事務の懈怠があったと言うことはできない。	R6.12.12	有	5	
40	千葉県	市原市	市長	違法な事業費の支出	市原市長に、令和6年度の（仮称）五井駅東口土地区画整理事業等の推進の事業費7,308万円の支出の差止めと、支出した場合はその損害を市原市へ賠償させることを求める。	R6.10.23	1			却下		財務会計行為の財務会計法規上の義務に影響を及ぼさない一般行政上の行為の違法性について主張しているものに過ぎず、そのほかには当該財務会計上の行為が違法であるとする事実・理由が摘示されていない。	R6.12.9	有	4	
41	千葉県	市原市	市長	契約解除権行使の懈怠	市原市長が、売却した市有地(五井中央西2-24-60、宅地、4738.80㎡：以下「本件土地」という。)での売買契約書13条、19条の違反を放置し、売買契約を解除していないことから、本件土地を市原市の所有にしていない財産の管理を怠る事実を確認し、是正させることを求める。	R6.11.5	1			却下		違法・不当について、これを推認させるような事実・理由の記載がなく、請求の根拠となる事実を証する書面が添付されていないことからこの補正を求めたものの、必要な補正がなされなかった。	R6.12.27	無		
42	千葉県	市原市	市長	調整給付金支給確認書に記載する給付金振込口座について、公金受取口座が対象となっていないこと	「調整給付金支給確認書」（令和6年7月23日付市原市長小出譲治名の文書）で記入を求められた給付金振込口座の選択肢に、公金受取口座を加えるよう求める	R6.11.19	1			却下		財務会計上の行為または怠る事実に該当しない。	R6.12.25	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
43	千葉県	市原市	市長	違法な占用許可	市原市長が、A株式会社に対して、五井火力線のNo22鉄塔の敷地（五井東3-4589-1の一部と同所3-4589-2の一部と同所4589-5の一部）としている行政財産の土地の占用が不正申請により無効であるのでこれらの土地を原状回復させていない財産の管理を怠っていることを確認し、是正させることを求める。	R6.11.25	1			却下		財務会計上の行為または怠る事実に該当しない。	R7.1.17	無		
44	千葉県	市原市	市長	違法な旅費の支出	小出譲治市長が令和6年に不当利得した旅費を市原市に返還させることを求める。	R6.11.27	1			却下		一事不再理に該当する。	R7.1.21	無		
45	千葉県	市原市	市長	違法な事業費の支出	市原市長に、令和６年度の（仮称）五井駅東口土地区画整理事業等の推進の事業費7,308万円の支出の差止めと、支出した場合はその損害を市原市へ賠償させることを求める。	R6.12.18	1			却下		財務会計行為の財務会計法規上の義務に影響を及ぼさない一般行政上の行為の違法性について主張しているものに過ぎず、そのほかには当該財務会計上の行為が違法であるとする事実・理由が摘示されていない。	R7.2.4	無		
46	千葉県	市原市	市長	違法な補助金の支出及び不当利得返還請求に係る事務の懈怠	市原市長に、「一般社団法人市原市観光協会の経営実態等に関する調査結果報告書」の表11「補助金交付手続状況一覧」に記載された補助金の交付確定額の合計額を市原市に損害賠償させることを求める。	R7.1.6	1			却下		請求期間を徒過している。	R7.2.4	無		
47	千葉県	市原市	市長	契約解除権行使の懈怠	市原市長に、市原市に10億円の損害賠償をさせることを求める。	R7.1.6	1			却下		違法・不当について、これを推認させるような事実・理由の記載がなく、請求の根拠となる事実を証する書面が添付されていない。	R7.2.26	有	6	
48	千葉県	市原市	市長	違法又は不当な土地の売却	市原市長に、八幡宿駅西口の市原市所有の支所・公民館・認定こども園の土地の売却の差し止めを求める。	R7.1.15	1			却下		違法・不当である事実・理由が一切摘示されていない。	R7.2.26	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
49	千葉県	市原市	市長	違法な市有地の占用	市原市長に、A株式会社が、五井火力線のNo22鉄塔(市原市の行政財産の土地、五井東3-4589-1の一部と同所3-4589-2の一部と同所3-4589-5の一部を占用。)新設の結果、同所3-4589-5の一部の下水道敷地を杭打ち機械設置の工事のための占用(一時占用)しか許可されていないのに、護岸破壊や地盤改良工事や杭・フェンス設置の申請されていない工事をして、占用期間を一時占用なのに占用期間を満9年5ヶ月の令和3年11月1日から令和13年3月31日までとすることで隠ぺいし、同鉄塔工事(関連工事含む。)が令和6年11月6日で完了したのに未だ工事中とすることで、杭・フェンスが同所3-4589-5の一部を違法に占用している事実』を監査し、行政財産の管理を怠る事実を確認し、同所3-4589-5の土地を原状回復させることを求める。	R7.1.21	1			却下		違法・不当について、これを推認させるような事実・理由の記載がなく、請求の根拠となる事実を証する書面が添付されていないことからこの補正を求めたものの、必要な補正がなされなかった。	R7.3.19	無		
50	千葉県	市原市	市長	契約解除権行使の懈怠	市原市長に市原市へ10億円の損害賠償をさせることを求める。なお、本件請求は、同一案件における前回請求（令和7年1月6日受付第2118号）の却下の監査結果（令和7年2月26日市監第2326号）を受けた再度の住民監査請求である。	R7.2.28	1			却下		同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象とした住民監査請求を前置とした住民訴訟が係属中。	R7.4.16	無		
51	千葉県	市原市	市長	違法又は不当な土地の売却	市原市長に、八幡宿駅西口の市原市所有の支所・公民館・認定こども園の土地の売却を差し止めさせることを求める。	R7.3.4	1			却下		違法・不当である事実・理由が一切摘示されていない。	R7.4.22	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
52	千葉県	市原市	市長	違法な占用許可	市原市長に、新五井火力線No22の旧西広都市下水路占用許可を取消し、原状回復させていない行政財産の管理を怠る事実を確認し、是正させることを求める。	R7.3.24	1			却下		財務会計上の行為または怠る事実に該当しない。	R7.5.9	無		
53	千葉県	市原市	市長	契約解除権行使の懈怠	市原市長に、平成29年5月24日付売買契約書により新昭和へ売却した五井中央西2-24-4他約1万㎡の土地が新昭和による不正な手段によるものであるのに売買契約を解除せず市の所有に戻していない財産の管理を怠る事実を確認し、是正させることを求める。	R7.3.24	1			却下		同一の財務会計上の行為又は怠る事実を対象とした住民監査請求を前置とした住民訴訟が係属中。	R7.4.16	無		
54	千葉県	鎌ケ谷市	市長	不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R6.8.15	1			棄却		政務活動費の支出が明らかに違法・不当であるとまでは言えない。	R6.10.8	無		
55	千葉県	浦安市	市長	不当な公金の支出	不当な公金の支出を命令した事実を改めることを市長に勧告すること	R5.7.3	1	R5.5.23	口頭陳述	棄却		不当な支出であるとは認められない	R5.9.1	無		
56	千葉県	浦安市	市長	違法な契約の締結	虚偽の理由書を作成し随意契約を締結したことを改めることを市長に勧告すること	R5.7.24	1	R5.8.7	口頭陳述	棄却		契約締結行為自体は違法・不当なものではない	R5.9.22	無		
57	千葉県	浦安市	市長	使用料金における違法・不当な公金の賦課・徴収	条例改正（案）を議長に提出すること、違法な状態を解消するために必要な措置を講ずること、駐車料金体系を見直すこと	R5.8.28	1			却下		住民監査請求の対象となる事項にはあたらない	R5.10.27	無		
58	千葉県	浦安市	市長	植栽帯の適切な管理を怠ってきた	植樹の伐採の差し止めと伐採の執行停止を市長に勧告すること	R5.8.28	1			却下		財務会計上の違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な怠る事実に該当しない	R5.10.27	無		
59	千葉県	浦安市	市長	公文書の適切・適法な取り扱いを怠った	公文書の適切・適法な取り扱いを怠ったことを改めること、市長が予算執行者を適切に指導することを怠ったことを改めること	R5.9.19	1			却下		財務会計上の違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な怠る事実に該当しない	R5.11.17	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
60	千葉県	浦安市	市長	不当な公金の支出	適正な公金の支出を怠ったことを改めることを市長に勧告すること	R5.9.24	1			取下げ			R5.9.28	無		
61	千葉県	浦安市	市長	不当・違法な公金の支出	職員に対して、市に不履行分を返還すること及び市長へ再発防止策を講ずること	R5.9.28	1	R5.10.13	口頭陳述	棄却		業務委託契約における公金の支出は不当な支出であるとは認められない	R5.11.27	有	7	
62	千葉県	浦安市	市長	違法・不当な駐車料金の徴収	違法な状態を解消するために必要な措置を講ずること	R5.11.2	1	R5.12.19	口頭陳述	棄却		駐車場利用料金の徴収等の管理運営については違法なものではない	R5.12.28	無		
63	千葉県	浦安市	市長	不当・違法な公金の支出	職員に対して、市に不履行分を返還すること及び市長へ再発防止策を講ずること	R5.12.7	1			却下		同一の住民がすでに住民監査請求したものと同一の請求だったため	R6.2.5	無		
64	千葉県	浦安市	市長	不当・違法な公金の支出	職員に対して、市に不履行分を返還すること及び市長へ再発防止策を講ずること	R6.3.21	1			却下		同一の住民がすでに住民監査請求したものと同一の請求だったため	R6.4.26	無		
65	千葉県	浦安市	市長	違法な公金の支出及び遅延損害金の徴収を怠っている	市長は、違法・不当に支払った支払額及び遅延損害金を市に返還することを職員に対し請求すること	R7.2.12	1	R7.3.19	口頭陳述	一部棄却・一部却下		公金の支出は違法・不当な支出であるとは認められないため棄却、住民監査請求の請求期間の要件を欠くものであるため却下	R7.4.11	有		R7.3.31以降に訴訟提起のため、様式ウには記載なし。
66	千葉県	印西市	市長	違法又は不当な公金の支出	公金の支出を中止させること	R6.7.24	1			却下		証拠書類の不足	R6.8.19	無		
67	千葉県	印西市	市長	違法又は不当な公金の支出	公金の支出を中止させること	R6.12.26	1			却下		証拠書類の不足	R7.1.24	無		
68	千葉県	南房総市	市長	不当な財政上の支出	解体工事費の支出が不当な財政上の支出に当たるため解体の中止を求めるもの	R6.3.26	12			却下		住民監査請求の要件を満たしていない。	R6.4.26	無		
69	千葉県	白子町	町長	違法な契約の締結	町長に対する損害賠償請求を行うこと	R6.3.22	1	R6.4.18	口頭陳述	棄却		町に明らかに損害が発生しているとは認められない。	R6.5.21	無		
70	千葉県	白子町	町長	違法又は不当な町有地の無許可占有	占有者及び町長・前町長に対する不当利得返還請求及び損害賠償請求を行うこと	R6.3.22	1	R6.4.18	口頭陳述	一部認容	違法及び不当	町有地の適法・適正な管理。占有者へ不当利得返還請求を行うこと。	R6.5.21	無		
71	千葉県	長柄町	町長	違法な政務活動費の支出	町議会議員に対し、辞職を求めること	R5.7.3	1	R5.8.1	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法な点は認められない。	R5.9.1	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		14団体	71件						認容	1件			有	8件		
									一部認容	1件						
									棄却	17件						
									却下	47件						
									一部棄却・一部却下	3件			無	62件		
									取下げ	1件						
									合議不調	0件						
									その他	1件						
1	東京都	中央区	区長	区が請求人に対し支払うこととなった訴訟費用の件	具体的な措置請求事項は明記されていない。	R5.8.4	1			却下		財務会計上の行為を違法または不当とする事実が確認できない。	R5.9.29	無		
2	東京都	新宿区	区長ほか関係職員	違法・不当な公金の支出	生活保護受給者の不適正な居住への対応がない。生活保護費の不正受給を調査し、刑事告訴すること。	R6.10.4	1			却下		区の財産の管理を違法・不当に怠る行為ではない。違法・不当な財務会計上の行為を防止、是正、損害補填措置を請求しているものではない。	R6.10.28	無		
3	東京都	新宿区	区長	違法な区道の廃止、新規路線の認定	区道の廃止に伴い発生する損害を防止するため、必要な措置を講じる勧告を求める。	R7.1.8	19			却下		違法・不当証する書面は、違法性、不当性を具体的に摘示していない。区道の廃止、路線認定は財務会計上の財産管理行為に当たらない。	R7.1.27	有	2	
4	東京都	新宿区	区長	違法な区道の廃止、新規路線の認定	区道の廃止に伴い発生する損害を防止するため、必要な措置を講じる勧告を求める。	R7.2.20	19			却下		住民監査請求を重ねて行うことは、一事不再理の原則により受理できない。また、本件行為は財務会計上の行為に当たらない。	R7.3.31	無		
5	東京都	文京区	区長	違法・不当な公金の支出	区長に対する損害賠償請求、相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R5.11.27	129			却下		要件を欠いている。	R5.12.25	無		
6	東京都	文京区	区長	違法・不当な公金の支出	業務委託に係る履行不備について是正措置を講ずる勧告を行うこと	R6.3.12	1			棄却		請求には理由がない。	R6.5.10	無		
7	東京都	文京区	区長	違法・不当な補助金の支出	相手方に対する補助金の返還請求又は損害賠償請求を行うこと	R6.4.5	1			却下		要件を欠いている。	R6.5.16	有	3	
8	東京都	文京区	区長	違法・不当な補助金の支出	区長に対する補助金交付の差止め請求、相手方に対する補助金の返還請求又は損害賠償請求を行うこと	R6.5.20	1			却下		要件を欠いている。	R6.7.5	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
9	東京都	文京区	区長	指定管理者による不当な利用料の割引	区長に対する減収分の追徴を団体へ求めること、割引適用を廃止する措置を勧告すること	R7.2.17	1			却下		要件を欠いている。	R7.4.10	無		
10	東京都	台東区	区長	違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実	相手方に使用料の請求をすること、補助金の返還請求を行うこと	R7.1.6	1			一部棄却・一部却下		一部棄却：違法・不当ではない。一部却下：請求が不適法	R7.3.6	無		
11	東京都	江東区	区長	職員給与に係る措置請求	区長に対する職員給与の返還請求を行うこと	R5.8.29	1	R5.9.13	口頭陳述	棄却		支出に違法又は不当なものは認められない。	R5.10.25	無		
12	東京都	江東区	元区長 職員	職員給与等に係る措置請求	元区長および職員に対する職員給与等の返還請求を行うこと	R6.8.2	5			棄却		支出に違法又は不当なものは認められない。	R6.9.6	無		
13	東京都	江東区	元区議 元所属会派	元区議会議員の報酬等に係る措置請求	元区議に対する報酬等、元所属会派に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R6.9.29	3			却下		請求期間を経過している。	R6.10.31	無		
14	東京都	江東区	区長	損害賠償請求に係る措置請求	委託契約相手方に対する損害賠償請求を行うこと	R6.9.29	3			却下		賠償金の対象ではなく、区に損害は発生していない。	R6.10.31	無		
15	東京都	江東区	職員	区立図書館蔵書選定に係る措置請求	職員に対し適切に蔵書選定を行うよう勧告すること	R6.10.7	1			却下		財務会計上の行為が発生していないため、区または区民に損害が生じていない。	R6.10.31	無		
16	東京都	江東区	区長	町会又は自治会に対する事務委託料に係る措置請求	委託契約料の支出の適法性及び妥当性の確認及び必要に応じた不適正支出の是正措置及び公金の返還請求	R7.1.24	1			却下		支出に違法又は不当なものは認められない。	R7.3.10	無		
17	東京都	目黒区	区長	グループホーム建設助成金支出	区長に対し違法若しくは不当な公金を支出する行為を防止する措置を講ずることを求める。	R5.6.6	1			却下		違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が具体的・客観的に示されていなかった。	R5.7.21	有	4,5	
18	東京都	目黒区	区長	コロナワクチン業務委託	区長に対し違法若しくは不当な公金を支出する行為を防止する措置を講ずることを求める。	R5.6.28	1			棄却		不当な公金の支出に当たらない。	R5.8.21	無		
19	東京都	目黒区	区長	コロナワクチン業務委託（別請求人）	区長に対し、不当な公金の支出の是正の措置をとることを求める。	R5.6.28	1			棄却		不当な公金の支出に当たらない。	R5.8.21	無		
20	東京都	目黒区	区長	災害救助費繰替支弁金の支出	区長に対し、不当な公金の支出の取り消しと返還を求める。	R5.8.22	1			却下		違法・不当な財務会計上の行為等に該当せず、住民監査請求の適法性を欠く。	R5.9.27	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
21	東京都	大田区	区長	不適切な支出	電話料金と簡易書留料金の差額を区長に請求する	R5.8.7	1	R5.9.5	口頭陳述	棄却		簡易書留による郵送とした事務処理について、違法、不当となるとは認めらない。	R5.9.26	無		
22	東京都	世田谷区	区長	らぶらす「離婚をめぐる法律・制度活用講座」に関する件	区による講師からの事実関係の聴取及び公表、「女性限定の離婚講座」の実施見送り等	R6.2.27	1			却下		住民監査請求の対象となる行為について監査委員が認識できる程度に個別的、具体的に示されておらず、当該行為の違法性・不当性も示されていない。	R6.3.22	無		
23	東京都	世田谷区	区長	生活保護（生活扶助・住宅扶助）受給に関する件	総合支所生活支援課の対応の不当さを世に問う等	R6.3.6	1			却下		本件請求時には区外転出しており本区に住所を有していない。	R6.4.12	無		
24	東京都	世田谷区	区長	世田谷区立男女共同参画センター運営委託の支出に関する件	「不法行為指南講座」が実施された男女共同参画センター運営委託の委託料返還請求等	R6.5.8	1	R6.6.7	口頭陳述	一部認容	不当	・本件講座全体を確認・検証し、契約の本旨に従って適切に履行されたかを改めて検討した上で、委託事業者に本件講座を含む支出が適正であったか検証し、必要な措置を講ずること。 ・再発防止策を講ずること。	R6.7.4	有	6	
25	東京都	世田谷区	区長	主要生活道路１０６号線の供用に関する件	主要生活道路１０６号線（恵泉通り）に係る不法占有地の管理等を区長が怠っていることの確認、１０６号線の供用開始	R6.5.13	1			棄却		本件における区長の行為が区長裁量権の範囲を逸脱し、又はその裁量権の行使として不当であるとまでは認められず、違法・不当に財産の管理を怠るものとは言えない。	R6.7.4	無		
26	東京都	世田谷区	区長	世田谷区スポーツ振興財団との契約に関する件	区とスポーツ振興財団との契約破棄。区から財団への委託料の内、財団からA社に支払った額を回収し区に返還させる	R6.5.15	1			却下		本件請求は財務会計上の行為があった日から１年以上が経過し、請求をするに足りる正当な理由もない。	R6.7.4	無		
27	東京都	渋谷区	区長	違法・不当な出資金の支出	区が出資している株式会社からの出資金等の返還請求を行うこと	R6.2.9	1	R6.3.1	口頭陳述	棄却		当該株式会社に対する出資金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.4.5	有	7	
28	東京都	渋谷区	区長	違法・不当な公金の支出	緑道の再整備に係る予算上の余剰金返還請求を行うこと	R6.3.29	3	R6.4.16	口頭陳述	一部棄却・一部却下		緑道の再整備に係る予算上の余剰金を繰越明許しなかった部分等は却下し、その余は理由がないため棄却した。	R6.5.24	無		
29	東京都	渋谷区	区長	違法・不当な公金の支出	小学校建替え再整備費用の捻出につき、差止めの措置を行うこと	R6.11.28	1	R6.12.23	口頭陳述	棄却		小学校建替え再整備に係る支出に違法・不当な点は認められない。	R7.1.24	有	8	
30	東京都	渋谷区	区長	違法・不当な契約の締結及び公金の支出	緑道の再整備に係る契約等により区が被った損害の賠償請求を行うこと	R7.3.28	10	R7.4.23	口頭陳述	棄却		緑道の再整備に係る契約の締結及び公金の支出に違法・不当な点は見当たらない。	R7.5.20	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
31	東京都	杉並区	・選挙管理委員会委員長及び各委員 ・選挙管理委員会事務局長 ・区長	違法な選挙公報発行経費の支出	区民に謝罪し、しかるべき責任等をとること	R6.4.5	17	R6.4.30	口頭陳述	棄却		違法又は不当であるとは認められない。	R6.5.28	有	9	
32	東京都	荒川区	区長	違法な補助金の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R5.7.5	1	R5.8.14	口頭陳述	棄却		補助金の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.8.29	有	10	
33	東京都	荒川区	区長	違法な補助金の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.2.13	1	R6.3.14	口頭陳述	棄却		補助金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.4.8	有	11	
34	東京都	板橋区	区長	不当な契約の締結	プロポーザルにもとづく契約を行わず、プロポーザルのやり直しを行うこと	R6.3.29	1	R6.5.1	口頭陳述	棄却		プロポーザル契約に不当な点は認められない。	R6.5.15	無		
35	東京都	板橋区	区長	不当な契約の締結	プロポーザルにもとづく契約を令和６年度に限定し、プロポーザルを前提とせず令和７年度以降に適切な事業者を選定すること	R6.3.29	1	R6.5.1	口頭陳述	棄却		プロポーザル契約に不当な点は認められない。	R6.5.15	無		
36	東京都	練馬区	区長	違法・不当な補助金等支出の差止め	再開発組合設立認可の取消判決が出された場合に、補助金が無駄になる	R6.4.9	7			却下		仮定の話を主張しているが、損害発生の可能性を具体的・客観的に摘示していない	R6.5.10	無		
37	東京都	練馬区	区長	工事に関する契約および支出の差止めに係る措置請求	令和６年度(2024年度)予算に基づく、エレベーター等設置工事に関する契約・支出の差止めを求める	R6.10.16	1			却下		違法または不当なエレベーター等設置工事に関する契約および支出により、区にどのような損害が生じるか示していない	R6.12.10	無		
38	東京都	足立区	ごみ減量推進課長	違法な補助金の支出	登録団体に対する報奨金支給決定の取消し、報奨金の返還。 予算の適正執行義務に反する職員の行為に対しての損害賠償請求を行うこと。	R5.12.7	1			棄却		報奨金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.1.26	無		
39	東京都	足立区	災害対策課長等	違法な補助金の支出	補助対象事業団体に対する助成金の交付決定の取消し、助成金の返還。 助成金の適正執行に反する職員の行為に対しての損害賠償請求を行うこと。	R6.1.31	1			棄却		助成金の交付については要綱に基づき適切に処理されており瑕疵は認められない。 区に損害が発生している事実はない。	R6.3.26	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
40	東京都	足立区	ごみ減量推進課長	違法な補助金の支出	登録団体に対する報奨金支給決定の取消し、報奨金の返還。 予算の適正執行義務に反する職員の行為に対しての損害賠償請求を行うこと。	R6.3.19	1			棄却		報奨金の交付については要綱に基づき適切に処理されており瑕疵は認められない。 区に損害が発生している事実はない。	R6.5.9	無		
41	東京都	足立区	都市建設部長 道路公園管理課長	違法な補助金の支出	登録団体に対する補助金の額の取消し。 補助金の適正執行に反する職員の行為に対しての損害賠償請求を行うこと。	R6.8.2	1			棄却		補助金の額の確定に違法・不当な点は認められない。 区に損害が発生している事実はない。	R6.9.25	無		
42	東京都	足立区	災害対策課長 地域調整課長	違法な補助金の支出	登録団体に対する補助金の額の取消し。 補助金の適正執行に反する職員の行為に対しての損害賠償請求を行うこと。 額の確定に係る現地調査の実施。 交付要綱の実績報告書の様式改正。	R6.10.21	1			一部棄却・一部却下		補助金の額の確定に違法・不当な点は認められない。 区に損害が発生している事実はない。	R6.12.16	無		
43	東京都	足立区	地域調整課長	違法な補助金の支出	町会・自治会掲示板設置費用助成金の返還請求を行うこと。	R7.1.6	1			却下		請求期間を徒過している。	R7.1.14	無		
44	東京都	足立区	ごみ減量推進課長	違法な補助金の支出	自治会に対する報奨金支給決定の取消し、報奨金の返還。 報奨金の適正執行義務に反する職員の行為に対しての損害賠償請求を行うこと。 実情に則した資料の作成すること。 要綱の改正を行うこと。 本件自治会の集団回収団体の登録の取消しを行うこと。	R7.1.23	1			一部棄却・一部却下		報奨金の交付については要綱に基づき適切に処理されており瑕疵は認められない。 区に損害が発生している事実はない。	R7.3.19	無		
45	東京都	葛飾区	区長等	違法・不当な業務委託契約及び支出	区長等に対する契約額の返還請求	R5.7.25	1	R5.8.23	口頭陳述	合議不調		請求理由の有無について、意見の不一致による合議不調	R5.9.11	有	12	
46	東京都	葛飾区	区長等	違法・不当な業務委託契約	区長等に対する契約金相当額の損害賠償請求並びに事業者選定に関する措置請求	R5.10.10	1	R5.11.10	口頭陳述	棄却		損害が発生しているとは断定できない（ただし、付帯意見を付けている。）。	R5.11.29	有	13	
47	東京都	葛飾区	区長等	財産の管理を怠る事実	区長に対する区が取得する権利床の評価額と他の階の権利床の評価額の差額の損害賠償請求	R6.2.29	236			却下		財務会計上、具体的に損害が生じているものではない。	R6.3.21	有	14	

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
48	東京都	葛飾区	区長等	違法・不当な公金の支出	区長等に対する損害賠償請求又は相当な懲戒処分等	R6.7.19	1			却下		事実証明書の不足	R6.9.3	無		
49	東京都	江戸川区	区長、教育長、部長、課長、受注業者	違法な契約による工事費の支出	区長、教育長、部長、課長、受注業者に対する損害賠償請求を行うこと	R7.3.6	1	R7.3.26	口頭陳述	一部認容	違法	受注事業者に対し一部費用の損害賠償請求を行うこと	R7.4.30	有		R7.4以降に住民訴訟提起のため、様式ウには記載なし
50	東京都	江戸川区	学校長、教諭	不当な給与の支出	学校長、教諭に対する給与の弁償請求を行うこと	R7.3.31	1			却下		区の財務会計上の行為に該当しない。	R7.4.16	無		
51	東京都	府中市	市長	違法または不当に財産の管理を怠る事実	移設した境界石を元の位置に戻し、ブロック塀を元の位置に築造をするかブロック塀を撤去させること等	R5.9.12	2			却下		要件を満たしていないため。	R5.11.9	無		
52	東京都	昭島市	市長	違法・不適当な契約の締結	契約の解除	R6.7.10	222			却下		違法な財務行為に基づく契約行為は本監査請求として不適法である。	R6.8.26	無		
53	東京都	昭島市	市長	違法・不適当な契約の締結	契約の解除	R6.8.8	159			却下		違法な財務行為に基づく契約行為は本監査請求として不適法である。	R6.8.26	無		※上記請求は請求者（市民）のみが異なる同一の請求事項であり、請求者が結果を一にしてほしいとの要望があった。
54	東京都	町田市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市長に対する政務活動費に係る市議会会派への不当利得返還請求を行うこと	R6.11.28	3	R6.12.19	口頭陳述	一部棄却・一部却下		(1)会派は、収支報告書上の支出の総額から政務活動費を充当すべきでない支出額を控除した額が政務活動費の交付額を下回った場合に、当該下回った額の不当利得返還義務を負う。請求人が当該下回った額を超える部分の不当利得返還請求権の行使をすることを求めている部分には、請求人の主張には理由がないので棄却する。 (2)不当利得返還義務を負う額について、監査期間内に返還があった場合は、返還した部分について、住民監査請求事由は消滅するので、当該部分について却下する。	R7.1.24	無		
55	東京都	町田市	市長	違法な市道の占有	（1）道路法第71条第1項に基づき、看板等の除却を命じる監督処分を行うこと （2）道路法第43条第2号に違反していることを理由に、不法占有者を刑事告発すること （3）市道の土地所有権に基づき、各土地に占有する看板等の撤去を請求すること （4）占用料相当額の不当利得返還請求を行うこと	R7.3.12	1	R7.4.3	口頭陳述	その他							R7.3.31現在、監査中

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
56	東京都	小金井市	市長 職員	心身障害者福祉手当の過払いに関する住民監査請求	一連の過払いは「行政の怠慢」により生じたものであり、小金井市心身障害者福祉手当支給条例施行規則第１２条に違反する事務（財務会計行為）が行われたことを理由とする。	R5.12.6	2			却下		請求期間を徒過している。	R6.1.15	無		
57	東京都	小平市	市長	違法・不当な税金の支出	新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する予算の返還請求を行うこと	R5.5.16	5	R5.5.16	口頭陳述	一部棄却・一部却下		広報誌に訂正と謝罪の記事の掲載を求める点については、要件を満たさないため却下。また、接種事業に違法性及び不当性は認められないため、棄却する。	R5.7.7	無		
58	東京都	国立市	市長	違法・不当な契約の締結・履行と支出	契約相手方に対する返還請求を行い、市長は被った損害を補償し、損害を防止すること	R6.1.11	1	R6.2.15	口頭陳述	一部棄却・一部却下		違法・不当な点は認められない。	R6.3.8	無		
59	東京都	東大和市	市長	違法な委託料の支出	違法行為のための支出はすべて返還すること	R5.5.1	1	R5.6.6	口頭陳述	棄却		市が直接的に実施するものではないことから請求には理由がない。市が行う予防接種に関しては、違法性がないと判断することから、接種費用の支払いについても理由がない。	R5.6.29	無		
60	東京都	東大和市	市長	違法な委託料の支出	弁護士へ支払った報酬の返還を求めること	R5.11.6	1	R5.11.28	予備日を設けたが都合により欠席	棄却		委託料の支出に違法な点は認められない。	R5.12.25	有	15	
61	東京都	東大和市	市長	不当な委託料の支出	市が支出した着手金・報酬金が高額であるため、損失額を補填すること。顧問弁護士の選定から見直すこと。	R5.11.6	1		予備日を設けたが都合により欠席	一部棄却・一部却下		一部請求期間を徒過している。その他について委託料の支出に不当な点は認められない。	R5.12.25	無		
62	東京都	東大和市	市長	不当な委託料の支出	通常の着手金と比較して過大な支払であり、不当であるとし、市の損失額を補填すること。	R5.12.19	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.1.15	無		
63	東京都	清瀬市	市長	不当な公金の支出	支出が適正に行われたか審査を行うこと、パブリックコメントのやり直し	R6.10.18	8			却下		住民監査請求の要件を満たしていない。	R6.11.8	無		
64	東京都	日の出町	副町長	違法な公金の支出	被告訴訟代理人への報酬金の支払いによって生じた日の出町の損害を賠償するよう求める	R6.6.25	1	R6.8.13	口頭陳述	棄却		住民訴訟に要した被告訴訟代理人への報酬金の支払いによって生じた日の出町の損害について、請求人の主張には理由がないものと判断	R6.8.23	有	16	

計	25団体	64件						認容	0件				有	15件		
								一部認容	2件							
								棄却	23件							
								却下	29件							
								一部棄却・一部却下	8件							
								取下げ	0件				無	48件		
								合議不調	1件							
								その他	1件							

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	神奈川県	横浜市	市長	違法・不当な公金の支出 契約の締結・履行	公園の改良工事に関するもの	R5.4.10	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R5.5.11	無		
2	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	記帳所の設置に伴う公金の支出に関するもの	R5.6.20	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R5.7.19	無		
3	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	居住推進動画に関するもの	R5.7.7	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R5.8.4	無		
4	神奈川県	横浜市	職員	契約の締結・履行	インターネットでの映像配信業務委託に関するもの	R5.7.31	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R5.9.4	無		
5	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出 契約の締結、履行	レシ活事業に関するもの	R5.9.20	17	R5.10.18	口頭陳述	棄却		契約の履行及び公金の支出が違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとはいえない。	R5.11.17	有	1	
6	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	職員の採用及び給与の支給に関するもの	R5.9.28	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。 一般任期付職員の採用は、財務会計上の行為に該当しない。	R5.10.20	無		
7	神奈川県	横浜市	職員	違法・不当な公金の支出	一般会計予算に関するもの	R5.11.10	1			却下		財務会計上の行為等の個別的・具体的な摘示がない。	R5.12.15	無		
8	神奈川県	横浜市	市長	契約の締結・履行	公園の草刈り作業に関するもの	R5.11.22	1			却下		契約の締結について請求期限を徒過している。	R5.12.15	無		
9	神奈川県	横浜市	職員	契約の締結、履行 公金の賦課徴収を怠る事実	固定資産税の賦課徴収等に関するもの	R5.12.5	1			却下		請求期限を徒過している。	R6.1.4	有	2	
10	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	職員に対する給与等の支給に関するもの	R5.12.15	1			却下		請求期限を徒過している。	R6.1.24	無		
11	神奈川県	横浜市	市長・職員	財産の取得、管理、処分	中学校給食の職員の試食代金の管理に関するもの	R6.1.18	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。	R6.2.28	無		
12	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	居住推進動画に関するもの	R6.2.2	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R6.2.28	無		
13	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出 契約の締結、履行	レシ活（郵送申請）に関するもの	R6.3.4	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R6.3.25	無		
14	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	職員に対する出張旅費の支給に関するもの	R6.3.27	1	R6.5.10	口頭陳述	棄却		戻入区間に係る部分については違法又は不当な財務会計上の行為に該当するが、戻入により損害が既に補填されており、現時点においては、勧告をする理由がなく、その余の部分については違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとはいえない。	R6.5.24	有	3	

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
15	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出 財産の管理を怠る事実	居住推進動画に関するもの	R6.4.15	1			却下		公金の支出が違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとはいえない。 財産の管理を怠る事実について、個別的・具体的な摘示がない。	R6.5.16	無		
16	神奈川県	横浜市	市長・教育長・職員	違法・不当な公金の支出	職員に対する出張旅費の支給に関するもの	R6.6.3	1	R6.7.4	口頭陳述	棄却		公金の支出は違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとはいえない。	R6.8.1	無		
17	神奈川県	横浜市	市長・教育長・職員	違法・不当な公金の支出	職員に対する出張旅費及び給与の支給に関するもの	R6.6.10	1	R6.7.10	口頭陳述	棄却		公金の支出は違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとはいえない。	R6.8.1	無		
18	神奈川県	横浜市	市長・教育長・職員	違法・不当な公金の支出	職員に対する出張旅費及び給与の支給に関するもの	R6.6.21	12	R6.7.25	口頭陳述	棄却		公金の支出は違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとはいえない。	R6.8.19	無		
19	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	議員に対する宿泊料の支給に関するもの	R6.6.26	1	R6.8.5	口頭陳述	棄却		公金の支出は違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとはいえない。	R6.8.22	有	4	
20	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	住宅扶助費の支出に関するもの	R6.7.17	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R6.8.27	無		
21	神奈川県	横浜市	市長	財産の取得、管理、処分	財産の売却に関するもの	R6.7.25	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R6.8.27	無		
22	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	法律相談費用の支出に関するもの	R6.8.27	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R6.9.6	有	5	
23	神奈川県	横浜市	市長	違法・不当な公金の支出	自治会への補助金等の支出に関するもの	R6.9.18	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R6.10.2	無		
24	神奈川県	横浜市	市長	違法・不当な公金の支出	自治会への補助金等の支出に関するもの	R6.10.31	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R6.11.20	無		
25	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出 契約の締結、履行	バスの借上げに関するもの	R6.11.27	1			却下		契約の締結について、請求期限を徒過している。 公金の支出について、財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R6.12.11	無		
26	神奈川県	横浜市	市長・職員	公金の賦課徴収を怠る事実	固定資産税の賦課徴収に関するもの	R6.12.9	1	R7.1.17	口頭陳述	棄却		令和５年度分については怠る事実があると認められたが、現時点においては税額変更が行われていることから公金の賦課徴収を怠る事実はなく、令和６年度分については怠る事実は認められない。	R7.2.6	無		
27	神奈川県	横浜市	市長	違法・不当な公金の支出	自治会への補助金の支出に関するもの	R6.12.23	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R7.1.24	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
28	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出 契約の締結、履行	バスの借上げに関するもの	R7.1.9	1			却下		契約の締結について、請求期限を徒過している。 公金の支出について、財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R7.2.3	無		
29	神奈川県	横浜市	市長	財産の取得、管理、処分	道路用地の境界に関するもの	R7.2.4	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。	R7.3.11	無		
30	神奈川県	横浜市	市長	財産の取得、管理、処分 財産の管理を怠る事実	公園の管理に関するもの	R7.2.10	1			却下		財務会計上の行為又は怠る事実を摘示していない。	R7.3.11	無		
31	神奈川県	横浜市	市長	財産の取得、管理、処分 財産の管理を怠る事実	公園の管理に関するもの	R7.2.14	1			却下		財務会計上の行為又は怠る事実を摘示していない。	R7.3.11	無		
32	神奈川県	横浜市	市長	違法・不当な公金の支出	自治会への補助金の支出に関するもの	R7.2.21	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R7.3.11	無		
33	神奈川県	横浜市	市長	違法・不当な公金の支出	公園の管理に関するもの	R7.2.27	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R7.3.24	無		
34	神奈川県	横浜市	市長	財産の管理を怠る事実	政務活動費に関するもの	R7.3.19	2	R7.4.21	口頭陳述	その他						R7.3.31現在、監査中
35	神奈川県	横浜市	市長	違法・不当な公金の支出	自治会への補助金の支出に関するもの	R7.3.26	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R7.4.25	無		
36	神奈川県	横浜市	市長	財産の管理を怠る事実	会議室の設備に関するもの	R7.3.27	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。	R7.4.25	無		
37	神奈川県	横浜市	市長	違法・不当な公金の支出	公園の管理に関するもの	R7.3.31	1	R7.5.1	口頭陳述	その他						R7.3.31現在、監査中
38	神奈川県	横浜市	市長	違法・不当な公金の支出	公園の管理に関するもの	R7.3.31	1			却下		請求期限を徒過している。	R7.4.17	無		
39	神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な事業の実施及び補助金の支出	事業の実施を中止し、相手方に対する補助金の返還請求を行うこと	R5.9.28	1			却下		損害が発生したと推認できるものはなく、また、違法・不当であるという理由が具体的に示されていない。	R5.11.2	無		
40	神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な契約の締結又は履行	違法・不当な委託契約の締結又は履行について必要な措置を行うこと	R5.10.18	1	R5.11.20	口頭陳述	棄却		委託契約の締結又は履行に違法・不当な点は認められない。	R5.12.13	無		
41	神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R5.12.5	1	R5.12.26	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.2.1	有	7	

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
42	神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R5.12.5	1	R5.12.26	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.2.1	有	7	
43	神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R5.12.5	1	R5.12.26	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.2.1	有	7	
44	神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な事業の実施及び補助金の支出	事業の実施を中止し、相手方に対する補助金の返還請求を行うこと	R5.12.15	1			却下		損害が発生したと推認できるものはなく、また、違法・不当であるという理由が具体的に示されていない。	R6.2.5	無		
45	神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R6.8.29	1	R6.9.26	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.10.25	有	8	
46	神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R6.8.29	1	R6.9.26	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.10.25	有	8	
47	神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な補助金の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.12.26	1	R7.1.27	口頭陳述	一部棄却・一部却下		請求期間を徒過している部分は却下したほか、補助金の支出に違法・不当な点は認められない。	R7.2.20	無		
48	神奈川県	相模原市	市長	生活保護費の支出について	不正に支出された生活保護費の返還、職員への厳正な処罰を行うこと	R5.4.27	2	R5.5.31	口頭陳述	棄却		生活保護費の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.6.23	無		
49	神奈川県	相模原市	市長	新型コロナウイルスワクチン接種に関する費用について	ワクチン接種にかかった費用の返還を行うこと	R5.6.21	1			棄却		ワクチン接種事業は違法行為に該当せず、当該事業に係る経費においても違法または不当な点は認められない。	R5.8.17	無		
50	神奈川県	相模原市	市長	橋本駅南口地区における土地区画整理事業の施行に関する基本協定の締結について	基本協定の撤回、市議会の承認を得て協定を締結しなおすこと。	R5.8.10	19	R5.9.6	口頭陳述	棄却		市長が市議会の議決を経ずに協定を締結したことに違法・不当な点は認められない。	R5.10.4	有	9	
51	神奈川県	相模原市	市長	介護事業所への不正支出について	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R7.2.12	1	R7.3.11	口頭陳述	一部棄却・一部却下		介護給付費に係る支出に違法・不当な点は認められない。	R7.3.31	無		
52	神奈川県	横須賀市	下水道事業管理	公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実	不明水量に係る水道料金及び下水道使用料を徴収するとともに、当該水道料金債権及び下水道使用料債権の適正な管理を行うこと	R7.2.12	1			却下		・財務会計上の行為について違法又は不当とする理由が具体的かつ客観的に摘示されていない。 ・財務会計上の行為に該当しない。	R7.3.24	無		
53	神奈川県	平塚市	市長	違法な委員報酬の支出	平塚市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の委員報酬に対し必要な措置を講じるよう勧告を求めること	R6.7.22	3			却下		請求期間を徒過している。	R6.8.9	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由その他の内容	監査結果通知年月日等			
54	神奈川県	平塚市	市長	違法な計画の認定	公金差止めや計画の見直し等、必要な措置を講じる勧告を求めること	R6.12.16	3	R7.1.22	口頭陳述	棄却		計画は違法ではなく損害とはならない。	R7.2.10	有	10	
55	神奈川県	鎌倉市	市長	違法な議員報酬及び政務活動費の支出	市議会議員に対する報酬支払の停止及び政務活動費の返還請求を行うこと	R5.7.19	1			却下		事実を証する書面の提出がない。	R5.8.15	無		
56	神奈川県	鎌倉市	市長	違法・不当な報酬等及び委託料の支出	附属機関委員報酬及び費用弁償並びに委託料の支出の停止	R6.7.3	152	R6.7.29	口頭陳述	棄却		報酬等及び委託料の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.8.30	有	13	
57	神奈川県	鎌倉市	市長	違法・不当な委託料の支出	委託料の支出の停止	R6.7.5	1	R6.7.29	口頭陳述	棄却		委託料の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.8.30	有	12	
58	神奈川県	藤沢市	市長	違法な契約の締結	今後の改善及び必要な費用以外の差額の弁済を求める.	R6.4.3	1	R6.5.7	口頭陳述	棄却		違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは認められない。	R6.5.30	無		
59	神奈川県	藤沢市	市長	藤沢市行政不服審査会会長行為に対する請求	休職相当である。また、支出した公金の返戻を求める。	R6.12.5	1			却下		財務会計行為が具体的に特定され、違法または不当であるという理由を監査委員が認識することができる程度に具体的に摘示されているとは認められない。	R6.12.27	無		
60	神奈川県	藤沢市	市長	藤沢市議会常任委員会道路河川部長発言行為に対する請求	懲戒相当である。財務課会計上、道路河川部長の給与×５万人の損害である。	R6.12.5	1			却下		市長等執行機関や職員による財務会計上の行為とは認められない。	R6.12.27	無		
61	神奈川県	藤沢市	市長	藤沢市議会常任委員会道路河川部長発言行為に対する請求	懲戒相当である。財務課会計上、道路河川部長の給与×５万人の損害である。	R6.12.6	1			却下		市長等執行機関や職員による財務会計上の行為とは認められない。	R6.12.27	無		
62	神奈川県	小田原市	市長	違法・不当な分担金の支出	相手方の繰越金の精算、今後の分担金の支出を中止すること	R5.9.1	1			却下		市の執行機関又は職員が行った支出に当たらない等。	R5.10.11	無		
63	神奈川県	小田原市	市長	違法な契約の締結、財産の管理を怠る事実	契約の解除、行政財産の原状回復を行うこと	R6.4.30	1	R6.5.22	口頭陳述	一部認容	不当	合理的な裁量判断であったか調査検証し、必要な措置を講ずること。 財産の管理について契約書等により明文化すること。 相手方に支払を求める措置を講ずること。	R6.6.27	無		
64	神奈川県	小田原市	市長	違法な給与の支出	相手方に対する不当利得相当額の返還請求を行うこと	R6.8.29	3	R6.9.12	口頭陳述	一部棄却・一部却下		【棄却】 給与の支出に違法・不当な点は認められない。 【却下】 財務会計行為に当たらない。	R6.10.25	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
65	神奈川県	茅ヶ崎市	市長	違法・不当な支出	自治会に対する負担金及び賠償金の返還及び適正な再分配を行うこと	R5.9.15	1			却下		提出資料では違法・不当なことを確認することができなかった。	R5.10.6	無		
66	神奈川県	三浦市	市長	不正な公金の支出	教育長に対する公金の返還請求を行うこと	R5.12.6	1	R5.12.26	口頭陳述	棄却		財務会計行為に違法性・不当性は認められない。	R6.2.1	無		
67	神奈川県	厚木市	市長	不当な旅費の支出	担当職員2名の出張費及び宿泊費の返還請求を行うこと	R6.9.20	1			却下		請求人は、請求日時点において厚木市の住民票を有しておらず住民要件を欠いている。	R6.10.3	無		
68	神奈川県	海老名市	市長	土地の売買契約及び当該契約に伴う公金の支出並びに土地賃貸借契約に関する措置請求	市長に対する損害賠償請求を行うこと	R5.5.30	1	R5.6.22	口頭陳述	一部棄却・一部却下		請求期間を徒過している。 不当な点は認められない。	R5.7.24	有	16	
69	神奈川県	座間市	教育長 学校長 職員	違法・不当な支出 違法・不当に財産の管理を怠る事実	不当な工事請負費の支出 不当な使用料減免	R6.6.27	1	R6.7.18	口頭陳述	棄却		工事請負費の支出及び使用料の減免に違法・不当な点は認められない。	R6.8.20	無		陳述については、口頭陳述の機会を与えたが、請求人欠席のため実施せず。証拠の提出のみあった。
70	神奈川県	座間市	市長 教育長 学校長 職員	財産の管理を怠る事実 公金の賦課・徴収を怠る事実	違法・不当な校地利用	R7.3.31	1	R7.5.12	口頭陳述	その他						R7.3.31現在、監査中
71	神奈川県	葉山町	町長	予算執行差し止め	逗子市と協働で施行する「生ごみ分別収集・資源化」施策の関連費用のうち、逗子市との協働分を除き、令和７年３月分の葉山町単独分の予算執行を「生ごみ分別に関する制度設計（案）」の確立まで差止めを求める、合わせて、制度設計（案）の確立は、住民との合意形成プロセスを経てするよう町に勧告することを求める。	R6.3.27	1			棄却		違法若しくは不当であるものとは認められない。	R6.5.23	無		口頭陳述は本人の希望なし。
72	神奈川県	葉山町	町長	損害賠償請求	「生ごみ資源化施設」稼働遅れに起因する新規生ごみ資源化外部委託事業(仮称)の一部の賠償を山梨崇仁町長に求める。	R7.2.12	1	R7.2.26	口頭陳述	棄却		違法若しくは不当であるものとは認められない。	R7.4.10	無		
73	神奈川県	寒川町	町長	シニアクラブ連合会へ補助金を支払っているが、連合会が不正会計処理を行っている。	不正支出分の返還を求める	R5.10.23	1	R5.10.30	口頭陳述	認容	不当	実績額を再審査し、不適切なものについては返還請求等適切な措置を講じること。	R5.12.20	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		15団体	73件						認容	1件			有	15件		
									一部認容	1件						
									棄却	24件						
									却下	40件						
									一部棄却・一部却下	4件			無	55件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	3件						
1	新潟県	新潟市	関係職員	違法な情報公開請求に係る費用の徴収	新潟市情報公開条例、同条例施行規則及び新潟市財務規則に基づく財務会計システムによる情報公開の方法に是正すること	R5.7.3	1			却下		請求要件を満たしていない。	R5.8.30	無		
2	新潟県	新潟市	関係職員	違法な情報公開請求に係る費用の徴収	情報公開請求に対して行政文書の写しの窓口における交付を行う場合は、当該情報公開請求に係る写しの作成に要する費用を徴収すること	R5.9.28	1			却下		請求要件を満たしていない。	R5.10.30	無		
3	新潟県	新潟市	関係職員	違法な個人情報開示請求に係る費用の支出	開示文書の写しの交付に要した費用の返還を求めること	R5.10.20	1			却下		請求要件を満たしていない。	R5.11.30	無		
4	新潟県	新潟市	関係職員	違法な情報公開請求に係る費用の支出	公開文書の写しの交付に要した費用の返還を求めること	R5.10.31	1			却下		請求要件を満たしていない。	R5.12.26	無		
5	新潟県	三条市	市長	受託会社の不法行為	受託会社に対する損害賠償請求を行うこと	R5.10.3	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.10.27	有		様式エの１の訴えの変更の前置
6	新潟県	三条市	市長	業務委託契約に係る職員の重過失	職員に対する損害賠償請求を行うこと	R6.6.27	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.7.30	有	1	
7	新潟県	新発田市	市長	・私有地の不当投棄による土壌および地下水汚染の改善と汚染物の撤去について ・一般廃棄物処理場の設置に関する対応について	・私有地の不当投棄による土壌および地下水汚染の改善と汚染物の撤去について ・一般廃棄物処理場の設置に関する対応について	R6.8.22	3			却下		地方自治法第２４２条に定める住民監査請求としての要件を欠くため	R6.9.30	無		
8	新潟県	糸魚川市	公金支出の責任者	公金（指定管理料）の不当な支出処理	必要な措置の議決	R5.4.24	1			却下		地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていない。	R5.7.13	無		
9	新潟県	上越市	市長及び担当職員	不適切なプロポーザルを経て選定した事業者との契約	委託契約に係る委託料の支払いの差し止め	R5.12.26	1	R6.1.25	口頭陳述	棄却		著しい不公正、合理性を欠いたものとは認められない。	R6.2.22	無		
10	新潟県	上越市	担当課課長、係長	委託契約内容に反する行為があった。	委託料の一部について返還請求を行うこと	R6.12.11	1			却下		事実証明において、契約に反する行為があったという事実を示す内容は認められない。	R6.12.27	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
11	新潟県	阿賀野市	市長	違法・不当な市長交際費の支出	市長が参列しない葬儀で喪主に渡した香典の市会計への返還請求を行うこと	R5.10.23	1			却下		財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的な摘示が認められない。	R5.11.7	有	2	
12	新潟県	阿賀野市	市長	違法・不当な市長交際費の支出	市長が参列しない葬儀で喪主に渡した香典の市会計への返還請求を行うこと	R6.6.17	1	R6.7.9	口頭陳述	棄却		市長が参列しない葬儀への香典の支出は違法・不当な支出とは認められない。	R6.8.9	有	3	
13	新潟県	佐渡市	市長	違法又は不当な公金の支出	必要な措置を求める	R5.11.27	1	R6.1.11	口頭陳述	棄却		請求に理由がないと判断した。	R6.1.25	無		
計		7団体	13件						認容	0件			有	4件		
									一部認容	0件						
									棄却	3件						
									却下	10件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	9件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	富山県	氷見市	財産区管理者	違法・不当な寄付金の支出	違法・不当な公金の支出の事実の確認及び必要な措置を講じること	R5.4.13	1			却下		寄附金の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.6.8	無		
2	富山県	氷見市	財産区管理者	違法・不当な公金収納事務	違法・不当な公金の収納手続きの確認及び必要な措置を講じること	R5.4.17	1			却下		財産区が損害を被っているとは認められない。	R5.6.8	無		
3	富山県	氷見市	財産区管理者	違法・不当な委託料の支出	違法・不当な公金の支出の事実の確認	R5.4.17	1			却下		財産区に損害が発生する恐れがない。	R5.6.8	無		
4	富山県	氷見市	財産区管理者	防犯カメラ管理運用規程改正に係る事務処理の懈怠	防犯カメラの管理運用方法の見直し	R5.4.18	1			却下		請求対象行為が財務会計上の行為ではない。	R5.6.8	無		
5	富山県	氷見市	財産区管理者	委託料精算によって生じた返納金未納処理	返還金未納処理の事実の確認及び関係者への注意喚起	R5.5.22	1			却下		請求事由が消滅している。	R5.7.19	無		
6	富山県	氷見市	監査委員	決算審査意見書の誤り	財産区決算審査のやり直し	R5.5.23	1			却下		請求対象行為が財務会計上の行為ではない。	R5.7.19	無		
7	富山県	氷見市	財産区管理者	違法・不当な委託料の支出及び財産の管理を怠る事実	違法・不当な公金の支出の事実の確認及び必要な措置を講じること	R5.6.12	1			却下		委託料の支出に違法・不当な点は認められない。また、財産の管理を怠る事実はない。	R5.8.9	無		
8	富山県	氷見市	財産区管理者	違法・不当な公金の支出	違法・不当な公金の支出の事実の確認及び必要な措置を講じること	R5.6.13	1			却下		公金の支出により財産区が損害を被っているとは認められない。	R5.8.9	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
9	富山県	氷見市	財産区管理者	違法・不当な契約締結及び公金の支出	違法・不当な契約締結及び公金の支出の確認、必要な措置を講じること	R5.6.19	1			却下		公金の支出により財産区が損害を被っているとは認められない。	R5.8.16	無		
10	富山県	氷見市	財産区管理者	違法・不当な公金の支出及び財産の管理を怠る事実	違法・不当な公金の支出及び財産の管理を怠る事実の確認、必要な措置を講じること	R5.6.30	1			却下		委託料の支出に違法・不当な点は認められない。また、財産の管理を怠る事実はない。	R5.8.29	無		
11	富山県	氷見市	財産区管理者	予算否決処置に対する講ずるべき措置の未実施及び職員の違法・不当行為	職員の違法・不当行為への損害賠償を含めた是正措置	R6.11.14	1			取下げ			R6.11.27	無		
12	富山県	氷見市	財産区管理者	R4決算認定、R5決算事務及び予算否決処置に対する講ずるべき措置の未実施	職員の違法・不当行為への損害賠償を含めた是正措置	R6.12.18	1			却下		違法・不当とする財務会計行為にあたるものはない。	R7.2.13	無		
13	富山県	氷見市	財産区管理者	不要な再選挙及び公金の支出	再選挙に要した経費の返金	R7.3.13	1			その他						R7.3.31現在、監査中
14	富山県	滑川市	農林課職員	違法な交付金の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.2.26	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.3.19	無		
15	富山県	滑川市	農林課職員	違法な公金の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.3.27	1	R6.5.14	口頭陳述	棄却		公金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.5.21	無		
16	富山県	滑川市	市長	財産の管理を怠ることによる市の財産権の侵害	財産を適法に管理すること	R6.9.24	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.11.15	無		
17	富山県	小矢部市	市長	市長交際費について	市長交際費について監査を実施し結果を公表するとともに、不正使用の公金の返還と市長、監査委員、交際費管理者の報酬一部返還すること	R5.7.12	1			却下		住民監査請求の要件を満たしていない不適法な請求のため。	R5.8.28	無		
18	富山県	小矢部市	市長	クロスランドおやべ補助金の不正使用について	クロスランドおやべ補助金について監査を実施し結果を公表するとともに、不正使用した公金を返還させること 不正に関わった者の措置、処分	R6.9.18	1			却下		住民監査請求の要件を満たしていない不適法な請求のため。	R6.11.29	無		
計		3団体	18件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	15件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	1件						
									合議不調	0件						
									その他	1件			無	17件		
1	石川県	金沢市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	令和４年度分の政務活動費に関する返還請求	R6.3.6	1	R6.4.4	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない	R6.5.1	有	3	

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
2	石川県	金沢市	市長	金沢市役所市民課生活衛生室(金沢市長)に関する措置請求	墓地に建立されている碑建立許可の継続の取り消しを求める。	R6.6.28	1			却下		違法・不当な財務会計上の行為の防止・是正を目的とする住民監査請求の要件を欠く監査請求であると判断した	R6.7.26	有	1	
3	石川県	金沢市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	令和５年度分の政務活動費に関する返還請求	R7.2.10	1	R7.3.5	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない	R7.4.9	無		
4	石川県	羽咋市	市長	投票管理者の日当に関する不当な公金支出	投票管理者の業務の是正と適切な日当支払い分の補填	R7.3.31	1	R7.5.15	口頭陳述	その他						R7.3.31現在、監査中
5	石川県	中能登町	町長	違法・不当な課税	非課税の措置及び税額の減額の更正	R7.1.8	1			却下		町に対し訴訟を提起すべきであるため。	R7.1.31	無		
計		3団体	5件						認容 0件 一部認容 0件 棄却 2件 却下 2件 一部棄却・一部却下 0件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 1件				有	2件		
													無	2件		
1	福井県	福井市	企業管理者	下水道事業の一般会計繰入金に係る「消費税確定申告」及び「納税」	下水道事業の一般会計繰入金に係る消費税確定申告の計算が適切ではなく、その結果過大に納税している。	R5.6.22	1	R5.7.28	口頭陳述	棄却		一般会計繰入金の消費税の確定申告及び納税については関係法令等に基づき、適切に実施していた。	R5.8.18	無		
計		1団体	1件						認容 0件 一部認容 0件 棄却 1件 却下 0件 一部棄却・一部却下 0件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 0件				有	0件		
													無	1件		
1	山梨県	甲府市	記載なし	具体的な内容が記載されていない。	具体的な内容が記載されていない。	R6.7.11	1			却下		市の違法若しくは不当な財務会計上の行為に該当する旨が読み取れなかったことから、補正請求を請求人へ送付したものの受取られなかった。	R6.8.5	無		
2	山梨県	北杜市	市長	不当な交際費の支出	市長に対する交際費の返還請求を行うこと	R6.3.26	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.5.17	無		
3	山梨県	甲州市	市長	不当な職員給与費の支出	市長に対する職員給与費の返還請求を行うこと	R5.12.4	1			却下		住民監査請求としての要件を欠いているものと認められたため。	R6.1.12	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		3団体	3件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	3件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	3件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	長野県	松本市	市長	市営住宅共益費の違法徴収	市営住宅共益費の返還請求	R5.11.13	1			却下		住民監査請求の対象となる行為のいずれにも該当しない。	R5.12.26	無		
2	長野県	松本市	市長	違法・不当な契約の締結及び公金の支出	「定期建物賃貸借契約」の締結及びこれに基づく公金の支出の中止	R6.3.6	3			却下		未だ行われていない財務会計上の行為について、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測されるとは認められない。	R6.3.28	無		
3	長野県	上田市	市長	違法な補助金の支出	交付金交付要綱に反した運用がなされているため、適正な交付金支出を行うこと	R5.10.2	4			却下		市に財産的な損害が発生する可能性は認められない。	R5.10.6	無		
4	長野県	上田市	市長	財産の管理を怠る事実	原状回復	R6.1.11	1			却下		市に財産的な損害が発生する可能性は認められない。	R6.1.25	無		
5	長野県	飯田市	市長	契約解除となった委託料の支払請求と違約金請求の無効、指名競争入札による官製談合行為	契約解除された業務委託料の支払いを行うこと、市長及び関係者の処分を行うこと	R6.7.16	1			却下		当市が被った損害に該当しない。また、請求内容の一部について請求期間を徒過している。	R6.9.11	無		
6	長野県	諏訪市	市長	不当な謝礼の支出	謝礼の支払いに対し、決定の過程と検収の是正を請求	R6.7.30	1	R6.8.23	口頭陳述	一部棄却・一部却下		謝礼の支出に違法・不当な点は認められず、請求に理由はない。	R6.9.20	無		
7	長野県	伊那市	市長	違法な契約締結の恐れ	入札の中止及び契約した場合の損失額の補填、懲戒処分	R5.6.30	1			却下		形式的要件の欠如により、補正を要求したが、補正に応じなかったため受理前却下	R5.8.9	無		
8	長野県	中野市	市長	不当な補助金の支出	不当に支出された補助金の返還請求を行うこと	R6.11.7	18	R6.11.22	口頭陳述	棄却		補助金の支出に不当な点は認められない。	R6.12.24	無		
9	長野県	東御市	市長 教育長	違法・不当な決定に基づく契約締結・所要の公費支出	給食センター建設計画に関する公金支出等の停止を行う事	R6.3.22	21	R6.4.9	口頭陳述	棄却		行政手続き及び財務会計上の処理において違法・不当性は認められないため。	R6.5.15	有	2	
10	長野県	軽井沢町	町長	不適切な会計処理による誤った病院事業会計の決算書の作成	当該決算を是正すること	R7.2.4	1	R7.2.21	口頭陳述	棄却		違法・不当な財産の管理等があるとは認められない。	R7.3.31	無		
11	長野県	阿智村	村長	違法な契約締結 補助金交付及び違法な行政執行	水道使用料返還 村長及び関係者の処分	R6.5.21	1			却下		請求期間を徒過している。 違法又は不当な公金支出にあたらない。	R6.7.5	無		
12	長野県	阿智村	村長	不当な損害額の請求（歳入）	公用車の私的利用について、実質損害額の請求を行うこと。	R6.7.24	1	R6.7.31	口頭陳述	認容	不当	相手方に実質損害額の請求を行うこと。	R6.9.18	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
13	長野県	大鹿村	村長	不適切な契約による過大な公金の支出	過剰な支出により住民が享受すべき利益が失われた	R6.3.11	1	R6.4.18	口頭陳述	棄却		村に損害を与えることが具体的・客観的に摘示していると認められない。	R6.5.9	無		
14	長野県	王滝村	村長	補正予算計上の取下げ	指定管理者に対する指定管理料補正予算計上を取り下げること	R5.6.12	23			却下		請求人の請求理由では支出の違法性・不当性が具体的・客観的理由に基づいたものとは認められない。	R5.6.29	無		
15	長野県	王滝村	村長	違法な予算執行の停止	指定管理者に対する指定管理料の支出を停止すること	R5.7.7	1			その他		当該指定管理者が指定管理者を辞退したため、指定管理料支出の根拠が消滅した。	R5.7.18	無		
16	長野県	大桑村	村長	住民監査請求を却下した判断の取消	住民監査請求を却下した判断の取消	R6.6.18	1			却下		違法性・不当性が、具体的・客観的な理由に基づき指摘されているとは認められない	R6.8.2	有	3	
17	長野県	坂城町	町長	違法・不当な議員報酬等の支出	辞職した議会議員に対する議員報酬の返還請求を行うこと	R5.12.13	1	R6.1.15	口頭陳述	棄却		議員報酬の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.2.9	無		
計		13団体	17件						認容 1件 一部認容 0件 棄却 5件 却下 9件 一部棄却・一部却下 1件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 1件				有 2件 無 15件			
1	岐阜県	岐阜市	市長	不適正な事務執行（支払遅延）に伴う、遅延利息の支出	支出した遅延利息のうち職員に対する賠償額を除いた残金の賠償請求を行うこと	R5.12.27	1			棄却		地方自治法第242条第1項に定める、違法若しくは不当な公金の支出等の要件を満たしていない。	R6.1.16	無		
2	岐阜県	高山市	市長	不適切な補正予算積算	財務規律の適正化及び補正予算の適切な形成を行うこと	R6.3.25	1			却下		違法又は不当な財務会計上の行為を摘示していない。	R6.4.18	無		
3	岐阜県	高山市	市長	不適切な当初予算積算	予算形成内容を市議会に開示・説明、再度事業の比較検証、市議会と合意形成を行うこと	R6.9.27	1			却下		違法又は不当な財務会計上の行為を摘示していない。	R6.10.15	無		
4	岐阜県	高山市	市長	違法な仮契約又はその履行	入札及び契約の適正化を図るため監査委員により監査を実施すること	R6.11.11	1			却下		違法又は不当な財務会計上の行為を摘示していない。	R6.12.12	無		
5	岐阜県	高山市	市長	違法な契約行為	契約行為の違法もしくは不当を防止、是正すること	R7.3.4	1			却下		違法又は不当な財務会計上の行為を摘示していない。	R7.3.28	無		
6	岐阜県	関市	教育委員会	違法・不当な公金の支出	教育委員会に対する懲戒処分	R6.10.29	1			却下		請求要旨にある事実が起こっていない。	R6.11.5	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
7	岐阜県	中津川市	市長	違法・不当な消防団員報酬の支出	消防団員に対する報酬の返還請求を行うこと	R7.2.6	1	R7.2.27	口頭陳述	棄却		消防団員報酬の支出に違法・不当な点は認められない。	R7.3.31	無		
8	岐阜県	羽島市	市長	不当な契約の締結、履行及び公金の支出	旧本庁舎・中庁舎解体工事にかかる契約の締結及び履行、それに関わる公金の支出の中止を求めるもの。	R6.2.27	2	R6.3.29	口頭陳述	棄却		監査対象事項に不当な行為は見当たらない。	R6.4.22	有	1	
9	岐阜県	土岐市	市長	公金の賦課又は徴収を怠る事実	市有地使用者から貸付料相当額を徴収すること	R6.5.8	1			棄却		貸付料相当額の請求を怠ったとは認められない。	R6.7.1	無		
計		6団体	9件						認容 一部認容 棄却 却下 一部棄却・一部却下 取下げ 合議不調 その他	0件 0件 4件 5件 0件 0件 0件 0件			有 無	1件 8件		
1	静岡県	静岡市	市長	違法・不当な給料の支出	対象職員に対する給料の差止めを行うこと	R6.6.21	1			却下		市に損害が生じている又は将来損害を生じるおそれがあると認める事情が存在しない。	R6.7.18	無		
2	静岡県	静岡市	市長	違法・不当な補助金の支出	相手方に対する補助金の交付を取り消し、返還請求を行うこと	R6.8.15	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.9.9	無		
3	静岡県	静岡市	市長	損害賠償請求を怠る事実	相手方に調査費用相当額の損害賠償金の支払を督促すること	R7.2.20	2	R7.3.12	口頭陳述	棄却		市が調査費用相当額の負担を求めることができる債権が存在しない。	R7.3.31	有		
4	静岡県	浜松市	市長	違法・不当な旅費等の支出	市長、市議会議長及び職員に市が被った要望活動に係る旅費の返還請求を行うこと	R5.8.21	1	R5.9.21	口頭陳述	棄却		旅費の支出手続、その他の点においても、違法又は不当な点は認められない。	R5.10.17	無		
5	静岡県	浜松市	市長	・公有財産売却業務委託契約に基づき、対象の土地が売却された場合に行われることになる業務委託料の支出 ・対象の土地を売却するための管理及び当該管理を怠る事実	各部が連携し、事務処理要領に違反する行為を是正できる仕組みの構築を勧告すること	R6.1.29	1			却下		対象の土地は実際に成約・売却されていないため、委託料の支出はなく、確実な支出も推測されない。 財産の管理は売却手続に関するもので、住民監査請求の対象となる土地の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を怠る行為に当たらず、また財産の処分にも当たらない。	R6.2.26	無		
6	静岡県	浜松市	市長	新型コロナウイルス感染症対策用のワクチン接種に伴う令和3年度から令和5年度までの違法な報酬の支出	報酬の全額返還請求をすること	R6.4.3	1	R6.5.9	口頭陳述	一部棄却・一部却下		・請求期間を徒過している。 ・報酬及び委託料の支出について違法又は不当な点は認められない。	R6.5.27	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
7	静岡県	浜松市	市長	不動産鑑定評価に伴う違法・不当な報酬の支出	報酬の全額返還請求をすること	R6.8.1	1	R6.9.9	口頭陳述	一部棄却・一部却下		一部は請求期間を徒過している 一部は報酬の支出について違法又は不当な点は認められない。	R6.9.24	無		
8	静岡県	浜松市	市長	海浜公園における事業用定期借地権設定契約の締結	海浜公園における事業用定期借地契約締結手続を差止めること	R6.9.11	1	R9.10.17	口頭陳述	棄却		海浜公園における都市公園の廃止手続は違法でないため、その後の契約締結が無効である理由がない。	R6.11.5	有	1	
9	静岡県	浜松市	市長	違法・不当な監査結果の郵便料の支出	違法・不当な監査結果の郵送費用の損害賠償請求をすること	R6.9.12	1			却下		当該住民監査請求が実質的に同一の財務会計上の行為を対象とする再度の住民監査請求であるため、一事不再議の原則により不適法である。	R6.9.24	無		
10	静岡県	浜松市	市長	違法・不当な監査結果の郵便料の支出	違法・不当な監査結果の郵送費用の損害賠償請求をすること	R6.10.8	1			却下		当該住民監査請求が実質的に同一の財務会計上の行為を対象とする再度の住民監査請求であるため、一事不再議の原則により不適法である。	R6.10.29	無		
11	静岡県	浜松市	市長	違法・不当な監査結果の郵便料の支出	違法・不当な監査結果の郵送費用の損害賠償請求をすること	R6.10.8	1			その他		監査委員全員が地方自治法第１９９条の２の規定により除斥されたため監査不能。	R6.10.29	無		
12	静岡県	浜松市	市長	不動産鑑定評価に伴う違法・不当な報酬の支出	報酬の全額返還請求をすること	R6.10.18	1	R6.11.28	口頭陳述	一部棄却・一部却下		・請求期間を徒過している。 ・報酬の支出について違法又は不当な点は認められない。	R6.12.11	無		
13	静岡県	浜松市	市長	不動産鑑定評価に伴う違法・不当な報酬の支出	報酬の全額返還請求をすること	R6.11.25	1	R7.1.7	欠席	棄却		報酬の支出について違法又は不当な点は認められない。	R7.1.20	無		
14	静岡県	沼津市	市長	違法・不当な訴訟費用の支出	訴訟（不当利得返還請求）を行わないこと及び費用の返還を行うこと	R5.9.25	1			却下		財務会計上の行為がなされていない。	R5.10.10	無		
15	静岡県	沼津市	市長	違法・不当な訴訟費用の支出	訴訟（不当利得返還請求）を行わないこと及び費用の支出を行わないこと	R5.10.17	431			却下		監査を行うことは適切ではない。	R5.11.13	無		
16	静岡県	沼津市	市長 会計管理者	違法な契約の締結	市長に対する損害賠償請求を行うこと	R6.3.8	4	R6.4.11	口頭陳述	棄却		当該支出に違法・不当性はない。	R6.4.26	無		
17	静岡県	沼津市	市長	違法な事業の予算化	事業の履行の防止	R7.3.28	4			その他						R7.3.31現在、監査中
18	静岡県	焼津市	市長	・広域連合への健康診査委託料及び補助金の返還は不当な支出 ・返還した委託料等相当分を健康診査実施機関に対して返還請求又は損害賠償請求をしないことは財産の管理を怠ること	広域連合への返還は誤った手順で実施した健康診査に起因するものであることから、健康診査委託契約の相手方（健康診査実施機関）に対し、委託料等の返還又は損害賠償請求を行うこと	R6.11.1	1	R6.12.2	口頭陳述	一部棄却・一部却下		広域連合への返還は不当な支出とは認められない。 健康診査委託契約の相手方に対しての委託料返還請求については請求期間を徒過している。また、損害賠償請求については請求に理由があるとは認められない。	R6.12.26	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
19	静岡県	御殿場市	市長、副市長及び職員	土地利用事業の承認事務に係る市長、副市長及び市職員の行為が違法・不当である	市長、副市長及び市職員の給与及び弁護士委託料の支出の返還を求めるもの	R5.12.26	1	R6.1.24	口頭陳述	棄却		給与及び委託料の支出に違法・不当な点が認められない。	R6.2.21	無		
20	静岡県	下田市	市長	公金支出の差止め	一部事務組合が計画している事業への支出の差止め	R6.2.8	23			却下		要件を具備していない。	R6.2.16	有	2	
21	静岡県	裾野市	市長	特定の団体への違法なマスコットキャラクターの使用承認	市マスコットキャラクターの使用承認の取消及びキャラクターを使用したチラシを破棄及び回収すること	R5.12.18	1			却下		請求期間を徒過している	R6.1.15	有	3	
22	静岡県	伊豆市	市長	違法な契約の締結及び減額譲渡による支出	市有建物の不動産鑑定評価額と譲渡額の差額の損害賠償請求を行うこと	R5.11.10	1	R5.11.24	口頭陳述	棄却		理由がないものと判断し棄却する。	R6.1.5	有	4	
23	静岡県	御前崎市	市長	委託契約に関する不透明な財務処理	相手方に委託契約金の返還請求を行うこと	R6.10.9	1	R6.11.6	口頭陳述	棄却		違法な委託料支出は認められない。	R6.12.3	無		
24	静岡県	御前崎市	市長	条例違反及び違法な支出	相手方に支出金の返還請求を行うこと	R6.10.9	7	R6.11.6	口頭陳述	棄却		条例違反及び違法な支出は認められない。	R6.12.3	無		
25	静岡県	御前崎市	市長	違法な補助金の交付決定及び支出	補助金の交付決定の取消し及び相手方に補助金の返還請求を行うこと	R7.3.7	3	R7.3.28	口頭陳述	棄却		違法な補助金の交付決定及び支出は認められない。	R7.5.1	無		
26	静岡県	伊豆の国市	市長	公用車の不当・違法な使用	公用車の運行にかかる経費及び職員を帯同させたことの損害金の返還	R6.6.13	1	R6.7.16	口頭陳述	棄却		公用車の使用について不当・違法があるとの請求人の主張には理由がない。	R6.8.7	無		
27	静岡県	牧之原市	市長	教育長の不当行為による、情報公開審査会への申し立て不受理に対する救済	情報公開審査会への申し立てを受理すること	R5.12.15	1			却下		請求内容が住民監査請求の対象外である。	R5.12.26	無		
28	静岡県	西伊豆町	町長	不当な公金の支出と財産の不当な処分	不当な公金の支出と財産の不当な処分について、町長の責任を明確にする。	R5.12.28	12	R6.2.7	口頭陳述	一部棄却・一部却下		・不適法な請求である。 ・請求期間を徒過している。	R6.2.21	無		
計		12団体	28件							認容	0件			有	5件		
										一部認容	0件						
										棄却	11件			無	22件		
										却下	10件						
										一部棄却・一部却下	5件						
										取下げ	0件						
										合議不調	0件						
										その他	2件						

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	愛知県	名古屋市	市会事務局	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還	R5.8.15	1			却下		財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。	R5.9.14	無		
2	愛知県	名古屋市	市会事務局	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還	R5.8.15	1			却下		財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。	R5.9.14	無		
3	愛知県	名古屋市	市会事務局	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還	R5.8.15	1			却下		財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。	R5.9.14	無		
4	愛知県	名古屋市	市会事務局長	違法・不当な公金の支出	記念品の購入に要した費用の返還	R5.11.20	1			却下		財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。	R5.12.22	無		
5	愛知県	名古屋市	市長	違法・不当な公金の支出	必要な措置	R6.4.19	1			却下		財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。	R6.5.15	無		
6	愛知県	名古屋市	市会事務局長	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還	R6.9.6	1			却下		財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。	R6.10.10	無		
7	愛知県	名古屋市	市会事務局長	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還	R6.9.6	1			却下		財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。	R6.10.10	無		
8	愛知県	名古屋市	市会事務局長	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還	R6.9.11	1			却下		財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。	R6.10.10	無		
9	愛知県	名古屋市	記載なし	違法・不当な公金の支出等	①補民間社会福祉施設運営費補給金の廃止 ②高齢者サロンに対する助成金の返還 ③民生・児童委員に対する費用弁償の返還 ④子ども会による集団資源回収の中止 ⑤町内会の活動への苦情 ⑥老人クラブに対する助成金の返還	R6.10.29	1			却下		①②③⑥財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。 ②財務会計行為等を具体的に特定していない。 ④⑤本市の財務会計行為等を請求の対象としていない。	R6.12.11	無		
10	愛知県	名古屋市	教育委員会教育長	違法な随意契約の締結	履行行為の停止や、支出命令の差し止め等、必要な措置	R6.12.19	12	R7.1.15	口頭陳述	棄却		違法・不当な点は認められない。	R7.2.5	有	1	
11	愛知県	豊橋市	市長	違法又は不当な公金の支出 違法又は不当な契約の締結又は履行	最低制限価格を設定した事後審査型一般競争入札による損失について、落札業者に返還請求を行うこと	R5.7.4	1	R5.8.2	口頭陳述	棄却		入札事務手続において、独占禁止法違反には該当せず、適正な入札が行われている。	R5.8.31	有	3	

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
12	愛知県	豊橋市	市長	違法又は不当な公金の支出	違法又は不当と判断される出張に関して、出張費用を当該職員に返還請求すること	R6.1.18	1	R6.2.7	口頭陳述	一部棄却・一部却下		請求期間を徒過している。 監査対象出張において、旅行命令権者が発した旅行命令に従って公務としての旅行が適切に行われているものと認められる。	R6.3.15	無		
13	愛知県	豊橋市	市長	違法又は不当な契約の締結又は履行	多目的屋内施設及び豊橋公園東エリア整備・運営事業の入札を停止して、公平・公正な入札を実施すること	R6.5.24	1	R6.6.12	口頭陳述	却下		当該事業に係る入札手続行為について、違法又は不当とする理由を具体的に摘示していない。 市にどのような財産的損害が生じ、又は生じるおそれがあるかも摘示していない。	R6.7.8	無		
14	愛知県	豊橋市	市長	違法又は不当な公金の支出 違法又は不当な契約の締結又は履行	債務不履行に基づき、当該契約を解除し、受託者に対し委託料の返還請求を行うこと	R6.6.26	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.7.16	無		
15	愛知県	豊橋市	市長	違法又は不当な公金の支出 違法又は不当な契約の締結又は履行	債務不履行（履行不能）に基づき、契約の解除及び支払われた委託金額の返還請求を行うこと	R6.7.16	2	R6.8.16	口頭陳述	棄却		業務は仕様書の内容に基づいて検討及び成果品が納品されていると認められるため、契約不適合責任を問うことはできない。	R6.9.12	無		
16	愛知県	豊橋市	市長	違法又は不当な契約の締結又は履行	落札事業者と締結した「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業基本協定」を破棄し、そのうえで当該事業の入札を中止すること	R6.8.7	1	R6.9.10	口頭陳述	棄却		当該事業の総合評価一般競争入札はガイドラインや地方自治法等に従い適切に行われていると認められる。市に損害を与える事実は認められない。	R6.10.2	無		
17	愛知県	岡崎市	市長	住民訴訟の処理に係る違法・不当な弁護士委託料の支出	市長個人に対し、同額の金員及び遅延損害金を支払わせ、市の損害を補填する措置を求める	R6.1.24	1	R6.2.21	口頭陳述	棄却		弁護士委託料の支出について違法又は不当な支出であると認められない。	R6.3.19	無		
18	愛知県	岡崎市	市長	「市政に関する町内会業務委託料」の一部についての違法・不当な支出	複数の町内会の分をまとめて一つの口座に支払った町内会の分の支出については、実体のない町内会への支出であり、返還を求める	R7.1.16	2	R7.2.13	口頭陳述	却下		請求期間制限の適用を受け、かつ正当な理由の主張もないため住民監査請求の対象とはならない。	R7.3.10	無		
19	愛知県	半田市	市長	選挙ポスターの印刷代	「選挙の公営に関する条例」の規定に反する不当な金額の返還を行うこと	R5.10.16	1	R5.11.1	口頭陳述	棄却		選挙ポスターの印刷代は、条例上の範囲内であるため、違法又は不当な公金の支出ではない	R5.12.14	無		
20	愛知県	半田市	市長	市議会議員の勉強会	勉強会に要した費用は市議会議員が全額負担すべきなので、市は市議会議員へ請求すること	R5.10.24	1	R5.11.13	口頭陳述	棄却		議員勉強会の為に要した講師の費用及びその教材費を市議会が負担していないことについて、違法又は不当な公金の支出は認められない。	R5.12.22	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
21	愛知県	半田市	市長	選挙の事前運動を幇助した市役所関係者の給与等の返還	選挙の事前活動を行ったので、給与等を返還すること	R5.11.20	1	R5.12.4	口頭陳述	棄却		選挙管理委員会及び同委員会の事務局職員に支払われた給与・賞与等の支払いに関しては、違法又は不当な公金の支	R6.1.18	無		
22	愛知県	半田市	市長	代表監査委員の不正	代表監査委員は監査委員の役割を果たしていないため、報酬を返還すること	R5.12.11	1	R5.12.22	請求人放棄	棄却		識見を有する監査委員の委員報酬の支払いに関して、違法又は不当な公金の支出に該当しない。	R6.2.6	無		
23	愛知県	半田市	市長	通学路安全対策工事	通学路安全対策工事は対象ではないため、工事費用を返還すること	R5.12.25	1	R6.1.18	請求人放棄	棄却		工事請負金額の支出に関して、違法又は不当な公金の支出に該当しない。	R6.2.21	無		
24	愛知県	半田市	市長	監査結果の不正、陳述議事録の内容の不正	監査結果の内容に見識がない。陳述議事録の内容が不正なので、報酬を返還すること	R5.12.27	1			その他		除斥のため監査不可	R6.2.21	無		
25	愛知県	半田市	市長	選挙ポスターの印刷代の再提出	「選挙の公営に関する条例」の規定に反する不当な金額の返還を行うこと	R6.1.9	1			却下		一事不再理の原則	R6.3.1	無		
26	愛知県	半田市	市長	陳述の議事録の作成が不正	代表・議選監査員・監査委員事務局長が不正を行ったので、報酬等を返還すること	R6.1.15	1		請求人放棄	棄却		監査委員は除斥。局長の給与の支払いに関して、違法又は不当な公金の支出に該当しない。	R6.3.14	無		
27	愛知県	半田市	市長	市議会議員の勉強会の新事実を加えて再提出	勉強会に要した費用は市議会議員が全額負担すべきなので、市は市議会議員へ請求すること	R6.1.19	1		請求人放棄	棄却		勉強会を行うことで費やした支出に関して、違法又は不当な公金の支出に該当しない。	R6.3.18	無		
28	愛知県	半田市	市長	選挙の事前運動の住民監査請求の回答の不服	監査委員は不正な監査をしているので、報酬を返還すること	R6.1.22	1			その他		除斥のため監査不可	R6.3.21	無		
29	愛知県	半田市	市長	選挙の事前運動の再提出	選挙の事前活動を行ったので、費用返還すること	R6.1.25	1			その他		除斥のため監査不可	R6.3.22	無		
30	愛知県	半田市	市長	代表監査委員の不正の再提出	代表監査委員は監査委員の役割を果たしていないため、報酬を返還すること	R6.2.13	1			却下		一事不再理の原則	R6.4.12	無		
31	愛知県	半田市	市長	代表監査委員の不正の監査結果の不服	議選監査委員は非行監査委員ため、報酬を返還すること	R6.2.13	1			その他		除斥のため監査不可	R6.4.12	無		
32	愛知県	半田市	市長	通学路安全対策工事の再提出	通学路安全対策工事は対象ではないため、工事費用を返還すること	R6.2.26	1			却下		一事不再理の原則	R6.4.25	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
33	愛知県	半田市	市長	通学路安全対策工事の住民監査結果の不服	代表・議選監査員・監査委員事務局長に支払った報酬等を返還すること	R6.2.26	1			その他		除斥のため監査不可 局長は監査・監督不可	R6.4.25	無		
34	愛知県	半田市	市長	選挙ポスターの印刷代の再々提出	「選挙の公営に関する条例」の規定に反する不当な金額の返還を行うこと	R6.3.4	1			却下		一事不再理の原則	R6.5.2	無		
35	愛知県	半田市	市長	選挙ポスターの印刷代の再提出の監査結果の不服	「選挙の公営に関する条例」の規定に反する不当な金額の返還を行うこと	R6.3.4	1			その他		除斥のため監査不可 局長は監査・監督不可	R6.5.2	無		
36	愛知県	半田市	市長	監査結果の不正、陳述議事録の内容の不正の再提出	監査委員事務局長が監査結果を出せないので、給与を返還すること	R6.3.4	1			却下		事務局長の判断は相当であり、問題はない。	R6.5.2	無		
37	愛知県	半田市	市長	監査結果の不正、陳述議事録の内容の不正の再提出	監査結果の内容に見識がない。陳述議事録の内容が不正なので、報酬を返還すること	R6.3.18	1			その他		除斥のため監査不可	R6.5.16	無		
38	愛知県	半田市	市長	陳述の議事録の作成が不正の再提出	代表・議選監査員が不正を働いているので、支払った報酬等を返還すること	R6.3.18	1			その他		除斥のため、監査不可 理由がないもので却下	R6.5.16	無		
39	愛知県	半田市	市長	陳述の議事録の作成が不正の再提出	代表・議選監査員が不正を働いているので、支払った報酬等を返還すること	R6.3.18	1			その他		除斥のため監査不可	R6.5.16	無		
40	愛知県	半田市	市長	住民監査請求の受理通知の未発行	代表・議選監査員・監査委員事務局長が受理通知を発行していないので、報酬等を返還すること	R6.3.18	1			その他		除斥のため、監査不可 局長に受理通知を出す権限なし	R6.5.16	無		
41	愛知県	半田市	市長	会計年度任用職員の増員	監査委員事務局に会計年度任用職員が増員したので、給与を返還すること	R6.3.21	1	R6.4.22	口頭陳述	棄却		業務遂行の必要性を認め、適正な手続きにより任用しており、配置に問題はない。	R6.5.17	無		
42	愛知県	半田市	市長	市議会議員の勉強会の新事実を加えて再々提出	勉強会に要した費用は市議会議員が全額負担すべきなので、市は市議会議員へ請求すること	R6.3.22	1			却下		一事不再理の原則	R6.5.20	無		
43	愛知県	半田市	市長	市議会議員の勉強会の新事実を加えて再々提出	監査結果が誤っているので、監査委員の報酬を返還すること	R6.3.22	1			その他		除斥のため監査不可	R6.5.20	無		
44	愛知県	半田市	市長	選挙の事前運動の住民監査請求の回答の不服の再提出	監査委員は不正な監査をしているので、報酬を返還すること	R6.3.25	1			却下		一事不再理の原則	R6.5.23	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
45	愛知県	半田市	市長	選挙の事前運動の住民監査請求の回答の不服の監査結果の不服	監査できないと監査結果を出した事務局長の給与を返還すること	R6.3.25	1			却下		事務局長は監査委員が除斥となった場合でも、新たな監査委員を手配することや選任する法令、それを義務付ける法令もなく、対応は不当ではない。	R6.5.23	無		
46	愛知県	半田市	市長	選挙の事前運動の住民監査請求の回答の不服の監査結果の不服	違法な監査をしている監査委員を任命した市長の報酬を返還すること	R6.3.25	1			却下		監査委員が除斥	R6.5.23	無		
47	愛知県	半田市	市長	選挙の事前運動の再々提出	選挙の事前活動を行ったので、費用返還すること	R6.4.1	1			却下		一事不再理の原則	R6.5.30	無		
48	愛知県	半田市	市長	監査基準	監査基準がなく、住民監査請求の具体的な基準を規定していないため、費用弁償すること	R6.4.1	1			却下		監査基準は総務省の監査基準に照らして作成し、水準を満たしており、基準内容に問題はない。	R6.5.30	無		
49	愛知県	半田市	市長	監査結果の公表	監査の結果を公表していないので、費用弁償すること	R6.4.1	1	R6.4.22	口頭陳述	棄却		請求受付後に要件審理をした結果、受理して監査を行った請求は、公表している。	R6.5.30	無		
50	愛知県	半田市	市長	監査委員が監査しないことへの不服	監査委員が除斥されたことにより監査できないのは違法なので、費用弁償すること	R6.4.4	1			却下		一事不再理の原則	R6.5.31	無		
51	愛知県	半田市	市長	監査委員が監査しないことへの不服	監査委員が除斥されたことにより監査できないのは違法なので、費用弁償すること	R6.4.4	1			却下		監査委員が除斥されたことにより、市長が新たな監査委員を選任する法令はなく、違法性はない。	R6.5.31	無		
52	愛知県	半田市	市長	代表監査委員の不正の再々提出	代表監査委員は監査委員の役割を果たしていないため、報酬を返還すること	R6.4.16	1			却下		一事不再理の原則	R6.6.13	無		
53	愛知県	半田市	市長	一事不再理の原則	一事不再理の原則を使い不正に監査したため、報酬を返還すること	R6.4.16	1			却下		一事不再理の原則	R6.6.13	無		
54	愛知県	半田市	市長	除斥により監査委員不在	住民監査請求を除斥により監査委員が不在によって監査ができないため、報酬を返還すること	R6.4.18	1			却下		監査委員が除斥されても新たな監査委員を市長が選任しなければならないとする法令上の根拠はなく、違法性はない。	R6.6.13	無		
55	愛知県	半田市	市長	代表監査委員の不正の監査結果の不服の再提出	議選監査委員は非行監査委員ため、報酬を返還すること	R6.4.18	1			却下		一事不再理の原則	R6.6.13	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
56	愛知県	半田市	市長	通学路安全対策工事の再々提出	通学路安全対策工事は対象ではないため、工事費用を返還すること	R6.4.30	1			却下		一事不再理の原則	R6.6.28	無		
57	愛知県	半田市	市長	通学路安全対策工事の住民監査結果の不服の再提出	代表監査委員・議選監査員・監査委員事務局長に支払った報酬等を返還すること	R6.4.30	1			却下		一事不再理の原則	R6.6.28	無		
58	愛知県	半田市	市長	通学路安全対策工事の再提出の監査結果の不服	市長は不良監査委員を認識していながら放置しているので報酬を返還すること	R6.4.30	1			却下		一事不再理の原則	R6.6.28	無		
59	愛知県	半田市	市長	通学路安全対策工事の再提出の監査結果の不服	監査委員は不正・不当な監査を行っているので報酬を返還すること	R6.4.30	1			却下		一事不再理の原則	R6.6.28	無		
60	愛知県	半田市	市長	通学路安全対策工事の住民監査結果の不服の再不服	監査委員を罷免しない市長は怠慢のため、報償を返還すること	R6.5.2	1			却下		監査委員が除斥されても、新たな監査委員を市長が選任しなければならないとする法令上の根拠はなく、違法性はない。	R6.6.28	無		
61	愛知県	半田市	市長	選挙ポスターの印刷代の再提出の再々提出	「選挙の公営に関する条例」の規定に反する不当な金額の返還を行うこと	R6.5.7	1			却下		一事不再理の原則	R6.7.5	無		
62	愛知県	半田市	市長	選挙ポスターの印刷代の再提出の再々提出	監査委員が違法に却下した行為は、市長に責任があり、報償の返還を行うこと	R6.5.7	1			却下		一事不再理の原則	R6.7.5	無		
63	愛知県	半田市	市長	選挙ポスターの印刷代の再提出の監査結果の不服の再不服	監査委員を罷免しない市長は怠慢のため、報償を返還すること	R6.5.7	1			却下		一事不再理の原則	R6.7.5	無		
64	愛知県	半田市	市長	通学路安全対策工事の住民監査結果の不服の再不服	監査委員が監査しないのは違法なので、報酬を返還すること	R6.5.7	1			却下		一事不再理の原則	R6.7.5	無		
65	愛知県	半田市	市長	選挙ポスターの印刷代の再提出の監査結果の不服の再不服	監査委員を罷免しない市長は怠慢のため、報償を返還すること	R6.5.7	1			却下		一事不再理の原則	R6.7.5	無		
66	愛知県	半田市	市長	監査結果の不正、陳述議事録の内容の不正の再提出の不服	監査委員事務局長が監査結果を出せないので、給与を返還すること	R6.5.7	1			却下		一事不再理の原則	R6.7.5	無		
67	愛知県	半田市	市長	選挙ポスターの印刷代の住民監査請求の陳述議事録の不正の監査結果の不服	代表監査員は不正をおこなっているので、報酬を返還すること	R6.5.9	1			却下		一事不再理の原則	R6.7.5	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
68	愛知県	半田市	市長	住民監査請求制度の機能不全	代表監査員は資質に欠けているが、市長は改善しようとしないため、報酬を返還すること	R6.5.20	1	R6.7.12	口頭陳述	棄却		一事不再理の原則	R6.7.18	無		
69	愛知県	半田市	市長	選挙ポスターの印刷代の住民監査請求の陳述議事録の不正の再提出	監査委員と事務局長が改ざんに加担しているため、報酬等を返還すること。	R6.5.20	1			却下		一事不再理の原則	R6.7.18	無		
70	愛知県	半田市	市長	選挙ポスターの印刷代の住民監査請求の陳述議事録の不正の再提出	陳述内容に不正があるため、監査委員の報酬を返還すること。	R6.5.20	1			却下		一事不再理の原則	R6.7.18	無		
71	愛知県	半田市	市長	陳述の議事録の作成が不正の再提出	代表・議選監査員・監査委員事務局長が不正を働いているので、支払った報酬等を返還すること	R6.5.20	1			却下		一事不再理の原則	R6.7.18	無		
72	愛知県	半田市	市長	監査委員事務局長の不正	監査委員事務局長が監査結果を出しているので、報酬を返還すること	R6.5.20	1			却下		一事不再理の原則	R6.7.18	無		
73	愛知県	半田市	市長	住民監査請求の受理通知の未発行	代表・議選監査員・監査委員事務局長が受理通知を発行していないので、報酬等を返還すること	R6.5.20	1			却下		一時不再理の原則	R6.7.18	無		
74	愛知県	半田市	市長	代表監査委員の違法な判断	代表監査委員は排斥されているが監査判断をしたことは違法なので、報酬を返還すること	R6.5.20	1	R6.7.12	口頭陳述	棄却		すでに通知した住民監査請求の結果で問題がなかったことを伝えていること、局長への給与の支払いに関する回答に代表監査委員が合議したことに、違法性はない。	R6.7.18	無		
75	愛知県	半田市	市長	監査結果	監査結果は違法であるため、監査委員事務局長の給与を返還すること	R6.5.20	1	R6.7.12	口頭陳述	棄却		一事不再理の原則	R6.7.18	無		
76	愛知県	半田市	市長	通学路安全対策工事の再々々提出	通学路安全対策工事は対象ではないため、工事費用を返還すること	R6.7.2	1	R6.7.30	口頭陳述	棄却		一事不再理の原則	R6.8.30	無		
77	愛知県	半田市	市長	会計年度任用職員の増員の再提出	監査委員事務局に会計年度任用職員が増員したことによる給与を返還すること	R6.7.9	1			その他		除斥により監査できない	R6.9.6	無		
78	愛知県	半田市	市長	監査結果・住民監査請求制度	これまでの監査結果は不正な手口で行われているため、報酬を返還すること	R6.7.16	1			その他		除斥により監査できない	R6.9.13	無		令和5年10月～令和6年9月までの住民監査請求の回答に不服として、民事訴訟を提起された

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
79	愛知県	春日井市	市長、関係職員	違法・不当な公金の支出、財産の管理を怠る事実	除草・清掃等の管理委託費を補填すること等	R6.2.14	1	R6.3.15	文書陳述	却下		市有地を隣地人へ貸与した事実はなく、この土地の造成工事により市に損害は生じていない。また造成工事中の維持管理費を市が支出した事実はないため、請求要件を欠く。 その余の請求は財務会計上の行為に当たらない。	R6.4.11	無		
80	愛知県	春日井市	市長、関係職員	違法・不当な契約の締結、履行及び公金の支出	違法・不当な契約により支出した費用を市に返納すること等	R6.8.14	1	R6.9.13	口頭陳述	一部棄却・一部却下		水質検査に当たり当初契約の契約変更によらず別契約し、水質検査の精度等が担保されていないことは違法・不当な契約の締結、履行であるという主張は認められず、別契約に基づいた支出が違法・不当な公金の支出であるという主張は認められない。 その余の請求は財務会計上の行為に当たらない。	R6.10.11	有	4	
81	愛知県	春日井市	関係職員	公金の賦課・徴収を怠る事実	固定資産税課による不正評価と所有権移転の問題について徹底的な調査を行い、損害の補填及び通学路の安全確保に向けた措置を講じること	R6.10.1	1			却下		住民監査請求の要件を備えていない。	R6.10.31	無		
82	愛知県	豊川市	市長	違法・不当な公金の支出	選挙運動用ポスター作製費の過大請求に対し返還請求を行うこと	R5.10.23	1	R5.11.4	口頭陳述	棄却		選挙運動用ポスター作製費の公金の支出について、違法・不当な点は認められない。	R5.12.19	無		
83	愛知県	津島市	市長	天王川PFI事業に関わる支出	事業の差し止めと費用の返還	R6.8.22	5		なし	却下		請求人の提出した 請求の要旨・事実証明が財務会計上の行為について違法・不当とする理由を摘示しているとは認められない	R6.8.30	無		
84	愛知県	津島市	市長	地域BWA事業に関わる支出	事業の差し止めと費用の返還	R6.8.22	5		なし	却下		請求人の提出した 請求の要旨・事実証明が財務会計上の行為について違法・不当とする理由を摘示しているとは認められない	R6.8.30	無		
85	愛知県	津島市	市長	尾張津島天王祭に動員した人件費の支出	職員の人件費の返納	R6.8.22	5		なし	却下		請求人の提出した 請求の要旨・事実証明が財務会計上の行為について違法・不当とする理由を摘示しているとは認められない	R6.8.30	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
86	愛知県	津島市	市長	顧問弁護士委託料の支出	不当な弁護士費用の返納	R6.8.22	4		なし	却下		請求人の提出した 請求の要旨・事実証明が財務会計上の行為について違法・不当とする理由を摘示しているとは認められない	R6.8.30	無		
87	愛知県	津島市	市長	第三者委員会弁護士費用の支出	不当な弁護士費用の返還	R6.10.7	1		なし	却下		請求人の提出した 請求の要旨・事実証明が、違法・不当な財務会計上の行為が明確でなく、違法・不当とする理由及び市にどのような損害が発生しているかについて具体的・客観的に摘示しているとは認められない	R6.11.1	無		
88	愛知県	豊田市	市長	財産の管理を怠る事実（ガードレールの無断撤去）	市による原状回復と、撤去者に費用負担をさせること。	R6.6.24	1			却下		請求人の主張する事象は既に解消されている。	R6.8.9	無		
89	愛知県	西尾市	市長	違法な契約の締結（随意契約の要件を満たしていない）	業者へ支払った委託料の全額を市長に対し請求すること	R5.4.6	4	R5.5.23	口頭陳述	一部認容	違法	契約の締結について、追認の議案を提出し、必要な議決を経ること。	R5.7.5	有	5	
90	愛知県	西尾市	市長	違法な契約の締結（随意契約の要件を満たしていない）	業者へ支払った委託料の一部を市長に対し賠償すること及び契約方法を見直すこと	R5.10.31	1	R5.11.15	口頭陳述	棄却		当該契約に違法性及び不当性は認められない。	R5.12.27	無		
91	愛知県	西尾市	市長	不適切な支出	市長及び関係職員に対し支出の補填を行うこと	R6.2.27	1			却下		不適法な請求である。	R6.3.7	無		
92	愛知県	西尾市	市長	適正性を欠いた支出	市長に対し、本件人事交流に要した費用について民間企業に請求すること	R6.4.19	5	R6.5.27	口頭陳述	棄却		当該案件に違法性及び不当性は認められない。	R6.6.18	有	6	
93	愛知県	西尾市	市長	違法な契約の締結（随意契約の要件を満たしていない）	市長及び関係職員に対し指名競争入札を行うこと	R6.10.2	1	R6.10.29	口頭陳述	棄却		当該契約に違法性及び不当性は認められない。	R6.12.2	無		
94	愛知県	西尾市	市長	違法な条例	請求人が正当と考える水道料金との差額分を返還すること	R7.1.16	1			却下		不適法な請求である。	R7.1.30	無		
95	愛知県	蒲郡市	市長	違法・不当な財産の管理	道路の適切な維持管理責任を果たすこと	R5.5.31	1			却下		住民監査請求要件を欠いている。	R5.6.9	無		
96	愛知県	蒲郡市	市長	不当・不要な委託料の支出	支出済額を市へ弁済すること	R5.8.18	1			却下		住民監査請求要件を欠いている。	R5.8.30	無		
97	愛知県	蒲郡市	市長	助成金の不適切な流用	支出先の協会に対し、事務局長の給料の返還を求めること	R5.10.3	1			却下		住民監査請求要件を欠いている。	R5.10.17	無		
98	愛知県	蒲郡市	市長	不当・不要な委託契約の締結及び委託料の支出	支出済額を市へ弁済すること	R6.3.5	2	R6.3.26	口頭陳述	棄却		委託契約の締結及び委託料の支出について不当、不要な点は認められない	R6.4.26	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
99	愛知県	蒲郡市	市長	不当な学校複合施設建設予算の成立	建設予算執行中止と計画の再検討を求めること	R6.5.9	2			却下		住民監査請求要件を欠いている。	R6.5.28	無		
100	愛知県	犬山市	市長	不当な公金の支出	市長及び関係職員に対する相当な処分	R6.8.24	1			棄却		請求人の主張する公金の支出は、財務会計上の違法又は不当な行為に当たらない。	R6.10.23	無		
101	愛知県	常滑市	市長	違法・不当な支出	相手方に対する返還（損害賠償）請求を行うこと	R7.2.12	6			却下		市への損害は認められない。	R7.3.3	無		
102	愛知県	新城市	市長	違法若しくは不当な契約の履行	契約相手方に対する契約不履行による損害賠償請求を行うこと。	R6.2.14	1	R6.3.6	口頭陳述	棄却		違法若しくは不当な契約の履行にはあたらない。	R6.4.10	無		
103	愛知県	高浜市	市長	美術館駐車場の借地に係る損害賠償の支出	相手方に対し不当利得返還請求すること	R6.7.1	8			棄却		不当利得に当たらず、措置の必要性は認められない。	R6.8.27	有	8	
104	愛知県	岩倉市	市長	違法・不当な公金の支出	市長に対する損害賠償請求を行うもの	R6.11.15	1	R6.11.21	口頭陳述	棄却		当該支出に違法性・不当性はなく、市長の持つ広範な裁量権の範囲内である。	R7.1.14	無		
105	愛知県	日進市	市長	特定の事業者に対する不当な支援について	事業者に対して公正に市有地の提供、事業に係る必要経費を徴収すべき	R6.11.13	1	R6.12.11	口頭陳述	棄却		当該支援は、長の裁量権の範囲の逸脱には当たらない。	R7.1.9	無		
106	愛知県	弥富市	市長	不必要な工事の支出	解体工事の際基礎杭を撤去したことは不必要であるため、その支出の補填を求めること	R5.5.11	1	R5.5.30	口頭陳述	却下		内容が具体的でなく請求の特定を欠き、違法又は不当である理由も欠いている。	R5.5.30	有	9	２つの住民監査請求が１つの訴訟に併合された案件
107	愛知県	弥富市	市長	契約不履行	物件移転補償契約は契約不履行にあたり、過剰に支払われた金員を返還させること	R5.9.29	1			棄却		違法又は不当であるとは認められない。	R5.11.6	有	9	２つの住民監査請求が１つの訴訟に併合された案件
108	愛知県	弥富市	市長	職員の事務の怠り	職員の不適切な事務によって受けた、施設利用料の損害の補填を求めること。	R6.6.14	1	R6.6.28	口頭陳述	一部棄却・一部却下		請求に理由がない。 要件を具備していない。	R6.8.8	無		
109	愛知県	弥富市	市長	公用物管理条例に基づく過料及び使用料の未徴収	過料の徴収及び不足分の使用料の徴収	R6.9.18	1			一部棄却・一部却下		要件を欠いている。 財政による損害はなく、行政上実質的に妥当性を欠くことが認められない。	R6.11.13	無		
110	愛知県	弥富市	市長	補助金の交付申請誤り	補助金の交付申請誤りは、市長が職員の監督を怠ったため、損害賠償を求めること。	R6.11.14	1	R6.12.19		棄却		違法又は不当な公金の支出又は不当に怠る事実はない。	R6.12.19	有	10	
111	愛知県	みよし市	市長	違法な公金の支出	市が被った損害を補填する必要な措置を講ずること	R6.12.4	1			却下		違法又は不当である理由の摘示がない。請求期間を経過している。	R7.1.17	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
112	愛知県	あま市	市長及び職員	不適切な公金支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R5.5.10	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.6.20	無		
113	愛知県	豊山町	町長	違法・不当な政務活動費の支出	事業の説明会から計画決定までの諸会議及び手続に要した費用の弁済	R5.4.28	4			却下		本監査請求は法第２４２条の要件を欠いているため、不適法である。	R5.6.26	無		
114	愛知県	飛島村	村長及び担当部課長	財産の管理を怠る事実	財産の適切な管理	R6.2.26	1	R6.3.27	証拠の提出及び口頭陳述	棄却		本件請求には理由がない	R6.4.22	無		
115	愛知県	幸田町	町長	町長に係る旅費の重複・過大・不正支給	町長が損害を補てんすること。	R5.9.15	1	R5.10.12	口頭陳述	棄却		旅費の重複・過大支給については、相当額が返還されたことにより損害は補てんされたと認め、その他の支給に違法・不当な点は認められない。	R5.11.10	無		
116	愛知県	幸田町	町長	職員派遣に伴う給与等の不正支給	町長が損害を補てんすること。	R5.10.20	1	R5.11.20	陳述書提出	棄却		給与等の支給に違法・不当な点は認められない。	R5.12.8	無		
117	愛知県	幸田町	町長	一般社団法人が行うべき旅費等の支給	町長が損害を補てんすること。	R6.5.7	1	R6.5.30	口頭陳述	一部棄却・一部却下		対象となる旅行8件のうち7件については、請求期間を徒過しており、残る１件については、旅費等の支給に違法・不当な点は認められない。	R6.6.24	無		
118	愛知県	幸田町	町長	違法な補助金の交付により作成された物品の寄附	町長が損害を補てんすること。	R6.6.25	1	R6.7.18	口頭陳述	棄却		補助金の交付に違法・不当な点は認められない。	R6.8.16	無		
119	愛知県	幸田町	町長	使用者が不明なETC料金の支出	町長が使用者を特定し、損害を補てんさせること。	R6.11.13	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.11.22	無		
120	愛知県	幸田町	町長	根拠に基づかない負担金の支出	町長が損害を補てんすること。	R6.11.29	1	R6.12.16	口頭陳述	棄却		負担金の支出に違法・不当な点は認められない。	R7.1.21	無		
121	愛知県	東栄町	町長	違法な契約の締結	業務委託契約を無効とすること	R5.8.21	2	R5.10.2	口頭陳述	棄却		業務委託は可能で、契約を無効とするとまでは認められない。	R5.10.17	無		
計		23団体	121件						認容 0件 一部認容 1件 棄却 36件 却下 66件 一部棄却・一部却下 5件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 13件					有 9件 無 112件		
1	三重県	津市	市長	交付金等の過大支出	交付金等の過大請求分の返還請求を行うこと	R6.8.19	1	R6.9.9	口頭陳述	一部認容	不当	調査を実施し、事実が認められた場合、所要の措置を講じること。	R6.10.1	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
2	三重県	津市	市長	違法な委託料の支出	市長が委託料を返還又は受託者に返還を求めること	R6.9.10	1			棄却		委託料の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.11.5	無		
3	三重県	津市	市長	交付金等の過大支出	交付金等の過大請求分の返還請求を行うこと	R7.2.27	1	R7.3.17	口頭陳述	一部認容	不当	事実確認を行い、結果に応じて必要な措置を講じること。	R7.3.28	無		
4	三重県	四日市市	市長	違法・不当な公金の支出	支出済の公金の損害賠償	R6.4.26	2	R6.5.21	口頭陳述	一部棄却・一部却下		財務会計上の行為から１年以上経過している部分を却下、市長の裁量権の逸脱又は濫用はない。	R6.6.4	無		
5	三重県	四日市市	市長	違法・不当な契約の締結	契約締結の差し止め	R6.4.30	1	R6.5.21	口頭陳述	棄却		事業実施決定に裁量権の逸脱又は濫用はない。契約締結は違法又は不当ではない。	R6.6.25	無		
6	三重県	四日市市	担当課長	財産の管理を怠る事実の解消	責任の所在を明らかにすること、違法駐車の損害賠償	R6.12.18	1	R7.1.9	口頭陳述	棄却		早急な対応を講じなかったことに裁量権の逸脱・濫用はない。市が損害賠償請求権等を行使していないことは違法又は不当ではない。	R7.2.6	無		
7	三重県	四日市市	市長	違法・不当な公金の支出	不正請求分の損害賠償 公金支出の差し止め	R7.1.7	2	R7.1.23	口頭陳述	棄却		公金の支出に違反はなく、違法又は不当ではない。	R7.2.27	有	1	
8	三重県	伊勢市	市長	違法・不当な賃料の支出	違法・不当に高額な市入居建物の賃料の是正を求めること	R5.10.12	1	R5.11.8	口頭陳述	棄却		賃料の額及びその支出に違法・不当な点は認められない。	R5.12.1	無		
9	三重県	松阪市	職員	違法な物品購入費の支出	職員に対する物品購入費返還及び損害分の支払請求を行うこと	R5.8.21	1	R5.10.3	口頭陳述	却下		請求期間を徒過している。	R5.10.16	無		
10	三重県	松阪市	市長	違法な負担金の支出	市長に対する負担金返還請求を行うこと	R6.10.29	1	R6.11.28	口頭陳述	棄却		違法かつ無効な公金の支出があったとは認められない。	R6.12.26	無		
11	三重県	鈴鹿市	教育長	不当な公金の支出	産業医への報酬の一部を市に返還するように求めるといった必要な措置を請求すること	R6.9.9	1			却下		報酬（額）の不当性に関する主張に何ら根拠がない。 市の仮定の損害額を算定しているが、事実に立脚していない。	R6.10.8	無		
12	三重県	尾鷲市	市長	違法な助成金の支出	相手方に対する返還請求を行うこと	R7.3.5	1	R7.4.14	口頭陳述	棄却		当該支出には違法又は不当な点は認められない	R7.4.30	有		R7.3.31以降に訴訟提起のため、様式ウには記載なし。
13	三重県	亀山市	市長	違法な契約の締結	契約手続きを中断し、再入札を行うこと	R6.6.10	1	R6.7.16	口頭陳述	棄却		客観的な証拠等は確認できない。	R6.8.1	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
14	三重県	南伊勢町	町長	違法又は不当に財産の管理を怠る事実	賞与過払いを受領した職員に対し、納入通知及び督促を行うこと	R5.5.8	1		請求人より不要の申し出あり	棄却		町会計規則第11条に基づく納入通知書を発行し、返納手続きを進めている。督促状については発行の手続きがないことから実行されていないが、必要であれば対応するとのこととなる。よって怠っているとは言えず怠る事実を改める必要はないと判断する。	R5.6.30	無		
15	三重県	南伊勢町	町長	違法又は不当に財産の管理を怠る事実	賞与過払いの消滅時効の成立している職員に対して、返還請求権を行うこと	R5.5.16	1	R5.6.14	欠席	棄却		消滅時効の期限適用について適当であると判断する。これ以上返還請求権の行使をする必要はないものと判断する。	R5.6.30	無		
16	三重県	紀北町	職員	業務委託契約の債務不履行及び職員の職務懈怠	職員及び相手方に被害回復をさせるとともに、再発防止の措置をとること。 職員を刑事告発すること。	R5.10.12	2	R5.11.9	口頭陳述	一部棄却・一部却下		（棄却） 財務会計上の損害が発生していない。 （却下） 請求期間を徒過している。	R5.11.30	無		
17	三重県	紀北町	職員	業務委託契約の債務不履行及び職員の職務懈怠	職員及び相手方に被害回復をさせるとともに、再発防止の措置をとること。 職員を刑事告発すること。	R5.11.27	1			取下げ			R5.12.11	無		
18	三重県	紀北町	職員	業務委託契約の債務不履行及び職員の職務懈怠	職員及び相手方に被害回復をさせるとともに、再発防止の措置をとること。 職員を刑事告発すること。	R5.11.27	1	R6.1.10	口頭陳述	棄却		財務会計上の損害が発生していない。	R6.1.29	無		
19	三重県	紀北町	町長	違法・不当に財産管理を怠る事実	町は、町長及び自治会長に対し、損害賠償請求の提訴をすること。	R6.12.9	1			却下		財務会計上の財産管理行為とすることは困難である。 財産的損害を与え得る蓋然性について不明瞭である。 個別的・具体的に摘示されていない。 事実証明書の添付が確認できない。	R6.12.25	無		
計		9団体	19件						認容 0件 一部認容 2件 棄却 11件 却下 3件 一部棄却・一部却下 2件 取下げ 1件 合議不調 0件 その他 0件				有	2件		
													無	17件		
1	滋賀県	大津市	市長	違法な補助金の支出	市が補助事業者に支出した補助金について、相手方に返還請求を行うこと	R5.11.17	2	R5.12.8	口頭陳述	一部認容	不当	正当な補助金額を算定し、補助金交付規則に基づく措置を講ずること。	R6.1.15	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
2	滋賀県	大津市	市長	違法な補助金の支出	市が自治会に支出した補助金について、市長個人及び職員個人に対し、損害賠償請求を行うこと	R6.3.27	2	R6.4.17	口頭陳述	棄却		当該補助金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.5.23	無		
3	滋賀県	長浜市	市立長浜病院長	産業廃棄物の不正な処分と処分費用の支払い	産業廃棄物が現時点で適正に処理されている確認と、経緯説明を行うこと	R7.1.16	1	R7.2.6	口頭陳述	棄却		産業廃棄物の処理方法は、法律に抵触するものであったと指摘せざるを得ないが、処理に係る支出内容は、市に積極的な損害を発生させるものではなかった。	R7.3.3	無		
4	滋賀県	守山市	市長	不当な給与の支給	教員の不祥事事案について、守山市教育委員会教育長が告発義務違反をし、県教委への報告ミスの責任はあるとしながらも、減給などの処分もなく給与を支給されていることは不当であるとして監査請求があったもの。	R6.3.14	1			却下		住民監査請求の対象とはならない。	R6.4.4	無		
5	滋賀県	高島市	市長	補助金の支出（概算払）	市に多大な損失を与える恐れがあり、市長に対し概算払いの返還を求める	R5.6.16	1	R5.7.21	口頭陳述	棄却		請求人の本件措置請求には請求の理由がないと判断	R5.8.14	無		
6	滋賀県	高島市	市長	不当な補助金（概算払）の支出	不当な概算払いであり、その間の公金定期預金利子分の損失分の補填措置を行うこと	R5.6.19	4	R5.7.21	口頭陳述	棄却		請求人の本件措置請求には請求の理由がないと判断	R5.8.14	有	1	
7	滋賀県	高島市	市長	基金の運用	保有している債券等を売却し、優良企業の株式や賃貸収入が得られる土地を購入する措置要求	R5.6.29	1			却下		地方自治法第242条の要件を満たさないもの	R5.7.12	無		
8	滋賀県	米原市	市長	償却資産税の課税について	償却資産税の課税取消を求める措置請求	R5.9.11	1	R5.9.11	口頭陳述	却下		地方自治法第242条第１項に定める要件を満たしていないため監査は行っていない。（受理前却下）	R5.10.11	無		
9	滋賀県	愛荘町	町長	違法・不当な契約解除	契約解除の取り消し及び予算の適正な執行をすること	R6.7.12	1	R6.8.7	口頭陳述	棄却		契約解除及び予算の執行に違法・不当な点は認められない。	R6.8.26	無		
10	滋賀県	愛荘町	町長	違法な契約の締結	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.7.12	1	R6.8.7		一部棄却・一部却下		契約締結に違法・不当な点は認められない。	R6.11.12	無		
11	滋賀県	愛荘町	町長	違法な契約の締結	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R7.1.30	1	R7.3.11		棄却		契約締結に違法・不当な点は認められない。	R7.3.24	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
12	滋賀県	愛荘町	町長	不当な予算の執行	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R7.2.26	1	R7.4.8		棄却		予算の執行に不当な点は認められない。	R7.4.21	無		
計		6団体	12件						認容 一部認容 棄却 却下 一部棄却・一部却下 取下げ 合議不調 その他	0件 1件 7件 3件 1件 0件 0件 0件			有 無	1件 11件		
1	京都府	京都市	市長	違法・不当に財産の管理を怠る事実	過大請求を行った委託事業者に対する不当利得返還請求を行うこと	R5.8.23	2			却下		請求の対象とされた財産の管理を怠る事実の存在が認められない。	R5.9.21	無		
2	京都府	京都市	市長	違法な契約の締結	契約の解除、損害の補填及び再発防止策を講じること	R6.3.28	1			却下		契約を締結したことの結果として、どのような財産的損害が生じ、又は生じるおそれがあるかを示していない。	R6.4.22	無		
3	京都府	京都市	市長	違法な契約の締結	契約の解除及び損害の補填	R7.3.28	1			その他						R7.3.31現在監査中
4	京都府	福知山市	市長、その他関係する職員	裁判での虚偽の主張により発生した損害及び弁護士費用等	損害賠償請求等により損失補填を行うこと	R5.6.14	5	R5.7.20	口頭陳述	一部棄却・一部却下		対象が存在せず、また、請求に理由がない。	R5.8.10	無		
5	京都府	舞鶴市	建設部次長	違法・不当な法定外公共物の占用料の賦課、徴収	相手方に占用料の徴収を勧告すること	R6.1.19	1			棄却		当該案件に違法性・不当性はない。	R6.3.5	無		
6	京都府	宇治市	市長	違法な契約の締結	土地購入契約の破棄による相手方への代金返還もしくは適正な土地評価額との差額の返還	R5.10.11	2	R5.11.15	口頭陳述	棄却		本件財務会計行為は違法又は不当であるとはいえない。	R5.11.29	無		
7	京都府	宇治市	市長	違法な契約の締結	相手方への損害補填及び契約の解除、補助金の返還請求を行うこと	R7.3.10	1	R7.4.23	口頭陳述	一部棄却・一部却下		一部については要件を欠いて不適法で却下、その余は理由がないと認められるから棄却。	R7.5.1	無		
8	京都府	宮津市	職員	違法な契約の履行	道路賠償責任保険の保険請求取り消しと損害賠償金の返還請求を行うこと	R6.5.10	1	R6.5.21	口頭陳述	棄却		道路賠償責任保険の保険金請求手続きに違法性は認められない。	R6.6.17	無		
9	京都府	宮津市	市長	違法な議員報酬の支出	議員報酬の返還請求を行うこと	R6.12.10	1			却下		住民監査請求の要件を満たしていない。	R6.12.19	無		
10	京都府	宮津市	市長	違法な議員報酬の支出	議員報酬の返還請求を行うこと	R6.12.23	1			却下		住民監査請求の要件を満たしていない。	R7.1.23	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
11	京都府	亀岡市	市長	財産の管理を怠る事実	開発公園について定めた条例がなく、違法で無効な事務処理である。	R6.1.25	1			却下		財務会計上の財産管理行為に該当しない。	R6.2.22	無		
12	京都府	亀岡市	市長	財産の管理を怠る事実	開発公園に対し、地方自治体の規定に沿った事務取扱をされるよう是正を求める。	R6.3.1	1			却下		住民監査請求の要件を満たしていない。	R6.4.12	無		
13	京都府	長岡京市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R5.12.21	1	R6.1.24	口頭陳述	認容	不当	政務活動費の返還を請求すること。	R6.2.16	無		
14	京都府	長岡京市	市長	選挙運動費用収支報告書の内容の一部に虚偽または不正	公費負担の費用が適正に支出されたことを確認するために必要な措置をとること	R5.12.21	1			却下		住民監査請求の要件にあたらない	R6.1.12	無		
15	京都府	京丹後市	市長	違法な契約の締結及び指定管理の取消、違法または不法な財産の管理	相手方に対し、契約の取り消し及び損害賠償請求を行うこと	R6.4.10	2			却下		財務会計上の行為又は財産の管理に違法・不当な点は認められない。	R6.6.5	有	1	
16	京都府	精華町	教育委員会及び町立小学校	PTAからの割当的寄付及びPTAへの経費負担転嫁	PTAからの割当的寄付及びPTAへの経費負担転嫁が法令に違反するとして、小学校に対する是正勧告の請求	R5.4.20	1			却下		地方公共団体である町に損害を与えていると認められない。	R5.5.18	無		
17	京都府	与謝野町	町長	違法・不当な報酬の支出	幽霊消防団員に対する報酬の返還請求を行うこと	R6.7.19	1	R6.8.29	口頭陳述	一部棄却・一部却下		請求期間を徒過している。 報酬の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.9.12	無		
計		10団体	17件						認容	1件			有	1件		
									一部認容	0件						
									棄却	3件						
									却下	9件			無	15件		
									一部棄却・一部却下	3件						
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	1件						
1	大阪府	大阪市	市職員	不正な給与等の支出（教員等に支出した給与等）	職員に支払われた給与及び退職金の返還を求めること	R5.6.22	1			却下		財務会計行為の違法事由を摘示し、財務会計法規上の義務違反にあたる個別的、具体的事実の主張には当たらない。	R5.7.21	無		
2	大阪府	大阪市	市長	樹木の撤去（公園樹・街路樹の安全対策事業）	樹木の撤去（伐採）を差止めること、及び、監査結果が出るまでの執行を停止すること	R6.1.4	2			却下		当該樹木を伐採対象とした判断は、財務会計上の行為とはいえない。	R6.2.2	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出（特別養護老人ホーム入所措置に要した費用等）	高齢者虐待防止法に基づく入所措置等を解除し、その費用の発生を防止すること等	R6.2.8	1			却下		専ら請求人等の個人的かつ私的な利益を主張しており、住民全体の利益を保障することを目的とするものではない。	R6.3.8	無		
4	大阪府	大阪市	市長	給付金の不支給（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給）	給付金の申請を取り下げたものとみなしたことを取消し、給付金を支給すること	R6.2.15	1			却下		財産的損害が生じていない。 専ら請求人の個人的かつ私的な利益を主張しており、住民全体の利益を保障することを目的とするものではない。	R6.3.15	無		
5	大阪府	大阪市	市長	違法・不当な契約の履行・公金の支出（公園樹・街路樹の安全対策事業２）	樹木の撤去工事の履行及び工事代金支出の差し止め、執行停止	R6.2.20	1			却下		財務会計行為の違法、不当事由を摘示しているとは認められない。	R6.3.19	無		
6	大阪府	大阪市	市長	違法・不当な契約の履行・公金の支出（公園樹・街路樹の安全対策事業３）	樹木の撤去工事の履行及び工事代金支出の差し止め、執行停止	R6.2.28	1			却下		財務会計行為の違法、不当事由を摘示しているとは認められない。	R6.3.29	無		
7	大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出（特別養護老人ホーム入所措置に要した費用等２）	高齢者虐待防止法に基づく入所措置等を解除し、その費用の発生を防止すること等	R6.3.13	1			却下		特定市民の個人的かつ私的な利益を主張しており、住民全体の利益を保障することを目的とするものではない。	R6.4.5	無		
8	大阪府	大阪市	市長及び市職員	違法・不当な契約の締結・公金の支出（鯨死骸海上運搬処理業務委託契約）	契約相手方に対する不当利得の返還請求、職員に対する賠償請求	R6.2.26	4	R6.3.14	口頭陳述	認容	不当	本件契約の積算価格やその根拠について、客観的に検証可能なものとすること。 本件契約の契約金額が不適正であると認められた場合地方自治法第243条の２の８に規定する職員の損害賠償責任が認められるものについては、関係職員への損害賠償請求を行うなど適切な措置を講じること。	R6.4.26	有	2	
9	大阪府	大阪市	市長	違法な契約・協定の締結（ＩＲ 事業用地に関する土地改良事業）	契約・協定の解除	R6.6.11	8	R6.6.27	口頭陳述	その他		【一部棄却】 土地課題対策工事のために無償での市有地の仕様を大阪ＩＲ株式会社に認めたことには、違法性・不当性はみとめられない。 【一部合議不調】 土地課題対策工事の施工業者の選定の是非、同工事の実施に係る費用の額の是非について。	R6.8.9	有	3	

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
10	大阪府	大阪市	市長	違法な公金支出（プールの天井ボードの落下事故に係る修復工事の費用負担）	関係職員に対する損害賠償請求	R6.6.24	1	R6.7.18	口頭陳述	一部認容	不当	市長は、本監査対象所属における指定管理者制度の運用に関し、令和５年度に実施した施設等の修繕事案のうち、大阪市が費用を負担するものの指定管理者を施工主体と位置付けた全ての案件について、契約及び支出手続が適切に行われていたのかを改めて点検するとともに、本件と同様の不適切事務が今後起こらないよう、再発防止策を講じること。	R6.8.23	無		
11	大阪府	大阪市	市長	違法な契約の締結・公金支出（ＩＲ事業用地に係る事業用定期借地権設定契約）	市長らに対する損害の補填その他の必要な措置	R6.9.20	433	R6.10.17	口頭陳述	その他		【一部棄却】 本件借地権設定契約の締結には違法性や債務不履行は認められないことから大阪市が大阪市長等に対する不法行為又は債務不履行を理由とする損害賠償請求権を有するとは認められない。 【一部合議不調】 本件借地権設定契約における賃料の設定が適切であったか否かについて。	R6.11.18	有	4	請求があった日は令和６年９月20日、27日
12	大阪府	大阪市	市長	違法な契約の締結・公金支出（ＩＲ事業用地に係る使用貸借契約、事業用定期借地件設定契約）	市長らに対する損害の補填	R6.9.27	8	R6.10.22	口頭陳述	一部棄却・一部却下		【一部棄却】 本件使用貸借契約の締結に違法不当性は認められず、不法行為又は債務不履行を理由とする損害賠償請求権は成立せず、不当利得返還請求権も成立しない。 【一部却下】 同一人が同一の財務会計上の行為(本件借地権設定契約)を対象として、再度の住民監査請求をすることは認められない。	R6.11.26	有	3	
13	大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出（アンケート調査業務委託契約）	損害の回復措置	R7.1.9	1			却下		請求期間を徒過している。 財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。	R7.1.31	無		
14	大阪府	大阪市	市長	違法な契約の締結・公金支出（不動産図面作成業務委託契約）	契約相手方に対する支払済み委託料相当額の返還請求	R7.1.7	1	R7.1.23	口頭陳述	棄却		本件契約の締結・履行について違法であるとは言えないことから、契約相手方に対する支払済み委託料の返還請求は認められない。	R7.3.7	無		
15	大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出（アンケート調査業務委託契約）	損害の回復措置	R7.2.20	1			却下		請求期間を徒過している。 財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。	R7.3.19	無		
16	大阪府	大阪市	市長	違法な契約の締結・公金支出（不動産登記測量業務委託契約）	契約相手方に対する支払済み委託料相当額の返還請求等	R7.3.27	1			その他						R7.3.31現在、監査中

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
17	大阪府	堺市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還請求	R5.9.21	1			却下		個別的、具体的な事由が記載されていない。	R5.9.29	有	5	
18	大阪府	堺市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還請求	R5.12.1	1	R6.1.12	口頭陳述	棄却		請求人の主張に理由がない。	R6.1.29	有	5	
19	大阪府	堺市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還請求	R6.2.22	1	R6.3.22	口頭陳述	棄却		請求人の主張に理由がない。	R6.4.22	無		
20	大阪府	堺市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還請求	R6.5.21	1	R6.7.1	口頭陳述	その他		「その他」の内容は「一部棄却・一部却下・一部合議不調」理由は、請求人の主張に理由がない。損害が発生していない。監査委員の意見が分かれたため。	R6.7.22	有	6	監査結果通知日については、請求内容の補正に時間を要したため
21	大阪府	岸和田市	市長 部長	不当な公金の支出	不当な公金の支出に係る予防的措置を講ずること。	R6.5.8	3	R6.6.4	口頭陳述	棄却		公金の支出に関し、不当な点は認められない（市の損害の発生又はその可能性について認定できない。）。	R6.7.5	無		
22	大阪府	岸和田市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと。	R6.5.27	1	R6.6.27	口頭陳述	認容	違法	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと。	R6.7.25	無		
23	大阪府	岸和田市	市長 教育長	財産に関する怠る事実の是正	公の施設の廃止見直し当該施設の有効活用	R6.6.11	3			却下		要件不備	R6.7.17	無		
24	大阪府	豊中市	市長	違法・不当な介護給付費の支出	介護給付費の支給決定を取り消すこと	R6.3.24	1	R6.4.24	口頭陳述	棄却		介護給付費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.5.20	無		
25	大阪府	豊中市	市長	違法・不当な介護給付費の支出	介護給付費の返還請求を行うこと	R6.4.22	1	R6.5.20	口頭陳述	棄却		介護給付費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.6.14	無		
26	大阪府	豊中市	市長	介護給付費に係る自己負担金の免除をしていないこと	法令に反しない要綱を策定し、免除を行うこと	R6.5.16	1			却下		住民監査請求の対象に該当しない	R6.5.27	無		
27	大阪府	豊中市	市長	財産の管理を怠る事実	出納閉鎖日までに入金のなかった金額に係る利息の返還請求を行うこと及び当該事実を公表すること	R6.7.3	1			却下		住民監査請求の対象に該当しない 請求期間を徒過している。	R6.7.22	無		
28	大阪府	豊中市	市長	市道の管理を怠る事実	市道の適正な管理を行うこと	R6.8.28	1	R6.10.1	口頭陳述	一部棄却・一部却下		住民監査請求の対象に該当しない	R6.10.22	無		
29	大阪府	池田市	市長	違法又は不当な議員報酬・政務活動費等の支出	市会議員に対する議員報酬・政務活動費等の返還請求を行うこと	R6.5.20	1			却下		財務会計行為の違法性又は不当性を具体的かつ客観的に摘示していない	R6.6.13	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
30	大阪府	吹田市	市長	不当な公金の支出（不当な選挙運動用ポスター作成費用の支出）	相手方に対する不当利得返還請求及び不法行為に基づく損害賠償請求を行うこと	R5.4.4	4			却下		請求期間を徒過している。	R5.4.27	無		
31	大阪府	吹田市	市長	財産（市のイメージキャラクターの著作権）の管理を怠る事実	相手方に対する市のイメージキャラクターデザイン（またはそれに類似するデザイン）の使用停止を求めること	R5.8.2	22	R5.9.19	口頭陳述	棄却		市に財政上の損害が発生していない。	R5.10.16	無		
32	大阪府	高槻市	高槻市長及び関係職員	違法又は不当な公金（補助金）の支出	損害賠償請求するよう勧告すること 上記の損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認	R5.10.10	1			却下		一部、請求期間を徒過しており、正当な理由もない。 違法・不当事由が具体的に摘示されていない。 請求人の請求が、住民監査請求の対象ではない。	R5.11.15	有	8	
33	大阪府	高槻市	高槻市長、歴代決裁権者及び歴代会計管理者	違法又は不当な公金（供花等）の支出 公金（供花等）の支出の差止め	損害賠償請求するよう、また、今後本件に係る支出をしないよう差止めることを勧告すること 上記の損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認	R5.11.24	1	R5.12.18	口頭陳述	棄却		当該支出に違法性または不当性はない。	R6.1.23	無		
34	大阪府	高槻市	高槻市長及び関係職員	公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実（市の許可を得ず機器等を設置したことに対し、契約違反による解除、明渡請求及び貸付料相当額等の債権の請求を怠る事実）	損害賠償請求又は不当利得返還請求すること 集会所の明渡し請求をすることを勧告すること 上記の損害賠償請求権又は返還請求権の行使を怠る事実、並びに故意過失により時効消滅した債権につき当該責任者に対する損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認	R6.4.1	1	R6.4.19	口頭陳述	棄却		怠る事実がない。	R6.5.30	有	9	直ちに請求人が求める措置の必要性は認められないものの、財産管理上、不適切であることは明らかであることから、市においては、早期の解決を図られるよう、意見を付した。
35	大阪府	高槻市	高槻市長、副市長及びその他の責任者	違法又は不当な公金（補助金）の支出 公金（補助金）の支出の差止め	損害賠償請求するよう勧告すること 上記の損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認	R6.4.1	1			却下		違法・不当事由が具体的に摘示されていない。	R6.4.23	有	8	R6.4.30に訴訟提起されたが、R5.12.22提起の訴訟と併合されている。

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由その他の内容	監査結果通知年月日等			
36	大阪府	高槻市	高槻市長及び関係職員	違法又は不当な公金（人件費等）の支出	損害賠償請求又は不当利得返還請求することを勧告すること 上記の損害賠償請求権又は返還請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認	R6.4.25	1	R6.5.14	口頭陳述	棄却		当該支出に違法性または不当性はない。	R6.6.14	有	10	
37	大阪府	高槻市	高槻市長及び関係職員	違法又は不当な公金（人件費等）の支出	損害賠償請求又は不当利得返還請求することを勧告すること	R6.10.1	1			却下		財務会計行為が個別的、具体的に摘示されていない。	R6.10.28	有	11	
38	大阪府	高槻市	高槻市教育委員会	違法又は不当な公金（会場・機器借上料）の支出	損害賠償請求すること	R6.10.16	1			却下		請求期間を徒過しており、正当な理由もない。	R6.11.26	無		
39	大阪府	貝塚市	教育委員会	学校施設の利用申し出の拒否	学校施設の地域利用を進めること	R6.4.22	8			却下		財務会計上の行為又は怠る事実ではない。	R6.5.2	無		
40	大阪府	枚方市	市長	違法・不当な公金の支出 違法・不当な契約の締結・履行	対象職員を厳重な処分とし懲戒免職を求めること	R5.6.17	1	R5.7.11	口頭陳述	棄却		本件委託契約の締結及び履行と委託料の支出に違法性又は不当性は認められない。	R5.8.17	無		
41	大阪府	富田林市	市長	違法な補助金の支出	補助金が不正に使用されている疑いがあるため、実態を明らかにしてほしいと請求	R6.6.28	1	R6.11.27	口頭陳述	棄却		補助金の支出に違法、不当な点は認められない。	R7.1.20	無		
42	大阪府	河内長野市	市長	違法な契約の締結	市長その他の職員に対し、損害金を補填すること	R5.11.27	1	R5.12.26	口頭陳述	棄却		違法・不当な点及び本市の損害となるものは認められない。	R6.1.24	有	12	
43	大阪府	大東市	市長	違法若しくは不当な契約締結	本件契約は違法若しくは不当な契約により支出された金額の返還請求	R6.9.17	2	R6.10.17	書及び口頭陳	棄却		本件契約の締結は適法であり、かつ、本件契約に係る金額は妥当なものと判断できる	R6.11.8	有	13	
44	大阪府	箕面市	市長	不当な工事費用の支出	道路安全対策（歩道整備）事業の街路樹伐採工事と工事費用支出の中止	R5.4.20	1	R5.5.25	口頭陳述	一部棄却・一部却下		・本件伐採工事には一定の必要性が認められ、裁量権を逸脱、濫用した違法な点はなく、不当とはいえない。 ・本件住民監査請求のうち本件伐採工事の中止を求めることについては、請求の利益を欠いているので却下し、その余については、理由がないと判断して棄却する	R5.6.15	無		No.38,39,40と併合審理
45	大阪府	箕面市	市長	不当な工事費用の支出	道路安全対策（歩道整備）事業の街路樹伐採工事と工事費用支出の中止	R5.4.21	1	R5.5.31	口頭陳述	一部棄却・一部却下		同上	R5.6.15	無		請求内容はNo.37と同じで併合審理

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
46	大阪府	箕面市	市長	不当な工事費用の支出	道路安全対策（歩道整備）事業の街路樹伐採工事と工事費用支出の中止	R5.4.24	1	R5.5.25	口頭陳述	一部棄却・一部却下		同上	R5.6.15	無		請求内容はNo.37と同じで併合審理
47	大阪府	箕面市	市長	不当な工事費用の支出	道路安全対策（歩道整備）事業の街路樹伐採工事と工事費用支出の中止	R5.4.26	1	R5.5.31	口頭陳述	一部棄却・一部却下		同上	R5.6.15	無		請求内容はNo.37と同じで併合審理
48	大阪府	箕面市	市長	不当な工事費用の支出	道路安全対策（歩道整備）事業の街路樹伐採工事と工事費用支出の中止	R5.5.1	1			却下		住民の要件を有していない	R5.5.15	無		請求内容はNo.37と同じ
49	大阪府	箕面市	市長	不法、不正な事業の工事費用の支出	道路安全対策（歩道整備）事業の管理設工事と工事費用支出の中止	R5.6.30	2	R5.8.4	口頭陳述	棄却		・本件管理設工事には一定の必要性が認められ、裁量権を逸脱、濫用した違法な点はなく、不当とはいえない ・本件住民監査請求については、理由がないと判断して棄却する	R5.8.28	有	14	
50	大阪府	箕面市	市長	違法・不当な工事契約締結及び工事費用支出	道路安全対策（歩道整備）事業の管理設工事に係る契約締結及び費用支出に対して市長等に損害賠償請求を行うこと並びに工事中止の請求	R6.6.27	29	R6.8.8	口頭陳述	棄却		・本件工事には一定の必要性が認められ、裁量権を逸脱・濫用した違法な点はなく、不当とはいえない ・本件住民監査請求については、理由がないと判断して棄却する	R6.8.26	有	15	No.44と併合審理
51	大阪府	箕面市	市長	違法・不当な工事契約締結及び工事費用支出	道路安全対策（歩道整備）事業の管理設工事に係る契約締結及び費用支出に対して市長等に損害賠償請求を行うこと並びに工事中止の請求	R6.7.3	31	R6.8.8	口頭陳述	棄却		同上	R6.8.26	有	15	請求内容はNo.43と同じで併合審理
52	大阪府	高石市	市長	公金の賦課・徴収を怠る事実	使用料相当額の賠償と使用料を徴収することの勧告	R5.11.9	2	R5.11.17	口頭陳述	棄却		行政財産の目的外使用を前提とした行政財産使用料条例の適用は認められない。	R5.12.25	無		
53	大阪府	東大阪市	市長 教育長	補助金の不当支出	補助金の不当な交付を認めること	R5.4.5	1	R5.5.10	口頭陳述	棄却		補助金の交付に違法・不当な点は認められない。	R5.6.1	無		
54	大阪府	東大阪市	市長	違法な契約締結	入札のやり直しを求める	R5.4.10	1			却下		同一請求人による同一内容の請求のため。	R5.6.26	無		
55	大阪府	東大阪市	市長 教育長	違法な契約締結	正当な再入札を行うこと	R5.4.27	1	R5.5.25	口頭陳述	棄却		契約締結に違法・不当な点は認められない。	R5.6.26	有	17	
56	大阪府	東大阪市	市長	違法な委託料の支出	相手方に、契約金の一部の減額及び返還を求めること	R5.7.12	1			却下		非財務会計上である本件請求は、住民監査請求とはならない。	R5.7.25	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
57	大阪府	東大阪市	市長	違法な委託料の支出	委託料の中に実施されていない業務の経費が含まれおり、減額措置を行うこと	R5.10.4	1			却下		財務上の違法性・不当性を証するものがなく、住民監査請求の要件を満たしていない。	R5.10.25	無		
58	大阪府	東大阪市	市長	違法な委託契約	指定管理者の選定が不当であることを認め、契約を取り消すこと	R7.3.28	1			却下		財務上の違法性・不当性を証するものがなく、住民監査請求の要件を満たしていない。	R7.4.11	無		
59	大阪府	泉南市	市長等	違法な公金の支出	２つの第三者委員会への謝礼等の二重支払いを職員で補てんすること	R7.3.31	1	R7.4.23	口頭陳述	その他						R7.3.31現在、監査中
60	大阪府	四條畷市	市長	違法な契約の締結	随意契約の手続を定める普通地方公共団体の規則は、単なる組織内部の手続規定ではなく、地方自治法の規定を受けた同法施行令の授権に基づく規定ですから、同規則の定める手続に違反した契約は、単なる組織内部の規則違反にとどまらず随意契約の制限に関する地方自治法２３４条２項、同法施行１６７条の２第１項３号（４号）の法令に違法な契約である。	R6.7.8	1			却下		法第２４２条第１項に規定する要件を満たさない請求であるため	R6.7.26	無		
61	大阪府	四條畷市	市長	・特定の土地に係る固定資産税等の違法な非課税認定 ・違法な非課税認定により徴税権を時効消滅させ、四條畷市に損害を与えた職員に対する損害賠償請求	特定の土地について固定資産税等を賦課徴収していないことを違法又は不当として、賦課徴収を怠っている過去５年分の固定資産税等を賦課徴収することに加え、違法な非課税認定により徴税権を時効消滅させ、四條畷市に損害を与えた職員に損害賠償（遅延損害金を含む。以下同じ。）を求めること。	R7.1.20	1	R7.1.27	口頭陳述	一部棄却・一部却下		・特定の土地に係る固定資産税等の違法な非課税認定に対する件については、課税処分がなされたことにより、請求の理由が消滅し、請求の要件を欠くため却下。 ・職員に対する損害賠償請求については、時効により請求権が消滅していること及び職員による過失の存在の認定ができないことから、請求に理由がないため棄却。	R7.3.11	無		
62	大阪府	阪南市	市長	市有財産無償提供	違法な契約により市が被った損害の損害賠償請求を行うこと	R5.10.16	1	R5.11.10	口頭陳述	棄却		違法・不当な公金の支出とはいえず、請求理由がない。	R5.12.15	無		
63	大阪府	阪南市	市長	顧問弁護士契約解除	所属弁護士の逮捕・起訴があった市顧問弁護士法人との全ての契約を解除すること	R6.11.12	1	R6.12.19	口頭陳述	棄却		顧問弁護士法人との契約に違法・不当な点は認められない。	R7.1.10	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
64	大阪府	豊能町	町長	企業版ふるさと寄附金が予定通り寄附されなかったことに対する町の損害及び違法性	前町長に対する損害の請求を行うこと	R6.1.26	12	R6.2.26	口頭陳述	一部認容	不当	町長が前町長に対して町の損害額の請求を行うこと	R6.3.27	有	18	
計		19団体	64件						認容	2件			有	19件		
									一部認容	2件						
									棄却	22件						
									却下	26件						
									一部棄却・一部却下	7件			無	43件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	5件						
1	兵庫県	神戸市	市長	違法・不当な公金の支出	社会福祉法人に対する委託料の返還請求を行うこと	R5.8.21	1	R5.9.14	口頭陳述	棄却		委託料の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.10.16	無		
2	兵庫県	神戸市	市長	違法・不当な公金の支出、財産の処分	自衛隊に交付したCD-Rの財産処分、当該交付に要した職員給与の支出等により発生した損害を市長に賠償させること	R5.12.22	6			却下		CD-Rの交付は財務会計行為でない、職員の非財務会計行為の違法を理由に給与支出を住監の対象とすることを法が認めているとは解されない、等	R6.1.29	有	1	
3	兵庫県	神戸市	市長	違法・不当な公金の支出	事業者に対する給付費の返還請求を行うこと	R6.1.29	1			棄却		給付費の支出に違法・不当な連は認められない。	R6.3.26	無		
4	兵庫県	神戸市	市長	違法・不当な公金の支出	事業者に対する給付費の返還請求を行うこと	R6.2.27	1			棄却		給付費の支出に違法・不当な連は認められない。	R6.4.22	無		
5	兵庫県	神戸市	市長	違法・不当な公金の支出	職員に対する複写料金の損害賠償請求を行うこと	R6.5.2	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.6.11	無		
6	兵庫県	神戸市	市長	違法・不当な公金の支出、違法・不当に財産の管理を怠る事実	財産区から地域団体への助成金の支出是正措置、財産区管理委員に対する報酬の不当利得返還請求を行うこと等	R6.6.20	2	R6.7.30	口頭陳述	一部認容	不当	財産区から地域団体に支出した助成金の適法性について、財産区管理会のみに委ねるのではなく、財産区管理者(市長)が適正に確認すること、等	R6.8.26	有	2	
7	兵庫県	尼崎市	市長	違法な補助金の支出等	市長に対して損害額の返還請求を行うこと	R5.5.17	1			却下		違反が具体的に摘示されておらず、事実を証明する書類が添付されていないため。	R5.6.9	有	3	

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
8	兵庫県	尼崎市	市長	違法な補助金の支出等	市長に対して損害額の返還請求を行うこと	R5.5.17	1			却下		違反が具体的に摘示されておらず、事実を証明する書類が添付されていないため。	R5.6.9	有	4	
9	兵庫県	尼崎市	市長	違法な補助金の支出等	市長に対して損害額の返還請求を行うこと	R5.5.17	1			却下		違反が具体的に摘示されておらず、事実を証明する書類が添付されていないため。	R5.6.9	有	5	
10	兵庫県	尼崎市	市長	指定管理者による違法な委託料の支出等（2件）	市長に対して損害額の返還請求を行うこと	R5.5.23	1			却下		違法の事実が具体的に摘示されていないため。	R5.6.28	無		
11	兵庫県	尼崎市	市長	工事の差し止め及び補助金の支出	工事の差し止め及び補助金の支出をせず適切な対価を設定することなど	R5.5.25	7	R5.6.20	口頭陳述	一部棄却・一部却下		補助金の支出前であり、規程等もなく判断できないため。	R5.6.28	無		
12	兵庫県	尼崎市	市長	不当な政務活動費の支出	損害賠償請求権を行使しないことが違法であること	R5.6.5	3			却下		請求期間を徒過している。	R5.6.28	無		
13	兵庫県	芦屋市	市長	不当な公金の支出	再開発事業の見直しに従事する職員に対する給与支払いが不当な公金の支出であり、監査委員は市長に対して再開発事業の見直し中止の勧告を行うこと	R5.9.22	1			却下		市長が職員に再開発事業の見直しを命じた行為は非財務会計行為であり、本件請求は住民監査請求として不適法である。	R5.10.31	無		
14	兵庫県	芦屋市	市長	不当な業者選定	契約候補者の決定における審査が不当であり、これに伴い発生する委託料の差分の支出が不当であり、契約候補者の決定を取消す等を求める	R6.12.11	1			棄却		地方自治法第２条第１４項に照らしても違法・不当とは認められない。	R7.2.7	有	6	
15	兵庫県	芦屋市	市長	不当な業者選定	業者選定委員会が実施した評価は著しく公正を欠き不当なものであり、契約候補者の取消しを求める	R7.3.4	1			その他		措置不能の請求となったため、請求に係る監査ができなくなった。	R7.4.9	無		
16	兵庫県	川西市	市長	違法・不当な公金の支出（希望ナンバーの取得について）	市長に対する損害賠償請求を行うこと	R5.11.1	1	R5.12.4	口頭陳述	棄却		違法・不当な点は認められない。	R5.12.27	無		
17	兵庫県	川西市	市長	財産管理を怠る事実（斎場で発生する残骨灰について）	市長に対する損害賠償請求を行うこと	R6.5.27	1	R6.7.8	口頭陳述	棄却		財産的な損害は認められない。	R6.7.25	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
18	兵庫県	加古川市	課長	違法・不当な補助金、委託料、人件費等の支出及び啓発物資の配付	補助金、委託料、人件費等の返還及び啓発物資の返還	R5.8.1	1	R5.8.16	口頭陳述	一部棄却・一部却下		違法、不当とはいえない。 請求期間を徒過している。 過去の請求と同一である。	R5.9.28	無		
19	兵庫県	加古川市	部長、次長、課長	違法・不当な補助金の支出	補助金の返還	R5.10.12	1	R5.10.26	口頭陳述	棄却		違法、不当とはいえない。	R5.12.7	無		
20	兵庫県	加古川市	部長、次長、所長	違法・不当な負担金の支出及び無償貸付	負担金の返還及び有償貸付時の貸付料の請求	R5.12.13	1	R6.1.15	口頭陳述	棄却		違法、不当とはいえない。	R6.2.8	無		
21	兵庫県	加古川市	教育長、教育委員、学校長、教頭	違法・不当な報酬及び経費の支出	報酬及び経費の返還	R6.2.14	1	R6.3.7	口頭陳述	棄却		違法、不当とはいえない。	R6.4.11	無		
22	兵庫県	加古川市	部長、課長	違法・不当な補助金、委託料、人件費、事務経費の支出	補助金、委託料、人件費、事務経費の返還	R6.2.28	1	R6.3.27	口頭陳述	一部棄却・一部却下		違法、不当とはいえない。	R6.4.25	無		
23	兵庫県	加古川市	教育長、教育委員、学校長、教頭、課長	違法・不当な負担金、人件費及び経費の支出	負担金、人件費の返還及び経費の徴収	R6.3.19	1	R6.4.15	口頭陳述	一部棄却・一部却下		違法、不当とはいえない。 請求期間を徒過している。 市の財務会計上の行為には該当しない。	R6.5.16	無		
24	兵庫県	姫路市	市長	基金について	信託契約の解消、残余資金の返還	R7.3.24	1			却下		地方自治法に規定する要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならない。	R7.4.2	無		
25	兵庫県	福崎町	町長	不当な委託金の支出	不当に支出した委託金を町へ補填すること	R6.9.5	1			却下			R5.10.7	無		
26	兵庫県	宍粟市	市長	違法・不当な印刷製本費の支出	市長に印刷製本費の返還請求を求める	R5.9.20	2	R5.10.12	口頭陳述	棄却		印刷製本費の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.11.9	無		
27	兵庫県	上郡町	町長	町有財産の管理を怠る事実と不当な契約の締結及び履行	町長の辞職と損害補填の説得を行うこと	R5.6.28	1	R5.8.9	口頭陳述	棄却		町有財産の管理を怠る事実と、契約の締結及び履行に違法又は不当な点は認められない。	R5.8.23	無		
28	兵庫県	上郡町	町長	町有財産の管理を怠る事実と違法な契約の締結	町長に対する損害賠償請求を行うこと	R5.11.9	83			棄却		町有財産の管理を怠る事実と契約の締結に違法な点は認められない。	R5.12.27	有	7	
29	兵庫県	上郡町	町長	契約しないことの不当な事実	町長に対して逸失利益の損害補填を求めること	R6.1.18	1	R6.2.6	口頭陳述	棄却		契約をしないことに違法又は不当な点は認められない。	R6.3.12	無		
30	兵庫県	上郡町	町長	違法又は不当な契約の締結又は履行	町長に対して損害額の弁償を求めること	R6.1.30	1	R6.2.8	口頭陳述	棄却		契約の締結又は履行に違法又は不当な事実は認められない。	R6.3.27	無		
31	兵庫県	上郡町	町長	訴訟費用の違法・不当な支出	町長に対する訴訟費用の返還請求を行うこと	R6.2.27	1			却下		客観的事実を証する書面がない。	R6.4.8	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
32	兵庫県	上郡町	町長	訴訟費用の違法・不当な支出	町長に対する訴訟費用の返還請求を行うこと	R6.2.27	2			却下		具体的かつ客観的事実を証する書面がない。	R6.4.8	無		
33	兵庫県	丹波篠山市	市長	違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実	市の滞納額を不当に圧縮して調定し市に損害を与えていると考えていることから、その責任を明らかにすること。	R7.2.6	1	R6.3.3	口頭陳述	棄却		請求人の主張には理由がない。	R7.3.28	無		
34	兵庫県	朝来市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員（会派）に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R6.7.11	1	R6.8.1	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.9.5	無		
35	兵庫県	洲本市	市長	違法な公金の支出	市長に対する違法な支出の返還請求を行うこと	R7.3.5	2			却下		請求期間を徒過している。	R7.3.14	無		
36	兵庫県	洲本市	市長	違法な公金の支出	市長に対する違法な支出の返還請求を行うこと	R7.3.18	1			却下		請求期間を徒過している。	R7.3.24	無		
37	兵庫県	洲本市	市長	違法な公金の支出	市長に対する違法な支出の返還請求を行うこと	R7.3.21	1	R7.4.8	口頭陳述	棄却		公金の支出に違法・不当な点は認められない。	R7.5.13	無		
38	兵庫県	南あわじ市	教育委員会	違法又は不当な補助金の支出	補助金の支給停止及び返還請求を行うこと。	R6.9.19	1			一部棄却・一部却下		補助金の支給は違法又は不当な公金支出であるとはいえない。	R6.11.7	無		
39	兵庫県	南あわじ市	教育委員会	違法又は不当な減免措置による施設使用料の徴収及び免除	使用料の徴収を行うこと。	R6.10.31	1			一部棄却・一部却下		違法又は不当な公金の賦課・徴収の怠る事実であるとはいえない。	R6.12.27	無		
計		13団体	39件						認容	0件			有	7件		
									一部認容	1件						
									棄却	17件						
									却下	14件			無	32件		
									一部棄却・一部却下	6件						
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	1件						
1	奈良県	奈良市	市長・関係職員及び地権者	違法・不当に財産の管理を怠る事実	住民訴訟で確定した損害賠償請求権の行使を行うこと	R5.6.6	25	R5.6.13	口頭陳述	棄却		住民訴訟で確定した損害賠償請求権の行使において、違法・不当に財産の管理を怠る事実はない。	R5.6.28	有	1	
2	奈良県	奈良市	関係職員	違法・不当な公金の支出	水路の管理に要した費用を支払わせること	R5.6.28	1	R5.8.3	口頭陳述	棄却		水路の管理に要した費用の支出はない。	R5.9.1	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	奈良県	奈良市	関係職員及び占用者	違法・不当に財産の管理を怠る事実	不法占用物の撤去、占用者に対する損害賠償請求を行うこと	R5.9.6	1	R5.10.5	口頭陳述	棄却		違法・不当に財産の管理を怠る事実はない。	R5.11.8	無		
4	奈良県	奈良市	関係職員	違法・不当に財産の管理を怠る事実	不法占用物の撤去を求めること	R6.3.12	1			却下		一事不再理の原則により却下する。	R6.3.28	無		
5	奈良県	奈良市	関係職員	違法・不当な公金の支出	無駄になった郵便代金を支払わせること	R6.3.12	1	R6.4.18	口頭陳述	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R6.5.9	無		
6	奈良県	奈良市	関係職員	違法・不当に財産の管理を怠る事実	不法占用による影響をデータで確認すること	R6.4.18	1			却下		財務会計上の財産管理行為に該当しない。	R6.5.9	無		
7	奈良県	奈良市	交付金受給者	違法・不当な公金の支出	交付金の返還請求を行うこと	R6.6.20	1	R6.8.1	口頭陳述	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R6.10.2	無		
8	奈良県	奈良市	市長及び関係職員	違法・不当な公金の支出	賃借料の見直し、過払いによる賠償請求等を行うこと	R6.8.29	1	R6.10.15	口頭陳述	一部棄却・一部却下		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R7.2.28	無		
9	奈良県	奈良市	給付費受給者	違法・不当な公金の支出	給付費の返還請求を行うこと	R6.9.20	1	R6.9.20	書面陳述	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R6.12.4	無		
10	奈良県	奈良市	市長及び関係職員	違法・不当な公金の支出	無効と考えられる賃貸借契約の賃借料の返還請求を行うこと	R6.11.11	1			一部棄却・一部却下		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R7.3.18	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
11	奈良県	奈良市	関係職員	不当な公金の徴収	使用料の還付を行うこと	R6.11.14	1			却下		市の損害には当たらない。	R6.11.29	無		
12	奈良県	奈良市	市長	違法・不当な契約の締結	契約により被る損害を補填すること	R6.11.21	1	R7.1.24	口頭陳述	一部棄却・一部却下		違法・不当な契約の締結には当たらない。	R7.3.6	無		
13	奈良県	奈良市	市長及び関係職員	違法・不当な公金の支出	廃棄物の持ち込みを停止し、減量すること	R6.12.3	1			却下		一事不再理の原則により却下する。	R7.2.28	無		
14	奈良県	奈良市	関係職員	違法・不当な公金の支出	費用対効果等を検討した事業執行を行うこと	R6.12.4	1			棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R7.2.28	無		
15	奈良県	奈良市	関係職員	違法・不当な公金の支出	不適正支出である郵便代金を支払わせること	R6.12.13	1			棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R7.2.13	無		
16	奈良県	橿原市	市長	違法に財産の管理を怠っている。 損害賠償請求を行っていない。	市有地不法占有者に対する明渡し、原状回復、使用料相当損害金の請求を行うこと。隣接地の境界確定を行うこと。	R6.10.8	2	R6.10.29	口頭陳述	一部認容	違法	占有状態を放置していることについては、違法と認める。	R6.11.27	無		
17	奈良県	橿原市	市長	違法な契約の締結 損害賠償請求を行っていない。	燃料油の購入に係る随意契約締結により生じた損害について、損害賠償を請求すること	R7.1.22	3			棄却		請求内容の一部は、請求期間を徒過している。 契約の締結に違法な点は認められない。	R7.3.21	無		①『請求人の陳述』は、請求人の意向により実施していない。
18	奈良県	御所市	市長 関係職員	違法・不当な財産管理行為	相手方に損害額及び遅延利息の請求を行うこと	R5.8.30	1	R5.9.20	口頭陳述	棄却		市に損害がある事実はなく、遅延利息も発生していないため。	R5.10.27	無		
19	奈良県	生駒市	市長外2名	違法・不当に財産の管理を怠る行為	損害賠償請求権の行使を怠っていることにつき、損害賠償請求権を行使すること	R5.8.31	16	R5.10.3	口頭陳述	棄却		損害賠償請求権の前提となる違法行為はない	R5.10.26	有	2	

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
20	奈良県	生駒市	市長外2名	違法・不当な公金の支出	国庫が負担すべき事務について市が負担した費用の返還請求	R5.11.20	1	R5.12.21	口頭陳述	棄却		当該支出に違法性・不当性はない	R6.1.17	無		
21	奈良県	香芝市	市長	違法又は不当な支出	既に公金が支出されているにもかかわらず、その支出原因となっている工事が未完成であることから業務を適正に完了させるか損害分を香芝市に支払うべきである。	R6.12.24	1			取下げ			R7.1.17	無		
22	奈良県	安堵町	町長 副町長 担当者 議会	違法・不当な補助金の支出	不正や不適正な予算執行の解明と、支出額を町会計へ返還すること。	R5.5.25	1			棄却		監査を実施したが、請求対象年度においては補助金の執行は行っておらず、また、請求期間が経過していることから、違法であることを認めることもできないため。	R5.7.27	無		
23	奈良県	安堵町	町長 副町長 農業委員会 議会	違法な既存建築物の違法状態の是正	農地転用がされていない土地での建造物の是正及び固定資産税未課税による町税の不均衡を是正すること。	R5.7.12	1	R5.8.28	口頭陳述	棄却		農地転用手続きは、請求対象とは認められない。また当該建物は、未登記家屋として家屋補充課税台帳に登録して課税されおり、固定資産税に関する賦課・徴収を怠る事実とはいえないため。	R5.9.21	無		
24	奈良県	明日香村	村長	違法な境界確定及び農道、里道の不法占拠	境界明示確定図の確定取り消し及び県有地等の引き渡し。	R6.4.23	1	R6.5.23	口頭陳述	棄却		違法又は不当に財産の管理を怠っている事実は認められない。	R6.6.20	有	3	
25	奈良県	広陵町	町長	違法な公費の支出	町長に当該支出した費用の返還を求めるもの	R6.2.9	1			却下		請求要件を欠くものであるため	R6.3.8	無		
26	奈良県	広陵町	町長	違法な協定書の締結	協定書内容の現状回復を求めるもの	R6.12.25	1			却下		請求要件を欠くものであるため	R7.1.30	無		
27	奈良県	広陵町	町長	不当な公金の支出及び事務執行	公金の返金及び適切な事務執行を求めるもの	R7.2.20	4			却下		請求要件を欠くものであるため	R7.3.31	無		
28	奈良県	河合町	町長	町有地の売却取引	町有地の売却価格の算定及び町有財産等売却処分審査委員会に諮ること	R5.12.15	4			却下		請求人の主張には理由がない。	R6.1.30	無		

計	9団体	28件						認容	0件			有	3件		
								一部認容	1件						
								棄却	15件			無	25件		
								却下	8件						
								一部棄却・一部却下	3件						
								取下げ	1件						
								合議不調	0件						
								その他	0件						

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	和歌山県	紀の川市	市長	職員措置請求	不当な補助金支出の返還請求を行うこと	R5.5.8	1			却下		違法又は不当な行為が事実であると断定できない。	R7.5.19	無		
2	和歌山県	広川町	町長	違法な住宅分譲用地の無償譲渡	今後無償譲渡を行わないこと及びこれまで町が被った損害賠償請求を行うこと	R6.3.26	1	R6.5.2	口頭陳述	棄却		違法又は不当な財務会計上の行為といえない。	R6.5.22	無		
3	和歌山県	上富田町	町長	違法行為に伴う支出	違法行為にかかる質問への回答にかかった弁護士費用についての返還請求	R5.8.1	1			却下		弁護士費用の違法性・不当性を摘示しておらず、請求要件を満たしていない。	R5.9.8	無		
計		3団体	3件						認容 一部認容 棄却 却下 一部棄却・一部却下 取下げ 合議不調 その他	0件 0件 1件 2件 0件 0件 0件 0件			有 無	0件 3件		
1	鳥取県	米子市	市長	不当な市有財産の処分	市長に対する不当な市有財産の処分に必要な措置を求める	R6.10.4	15			却下		財務会計上の行為とはみとめられない。 請求期間を徒過している。 財産処分の可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を有しているとは認められない。	R6.11.18	無		
2	鳥取県	倉吉市	市長	・不当な交付金の支出 ・履行の義務違反	・当該行為の防止若しくは是正し若しくは当該事項を改めること ・未払金の支払	R6.3.8	1			却下		本市財務会計上の行為と認められない。	R6.3.25	無		
3	鳥取県	智頭町	町長	町有林の不当な処分	町長に対する損害賠償請求を行うこと	R6.12.2	5			却下		請求期間を徒過している。	R7.1.23	有	1	
4	鳥取県	琴浦町	町長	違法な公金の支出	違法な公金の支出の返還を求めるもの	R5.10.10	1			棄却		違法な公金には当たらない。	R5.12.6	有	2	
5	鳥取県	南部町	町長	保育園統合・民間移管計画	恣意的な誘導による行政経費の支出差し止め	R5.12.8	5	R6.1.19	口頭陳述	棄却		計画に係る関係資料は適切であり、恣意的な誘導の事実や根拠は認められない。	R6.2.5	無		
6	鳥取県	南部町	町長	保育園統合・民間移管計画	地方交付税など虚偽の数字により行った違法な行政手続きに要した経費を弁償すること	R6.9.17	5	R6.10.18	口頭陳述	棄却		虚偽の数字とする根拠が認められない。	R6.11.7	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		5団体	6件						認容	0件			有	2件		
									一部認容	0件						
									棄却	3件						
									却下	3件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	4件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	島根県	大田市	市長	違法・不当な公金の支出	支出を認めないなど必要な措置を講じること	R6.3.1	2	R6.3.22	口頭陳述	棄却		財務会計上の行為の違法性・不当性は問えないと判断する。	R6.4.18	無		
2	島根県	雲南市	市長	違法・不当な財務会計行為	市長に対する損害賠償請求	R6.3.28	2	R6.4.16	口頭陳述の機会を与えたが請求人が拒否し、R6.4.17付け文書による補足があった。	棄却		財務会計行為に違法・不当な点は認められない。	R6.5.14	無		
計		2団体	2件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	2件						
									却下	0件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	2件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	岡山県	岡山市	教育委員会	違法・不当な学校施設の使用許可及び使用料の減免	施設の利用・使用の停止及び使用料の徴収を行うこと	R5.8.8	1	R5.9.4	口頭陳述	棄却		市に具体的な損害は発生していない。	R5.10.4	無		
2	岡山県	岡山市	市長	違法な随意契約の締結	違法な契約を防止し，若しくは是正し，若しくは当該怠る事実を改めるため必要な措置を講ずべきこと	R5.9.20	1	R5.10.11	口頭陳述	棄却		契約担当者としての裁量権を逸脱し又は濫用した違法があるとは認められない。	R5.11.14	有	1	
3	岡山県	岡山市	教育委員会	不当な手当の支出	手当の返還を求める	R6.5.24	2			却下		請求内容は手当の支給に違法又は不当な点があることを主張・疎明しているものと認められない	R6.6.10	無		
4	岡山県	岡山市	市長	財産の不法占用状態に対する不作為	不法占用状態の解消	R6.9.27	1			却下		請求内容は財産的管理における不作為ではない	R6.11.14	無		
5	岡山県	岡山市	水道事業管理者	水道使用料の賦課及び徴収額の誤り	平等な水道料金の徴収	R6.10.1	1			却下		請求内容は料金の徴収が違法又は不当である根拠を具体的・客観的に摘示しているとは認められない	R6.11.14	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
6	岡山県	倉敷市	市長	違法・不当な公金の支出	委託料の減額・違約金の請求	R7.3.24	1	R7.4.30	口頭陳述	その他						R7.3.31現在　監査中
7	岡山県	津山市	市長	予算の議決が不当	予算の執行停止	R5.4.7	1			却下		住民監査請求の要件を満たしていない	R5.4.12	無		
8	岡山県	玉野市	市長	補助金の重複支出	重複払いに対する金額の返還を求めること	R6.1.31	1	R6.2.9	口頭陳述	棄却		費用の重複払いは認められない。	R6.3.26	無		
9	岡山県	高梁市	市長	違法・不当な工事費の支出	工事費と同額の返還を行うこと	R5.4.21	1	R5.5.24	口頭陳述	棄却		違法、不当な支払いは認められない。	R5.6.20	無		
10	岡山県	高梁市	市長	違法・不当な補助金の支出	補助金と同額の返還請求を行うこと	R7.2.11	1	R7.3.11	口頭陳述	棄却		補助金の支出について、不備、不当な点は認められない。	R7.3.28	無		
11	岡山県	備前市	前市長	違法・不当な公金の支出	前市長に対する支出の返還	R5.7.18	3			却下		請求期間を徒過している。	R5.8.3	無		
12	岡山県	備前市	前市長	違法・不当な公金の支出	前市長に対する支出の返還	R5.8.24	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.9.28	無		
13	岡山県	備前市	前市長	公金の賦課徴収を怠る事実	損害の補填	R5.10.7	4	R5.11.7	口頭陳述	棄却		損害賠償権を行使しなかったことが違法又は不当とは言えない	R5.12.7	有	2	
14	岡山県	備前市	市長	違法な契約の締結	公平な入札を求める	R6.6.25	2	R6.7.16	口頭陳述	棄却		本件請求は理由がない	R6.8.14	無		
15	岡山県	備前市	市長	予算計上、財源等無計画な財政運営	予算執行の差し止め	R6.7.2	22			却下		住民監査請求の要件を満たしていない	R6.7.17	無		
16	岡山県	備前市	市長	予算計上が違法、不当である	当該建設の入札差し止め	R6.7.2	1			却下		住民監査請求の要件を満たしていない	R6.7.17	無		
17	岡山県	備前市	市長	違法な契約の締結	支払の差し止め	R6.8.5	3	R6.8.23	口頭陳述	棄却		本件請求は理由がない	R6.8.14	無		
18	岡山県	備前市	市長	不当な契約の締結、履行、公金の支出	公金支出の返還	R6.8.7	1	R6.9.6	口頭陳述	一部棄却・一部却下		本件請求は理由がない	R6.9.30	有	3	
19	岡山県	瀬戸内市	市長	違法・不当な支出	支出の補填を求めること	R6.4.16	1	R6.5.20	口頭陳述	棄却		請求人の主張に理由があると認められない。	R6.6.5	有	4	
20	岡山県	瀬戸内市	市長	保育園の管理	PTAに施設美化作業を強制させないこと。	R6.11.27	1			却下		法第242条第1項の要件を満たしていない。	R6.12.10	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
21	岡山県	赤磐市	市長	不当な政務活動費の支出	不当な政務活動費の返還を行うこと	R6.2.21	1	R6.3.6	口頭陳述	取下げ		請求内容の変更	R6.3.6	無		
22	岡山県	赤磐市	市長	不当な政務活動費の支出	不当な政務活動費の返還を行うこと	R6.3.6	1			一部棄却・一部却下		請求要件を欠く。請求人の主張に理由なし	R6.4.30	無		
23	岡山県	真庭市	市長	違法な補助金の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.7.17	1	R6.8.9	口頭陳述	一部認容	不当	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.9.3	無		
24	岡山県	美作市	市長・教育長	不当な契約の締結・公金の支出	設計業者の瑕疵及び市の損害に対する補填	R6.6.17	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.8.16	無		
25	岡山県	美作市	市長	不当な財産の取得・契約の締結・公金の支出	市の損害に対する補填	R6.6.17	1	R6.8.9	口頭陳述	棄却		財産の取得・契約の締結・公金の支出について、いずれも違法・不当な点は認められない。	R6.8.16	無		
26	岡山県	早島町	町長	不当な旅費の支出	町議会議員に対する旅費の返還請求を行うこと	R6.9.24	1	R6.11.12	口頭陳述	棄却		旅費の支給に不当な点は認められない。	R6.11.20	無		
27	岡山県	早島町	町長	不当な施設運営費の支出	町長に対して施設運営費用の弁済を求めること	R6.9.24	1	R6.11.12	口頭陳述	棄却		施設運営費の支給に不当な点は認められない。	R6.11.20	無		
28	岡山県	奈義町	町長	不当な契約の締結	業者選定と契約の見直しを行うこと	R6.5.31	181	R6.7.4	口頭陳述	棄却		プロポーザル審査及びその後の契約について、違法・不当とは認められない。	R6.7.26	無		
29	岡山県	浅口市	市長	違法・不当な政務活動費の交付	市議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R5.10.4	1	R5.10.30	口頭陳述	棄却		違法性不当性は認められない。	R5.11.27	無		
30	岡山県	浅口市	市長	違法・不当な視察経費の支出	相手方に対する損害賠償請求を行うこと及び勧告を行うこと	R6.5.27	1	R6.6.18	口頭陳述	棄却		違法性不当性は認められない。	R6.7.23	無		
計		13団体	30件						認容 0件 一部認容 1件 棄却 15件 却下 10件 一部棄却・一部却下 2件 取下げ 1件 合議不調 0件 その他 1件				有 4件 無 25件			
1	広島県	広島市	市長	広島商工会議所ビルの運営・管理について	賃料を市場賃料とするなど適正化すること ビルの管理業務について競争入札を行うこと	R5.5.10	1	R5.6.7	陳述せず	棄却		違法・不当な財産の管理、契約の締結には当たらない。	R5.6.30	有	1	
2	広島県	広島市	市長	被爆遺構の保存について	被爆遺構の保存の範囲が２％程度であることが不当である	R5.7.10	1			却下		住民であることの要件を欠く。	R5.8.2	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	広島県	広島市	市長	被爆遺構の保存について	被爆遺構の保存の範囲が２％程度であることが不当である	R5.8.24	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。事実証明がない。	R5.9.12	無		
4	広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木処分費の支出について	過大となっている処分費を認定し返還させること	R5.8.24	1			却下		同一人による同一内容の監査請求は許されない。	R5.9.8	無		
5	広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木処分費の支出について	過大となっている処分費を認定し返還させること	R5.8.25	1	R5.9.20	陳述せず	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R5.10.6	無		
6	広島県	広島市	市長・職員	特殊勤務手当に係る条例の是正について（清掃作業の指導監督業務）	条例の定めが違法であることから、条例を是正すること	R5.9.13	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。	R5.10.5	無		
7	広島県	広島市	市長・職員	特殊勤務手当の支給の是正について（清掃作業の指導監督業務）	対象とならない作業を対象として含め、手当を支給していることから、違法・不当に支給した特殊勤務手当を返還すること	R5.9.13	1	R5.10.19	陳述せず	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R5.11.8	無		
8	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事請負契約の違法な変更契約締結の是正について	契約を解除すること 受注者に違約金の支払いを求めること 違法な処理をした職員に対して処分を行うこと	R5.12.18	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.1.19	無		
9	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事の契約の是正について	契約を解除すること 受注者に違約金の支払いを求めること 違法な処理をした職員に対して処分を行うこと	R5.12.25	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.2.1	無		
10	広島県	広島市	職員	行政職給料表の運用について	法令違反とならないよう各級最高給料額が上位職級最低給料額を上回らないよう給料表を作成・運用すること	R5.12.25	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。	R6.2.15	無		
11	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事請負契約の是正について	契約を解除すること 受注者に違約金の支払いを求めること 違法な処理をした職員に対して処分を行うこと	R5.12.28	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.2.1	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
12	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事請負契約の是正について	契約を解除すること 受注者に違約金の支払いを求めること 違法な追加工事で支出した費用を関係者で支払うこと 違法な処理をした職員に対して処分を行うこと	R6.2.16	1	R6.3.18	口頭陳述	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R6.4.15	無		
13	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事請負契約の是正について	契約を解除すること 受注者に違約金の支払いを求めること 違法な追加工事で支出した費用を関係者で支払うこと 違法な処理をした職員に対して処分を行うこと	R6.2.26	1	R6.3.18	陳述せず	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R6.4.15	無		
14	広島県	広島市	市長	旧広島商工会議所ビルディングの運営・管理について	ビルの管理業務について競争入札を行うこと	R6.2.27	1	R6.3.28	陳述せず	一部棄却・一部却下		違法・不当な契約の締結には当たらない。同一人による同一内容の監査請求は許されない。	R6.4.26	有	2	
15	広島県	広島市	職員	行政職給料表の運用について	法令違反とならないよう各級最高給料額が上位職級最低給料額を上回らないよう給料を支給すること	R6.3.12	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。	R6.4.19	無		
16	広島県	広島市	市長・職員	事業所等から排出される「廃プラスチック類」を違法に一般廃棄物として処理していることの是正について	事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.5.9	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.6.7	無		
17	広島県	広島市	市長・職員	事業所等から排出される「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.5.15	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.6.7	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
18	広島県	広島市	職員	技能業務職職員への給料支給について	法令違反とならないよう各級最高給料額が上位職級最低給料額を上回らないよう給料表を作成・運用すること 最低給料額及び最高給料額は、法令に基づき、民間の給与水準等を考慮し設定すること	R6.5.16	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。	R6.6.10	無		
19	広島県	広島市	市長・職員	事業所等から排出される「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.5.22	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.6.7	無		
20	広島県	広島市	市長・職員	事業所等から排出される「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.6.17	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。 具体的な事実の摘示を欠く。	R6.7.9	無		
21	広島県	広島市	市長・職員	違法な工期延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.6.25	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.7.26	無		
22	広島県	広島市	市長・職員	違法な工期延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.6.28	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.7.26	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
23	広島県	広島市	職員	技能業務職職員への給料支給について	法令違反とならないよう各級最高給料額が上位職級最低給料額を上回らないよう給料表を作成・運用すること 最低給料額及び最高給料額は、法令に基づき、民間の給与水準等を考慮し設定すること	R6.7.1	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。	R6.7.25	無		
24	広島県	広島市	市長・職員	事業所等から排出される「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.7.1	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。 具体的な事実の摘示を欠く。	R6.7.25	無		
25	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事の変更契約の是正について	架空の作業に対して支出された額の返還を行うこと 違法・不当な処理をした職員に対する応分の処分を行うこと	R6.7.2	1	R6.8.2	口頭陳述	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R6.8.29	無		
26	広島県	広島市	市長・職員	違法な工期延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.7.8	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.8.8	無		
27	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事の変更契約の是正について	架空の作業に対して支出された額の返還を行うこと 違法・不当な処理をした職員に対する応分の処分を行うこと	R6.7.8	1	R6.8.2	陳述せず	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R6.8.29	無		
28	広島県	広島市	市長・職員	違法な工期延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.7.10	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.8.8	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
29	広島県	広島市	市長・職員	事業所等から排出される「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.7.16	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。 具体的な事実の摘示を欠く。	R6.9.3	無		
30	広島県	広島市	市長・職員	事業所等から排出される「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.7.29	1			却下		違法性についての摘示を欠く。	R6.9.19	無		
31	広島県	広島市	市長・職員	違法な工期延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.7.29	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.8.29	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
32	広島県	広島市	市長・職員	違法な工期延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.7.29	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.8.29	無		
33	広島県	広島市	市長・職員	事業所等から排出される「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.8.2	1			却下		違法性についての摘示を欠く。	R6.9.19	無		
34	広島県	広島市	市長・職員	違法な工期延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.8.13	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.9.20	無		
35	広島県	広島市	市長・職員	違法な工期延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.8.13	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.9.20	無		
36	広島県	広島市	市長・職員	違法な工期延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.8.15	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.9.20	無		
37	広島県	広島市	市長・職員	違法な工期延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.8.15	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.9.20	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
38	広島県	広島市	市長・職員	違法な工期延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.8.19	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.9.20	無		
39	広島県	広島市	市長・職員	違法な工期延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.8.19	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.9.20	無		
40	広島県	広島市	職員	海外出張の旅費の支給について	過大に支出した旅費の差額分の返還を行うこと	R6.8.30	1			却下		違法性についての摘示を欠く。	R6.10.3	有	3	
41	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事において不当な利益供与が行われたと思料されることの是正について	過大に支出した額の返還を行うこと 違法・不当な処理をした職員に対して応分の処分を行うこと	R6.9.13	1	R6.10.24	陳述せず	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R6.11.11	無		
42	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事において不適切な道路工事が変更追加されたことの是正について	過大に支出した額の返還を行うこと 違法・不当な処理をした職員に対して応分の処分を行うこと	R6.9.17	1			却下		同一人による同一内容の監査請求は許されない。	R6.10.9	無		
43	広島県	広島市	職員	広島市民生委員児童委員協議会に対する補助金の支給について	違法に支給した補助金の返還を行うこと	R6.9.17	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.11.6	有	4	
44	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事において不適切な設計変更が行われたと思料されることの是正について	過大に支出した額の返還を行うこと 違法・不当な処理をした職員に対して応分の処分を行うこと	R6.9.19	1	R6.10.24	陳述せず	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R6.11.11	無		
45	広島県	広島市	市長・職員	橋梁架橋工事の違法な工事延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.9.27	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.11.11	無		
46	広島県	広島市	市長・職員	道路工事の違法な工事延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.9.27	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.11.11	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
47	広島県	広島市	市長・職員	事業活動に伴って生じた産業廃棄物である「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 違憲・違法な決定を基礎とする本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.9.30	1			却下		違法性についての摘示を欠く。	R6.11.7	無		
48	広島県	広島市	市長・職員	産業廃棄物である「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 違憲・違法な決定を基礎とする本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.9.30	1			却下		違法性についての摘示を欠く。	R6.11.7	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
49	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事において不適切な設計変更が行われたと思料されることの是正について	過大に支出した額の返還を行うこと 違法・不当な処理をした職員に対して応分の処分を行うこと	R6.10.2	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.11.11	無		
50	広島県	広島市	市長・職員	事業活動に伴って生じた産業廃棄物である「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 違憲・違法な決定を基礎とする本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.10.7	1			却下		違法性についての摘示を欠く。	R6.11.7	無		
51	広島県	広島市	市長・職員	橋梁架橋工事の違法な工事延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.10.7	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.11.11	無		
52	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事において不適切な設計変更が行われたと思料されることの是正について	過大に支出した額の返還を行うこと 違法・不当な処理をした職員に対して応分の処分を行うこと	R6.10.7	1	R6.11.18	陳述せず	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R6.12.5	無		
53	広島県	広島市	市長・職員	橋梁架橋工事の違法な工事延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.10.11	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.11.11	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
54	広島県	広島市	市長・職員	事業活動に伴って生じた産業廃棄物である「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 違憲・違法な決定を基礎とする本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.10.11	1			却下		違法性についての摘示を欠く。	R6.11.7	無		
55	広島県	広島市	職員	人事委員会作成の「給与勧告」について	市が定める全ての条例・規則等は法定違反とならないように定めること 全職員への給与資金は、適正な人事評価に基づき、公正に行うこと 民間及び職員の給与水準を正しく調査し、法令違反とならないよう論理的に正しく比較すること 法令違反の条例や不正な給与勧告が。何十年も継続運用されていることの原因を追究し、再発防止対策を講じること	R6.10.11	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。	R6.11.26	無		
56	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事において不適切な設計変更が行われたと思料されることの是正について	過大に支出した額の返還を行うこと 違法・不当な処理をした職員に対して応分の処分を行うこと	R6.10.15	1	R6.11.18	陳述せず	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R6.12.11	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
57	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事において不適切な道路工事が変更追加されたことの是正について	過大に支出した額の返還を行うこと 違法・不当な処理をした職員に対して応分の処分を行うこと	R6.10.16	1	R6.11.18	陳述せず	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R6.12.11	無		
58	広島県	広島市	市長	独立行政法人国際協力機構の現職参加促進費制度の支給申請を怠ったことについて	現職参加促進着制度の支給要件を満たしていた過去対象者に、対象者が得るべきだった金員相当額及び遅延損害金を支払うこと 市長・教育委員は、市及び教育員会が負担した上記金員等を市に支払うこと	R6.10.24	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.11.26	無		
59	広島県	広島市	市長・職員	橋梁架橋工事の違法な工事延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.11.18	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.12.24	無		
60	広島県	広島市	市長・職員	事業活動に伴って生じた産業廃棄物である「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 違憲・違法な決定を基礎とする本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.11.25	1			却下		違法性についての摘示を欠く。	R7.1.10	無		
61	広島県	広島市	市長・職員	橋梁架橋工事の違法な工事延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.11.25	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.12.24	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
62	広島県	広島市	市長・職員	事業活動に伴って生じた産業廃棄物である「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 違憲・違法な決定を基礎とする本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R6.12.2	1			却下		違法性についての摘示を欠く。	R7.1.10	無		
63	広島県	広島市	市長・職員	橋梁架橋工事の違法な工事延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R6.12.2	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R6.12.24	無		
64	広島県	広島市	市長・職員	事業活動に伴って生じた産業廃棄物である「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 違憲・違法な決定を基礎とする本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること	R6.12.10	1			却下		違法性についての摘示を欠く。	R7.1.10	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
65	広島県	広島市	職員	市議会における「給与改定」及び「条例改定」について	関係する法令を遵守し、合理的な依拠に基づく予算案を作成すること 虚偽報告を容認する組織になっている原因を追究し、再発防止対策を講じること 給与を論理的・合理的な依拠により支給すること	R6.12.20	1			却下		財務会計上の行為に該当しない。	R7.2.17	無		
66	広島県	広島市	市長・職員	橋梁架橋工事の違法な工事延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R7.1.14	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R7.2.14	無		
67	広島県	広島市	市長・職員	橋梁架橋工事の違法な工事延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R7.1.20	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R7.2.14	無		
68	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事において不適切な道路工事が変更追加されたことの是正について	過大に支出した額の返還を行うこと 違法・不当な処理をした職員に対して応分の処分を行うこと	R7.1.20	1			却下		請求期限の要件を欠く。	R7.2.14	無		
69	広島県	広島市	市長・職員	事業活動に伴って生じた産業廃棄物である「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 違憲・違法な決定を基礎とする本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R7.1.20	1			却下		違法性についての摘示を欠く。	R7.2.14	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
70	広島県	広島市	市長・職員	橋梁架橋工事の違法な工事延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R7.1.28	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R7.2.14	無		
71	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事において不適切な道路工事が変更追加されたことの是正について	過大に支出した額の返還を行うこと 違法・不当な処理をした職員に対して応分の処分を行うこと	R7.1.28	1			却下		請求期限の要件を欠く。	R7.2.14	無		
72	広島県	広島市	市長・職員	道路防災工事において不適切な設計変更が行われたと思料されることの是正について	過大に支出した額の返還を行うこと 違法・不当な処理をした職員に対して応分の処分を行うこと	R7.1.29	1			却下		請求期限の要件を欠く。	R7.2.14	無		
73	広島県	広島市	市長・職員	広島市長等による背任行為に対する損害賠償請求の怠る事実について	違法行為の是正又は損害を補填するために、広島市市長等に損害賠償請求する等の必要な措置を講じること	R7.2.4	2	R7.2.28	口頭陳述	一部棄却・一部却下		不法行為に基づく損害賠償請求権は生じていない。 請求期限の要件を欠く。	R7.3.27	有		
74	広島県	広島市	市長	独立行政法人国際協力機構の現職参加促進費制度の支給申請を怠ったことについて	現職参加促進着制度の支給要件を満たしていた過去対象者に、対象者が得るべきだった金員相当額及び遅延損害金を支払うこと 市長・教育委員は、市及び教育員会が負担した上記金員等を市に支払うこと	R7.2.4	1			却下		具体的な事実の摘示を欠く。	R7.2.26	無		
75	広島県	広島市	市長・職員	事業活動に伴って生じた産業廃棄物である「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 違憲・違法な決定を基礎とする本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R7.2.19	1			その他						R7.3.31現在、監査中

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
76	広島県	広島市	市長・職員	1件の工事を3件の少額随意契約の軽易工事として発注したことについて	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R7.3.3	1	R7.4.4	陳述せず	その他						R7.3.31現在、監査中
77	広島県	広島市	市長・職員	事業活動に伴って生じた産業廃棄物である「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 違憲・違法な決定を基礎とする本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R7.3.7	1			その他						R7.3.31現在、監査中
78	広島県	広島市	市長・職員	橋梁架橋工事の違法な工事延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R7.3.7	1			その他						R7.3.31現在、監査中
79	広島県	広島市	市長・職員	1件の工事を3件の少額随意契約の軽易工事として発注したことについて	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R7.3.7	1	R7.4.4	陳述せず	その他						R7.3.31現在、監査中

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
80	広島県	広島市	市長・職員	事業活動に伴って生じた産業廃棄物である「廃プラスチック類」を一般廃棄物として処理していることの是正について	これまでの公金の支出の返還を行うこと 違憲・違法な決定を基礎とする本件事業に係る公金の支出や契約の締結、履行の差し止めを行うこと 監査結果が出るまでの間、本件事業に関する入札手続きを含む一切の財務会計行為の停止を行うこと 事業所等から排出される「廃プラスチック類」の一般廃棄物としての受入を取り止めること 事業系一般廃棄物の排出に用いるプラスチックごみ用袋をやめること 違法な搬入や事業者指導を漫然と継続していることの責任者を処分すること 産業廃棄物を処理することによって今までに発生している損害に対して、法的な賠償措置を行うこと	R7.3.7	1			その他						R7.3.31現在、監査中
81	広島県	広島市	市長・職員	橋梁架橋工事の違法な工事延長の是正について	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R7.3.7	1			その他						R7.3.31現在、監査中
82	広島県	広島市	市長・職員	1件の工事を3件の少額随意契約の軽易工事として発注したことについて	損害金の請求を行うこと 違法処理を行った職員に対して応分の処分を行うこと	R7.3.7	1	R7.4.4	陳述せず	その他						R7.3.31現在、監査中
83	広島県	三原市	市長	違法な協力費の支出（過少）	住民組織協力費の過少分を支払うこと	R5.5.10	1			却下		監査の対象とならない行為について監査を求めたものであるため。	R5.6.28	無		
84	広島県	尾道市	市長	不当な財産の処分及び契約の履行	市場価格の調査を行い契約相手や契約方法の見直しを行うこと	R5.6.28	1	R5.7.18	口頭陳述	棄却		不当な財産の処分となる契約の履行には当たらない。	R5.8.18	無		
85	広島県	尾道市	市長	違法・不当な公金の支出及び契約の締結	契約に係る公金の支出の差止めを行うこと	R6.5.8	125	R6.5.29	口頭陳述	一部棄却・一部却下		契約に係る公金の支出に違法・不当な点は認められない。一部については請求の要件を備えていない。	R6.7.1	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
86	広島県	福山市	市長	違法・不当な委託料の支出	相手方に対する業務委託料の返還請求を行うこと	R5.4.12	1	R5.4.24	陳述書	棄却		委託料の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.6.9	無		
87	広島県	福山市	市長	違法・不当な補助金の支出	相手方に対する補助金の返還請求を行うこと	R5.6.13	1	R5.6.26	陳述書	棄却		補助金の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.8.10	無		
88	広島県	福山市	市長	違法・不当な契約の締結	当該契約の解除を行うこと	R5.8.16	1			却下		違法性又は不当性について、具体的・客観的な理由が摘示されているとは認められない。	R5.9.13	無		
89	広島県	福山市	市長	違法・不当な公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担	特定の相手方に対する公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担を行わないこと	R5.9.12	1			却下		当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に該当しない。 違法性又は不当性について、具体的・客観的な理由が摘示されているとは認められない。	R5.10.11	無		
90	広島県	福山市	市長	違法・不当な設備の設置に対する公金の支出	特定の設備設置に対する公金の支出を行わないこと	R5.10.16	1			却下		当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に該当しない。	R5.11.8	無		
91	広島県	福山市	市長	違法・不当な設備の設置に対する公金の支出	特定の設備設置に対する公金の支出を行わないこと	R6.3.18	1	R6.3.27	陳述書	棄却		公金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.4.30	無		
92	広島県	福山市	市長	違法・不当な補助金の支出	相手方に対する補助金の返還請求を行うこと	R6.4.1	1			却下		既に住民監査請求をした財務会計行為に対する同一請求人からの再度の請求である。	R6.4.22	無		
93	広島県	福山市	市長	違法・不当な補助金の支出	相手方に対する補助金の返還請求を行うこと	R6.6.5	1	R6.6.17	陳述書	棄却		補助金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.7.31	有	5	
94	広島県	福山市	市長	違法・不当な契約の締結	相手方に対する委託料の返還請求を行うこと	R6.12.2	1			却下		請求期間を徒過し、そのことについて正当な理由がない。	R7.1.6	無		
95	広島県	福山市	市長	違法・不当な契約の締結	相手方に対する委託料の返還請求を行うこと	R7.1.15	1	R7.1.22	陳述書	棄却		契約の締結に違法・不当な点は認められない。	R7.3.13	無		
96	広島県	庄原市	市長	違法・不当な公金の支出	市長に対する印紙代相当額の返還など、必要な措置を講ずるよう勧告すること	R5.4.12	1	R5.5.22	口頭陳述	棄却		印紙代の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.6.8	有	6	
97	広島県	庄原市	市長	違法・不当な公金の支出	市長に対する当該委託料相当額の返還など、必要な措置を講ずるよう勧告すること	R5.4.14	1	R5.5.22	口頭陳述	棄却		委託料の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.6.8	有	6	
98	広島県	庄原市	市長	違法・不当な公金の支出	市長に対する修繕料相当額相当額の返還など、必要な措置を講ずるよう勧告すること	R5.7.18	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.8.10	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
99	広島県	庄原市	市長	違法・不当な公金の支出	市長に対する修繕料相当額相当額の返還など、必要な措置を講ずるよう勧告すること	R5.7.19	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.8.10	無		
100	広島県	庄原市	市長	違法・不当な公金の支出	市長に対する修繕料相当額相当額の返還など、必要な措置を講ずるよう勧告すること	R5.7.28	1			却下		財務会計上の行為の違法・不当を具体的に摘示しているものとは認められない。	R5.8.24	有	7	
101	広島県	東広島市	担当課長	不当な土地賃貸借料等の支出	土地賃貸借契約の見直し等	R6.6.24	1	R6.7.17	口頭陳述	一部認容	不当	土地賃貸借契約の見直し等	R6.8.21	無		
102	広島県	廿日市市	市長	違法な契約の締結及び不履行	是正及び損害の補填などの措置	R6.7.10	1	R6.8.13	口頭陳述	一部棄却・一部却下		不適法なものとして却下 その余の請求は理由がないものとして棄却	R6.9.6	無		
103	広島県	安芸高田市	市長	違法・不当な契約の締結	業務の中止	R6.11.13	1	R6.12.18	口頭陳述	棄却		違法・不当な契約ではない。	R7.1.9	無		
104	広島県	海田町	町長	不当な財産の処分	消防署建替に係る事務執行の不備による損害賠償等を行うこと	R5.8.24	1			却下		請求要件に不適合	R5.10.3	無		
105	広島県	世羅町	町・課長	違法・不当な公金支出	担当課長に対し、当該怠る事実を改めること。	R6.2.1	1	R6.2.8	口頭陳述	棄却		違法な財務会計行為並びに職員の違法若しくは不当な行為には該当しない。	R6.3.29	無		
計		10団体	105件						認容 0件 一部認容 1件 棄却 22件 却下 70件 一部棄却・一部却下 4件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 8件				有 9件 無 88件			
1	山口県	宇部市	市長 関係職員	不当な委託料の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R5.12.19	6	R6.1.15	口頭陳述	棄却		不当な委託料の支出とまでは認められない。	R6.2.9	無		
2	山口県	宇部市	市長 関係職員	違法・不当な工事施工	損害を賠償し、法律に則った施行方法で造り直すこと	R6.5.7	1	R6.5.20	口頭陳述	棄却		違法・不当な工事施工ではない。	R6.7.3	無		
3	山口県	宇部市	市長 関係職員	不当な委託料の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R7.3.17	2	R7.4.8	口頭陳述	棄却		不当な委託料の支出とは認められない。	R7.4.28	無		
4	山口県	長門市	市長	公金の支出（計画相談支援給付費）	給付費の返還等	R6.10.10	1	R6.11.11	口頭陳述	棄却		当該支出に違法性・不当性は認められない。	R6.12.4	無		
5	山口県	長門市	市長	公金の支出（介護給付費）	給付費の返還等	R6.10.24	1			却下		財務会計上の行為の違法性・不当性の摘示なし	R6.12.13	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
6	山口県	長門市	市長	公金の支出（介護給付費）	給付費の返還等	R6.12.2	1			却下		財務会計上の行為の違法性・不当性の摘示なし	R6.12.13	無		
7	山口県	長門市	市長	公金の支出（介護給付費）	給付費の返還等	R6.12.5	1			却下		財務会計上の行為の違法性・不当性の摘示なし	R6.12.13	無		
8	山口県	長門市	市長	公金の支出（介護給付費）	給付費の返還等	R7.2.12	1			却下		財務会計上の行為の違法性・不当性の摘示なし	R7.3.27	無		
9	山口県	美祢市	市長	賦課行為を怠る事実	賦課権消滅市県民税について、担当職員及び税務課長に対する損害賠償請求を行うこと	R5.7.14	1	R5.7.26	口頭陳述	一部認容	違法	市に賦課権消滅市県民税の損害が認められることから、相当額について担当職員に対し、必要な措置を行うこと。	R5.9.4	無		
10	山口県	周防大島町	町長	違法な財産の管理・処分	監督者に対し損害賠償請求等必要な措置を講ずること	R5.10.31	192			取下げ			R5.11.15	無		
11	山口県	周防大島町	町長	違法な財産の管理・処分	相手方及び監督者に対する損害賠償請求等必要な措置を講ずること	R5.11.22	189	R5.12.21	口頭陳述	棄却		損害額の立証を含め、不法行為責任を追及するに足る客観的証拠があったということはできず、損害賠償請求をしないことには合理的な理由がある。	R6.1.18	有	1	
計		4団体	11件							認容 0件 一部認容 1件 棄却 5件 却下 4件 一部棄却・一部却下 0件 取下げ 1件 合議不調 0件 その他 0件			有 1件 無 10件			
1	徳島県	徳島市	市長	違法な職員派遣及び給与の支出	派遣職員に支払った給与相当額の支払いを市長個人に対し請求すること	R5.4.28	2			却下		請求期間を徒過している。	R5.6.16	無		
2	徳島県	鳴門市	市長及び関係職員	財務会計上の行為に係る公金支出、財産の取得、管理または処分、契約の履行等の怠る事実	厳正な監査、行政財産を適切に管理すること、被害調査・補修及び損害賠償をすること	R5.4.18	1			却下		一部は住民監査請求の対象とならないものであり、それ以外の部分については、これまで請求人が行った請求と同一住民による同一の財務会計上行為等を対象とした住民監査請求であり、一事不再理の原則により請求要件を欠いている。	R5.5.25	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	徳島県	鳴門市	市長及び関係職員	財務会計上の行為に係る公金支出、財産の取得、管理または処分、契約の履行等の怠る事実	厳正な監査、行政財産の売却を無効とすること、損害賠償をすること	R5.7.7	1			却下		一部は住民監査請求の対象とならないものであり、それ以外の部分については、これまで請求人が行った請求と同一住民による同一の財務会計上行為等を対象とした住民監査請求であり、一事不再理の原則により請求要件を欠いている。	R5.8.29	無		
4	徳島県	鳴門市	市長及び関係職員	財務会計上の行為に係る公金支出、財産の取得、管理または処分、契約の履行等の怠る事実	厳正な監査、被害調査を行うこと、損害賠償をすること、行政財産の売却を無効とすること	R5.9.1	1			却下		一部は住民監査請求の対象とならないものであり、それ以外の部分については、これまで請求人が行った請求と同一住民による同一の財務会計上行為等を対象とした住民監査請求であり、一事不再理の原則により請求要件を欠いている。	R5.10.26	無		
5	徳島県	鳴門市	市長	違法・不当な公金の支出	過失により支出された公金について、損害賠償を行うこと	R5.10.16	1			却下		監査請求期間を徒過しており、地方自治法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」が認められず、住民監査請求の要件を欠いている。	R5.11.27	有	1	
6	徳島県	鳴門市	市長	違法・不当な公金の支出	過失により支出された公金について、損害賠償を行うこと	R5.12.11	1			却下		具体的な違法性・不当性は述べられておらず、違法性・不当性を客観的に示す事実証明書の添付がなく請求要件を満たしていない。また、先に同一請求人により請求のあった住民監査請求と同様の内容であり、監査請求の対象とならない。	R6.2.5	有	2	
7	徳島県	鳴門市	市長	市有施設の維持管理費における超過分についての補償	当該事業者に保証書に基づく補償を行わせること	R6.3.26	1			棄却		請求の理由を欠いている。	R6.5.9	無		
8	徳島県	鳴門市	市長及び関係職員	財務会計上の行為に係る公金支出、財産の取得、管理または処分、契約の履行等の怠る事実	民事に介入した行政財産の売却を無効とすること、行政財産を適切に管理すること、被害調査・補修及び損害賠償をすること	R6.7.19	1			却下		これまで請求人が行った請求と同一住民による同一の財務会計上行為等を対象とした住民監査請求であり、一事不再理の原則により請求要件を欠いている。	R6.9.4	無		
9	徳島県	小松島市	市長	不当な契約の締結	契約金の返還並びに関連する契約及び公金の支出の差し止め	R5.5.15	1	R5.5.23	書面による	取下げ			R5.6.22	無		
10	徳島県	小松島市	市長	不当な契約の締結	契約金の返還並びに関連する契約及び公金の支出の差し止め	R5.6.26	1			却下		住民監査請求の要件を満たさず不適法なため	R5.8.8	有	3	
11	徳島県	小松島市	市長その他の職員	不当な公金の支出	市長その他の職員に対しての責任追及	R5.7.3	1	R5.7.24	口頭陳述	一部認容	不当	R5.10.31までに、市の工事その他特別の知識又は技術を要する業務を行うに当たっては組織体制を構築する	R5.8.30	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
12	徳島県	小松島市	市長および担当課長	不当な公金の支出	支出した公金の返還	R5.8.17	1	R5.8.28	書面による	却下		住民監査請求の要件を満たさず不適法なため	R5.9.27	有	4	
13	徳島県	小松島市	監査委員	監査の妨害	監査委員報酬の返還	R5.9.12	1			却下		住民監査請求の要件を満たさず不適法なため	R5.10.17	無		
14	徳島県	小松島市	市長	違法な公金の支出	支出した公金の返還、以後の支出の差し止め	R6.5.9	1	R6.5.9	書面による	棄却		違法又は不当な公金の支出であるとは認められない	R6.6.24	有	5	
15	徳島県	阿南市	市長	違法な基金取崩しと給付金の上乗せ支給	市長に対して財政調整基金から取り崩した金額の損害賠償請求を行うこと	R6.6.26	4	R6.7.24	口頭陳述	棄却		財政調整基金を取り崩し、上乗せ支給した市長の判断が裁量権を逸脱又は濫用した違法はない。	R6.8.20	有	6	
16	徳島県	阿南市	市長	公有財産の管理	阿南市職員労働組合連合会の事務所の占有及び使用の中止と使用料の返還及び自動販売機の使用料の徴収を行うこと	R6.9.25	2	R6.10.7	口頭陳述	棄却		行政手続に瑕疵があるが直ちに裁量権の逸脱又は濫用があったとまではいえない。	R6.11.13	有	7	
17	徳島県	阿南市	市長 会計管理者	違法な基金運用	阿南市基金の適正な管理運用を図るための是正勧告	R7.1.7	2	R7.2.6	口頭陳述	棄却		阿南市に損害を与えたものと判断することはできない。法令に違反した事実は認められない。	R7.3.3	無		
18	徳島県	上勝町	町長	違法・不当な予算議決と財務会計行為	町長に対する予算執行停止と慎重審議を行うこと	R6.9.25	1			却下		議決行為は、請求対象外であるうえ、財務会計上に違法・不当な点は認められない	R6.11.8	有	8	
19	徳島県	上勝町	町長	違法･不当な事業計画設計管理監督検査ミスによる無駄な投資	町長に対する事業費を町へ全額返還するよう請求	R7.2.2	1			却下		事務事業の支出に違法・不当な財務会計上の行為とは認められない	R7.3.28	無		
20	徳島県	佐那河内村	監査委員	ドローンを活用した共同配送	財務規則違反・業務契約書の不備等	R6.2.13	10	R6.2.29	口頭陳述	その他		返金を求める減額精算を講じること。	R6.4.12	有	9	
21	徳島県	佐那河内村	監査委員	村づくり住民活動補助金交付要綱違反	補助金交付申請の不備	R6.11.18	1	R6.12.9	口頭陳述	棄却		本件補助金の交付が違法又は不当であるとは認められない。	R7.1.15	無		
22	徳島県	東みよし町	町長	違法・不当な庁舎増築設計料の支出	支出（工事）差し止め請求及び損害賠償請求	R5.9.25	3			却下		請求の要件を欠いている	R5.10.20	無		
23	徳島県	東みよし町	町長	不当・不法な庁舎増築計画による予算の執行	予算の執行停止及び損害賠償請求	R6.4.5	1	R6.4.17	口頭陳述	棄却		理由がない	R6.5.30	有	10	
24	徳島県	東みよし町	町長	違法・不当なJR阿波加茂駅駅舎整備計画の執行	整備費用予算の支出差し止め請求	R6.6.25	2	R6.7.12	口頭陳述	一部棄却・一部却下		理由がない 要件を欠いている	R6.8.22	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		7団体	24件						認容	0件			有	10件		
									一部認容	1件						
									棄却	7件						
									却下	13件						
									一部棄却・一部却下	1件						
									取下げ	1件			無	14件		
									合議不調	0件						
									その他	1件						
1	香川県	高松市	市長	違法・不当な公金の支出	競輪場建て替えに関する公金支出の差止め	R6.1.30	1	R6.2.20	口頭陳述	棄却		情報公開、予算の可決、公金の支出等において、違法・不当な点は認められない。	R6.3.22	有	1	
2	香川県	高松市	市長	違法・不当な財産の管理	法定外公共物占用等許可処分の取消し、工事の差止め	R7.3.10	1	R7.3.14	書面陳述	棄却		占用行為に該当するものではなく、公共性の高い工事の許可処分であり、違法・不当な点は認められない。	R7.4.30	有	2	
3	香川県	坂出市	市長	申請書の不当な受理手続	不当な受理手続から派生する損害の賠償請求を行うこと	R5.10.24	2			却下		財務会計上の行為ではない。また、怠る事実が継続しているとは言えない。	R5.12.8	有	3	
4	香川県	坂出市	市長	行事における不当な補助金の支出	事業に伴う不当な公費支出について、返還請求を行うこと	R5.12.8	1			却下		財務会計上の行為が不当である理由が具体的に示されていない。	R6.1.15	無		
5	香川県	坂出市	市長	音楽事業における不当な支出	事業に伴う不当な公費支出について、返還請求を行うこと	R6.3.18	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.4.24	無		
6	香川県	坂出市	市長	国際交流事業における不当な支出	事業に伴う不当な公費支出について、返還請求を行うこと	R6.4.25	1			却下		財務会計上の行為が不当である理由が具体的に示されていない。	R6.6.6	無		
7	香川県	坂出市	市長	国際交流事業における不当な支出	事業に伴う不当な公費支出について、返還請求を行うこと	R6.5.1	1			却下		財務会計上の行為が不当である理由が具体的に示されていない。	R6.6.6	無		
8	香川県	坂出市	市長	国際交流事業における不当な支出	事業に伴う不当な公費支出について、返還請求を行うこと	R6.6.13	1			却下		財務会計上の行為が不当である理由が具体的に示されていない。	R6.8.6	無		
9	香川県	坂出市	市長	情報公開請求および審査請求に関する職員の対応等について	審査請求事務を担当する職員の氏名の提供等を求める	R6.10.10	1			却下		財務会計上の行為が不当である理由が具体的に示されていない。	R6.11.28	無		
10	香川県	坂出市	市長	情報公開請求書および審査請求書の受付等について	担当職員の責任を問うとともに処分等を求める	R6.10.10	1			却下		財務会計上の行為が不当である理由が具体的に示されていない。	R6.11.28	無		
11	香川県	坂出市	市長	審査請求書の回答について	市の規定を遵守していない職員に対して処分等を求める。	R6.12.9	1			却下		財務会計上の行為が不当である理由が具体的に示されていない。	R7.1.17	無		
12	香川県	観音寺市	市長	違法な補助金の支出	相手方に対する補助金返還請求を行うこと	R6.6.28	1	R6.7.23	陳述書	一部棄却・一部却下		違法・不当な支出には当たらない。	R6.8.21	有	4	

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
13	香川県	観音寺市	市長	違法な補助金の支出	不適切な補助金交付を広報にて公告すること、相手方に対する補助金返還請求及び実行委員会の担当部会長の解任・除名並びに当該監査の解任を行うこと	R6.9.3	1			一部棄却・一部却下		前段は違法・不当には当たらないもので、後段は財務会計行為に該当しないため監査の対象とならないため。	R6.10.29	無		
14	香川県	三豊市	市長	不当な公金の支出	正当な相手方に支出を行うこと	R5.9.19	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.9.27	無		
15	香川県	宇多津町	町長	不当な公金の支出	町長及び議長に損害賠償請求を行うこと	R6.2.15	1			却下		対象とする財務会計上の行為が特定されていない。 請求期間を徒過している。 行為の不当性を摘示していない。	R6.3.25	有	5	
16	香川県	宇多津町	町長	不当な公金の支出	町長及び議会（議員）に損害賠償請求を行うこと	R6.3.27	1			棄却		公金の支出に関する不当性が摘示されていない。	R6.5.15	無		
17	香川県	宇多津町	町長	財産の管理を怠る事実	怠る事実の是正	R7.2.6	1			取下げ			R7.2.28			№16に差し替えるため取下げ
18	香川県	宇多津町	町長	不当な公金の支出 財産の管理を怠る事実	怠る事実の是正	R7.2.28	1			却下		公金の支出について請求期間を徒過している。 財産の管理を具体的に摘示していない。 不当性が不明	R7.4.11	無		結果について、調査期間外であるが参考までに記載
19	香川県	多度津町	町長	違法な補助金の支出	町長に対する補助金	R6.1.22	1	R6.2.28	口頭陳述	棄却		裁量権の逸脱又は乱用に当たらない。	R6.3.19	有	6	
20	香川県	琴平町	町長	人事に対して不服申し立て	人事の違法性と人事の無効を求める	R6.8.6	1			却下		地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を満たしていない。	R6.8.15	無		
21	香川県	琴平町	町長	財産の管理を怠る事実	請求人居住地域周辺にある4つの水門の管理について、その水門の保守点検のあり方や会計行為の情報開示を求める	R6.10.29	1			却下		地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を満たしていない。	R6.11.7	無		
計		7団体	21件						認容	0件			有	6件		
									一部認容	0件						
									棄却	4件						
									却下	14件			無	14件		
									一部棄却・一部却下	2件						
									取下げ	1件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	愛媛県	松山市	市町	市長の不作為期間の違法・不当な給与の支出	市長に対する給与の返還請求を行うこと	R6.8.29	1			却下		違法を主張する先行行為（非財務会計行為）と財務会計行為には密接かつ一体的な関係がない。	R6.9.10	無		
2	愛媛県	宇和島市	市長	違法な財産管理	入札手続き及び工事請負契約の締結の停止	R6.9.19	1			却下		工事に係る土木工事事業者が未決定であり、管理手続き上の通知が出来ないため、財産管理手続きを怠っていることにならない。	R6.11.6	有	1	
3	愛媛県	宇和島市	市長	違法・不当な業務委託費の支出及び契約手続き	1.建設事業の入札、締結、履行、公金の差し止め 2.委託業者への委託費支払いの差止め、損害賠償請求 3.契約保証金に関する損害賠償を請求	R6.12.16	2			棄却		各請求内容について、違法・不当な点はないことから、請求人の主張には理由がない。	R7.2.12	有	2	
4	愛媛県	宇和島市	市長	違法・不当な契約手続き	高額な特命随意契約ではなく、一般競争入札を行うこと	R6.10.9	1	R6.12.16	口頭陳述	棄却		設計額が高額だという理由がなく、特命随意契約の要件を満たしており、請求人の主張には理由がない。	R7.2.19	有	3	
5	愛媛県	宇和島市	教育長	違法な財産管理	埋蔵文化財地における建設事業の届出をし、発掘調査終了まで入札手続き及び契約の締結の停止を求める	R7.1.16	4			却下		請求内容を証する事実証明書の提出が無く、不適法な請求であるため。	R7.3.25	無		
6	愛媛県	宇和島市	市長	違法・不当な契約の締結	文化財保護法を順守しなかったため、入札価格の高騰を招き、生じた市の損害の賠償を市長に求める	R7.1.29	4	R7.3.19	口頭陳述	棄却		本件入札及び契約の締結が違法又は不当とは言えず、損害の発生もない。	R7.4.9	無		
計		2団体	6件						認容	0件			有	3件		
									一部認容	0件						
									棄却	3件						
									却下	3件			無	3件		
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	高知県	室戸市	市長	違法な消耗品費の支出	使途究明、 使徒不明分弁済、 当該消耗品暫定購入中止	R6.5.13	1			却下		当該財務会計上の各行為が、他の行為等と区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示されているとまでは認められない。	R6.6.5	有	1	
2	高知県	四万十市	市長	概算払した補助金の事後処理を怠る事実	予防、是正並びに市職員及び相手方に対して損害の回復措置を行うこと	R5.7.27	3			却下		措置請求の対象とは認められない。	R5.9.14	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	高知県	四万十市	市長	不当な補助金の支出及び概算払した補助金の事後処理を怠る事実	是正並びに市職員及び相手方に対して損害の回復又は軽減措置を行うこと	R5.11.27	1			却下		請求期間を徒過している。 措置請求の対象とは認められない。	R5.12.25	無		
4	高知県	四万十市	市長	寄附金の管理を怠る事実	不正処理された寄附金の返還及び副市長に対して必要な措置を行うこと	R7.2.5	3	R7.2.13	口頭陳述	棄却		財務会計上の不正な処理の事実は認められない。	R7.3.25	無		
5	高知県	香南市	建設課職員	不当な契約の履行	支出した公金の回収及び損害金の回収	R5.11.6	1			却下		一部は請求期間を徒過しており、その他については、損害の発生及び措置請求の内容が摘示されていない。	R5.11.29	無		
6	高知県	香南市	市長 消防職員	条例上根拠のない違法な公金の支出	違法な公金支出であることの認定と、支出の背景、原因の検証及び公表。是正するための具体的措置の公表	R6.10.15	1	R6.11.6	口頭陳述	一部棄却・一部却下		一部却下は請求期間を徒過しており、一部棄却については、条例には根拠は示されており、違法な支出は認められなかった。	R6.12.10	無		
7	高知県	香南市	市長 消防職員	セミナー参加者に対する違法な報酬の支出	違法な公金支出であることの認定と、支出の背景、原因の検証及び公表。是正するための具体的措置の公表	R6.10.15	1	R6.11.6	口頭陳述	棄却		セミナー参加者に対する違法な支出は認められなかった。	R6.12.10	無		
8	高知県	馬路村	村長	不当な財産処分	村長に対する損害賠償請求を行うこと	R6.9.19	2	R6.10.18	口頭陳述	棄却		違法・不当な点は認められない。	R6.11.11	無		
9	高知県	仁淀川町	町長	指定管理料の違法な支出	違法な支出に対する返還請求を行うこと	R6.1.9	1	R6.1.18	口頭陳述	棄却		違法な支出にはあたらない。	R6.3.8	無		
10	高知県	仁淀川町	町長	指定管理料の違法な支出	違法な支出に対する返還請求を行うこと	R6.5.7	1			棄却		法第242条第1項の要件に該当せず、請求に理由がない。	R6.5.20	有	2	
計		5団体	10件						認容 0件 一部認容 0件 棄却 5件 却下 4件 一部棄却・一部却下 1件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 0件				有 2件 無 8件			
1	福岡県	北九州市	市長	違法な契約の締結	工事契約及び工事監理業務委託契約の破棄を行うこと	R6.11.13	1	R6.11.27	口頭陳述	棄却		契約手続に違法・不当な点は認められない	R6.12.26	無		
2	福岡県	北九州市	市長	違法・不当な公金の支出	指定管理料の返還請求及び指定管理者の指定取り消し等を行うこと	R7.2.18	1	R7.3.14	口頭陳述	棄却		市に損害が発生していることは確認できない	R7.4.18	無		監査結果通知後30日以内、現時点では住民訴訟の提起なし

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	福岡県	久留米市	市長	不当な公金の支出	委託業者に対する委託料の過払金返還、市に対する処分費の精算、実態に即した設計書・仕様書の見直しを行うこと	R6.3.12	1	R6.4.4	口頭陳述	棄却		請求人の主張には理由がない	R6.5.7	無		
4	福岡県	久留米市	市長	不当な公金の支出	市長に対する市が被った損害賠償を行うこと	R6.5.14	1	R6.6.6	口頭陳述	棄却		請求人の主張には理由がない	R6.7.9	無		
5	福岡県	直方市	市長	違法な給付金の支出	相手方に対する返還請求を行うこと、違法な支出に関与した市長等の責任を明確にし、必要があれば賠償請求すること	R5.4.18	1	R5.5.10	口頭陳述	棄却		本件給付金の交付は、違法又は不当な公金の支出とは認められない。	R5.6.16	無		
6	福岡県	小郡市	市長	不当な補助金の支出及び不当な利益の供与	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R5.7.20	1			取下げ			R5.8.9	無		
7	福岡県	小郡市	市長	不当な補助金の支出及び不当な利益の供与	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R5.8.9	1	R5.8.28	口頭陳述	棄却		補助金の支出に違法・不当な点は認められない。不当な利益供与の事実は認められない。	R5.10.6	無		
8	福岡県	宗像市	市長	違法・不当な補助金の支出	補助金の返還金に対し利息を徴求すること 予備費に計上した金額の返還請求を行うこと	R5.11.27	2	R5.12.11	口頭陳述	棄却		補助金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.1.19	無		
9	福岡県	宗像市	市長	違法・不当な交付金の支出	交付金の返還請求を行い、次年度交付しないこと。	R6.9.17	1	R6.10.7	口頭陳述	棄却		交付金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.11.6	無		
10	福岡県	太宰府市	市長	公金の徴収を怠る事実	市長に対する徴収の措置請求	R5.12.22	1	R6.1.12	口頭陳述	棄却		違法又は不当に公金の徴収を怠る事実があるとは言えず、市に損害を与えているとは言えない。	R6.2.15	無		
11	福岡県	太宰府市	副市長、総務部理事、スポーツ課長、教育長	協定書の締結を怠る事実	副市長他に対する必要な措置請求、協定是正	R6.3.18	9	R6.4.10	口頭陳述	棄却		違法若しくは不当な公金の支出及び契約の締結若しくは履行があるとは認められず、市に損害を与えているとはいえない。	R6.5.14	無		
12	福岡県	太宰府市	教育部長	公金の徴収を怠る事実	教育部長に対する徴収の措置請求	R6.3.28	1	R6.4.16	口頭陳述	棄却		違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実とは言えず、市に損害を与えているとは認められない。	R6.5.22	無		
13	福岡県	太宰府市	副市長、総務部理事、前スポーツ課長、教育長	協定書の締結を怠る事実	副市長他に対する必要な措置請求、協定是正	R6.9.10	2			その他		異なる住民から同一事件について同一内容の監査請求がされたため、本件請求については、改めて監査は実施しないこととした。	R6.10.30	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
14	福岡県	古賀市	市長 教育部長 職員	不当な支出	不要な照明が点灯しており、電気使用の適正化を行うこと。	R5.11.2	1	R5.11.16	口頭陳述	棄却		請求に理由がない。	R5.12.25	無		
15	福岡県	宮若市	市長 職員	事務手続きの不備及び違法な人件費の支出	事務の是正及び公金の返還請求	R6.7.2	1	R6.11.29	口頭陳述	棄却		任意団体に対する事務の是正は住民監査請求の対象外。人件費の支出に違法な点は認められない。	R6.12.27	無		
16	福岡県	嘉麻市	市長	財産管理の怠る事実	市長に対する損害賠償請求を行うこと。	R5.10.31	3			却下		請求期間を徒過している。	R5.11.20	無		
17	福岡県	糸島市	市長	違法・不当な契約の締結及び財産の管理	契約の取消しを行うこと	R5.7.3	1	R5.7.20	口頭陳述	棄却		契約の締結及び財産の管理に違法性及び不当性は認められない。	R5.8.31	有	3	
18	福岡県	芦屋町	町長	違法・不当な財産の管理を怠る事実がある。	水路の埋没箇所の土砂除去と至るまでの金員の請求、盛土の除去、その他必要な行為を行うこと	R6.1.22	3	R6.2.22	口頭陳述	棄却		違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実は存在しない。	R6.3.18	無		
19	福岡県	水巻町	町長	違法な契約の締結	請負代金の支払差止又は町長に対する損害賠償請求	R6.4.23	6	R6.5.27	口頭陳述	棄却		本契約に関して、違法無効な点が認められない。	R6.6.19	無		
20	福岡県	小竹町	議会事務局長	違法な旅費の支出	旅費の返還請求を行うこと	R6.10.28	1	R6.11.22	口頭陳述	棄却		違法な旅費の支出は認められない。	R6.12.19	無		
21	福岡県	小竹町	議会事務局長	違法な旅費のキャンセル料の支出	キャンセル料の返還請求を行うこと	R6.10.28	1	R6.11.22	口頭陳述	棄却		違法なキャンセル料の支出は認められない。	R6.12.19	無		
22	福岡県	筑前町	町長	分担金納付通知の処分取消及び既納額の返却	地元要望により施工した補強工事に対する分担金納付請求を取り消し、納付額の返却を行うこと	R6.5.20	1			却下		分担金納付請求及び同納付の行為は、町に損害を与えたものとは解されない	R6.6.10	無		
計		14団体	22件						認容 0件 一部認容 0件 棄却 18件 却下 2件 一部棄却・一部却下 0件 取下げ 1件 合議不調 0件 その他 1件				有 1件 無 21件			
1	佐賀県	唐津市	市長 職員	不適切で不当な工事の支出	市長及び職員は市に過払い分を返還、補填等の措置をすること	R5.11.6	1	R5.11.17	口頭陳述	棄却		違法・不当な支出は認められない。	R5.12.25	無		
2	佐賀県	唐津市	不明	市民に損害を与える行為	不明確	R6.1.6	1			却下		財務会計上の行為や市への損害及び講ずべき措置が摘示されているとは認められない。	R6.1.19	無		補正をさせても要件を満たさないと判断したため、請求対象者など不明確である

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	佐賀県	唐津市	市長	手数料について違法な行為により未収金を発生させ、徴収を怠っていること	市長に未収金の損害賠償請求を行うこと	R6.9.6	1			却下		請求期間内の請求であることが確認できない。	R6.9.24	無		
4	佐賀県	唐津市	市長	手数料について違法な行為により未収金を発生させ、徴収を怠っていること	市長に未収金の損害賠償請求を行うこと	R6.10.17	1			却下		請求期間内の請求であることが確認できず、対象要件に当たらない。	R6.10.28	無		
5	佐賀県	唐津市	市長	占用料の徴収を怠っていること	違法・不当に設置された市道上のものの撤去と原状回復	R6.12.4	1			却下		市への損害が認められず、対象要件に当たらない。	R6.12.18	無		
6	佐賀県	神埼市	市長	1 新たな規則の制定 2 違法な契約の締結 3 不当な公金の支出	1 規則の制定を要望 2 市長に対する損害賠償を行うこと 3 市長に対する損害賠償を行うこと	R6.3.18	2	R6.4.17	口頭陳述	棄却		①不適法なため却下 ②、③違法性・不当性が認められないため棄却	R6.5.13	無		
7	佐賀県	神埼市	前市長	1 違法な契約の締結 2 ふるさと納税が減額した損害	1 前市長に対する損害賠償を行うこと 2 前市長に対する損害賠償を行うこと	R6.12.18	3			棄却		① 違法性・不当性が認められないため棄却 ② 不適切な請求のため却下	R7.2.14	無		
8	佐賀県	吉野ヶ里町	町長と職員	県営産業団地説明会に関する諸内容	隣接する産業団地が事業外の判断、不当文書の根拠、職員懲罰の処分を求めること	R6.2.2	1	R6.2.27	口頭陳述	却下		住民監査請求の要件を満たしていない。	R6.3.25	無		
9	佐賀県	吉野ヶ里町	町長	町有地の売買契約に伴うもの	県営産業団地土地売買契約に伴う町所有の土地について、地目所有時期が疑問の為の請求	R6.3.12	1	R6.4.10	口頭陳述	却下		請求書には疑問点の表現にとどまり、違法性不当性の事項が示されていない。	R6.5.2	無		
10	佐賀県	吉野ヶ里町	町長	国土調査筆界未定地の不当な固定資産税の請求	国土調査のやり直しを行わず、賦課する事への損害賠償請求を行うこと	R7.3.31	1	R7.4.23	口頭陳述	却下		事実を証明する書面が示されず、不当な財務会計等とは認められない。	R7.5.19	無		
11	佐賀県	基山町	町長	違法又は不当な契約の締結	違法な契約であり、契約金額についても不適当であり、町長に対する損害賠償請求を行うこと	R7.2.4	1	R7.2.20	口頭陳述	棄却		契約に関し、違法性又は不当性は認められない。また、町に損害が発生しているとは認められない。	R7.3.28	無		
計		4団体	11件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	4件						
									却下	7件			無	11件		
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	長崎県	長崎市	市長	不正請求に対する不当な支出	不正請求に対して支出したことに関して賠償を求めること	R6.2.19	1	R6.3.21	口頭陳述	棄却		不正請求等にはあたらず、妥当と判断する	R6.4.17	無		
2	長崎県	佐世保市	市長	法定外公共物（水路）の管理を怠る事実	・事業者に道路の原状回復を求めること ・占用期間分の占用料徴収金を請求すること	R5.7.3	11	R5.8.17	口頭陳述	棄却		財産の管理を怠る事実はない。 財務会計上の損害は発生していない。	R5.8.28	無		
3	長崎県	壱岐市	市長	下水道使用料等の不均衡	公共下水道事業加入者と漁業集落排水事業加入者の下水道使用料等の不均衡の調整行うこと	R5.8.22	1			却下		住民監査請求の要件を具備していない。	R5.9.1	無		
4	長崎県	壱岐市	市長	違法な委託料の支出	不当な公金の支出を行い、市に損害を与えていることから、必要な措置を行うこと	R6.1.19	1			却下		住民監査請求の要件を具備していない。	R6.2.19	無		
5	長崎県	五島市	市長	違法な契約の締結	契約を無効契約とし、改めて正確な契約を締結する措置を講ずること	R5.10.12	4			却下		請求期間を徒過している。	R5.11.29	有	1	
6	長崎県	西海市	市長	違法な補助金の支出	補助金支出の撤回を行うこと	R5.11.2	1	R5.11.29	口頭陳述	一部棄却・一部却下		棄却：請求に理由がない 却下：不適法な請求	R5.12.19	無		
7	長崎県	西海市	市長	違法な財産の管理を怠る事実、違法な公金の支出、国策事業の推進の責任と義務を怠る事実	怠る事実を是正し市の責任及び義務を履行させる等の勧告をすること、違法な支出を中止させること、既になされた支出を返還させる旨の勧告その他相当の措置をすること	R6.4.11	1	R6.5.21	口頭陳述	一部棄却・一部却下		棄却：請求に理由がない 却下：不適法な請求	R6.6.10	有	2	
8	長崎県	西海市	市長	違法な怠る事実	公選法違反被疑者に関係する業者の指名停止をしない不作為は怠る事実であり、指名停止をせよ	R6.5.7	1			却下		不適法な請求	R6.5.28	無		
9	長崎県	南島原市	市長	財産の処分方法	無償譲渡備品を戻すか、市民に損害を与えた対価を弁済すること	R6.4.17	6			却下		請求期限を超過している。一時不再理の原則による。	R6.5.20	無		
10	長崎県	南島原市	市長	サテライトオフィス等開設支援事業補助金及びその事務処理	補助金の不当な支出である。補助金の未返還金の件	R6.9.26	5	R6.10.9	口頭陳述	一部認容	不当	補助金の返還に向けて、速やかに訴訟手続きを講じること。補助金の支払い方法について、例規の整備をはかり、適切な補助金事務を構築すること。	R6.11.25	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
11	長崎県	南島原市	市長	補助金の支出にかかる弁償の確約をすること	補助金の支出	R7.1.15	5			却下		一時不再理の原則による。請求事由は監査の対象とならない。	R7.3.12	無		
12	長崎県	長与町	町長	違法な交際費の支出	・違法な支出を全て返還させること ・刑事告発すること ・辞職勧告すること	R6.10.11	1	R6.11.11	請求人欠席	棄却		交際費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.12.3	無		
13	長崎県	長与町	議長	違法な交際費の支出	・違法な支出を全て返還させること ・刑事告発すること ・辞職勧告すること ・本当にわが長与町に有意義な「視察研修」を命ずるように議長に勧告してもらいたい。	R6.10.16	1	R6.11.11	請求人欠席	棄却		交際費の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.12.3	無		
14	長崎県	長与町	町長	違法な交際費の支出	・違法な支出を全て返還させること ・刑事告発すること ・辞職勧告すること	R7.1.30	1	R7.2.20	請求人の希望により、陳述に替えて、「長与町職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述について」が送付され、陳述は行われなかった	棄却		交際費の支出に違法・不当な点は認められない。	R7.3.24	無		
15	長崎県	東彼杵町	町長	要綱に違反した補助金に関する補正予算の計上	補正予算執行の停止または中止を求めるもの	R5.12.25	1	R6.1.30	口頭陳述	棄却		議会の行為は対象にならない。	R6.2.21	無		
16	長崎県	新上五島町	町長	違法な補助金の支出	違法に支出した補助金（5994万5645円）の支払いを求めること	R5.6.30	8			却下		違法・不当とする理由には当たらない。	R5.8.3	有	3	
計		9団体	16件						認容 0件 一部認容 1件 棄却 6件 却下 7件 一部棄却・一部却下 2件 取下げ 0件 合議不調 0件 その他 0件				有 3件 無 13件			
1	熊本県	熊本市	市長	違法に行政財産の管理を怠っている事実	市長に対する行政財産の使用許可の取消を求めること	R5.7.28	1			棄却		行政財産の管理に違法な点は認められない。	R5.9.12	有	1	
2	熊本県	熊本市	市長	違法若しくは不当な公金の支出	市長に対する有識者会議に係る費用の返還請求を行うこと	R5.11.20	2	R5.12.1	口頭陳述	棄却		会議費用の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.1.10	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	熊本県	熊本市	市長	違法な契約の締結	契約の解除、市長に対する委託料及び手数料の返還請求を行うこと	R6.1.12	1	R6.1.29	口頭陳述	棄却		当該契約に違法・不当な点は認められない。	R6.3.4	有	2	
4	熊本県	熊本市	市長	違法・不当な給付金の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.1.29	1	R6.2.21	口頭陳述	却下		・請求期間を徒過している。 ・給付金の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.3.19	無		
5	熊本県	熊本市	市長	違法な契約の締結	契約の解除、市長と職員に対する委託料及び不当な支出の返還請求を行うこと他	R6.10.24	1	R6.11.15	口頭陳述	一部棄却・一部却下		・当該契約に違法性はない。 ・財務会計上の行為又は怠る事実には当たらない。	R6.12.19	有	3	
6	熊本県	人吉市	市長	違法な報酬の支出及び財産の取得	相手方に対する報酬の返還請求及び市長に対する損害賠償請求を行うこと	R5.9.6	375			却下		請求要件を具備していないため。	R5.9.11	無		
7	熊本県	人吉市	市長	違法な報酬の支出及び財産の取得	相手方に対する報酬の返還請求及び市長に対する損害賠償請求を行うこと	R5.12.8	723	R6.1.10	口頭陳述	棄却		違法な公金の支出は認められない。	R6.2.2	有	4	
8	熊本県	荒尾市	市長及び関係職員	違法な契約の締結	契約締結の見直し、債務負担行為の予算執行の差止め及び施設使用料の支払割合改定に伴う損害金の支払	R5.12.4	1			棄却		債務負担行為及び契約の締結に違法・不当はない。また、施設使用料に関する主張については、債権放棄に該当せず、違法・不当な点は、認められない。	R6.2.1	無		
9	熊本県	和水町	町長	違法・不当な補助金の支出	町監査委員に対する監査委員の罷免及び報酬等の返還を行うこと	R6.9.20	1	R6.10.3	口頭陳述	棄却		監査及び報酬等の支出に違法・不当な点は認められない。	R7.11.1	無		
10	熊本県	菊陽町	町長 教育委員会	学校施設使用料の未徴収、PTA会費の一部違法受領	PTAに対する学校施設使用禁止や業務拒否、PTAからの寄付相当分の返却、同校法令違反の更正、等	R6.4.19	1			却下		住民監査請求としての要件を満たしていないため。	R6.4.25	無		
11	熊本県	南阿蘇村	村長	委託業務の余剰金返還	委託料の余剰金返還を相手方に求めること。	R5.9.22	1			却下		請求に理由がないため。	R6.7.9	無		
12	熊本県	あさぎり町	町長	第三者委員会報告のマスコミ等公表請求	第三者委員会報告書のマスコミ公表及び町広報紙への掲載など	R7.2.12	1			却下		法242条第1項の要件を満たしていない。	R7.2.13	無		
計		7団体	12件						認容	0件			有	4件		
									一部認容	0件						
									棄却	6件						
									却下	5件						
									一部棄却・一部却下	1件						
									取下げ	0件			無	8件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	大分県	杵築市	担当課長	違法な委託料の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.3.22	1	R6.4.15	口頭陳述	棄却		委託料の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.5.17	無		
2	大分県	杵築市	担当課長	違法な委託料の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.3.22	1	R6.4.15	口頭陳述	棄却		委託料の支出に違法・不当な点は認められない。	R6.5.17	無		
3	大分県	杵築市	担当課長	違法な委託料の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.3.22	1			却下		請求期間を徒過している。	R6.4.30	無		
4	大分県	杵築市	担当課長	違法な委託料の支出	却下内容の再提出　相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R6.5.10	1			棄却		一時不再理の原則により不適法な住民監査請求である。	R6.6.7	無		
5	大分県	宇佐市	市長	就業規則違反による給与の不当利得	給与の返還を行うこと	R6.7.30	1			却下		執行機関又は職員に該当しないため。	R6.8.8	無		
6	大分県	豊後大野市	市長	違法・不当な契約の締結等	違法な契約を解約するとともに、工事を中止すること	R5.12.19	1			取下げ			R5.12.20	無		
7	大分県	豊後大野市	市長	違法・不当な契約の締結等	解体工事を解約するとともに、工事を中止すること	R6.1.16	1	R6.2.1	口頭陳述	棄却		違法・不当な契約は認められない。	R6.3.14	無		
8	大分県	豊後大野市	市長	不当な公金の支出	公金を支出しないこと	R6.6.18	1	R6.7.11	口頭陳述	棄却		違法・不当な公金の支出は認められない。	R6.8.15	無		
9	大分県	日出町	町長	不当な手続きによる公金の支出	町有地の売買契約及び売却処分の差し止めと不動産鑑定料の支出の差し止めを求める	R6.2.27	1			却下		請求要件を満たしていない	R6.3.19	有	1	
10	大分県	日出町	町長	不当な契約の締結	町有地売却を停止し競争入札に切り替えるよう請求する	R6.4.12	1			却下		請求要件を満たしていない	R6.4.30	無		
計		4団体	10件						認容	0件			有	1件		
									一部認容	0件						
									棄却	5件						
									却下	4件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	1件			無	9件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	宮崎県	日向市	市長	違法・不当な財務会計行為の支出と契約行為	契約1に対する違法又は不当な財務会計行為については、市長個人に対する損害賠償を求め、また、契約2の締結は契約1が履行されなければ不可能であるため無効の確認を行うこと。	R5.12.25	1	R6.1.18	口頭陳述	棄却		契約1に違法性が認められないことから請求人が主張する損害の発生はないものと判断する。	R6.2.21	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
2	宮崎県	高原町	町長	不当利得の返還	地域おこし協力隊員に対する不当利得として得た金員の返還請求を行うこと。	R6.6.7	5	R6.6.7	口頭陳述	棄却		地域おこし協力隊員の活動に対する支出は、不当又は違法ではない。	R6.8.9	無		
3	宮崎県	高鍋町	職員	違法・不当な事務手続き	職員に対する詳細な調査及び説明を求める	R7.2.5	1			却下		住民監査請求の要件を満たしていない。	R7.2.10	無		
計		3団体	3件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	2件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	3件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	鹿児島県	鹿児島市	市長	違法な公金賦課若しくは徴収を怠った	課税額の是正、職員の懲戒、刑事告訴・不当利得返還請求等の法的手続を開始すること	R6.9.26	1	R6.10.25	口頭陳述	棄却		違法及び不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実はなく、本件請求には理由がない。	R6.11.22	無		
2	鹿児島県	西之表市	市長	不当な財産の処分につながる議案の上程行為	基地建設に係る議案の取り下げ	R5.5.11	472	R5.5.11	口頭陳述	却下		監査委員の権限の範囲外。	R5.7.6	無		
3	鹿児島県	西之表市	市長	違法・不当な財産の処分	違法・不当な財産の処分を行わないこと	R5.9.19	134	R5.10.13	口頭陳述	棄却		違法性・不当性は認められない。	R5.11.24	有	1	
4	鹿児島県	姶良市	市長	不当な公金の支出	市長が利用したタクシー代金の返還請求を行うこと	R5.5.9	1	R5.5.23	口頭陳述	棄却		タクシー利用については不当な点は認められない。	R5.6.27	無		
5	鹿児島県	姶良市	市長	不当な公金の支出	市長が利用したタクシー代金の返還請求を行うこと	R5.11.21	1			却下		住民監査請求の要件を満たしていない	R5.12.22	無		
6	鹿児島県	屋久島町	町長 副町長 観光まちづくり課長	1.屋久島町だいすき寄附条例違反 2.ごみ回収廃棄費と交通宿泊費の未精算 3.不適法な特命随意契約 4.不当な動画制作費	業務委託料として令和５年４月21日に支出した1698万9918円について、連帯して町に返還	R6.4.2	1	R6.4.16	欠席	棄却		・条例に違反しているという請求人の主張に理由はない。 ・裁量権の逸脱、濫用は認められない。 ・実費精算を怠っているという請求人の主張に理由はない。	R6.5.30	有	2	
7	鹿児島県	伊仙町	町長	指名競争入札への不参加	契約担当者として町長に与えられた裁量権の逸脱・濫用した行為又は不作為によって指名競争入札への参加者の指名手続きから完全に排除されている	R6.11.29	5			却下		地方自治法第242条第1項に規定する監査対象事項に該当しないため	R6.12.16	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		5団体	7件						認容	0件			有	2件		
									一部認容	0件						
									棄却	4件						
									却下	3件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	5件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	沖縄県	糸満市	職員	不当な工事の支出	市に損害を与えた職員に補填を求める	R6.5.23	4			却下		1.請求期間を徒過している。 2.事実を証明する書類が認められない。	R6.6.28	無		
2	沖縄県	浦添市	市長	違法又は不当な委託契約とそれに伴う公金の支出	委託契約解除と公金の支出の返還請求。 自治会に対する行政指導。	R6.5.31	1	R6.6.25	口頭陳述	一部棄却・一部却下		請求期間を徒過している。 事務連絡等事務委託契約とそれに伴う公金の支払いに、違法・不当な点は認められない。	R6.7.25	無		
3	沖縄県	石垣市	市長	行政財産を企業の開発の用に供する手続きは違法である	行政財産を企業の開発の用に供してはならない	R5.6.29	5	R5.7.24	口頭陳述	一部棄却・一部却下		開発の用に供する手続きについては、違法又は不当とはいえない。	R5.8.22	有	1	
4	沖縄県	名護市	市長	違法・不当な助成金の支出	相手方に対する不当利得返還請求を行うこと	R5.4.14	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.4.25	無		
5	沖縄県	名護市	市長	不当な区の財務事務	区の財務事務を是正すること。	R6.9.30	2			却下		監査請求の対象とならない。	R6.11.15	無		
6	沖縄県	北谷町	町長	費用弁償の支給義務があるにもかかわらず支給しないことは不当	未支給の費用弁償を支給すること	R6.6.24	1			却下		町に損害をもたらすような関係にはなく、住民監査請求の対象となる行為等には該当しない。	R6.7.3	無		
7	沖縄県	金武町	町長	違法に設置した委員会活動に関連した支出	規則で設置した諮問機関への報償費及び委託料の違法支出に対する長への損害賠償の措置請求と担当職員の懲戒処分の措置請求	R6.1.23	4	R6.2.26	口頭陳述	棄却		報酬等の支出については、違法とは認められない。また、規則で設置した職員への懲戒についても監査請求の対象外のため認められない。	R6.3.22	有		
8	沖縄県	金武町	町長	違法な公金の支出	新庁舎建設に伴い、移転先施設の福祉センターの取壊の中止及び他候補地の町民アンケートの実施、福祉センター解体・仮事務所賃借料の予算削除を行うこと	R6.9.30	21			却下		福祉センターの取壊の中止及び他候補地の町民アンケートの実施については、財務会計上の行為ではない。また、解体委託料・仮事務所賃貸借料の当年度予算から削除することについても、議会と当局間の行為であり監査の権限では無い。	R6.10.25	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
9	沖縄県	金武町	教育長 担当課長	割当的負担付寄附金	地区公民館屋根修繕のため同区からの負担付寄附金を同区に返還請求を行うこと	R7.1.8	4			却下		地区公民館屋根の改修費に充てられた、同地区からの負担付寄附金を受理することで、町に損害をもたらしておらず監査請求の対象とならない。	R7.1.28	無		
計		6団体	9件						認容	0件			有	2件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	6件						
									一部棄却・一部却下	2件						
									取下げ	0件			無	7件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
合計		374団体	1128件						認容	7件			有	170件		
									一部認容	19件						
									棄却	381件						
									却下	585件						
									一部棄却・一部却下	78件						
									取下げ	11件			無	933件		
									合議不調	1件						
									その他	46件						

イ　住民監査請求　（令和５年３月３１日以前に請求があり、令和５年４月１日現在監査中であったもの）

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	北海道	芽室町	監査委員、監査委員事務局職員	監査及び勧告を故意に怠る事実	不法行為等に基づく損害賠償請求権行使及び芽室町長職務代理者を決定する勧告を求める請求（監査第209号）	R5.3.23	1			却下		住民監査請求の対象外であるから不適法である。	R5.5.15	無		
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	1件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	岩手県	八幡平市	市長	違法な財産処分	屋内ゲートボール場の使用を認めることを市長に勧告すること	R5.3.27	1			却下		財産の処分について住民監査請求の要件を満たしているとは認められない。	R5.5.17	無		
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	1件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	宮城県	加美町	町長	違法な契約の締結（条件付地上権設定契約において町の権利の放棄に関する条項があるが、議会の議決を得ていない。）	権利の放棄に関する条項を削除・変更。契約の違法状態が解消するまでの間、町有地利用の一時停止を求める。	R5.3.14	23			却下		町の債権及び権利は現時点で具体的に発生しておらず、議決は必要がないため当該契約に違法性はない。また、将来的に町に財産的な損害が発生する可能性が高いと判断することは現時点では困難である。	R5.5.9	有	4	
計		1団体	1件						認容	0件			有	1件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	0件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	山形県	米沢市	前市長	違法な報償費、委託料の支出	前市長に返還請求を行うこと	R5.3.30	3	R5.4.26	口頭陳述	一部棄却・一部却下		請求期間を徒過している 請求に理由がない	R5.5.26	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	0件						
									一部棄却・一部却下	1件			無	1件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	福島県	会津若松市	市長	公金の徴収、財産の管理を怠る事実	1.会津若松市公設地方卸売市場における事業者の無断駐車への対応について 2.会津若松市公設地方卸売市場条例第15条に反する許可について	R5.3.22	7			却下		請求期間を徒過している。	R5.4.10	無		
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	0件			無	1件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	茨城県	土浦市	市長及び担当課長	違法な補助金の支出	補助金の概算払いにおける精算金への加算金を請求することについて	R5.3.27	1			却下		再度の請求のため	R5.4.25	無		
2	茨城県	桜川市	副市長	補助金の不当な交付	損害の返還請求を行うこと	R5.3.31	1			却下		請求期間を徒過している	R5.5.1	無		
計		2団体	2件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	2件						
									一部棄却・一部却下	0件			無	2件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	埼玉県	川口市	市長	違法な行政行為の中止	４歳以下の乳幼児に対する新型コロナウイルスワクチン接種券の送付を申請制とし、予防接種契約の一次中断等を求めること	R5.3.24	1		陳述希望無	棄却		行政行為に違法・不当な点は認められない。	R5.5.17	無		
2	埼玉県	飯能市	前市長 前副市長 財務部長	違法な契約の締結及び不当な財産の管理	覚書の破棄等	R5.3.3	1			却下		請求期間を徒過しているため。	R5.4.21	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
3	埼玉県	飯能市	市長 前市長 前副市長 財務部長	不当な契約の締結	対象者に対する損害賠償請求	R5.3.3	1	R5.4.17	口頭陳述	棄却		当該契約は裁量権の範囲内であるため。	R5.4.28	無		
4	埼玉県	飯能市	市長 副市長 検証委員	公金の違法・不当な支出	第三者委員会の設置	R5.3.6	1	R5.4.17	口頭陳述	却下		市に損害がないため。	R5.4.28	無		受理後却下
5	埼玉県	飯能市	市長 副市長 企画総務部長 財務部長	不当な契約の締結	対象者に対する損害賠償請求	R5.3.3	1	R5.4.17	口頭陳述	棄却		当該契約は裁量権の範囲内であるため。	R5.5.1	無		
計		2団体	5件						認容 一部認容 棄却 却下 一部棄却・一部却下 取下げ 合議不調 その他	0件 0件 3件 2件 0件 0件 0件 0件			有 無	0件 5件		
1	千葉県	柏市	市長， 副市長， 職員	違法な又は不当な公金の支出	相手方に対する不当利益返還請求を行うこと	R5.2.20	1	R5.3.17	口頭	却下		市に損害を与えた違法または不当な公金の支出であるとする理由がないため。	R5.4.20	無		
2	千葉県	市原市	市長	政務活動費の不適切支出	市議会各会派による令和3年度の政務活動費の支出の不適切と思われる内容について、修正および返金を求める。	R5.3.20	1	R5.4.12	書面陳述	一部棄却・ 一部却下		財産の管理を怠る事実は認められない。 また、監査請求の対象の一部については、財務会計上の行為についての請求、又は財務会計上の行為を特定している請求とは認められない。	R5.5.16	無		
3	千葉県	市原市	市長	法人市民税徴収の懈怠	市原市長に、NPO 法人Aから法人住民税を徴収しないことで市原市が被った損害を、市原市に賠償させることを求める。	R5.3.27	1			却下		徴収を怠っているとする事実理由が摘示できていないため補正を求めたが、期限までに補正がされなかった。	R5.5.11	無		
4	千葉県	市原市	市長	違法な議員報酬の支出	市原市長が違法に支出した平成27年度以降の議員報酬の補てんをしないことで市原市が被った損害を市原市長に損害賠償させるとともに、令和5年4月以降の議員報酬の支出の差止めをさせることを求める。 また、監査結果が出るまで、議員報酬の支出の暫定的停止措置を市原市監査委員に求める。	R5.3.27	1			却下		違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されている請求とは認められない。	R5.5.2	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
5	千葉県	市原市	市長	政務活動費の不適切支出	市長が、令和5年2月28日朝刊で報道された会派自由民主党の政務活動費を不正受給した者に返還を求めていない怠る事実を確認し、その者に対し、市長が返還させることを求める。また、市長が不正受給分の返還をしないよう、暫定的停止措置を求める。	R5.3.29	1			取下げ			R5.4.6	無		
計		2団体	5件						認容 一部認容 棄却 却下 一部棄却・一部却下 取下げ 合議不調 その他	0件 0件 0件 3件 1件 1件 0件 0件			有 無	0件 5件		
1	東京都	新宿区	区長ほか関係職員	違法・不当な公金の支出	過分に支出した住宅扶助について、返還請求を行うこと。	R5.3.27	1			却下		請求に係る事実の違法性・不当性を適示していない。	R5.4.28	有	1	
2	東京都	目黒区	区長	保育園の保育料の延滞金を課すことを怠っている	保育園の保育料の延滞金を課すことを求める	R5.3.14	1	R5.3.29	口頭及び書面陳述	一部認容		職員の怠る事実が存在したと認めることはできないが、手続きは必要である。	R5.5.10	無		
3	東京都	目黒区	区長	国民健康保険料の延滞金を課すことを怠っている	国民健康保険料の延滞金を課すことを求める	R5.3.14	1	R5.3.29	口頭及び書面陳述	一部認容		職員の怠る事実が存在したと認めることはできないが、手続きは必要である。	R5.5.10	無		
4	東京都	目黒区	区長	後期高齢者医療保険料の延滞金を課すことを怠っている	後期高齢者医療保険料の延滞金を課すことを求める	R5.3.14	1	R5.3.29	口頭及び書面陳述	一部認容		職員の怠る事実が存在したと認めることはできないが、手続きは必要である。	R5.5.10	無		
5	東京都	目黒区	区長	介護保険料の延滞金を課すことを怠っている	介護保険料の延滞金を課すことを求める	R5.3.14	1	R5.3.29	口頭及び書面陳述	一部認容		職員の怠る事実が存在したと認めることはできないが、手続きは必要である。	R5.5.10	無		
6	東京都	世田谷区	区長	区長公用車利用等に関する件	区長の公用車使用に係る経費の返還等	R5.2.13	1			一部棄却・一部却下		請求の一部は請求の特定を欠き要件を充足しないことから却下とし、一部は公用車使用に合理性があり違法・不当とは認められないため棄却とする。	R5.4.11	無		
7	東京都	葛飾区	区長等	児童相談所等に係る土地賃貸借契約	地代の支払の差し止め並びに支払済の地代等の損害賠償請求及び賠償命令	R5.3.24	1			却下		同一住民による同内容の請求が重ねて行われたもの	R5.5.8	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
8	東京都	町田市	市立小学校の校長、学校教育部長及び学校教育部指導室長	（１）違法・不当な校長の通勤手当、管理職手当、給料及び旅費の支給 （２）校長が行った違法・不当な学校徴収金からの修学旅行、移動教室及び卒業アルバムの支出 （３）違法・不当な学校教育部長及び学校教育部指導室長の管理職手当の支給 （４）校長、学校教育部長及び学校教育部指導室長に対する懲戒処分を行うこと	違法・不当な支出に対し、返還すること	R5.3.1	1			却下		（１）、（２）及び（４）については、当該地方公共団体の財務会計上の行為に当たらない。 （３）については、違法性・不当性を具体的かつ客観的に摘示していない	R5.4.14	無		
9	東京都	東大和市	市長	・違法又は不当な財産の管理若しくは処分 ・違法又は不当な公金の支出	違法・不当な行為を是正し、早急に大型遊具を設置すること。 ・工事の取りやめに伴い発生する損害補填の支払い(支払う見込み)について、公金支出ではなく私財で行うこと。	R5.3.8	1	R5.4.7	口頭陳述	棄却		・市民の利用に供されていることから、違法又は不当な財産の管理若しくは処分に当たらない。 ・支払額については、工事請負契約約款に基づく適正な契約変更後の金額であり、損害補填と類するものは含まれていないことから、理由がない。	R5.4.25	無		
計		6団体	9件						認容 一部認容 棄却 却下 一部棄却・一部却下 取下げ 合議不調 その他	0件 4件 1件 3件 1件 0件 0件 0件			有 無	1件 8件		
1	神奈川県	横浜市	職員	違法・不当な公金の支出	附属機関の委員に対する報酬の支給に関するもの	R5.3.14	1	R5.4.18	口頭陳述	棄却		当該支出に違法性・不当性はない。	R5.5.10	無		
2	神奈川県	横浜市	職員	違法・不当な公金の支出	職員に対する通勤費用及び報酬の支給に関するもの	R5.3.30	1			却下		財務会計上の行為等が違法・不当である理由の摘示がない。	R5.4.18	無		
3	神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	職員に対する通勤費用の支給に関するもの	R5.3.30	1	R5.5.8	口頭陳述	却下		既に全額戻入されていることから、市に損害をもたらす関係にない。	R5.5.25	無		受理後却下
4	神奈川県	川崎市	市長、教育長、関係職員	違法な契約の締結	契約金額の全額を市に補填すること	R5.3.27	1			却下		違法・不当であるという証拠が具体的に示されていない。	R5.5.18	有	6	
5	神奈川県	横須賀市	市長	公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実	相手方に公金の賦課・徴収を行うこと、又は原状回復を求めること	R5.3.6	1			棄却		当該公金の賦課・徴収を怠る事実及び財産の管理を怠る事実があるとは認められない	R5.4.27	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
6	神奈川県	大和市	市長	財産管理を怠る事実	保留床譲渡契約（増額分）の締結が違法・不当である	R5.3.17	1			却下		請求人から過去に同じ趣旨の請求がされている。	R5.4.26	有	14	
7	神奈川県	大和市	市長	財産管理を怠る事実	市の公有財産が譲渡されたことが違法・不当である	R5.3.17	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.4.26	有	15	
計		4団体	7件						認容	0件			有	3件		
									一部認容	0件						
									棄却	2件						
									却下	5件						
									一部棄却・一部却下	0件			無	4件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	新潟県	新潟市	関係職員	違法又は不当な公金の支出（道路除排雪委託業務に関するもの）	業者に支払った排雪作業費の返還を請求すること	R5.3.17	1			却下		請求要件を満たしていない。	R5.4.27	無		
2	新潟県	阿賀野市	民生部市民生活課職員	違法・不当なし尿汲み取り料の徴収を怠り、市の会計に損害を与えた	入金されるはずのし尿汲み取り料を請求すること	R5.3.20	1	R5.4.26	口頭陳述	棄却		請求に理由がない。	R5.5.17	無		監査受理日 R5.3.20 公表日Ｒ5.5.18
計		2団体	2件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	0件			無	2件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	富山県	氷見市	財産区管理者	違法・不当な委託料精算手続き	違法・不当な委託料精算手続きにより返還金が発生しており、事務の精査を行うこと	R5.3.24	1			却下		請求事由が消滅している。	R5.5.19	無		
2	富山県	氷見市	財産区管理者	違法・不当な予算執行の遅延	必要な是正措置を執ること	R5.3.27	1			却下		財務会計行為の特定がない。	R5.5.19	無		
計		1団体	2件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	2件						
									一部棄却・一部却下	0件			無	2件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	石川県	金沢市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	令和３年度分の政務活動費に関する返還請求	R5.2.8	1	R5.3.2	口頭陳述	棄却		政務活動費の支出に違法・不当な点は認められない	R5.4.6	有	2	

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
2	石川県	中能登町	町長	違法な入札公務	担当公務員の罷免措置	R5.3.13	1			却下		請求要件が欠けている。	R5.5.1	無		
計		2団体	2件						認容	0件			有	1件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	1件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	福井県	大野市	監査委員	市に対する作業費の過剰請求	不当支払いの賠償と事業健全化の具体策を求める	R5.3.30	2	R5.4.27	口頭	棄却		請求に理由がないものと認めた。	R5.5.24	無		
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	0件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	1件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	長野県	軽井沢町	町長	違法・不当な寄附金の支出	支出額の返還請求を行うこと等	R5.3.13	3	R5.4.3	口頭陳述	棄却		寄附金の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.5.11	無		
2	長野県	原村	村長	議員の派遣手続きの違法性	議会委員会の視察に関する公金支出の返還	R5.3.22	1			棄却		請求人の主張に理由がない。	R5.5.19	無		
計		2団体	2件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	2件						
									却下	0件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	2件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	岐阜県	山県市	市長	市有財産の売払契約（不当な低価格での払下げ）	正当な価格での払下げを行うこと等	R5.3.31	1			却下		「正当な理由」がなく請求期限を経過している。	R5.5.22	無		
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	1件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	静岡県	牧之原市	市長 教育長	計画策定におけるプロセスの違法、不当性および計画自体に対する不適正性	計画策定費用の返還または未支出行為の執行停止	R5.2.7	4	R5.2.27	口頭陳述	棄却		請求内容が違法・不当であると認められない。	R5.4.5	無		
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	0件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	1件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	愛知県	名古屋市	市長及び子ども青少年局長	違法・不当な委託料の支出に係る不当利得返還請求権に関する財産の管理を怠る事実	不当利得返還請求権の行使	R5.3.28	1			却下		請求期間を徒過している。	R5.5.1	無		
2	愛知県	名古屋市	市長及び子ども青少年局長	違法・不当な委託料の支出に係る不当利得返還請求権に関する財産の管理を怠る事実	不当利得返還請求権の行使	R5.3.28	1			却下		財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。	R5.5.1	無		
3	愛知県	新城市	市長	違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実	違法に法定外公共物（赤道）を使用している者に対し原状回復を求めること	R5.3.23	1	R5.4.19	口頭陳述	棄却		違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実にあたらない。	R5.5.19	有	7	
4	愛知県	岩倉市	市長、市議会	違法・不当な公金の支出	市長及び市議会に対する損害賠償請求を行うこと	R5.2.27	1	R5.3.7	口頭陳述	一部棄却・一部却下		当該支出に違法性・不当性はない。市議会に対する請求は対象外のため却下。	R5.4.28	無		
5	愛知県	弥富市	市長	財務会計行為が信義に従って誠実に履行されていない契約の支出	請負業者からの契約金の返還及び損害額の賠償を求めること	R5.3.23	1	R5.4.28	口頭陳述	棄却		違法又は不当と認めらない	R5.5.15	無		
計		4団体	5件						認容	0件			有	1件		
									一部認容	0件						
									棄却	2件						
									却下	2件						
									一部棄却・一部却下	1件						
									取下げ	0件			無	4件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	三重県	南伊勢町	町長	違法又は不当に財産の管理を怠る事実	過失責任を問えるかの監査及び損害回復に対する措置を行うこと。	R5.3.2	1			棄却		調査に不測の時間を要したことによって消滅時効となった金額については過失責任はなく、損害回復についての措置を講じる必要はないと判断する。	R5.4.21	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	0件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	1件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	滋賀県	湖南市	市長	違法・不当な顧問料の支出	当該顧問料支払いの対価部分の取消返還か職員に賠償を求めること	R5.3.24	1			却下		要件を満たしていない。	R5.5.1	無		
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件			無	1件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	京都府	京都市	市長	違法又は不当な公金の支出（京都市スポーツ推進委員の報酬に係る支出）	R5.1.25請求の監査結果により会計処理の誤りが認められたため、監査を行うこと	R5.3.30	1			却下		R5.1.25請求と同一の行為を対象とするため、住民監査請求として不適法	R5.4.21	無		
2	京都府	福知山市	市長、その他関係する職員	裁判での虚偽の主張により発生した損害及び弁護士費用等	損害賠償請求等により損失補填を行うこと	R5.6.14	5	R5.7.20	口頭陳述	一部棄却・一部却下		対象が存在せず、また、請求に理由がない。	R5.8.10	無		
3	京都府	舞鶴市	建設部次長	違法・不当な法定外公共物の占用料の賦課、徴収	相手方に占用料の徴収を勧告すること	R6.1.19	1			棄却		当該案件に違法性・不当性はない。	R6.3.5	無		
計		3団体	3件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	1件						
									取下げ	0件			無	3件		
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出(契約内容の一部不履行)	委託事業者に対する委託料返還請求などの措置	R5.3.27	1			却下		同一人が同一の財務会計上の行為を対象として、再度の住民監査請求をすることは認められない。	R5.4.20	無		

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
2	大阪府	大阪市	市長及び市職員	違法・不当な契約(財産の無償譲渡契約)の締結	市長及び市職員に対する損害賠償請求	R5.2.28	10	R5.3.29	口頭陳述	一部棄却・一部却下		【棄却】 市長及び市職員に故意・過失（重過失）まで認められず、損害賠償請求権は成立しない。 【却下】 同一人が同一の財務会計上の行為を対象として、再度の住民監査請求をすることは認められない。	R5.4.28	有	1	
3	大阪府	堺市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還請求	R5.3.27	1			却下		違法・不当であることを一般的・外形的に推認できるような事実の主張立証がない。	R5.4.11	無		
4	大阪府	高槻市	高槻市長及び関係職員	財産の管理を怠る事実（市有地の不法占拠に対し、既往使用料の債権の請求を怠る事実）	損害賠償請求するよう勧告すること 財産管理を怠る違法行為であることを確認すること	R5.3.31	1			却下		同一請求人により同一内容で住民監査請求がなされている。	R5.5.12	有	7	
計		3団体	4件						認容	0件			有	2件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	3件						
									一部棄却・一部却下	1件			無	2件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	兵庫県	加古川市	所長	違法・不当な報償金の支出	報償金の返還	R5.2.6	1	R5.3.1	口頭陳述	棄却		違法、不当とはいえない。	R5.4.6	無		
2	兵庫県	加東市	教育委員会	不適切な工事費の支出	設計業者に対する返還請求を行うこと	R5.3.30	1			却下		地方自治法第242条第2項の要件を満たしていないため。	R5.4.26	無		
計		2団体	2件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	0件			無	2件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	岡山県	倉敷市	市長	違法な補助金の支出・不当な公金の支出	指定管理料の減額・違約金の請求	R5.3.20	1			却下		期限までの補正なし。	R5.4.12	無		
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	0件			無	1件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
1	広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木処分費の支出について	過大となっている処分費を認定し返還させること	R5.2.16	1	R5.3.28	口頭陳述	棄却		違法・不当な公金の支出には当たらない。	R5.4.17	無		
2	広島県	福山市	市長	違法な契約の締結	当該委託契約を一般競争入札とすること	R5.3.20	1	R5.3.29	陳述書	棄却		契約の締結に違法・不当な点は認められない。	R5.5.8	無		
3	広島県	福山市	市長	違法・不当な補助金の支出	相手方に対する補助金の返還請求及び関係職員の処分を行うこと。	R5.3.30	1	R5.4.17	口頭陳述	棄却		補助金の支出に違法・不当な点は認められない。	R5.5.29	無		
4	広島県	廿日市市	廿日市市こども課	市から公金の交付を受けた認可保育園の公金不正利用	不正かどうかの調査を行うこと。	R5.3.6	1			却下		監査対象の要件を満たしていない。	R5.4.28	無		
計		3団体	4件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	3件						
									却下	1件						
									一部棄却・一部却下	0件						
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件			無	4件		
1	山口県	美祢市	市長	違法・不当に徴収した債権の返還を怠る事実	違法徴収した保育料の返還及び担当職員に対する損害賠償請求を行うこと	R5.2.21	1	R5.3.15	口頭陳述	一部棄却・一部却下		当該行為を怠る事実はない。	R5.4.20	無		
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	0件						
									一部棄却・一部却下	1件						
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件			無	1件		
1	徳島県	徳島市	市長	違法な職員派遣及び給与の支出	派遣職員に支払った給与相当額の支払いを市長個人に対し請求すること	R5.3.16	1	R5.4.12	口頭陳述	一部棄却・一部却下		一部棄却：当該職員派遣に違法性はない。 一部却下：請求期間を経過	R5.5.12	無		
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	0件						
									一部棄却・一部却下	1件						
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件			無	1件		
1	福岡県	宮若市	市長	違法な工事代金の支払い	市長及び相手方に対する損害賠償請求を行うこと	R5.3.23	1	R5.5.17	口頭陳述	棄却		工事請負契約の支出に違法な点は認められない。	R5.8.23	有	2	

番号	都道府県名	市町村名	請求事項					請求人による陳述		監査結果等				住民訴訟提起の有無	様式ウの対応番号	備考
			請求対象者	請求対象行為・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求人の数（人）	陳述の機会を与えた日	陳述の方法		認容の理由	勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等			
計		1団体	1件						認容	0件			有	1件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	0件						
									一部棄却・一部却下	0件			無	0件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	長崎県	雲仙市	市長	違法・不当な財産の管理	地籍調査事業における市道境界の確認行為において、財務会計上の怠る事実があった。	R5.3.28	1	R5.4.14	口頭陳述	棄却		当該境界確認行為に違法性はない。	R5.5.15	無		
計		1団体	1件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	1件						
									却下	0件						
									一部棄却・一部却下	0件			無	1件		
									取下げ	0件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
1	大分県	臼杵市	市長	賃料収入等に関する債権管理の懈怠	警察への被害届提出及び迅速な債権回収	R5.3.20	1	R5.4.19	口頭	一部棄却・一部却下		被害届提出は不適法却下、債権管理は相手方が破産開始目前で経済的不合理で棄却	R5.5.19	無		
2	大分県	豊後大野市	市長	違法な公金の支出	土地購入費の支出を差止めること	R5.3.17	1			取下げ			R5.4.10	無		
計		2団体	2件						認容	0件			有	0件		
									一部認容	0件						
									棄却	0件						
									却下	0件						
									一部棄却・一部却下	1件			無	2件		
									取下げ	1件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						
合計		55団体	71件						認容	0件			有	10件		
									一部認容	4件						
									棄却	22件						
									却下	34件						
									一部棄却・一部却下	9件			無	61件		
									取下げ	2件						
									合議不調	0件						
									その他	0件						

ウ　住民訴訟　（令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間に提起されたもの）

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	北海道	美唄市	市長に対して、違法な公金支出に係る前市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.11.29	○							○	地裁係属中								
2	北海道	蘭越町	町長に対して、監査請求の却下が無効であることの確認または取消請求を求めるもの	R7.3.16	○					○			地裁係属中	R7.5.7札幌地裁係属中							
3	北海道	豊浦町	町長に対して、町が一般廃棄物処理を委託していた業者へ、債務不履行に基づく損害賠償請求を行使することを怠る事実が違法であることの確認を求めるもの 廃掃法違反者に対し、損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることの確認を求めるもの	R5.10.3	○						○		地裁係属中	札幌地裁係属中							
4	北海道	新ひだか町	町長に対して、指定管理料に係る指定管理者への不当利得金請求、年度協定書の締結及び指定管理料の支払いの差止めを求めるもの	R6.1.23	○				○			○	地裁係属中	札幌地裁係属中							
計		4団体	4件		4件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	2件	確　定 0件 係属中 4件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	岩手県	八幡平市	市長に対して、違法な公金支出の差止めを求めるもの	R6.6.11	○				○				確定	R7.3.21盛岡地裁請求却下	請求却下						
2	岩手県	軽米町	町長に対し違法な公金支出をした職員へ損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.12.17	○							○	地裁係属中								
計		2団体	2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	確　定 1件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 1件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	宮城県	仙台市	市長に対して、担当職員等に対し違法な支出に係る損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.8.3	○							○	地裁係属中								

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
2	宮城県	名取市	館腰公民館の館腰児童センター側への移転案に基づいて移転改築する事業に関し、一切の公金を支出し、契約を締結し、又は債務その他の義務を負担することの差し止めを求めるとともに、現在の名取市長に対して損害賠償請求することを求めるもの	R5.6.20	○				○			○	確定	R6.11.19仙台地裁請求棄却 R7.3.27仙台高裁請求棄却	請求棄却						
3	宮城県	名取市	なとりスーパーキッズ育成事業は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律２１条の定める「教育に関する事務」に該当し、条例で定める場合でなければ市長が管理・執行することはできないにも関わらず、条例の定めなくして市長自らが管理・執行しており違法があるから、本件事業を原因行為とする一切の公金の支出も財務会計法規上違法であるので、本件公金支出の差止めを求めるもの	R6.1.4	○				○				確定	R7.2.25　仙台地裁請求棄却	請求棄却						
4	宮城県	加美町	町長に対して、風力発電事業者との違法な契約による土地利用の差止及び管理行為を怠る事実の違法確認を求めるもの	R5.6.6	○				○		○		確定	R6.12.21原告取下げ、 R6.12.25被告同意							
計		3団体	4件		4件	0件	0件	0件	3件	0件	1件	2件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													3件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	2件						
													1件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	山形県	米沢市	受理前却下とした住民監査の結果に対して、監査を行うことを求めるもの	R5.12.5	○					○			確定	R7.1.15仙台高裁請求棄却	請求棄却						
2	山形県	米沢市	①監査結果の一部却下を取り消し、勧告を求めるもの ②勧告に対する措置は無効であり、相手方に返還請求を求めるもの	R6.2.8	○	○						○	高裁係属中	R7.2.4山形地裁請求一部却下、その他全て棄却 仙台高裁係属中							
計		1団体	2件		2件	1件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													1件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	1件						
													1件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不勧告にある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	茨城県	つくば市	市長に対して、市営住宅入居者の入居決定を取り消し、同人及び同人の同居者となっている者を、本住居から退去させることを求めるもの	R6.8.9				○			○		地裁係属中	水戸地裁係属中							
2	茨城県	桜川市	市長並びに職員に対して違法な契約締結に係る支払いの損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.2.8	○							○	地裁係属中	水戸地裁係属中							
3	茨城県	桜川市	市長並びに職員に対して違法な契約締結に係る支払いの損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.11.16	○							○	地裁係属中	水戸地裁係属中							
4	茨城県	桜川市	職員に対して違法な契約締結に係る支払いの損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.11.16	○							○	地裁係属中	水戸地裁係属中							
計		2団体	4件		3件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	3件	確　定 0件 係属中 4件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	栃木県	野木町	町長に対して、町議会議員の区長兼任の解嘱、区長報償金の返還請求を求めるもの	R5.7.24	○					○			確定	R6.3.26宇都宮地裁請求却下 東京高裁棄却	請求却下						
2	栃木県	野木町	町長に対して、前議員の政務活動費の返還請求、原告の住民監査請求を却下する処分の無効確認を求めるもの	R6.12.6	○					○		○	確定	R7.4.17宇都宮地裁無効確認請求却下、不当利得返還請求棄却	一部棄却・一部却下						
計		1団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	確　定 2件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 1件 1件	0件	0件		0件	0件	
1	群馬県	高崎市	市長に対して、土地の売却処分行為が無効であることの確認を求めるもの	R6.4.17	○					○			地裁係属中	前橋地裁係争中							
2	群馬県	太田市	市長に対して、相手方（市長（当時））への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.10.30	○							○	地裁係属中	前橋地裁係属中							
3	群馬県	渋川市	市長に対して、請求権の不行使に係る市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.12.18	○							○	確定	R6.11.1前橋地裁請求却下	請求却下						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無	経過	第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果						
4	群馬県	渋川市	市長に対して、違法な公金支出に係る相手方への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R5.12.18	○							○	高裁係属中	R6.12.20前橋地裁請求棄却 東京高裁係属中							
5	群馬県	渋川市	予算の専決処分が無効であることの確認を求めるもの	R6.6.7	○					○			高裁係属中	R7.2.5前橋地裁請求却下 東京高裁係属中							
6	群馬県	渋川市	市長に対して、請求権の不行使に係る相手方への損害賠償請求を行うことを求め、請求権の不行使が違法であることの確認を求めるもの	R6.7.23	○						○	○	地裁係属中	前橋地裁係属中							
計		3団体	6件		6件	0件	0件	0件	0件	2件	1件	4件	確定 1件 係属中 5件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 1件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	埼玉県	川口市	市営住宅管理代行等契約における債務不履行に伴う契約解除及び損害賠償請求を行うこと	R5.10.11	○						○		高裁係属中	R6.10.23さいたま地裁請求一部却下・一部棄却 東京高裁係属中							
2	埼玉県	越谷市	・市に対して、行政財産の使用許可処分及び使用料免除処分の取り消しを求めるもの ・市長に対して、補助金交付決定処分に係る市長個人及び処分関与職員への補助金交付額の支払請求を行うよう求めるもの ・市長に対して、行政財産の使用許可処分、使用料免除処分及び補助金交付決定処分に係る相手方への補助金交付額及び使用料免除相当額の返還請求を行うよう求めるもの ・市長に対して、原告への金銭の支払及び行政財産使用許可処分等に係る相手方が設置した工作物等の撤去を求めるもの	R5.11.15	○					○		○	高裁係属中	R7.2.19さいたま地裁一部棄却・一部却下 東京高裁係属中							
3	埼玉県	飯能市	①市長に対して、市の情報公開条例に基づき不開示とした部分について開示するよう求めるもの ②市長及び財務部長に対して、特定の法人に対する不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R5.6.26	○							○	確定	R6.10.16さいたま地裁請求棄却	一部棄却・一部却下						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不勧告にある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
計		3団体	3件		3件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	2件	確定 1件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 1件	0件	0件		0件	0件	
1	千葉県	松戸市	市長は職員に対し、求償権を行使することを求めるもの	R6.4.8	○						○		高裁係属中	R7.1.17千葉地裁請求一部認容 東京高裁係属中							
2	千葉県	市原市	市が定めた特別職の職員等の報酬、給与及び費用弁償についての条例は違法・無効なものであり、市の支給した当該報酬等は不当利得として返還請求すべきところ、市長はその行使を怠っているとして、市長に対し国家賠償法上の損害賠償請求をするよう求めるもの。	R5.9.14				○				○	確定	R6.4.26千葉地裁請求棄却 R6.10.23東京高裁控訴棄却	請求棄却						
3	千葉県	市原市	市長がした行政財産の占用許可が違法・無効なものであるとして、当該行政財産を原状回復させ、市に返還させていないことが違法であることを確認するもの。	R6.3.15				○			○		高裁係属中	R6.9.6千葉地裁請求却下 東京高裁係属中							
4	千葉県	市原市	市長が支出した区画整理事業の事業費は、計画雨量の想定に誤りがある事業の支出であるため、違法な公金支出であるとして、これによって被った損害の賠償を市長個人に請求するよう求めるもの。	R6.12.12				○				○	地裁係属中	千葉地裁係属中							
5	千葉県	市原市	市長に対し、平成25年度以降に交付した特定の団体に対する補助金の交付が規則に違反する要綱に基づく違法なものであるにもかかわらず、当該違法な支出によって生じた不当利得返還請求の行使を怠ったこと並びに当該補助金の交付を行った職員に対して賠償を命じなかったこと及び指導監督を行ったことから、当該補助金確定額相当額の損害賠償を請求することを求めるもの。	R6.12.17	○							○	地裁係属中	千葉地裁係属中							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
6	千葉県	市原市	市長に対して、虚偽の事業提案を受けて売却した土地について、契約を解除して本件土地を市の所有に戻さなければならないところ放置したことにより損害が発生しているとして、本件土地相当額の損害賠償請求をすることを求めるもの。	R7.1.8	○							○	地裁係属中	千葉地裁係属中						
7	千葉県	浦安市	市長に対して、違法な公金支出に係る市職員に対する損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.12.22	○							○	地裁係属中	千葉地裁係属中						
計		3団体	7件		4件	0件	0件	3件	0件	0件	2件	5件	確定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													1件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	1件						
													6件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	東京都	新宿区	違法・不当な公金の支出	R5.5.29				○			○		確定	R6.3.11訴え取下げ							
2	東京都	新宿区	区長が行った区道の廃止の取消し及び区長等に対して、区道の廃止処分によって生じた区の損害賠償を請求すること等を求めるもの	R7.2.27		○				○		○	地裁係属中	東京地裁係属中							
3	東京都	文京区	区長に対して、違法な補助金の支出につき管理職、区長及び関係するNPOへの損害賠償請求を行うこと並びに補助金の金額確定の差止めを求めるもの	R6.6.14	○				○			○	地裁係属中	東京地裁係属中							
4	東京都	目黒区	NPO法人に対し補助金及び助成金の交付の差止めを求めるもの。	R5.8.21	○				○				確定	R6.10.25東京地裁請求却下	請求却下						
5	東京都	目黒区	NPO法人に対し補助金及び助成金の交付の差止めを求めるもの。	R6.11.7	○				○				高裁係属中	R6.10.25東京地裁請求却下 R6.11.7高裁係属中							
6	東京都	世田谷区	区長に対して、相手方への違法な公金支出の返還を求めるもの	R6.10.28		○						○	地裁係属中	東京地裁係属中							
7	東京都	渋谷区	区長らに対する不法行為	R6.4.30	○							○	確定	R7.4.22東京地裁請求一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下						
8	東京都	渋谷区	区長に対する支出負担行為等の差止請求	R7.2.18	○				○				地裁係属中	東京地裁係属中							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員又は監査委員が監査を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
9	東京都	杉並区	差別を助長する内容を掲載した選挙公報の印刷等について、区長が選挙管理委員会事務局長等への損害賠償請求等を行うことを求めるもの	R6.6.28	○							○	地裁係属中	東京地裁係属中							
10	東京都	荒川区	区長に対して、令和４年度の違法な公金支出の補助金等損害賠償請求を求めるもの	R6.5.7	○				○				高裁係属中	R7.2.28東京地裁請求棄却 東京高裁係属中							
11	東京都	荒川区	区長に対して、令和５年度の違法な公金支出の補助金等損害賠償請求を求めるもの	R6.5.7	○				○				高裁係属中	R7.2.28東京地裁請求棄却 東京高裁係属中							
12	東京都	葛飾区	区長に対して、違法な契約締結に係る区長への損害賠償請求を行うことを求めるとともに、当該締結に係る職員への損害賠償命令を行うことを求めるもの	R5.10.25	○							○	確定	R7.1.15東京地裁請求棄却	請求棄却						
13	東京都	葛飾区	区長に対して、違法な契約締結に係る区長への損害賠償請求を行うことを求めるとともに、当該締結に係る職員への損害賠償命令を行うこと並びに副区長及び関係職員に連帯して当該契約額等を支払うよう請求することを求めるもの	R6.2.14	○							○	地裁係属中	東京地裁係属中							
14	東京都	葛飾区	区長に対して、違法な契約締結に係る区長への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.5.24	○							○	地裁係属中	東京地裁係属中							
15	東京都	東大和市	市長に対して、違法な公金支出に係る相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.1.22	○							○	最高裁係属中	R6.8.28東京地裁請求棄却 R7.2.27東京高裁請求棄却 上告受理申立中							
16	東京都	日の出町	町長に対して、住民訴訟に関する応訴費用として、町が訴訟代理人へ支払った費用を副町長が町へ支払うよう求めるもの	R6.9.5	○							○	地裁係属中	東京地裁係争中							
計		10団体	16件		13件	2件	0件	1件	6件	1件	1件	10件	確定 4件 係属中 12件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 1件 1件	0件	0件		0件	0件	
1	神奈川県	横浜市	市長に対して、レシ活事業に係る違法な契約締結に係る市長及び相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.12.14	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
2	神奈川県	横浜市	市長に対して、違法な固定資産税賦課に係る職員への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.1.30	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
3	神奈川県	横浜市	市長に対して、違法な出張旅費の支出に係る職員への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.7.10	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
4	神奈川県	横浜市	市長に対して、違法な宿泊費の支出に係る職員への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.9.20	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
5	神奈川県	横浜市	市長に対して、違法な法律相談費用の支出に係る職員への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.10.1	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
6	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長、専決権限を有する職員等への賠償請求又は賠償命令を行うことを求めるもの。	R5.6.14	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
7	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な政務活動費支出に係る議員への賠償請求又は不当利得返還請求を行うことを求めるもの。	R6.2.14	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
8	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な政務活動費支出に係る議員への賠償請求又は不当利得返還請求を行うことを求めるもの。	R6.10.29	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
9	神奈川県	相模原市	市長に対して、違法な協定及び契約締結の差止め並びに市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.11.8	○				○			○	確定	R7.2.5横浜地裁請求却下	請求却下							
10	神奈川県	平塚市	市長に対して、認定した公募設置等計画は違法であるためエントランス棟取得費の支出の差し止めを求めるもの	R7.3.14	○				○				地裁係属中	横浜地裁係属中							
11	神奈川県	鎌倉市	市長に対する支払い済みの1,165,701,908円の金員について、違法な支出であることを確認し、その返還を求めるもの	R5.4.28	○				○				確定	R6.3.27横浜地裁請求棄却	請求棄却							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員又は監査委員が監査を勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
12	神奈川県	鎌倉市	市長に対する不法な鎌倉市庁舎移転のための予算執行作業の中止、あるいは執行された予算を鎌倉市に弁済することを求めるもの	R6.9.12	○				○			○	地裁係属中	現在、横浜地裁係争中						下記事件に併合
13	神奈川県	鎌倉市	１　市長に対する令和６年度予算の一般会計予算に計上された新庁舎等基本設計者等選定審査会委員報酬102,000円、同委員費用弁償7,628円並びに令和６年度から令和７年度までの債務負担行為として計上した294,965,000円についてその予算の執行の差止めを求めるもの ２　鎌倉市から新庁舎等基本設計者等選定審査会委員への報酬等のこれまでの既払金合計147,372円の金員を職員に請求することを市長に求めるもの	R6.9.25	○				○			○	地裁係属中	現在、横浜地裁係争中							
14	神奈川県	大和市	市長に対して、違法な公有財産の譲渡に係る市長及び相手方等への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.5.10	○							○	高裁係属中	R7.3.26横浜地裁請求却下 東京高裁係属中							
15	神奈川県	大和市	市長に対して、違法な保留床譲渡変更契約に係る市長及び相手方等への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.5.10	○							○	確定	R7.1.22横浜地裁請求却下	請求却下						
16	神奈川県	海老名市	市長及び相手方へ不当利得返還請求を行うことを求める	R5.8.22	○							○	確定	R6.12.25横浜地裁請求棄却・却下	一部棄却・一部却下						
計		7団体	16件		16件	0件	0件	0件	5件	0件	0件	14件	確定 4件 係属中 12件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 2件 1件	0件	0件		0件	0件	
1	新潟県	三条市	市長に対して、契約締結、支払に係る職員への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.8.22				○				○	地裁係属中	新潟地裁係属中							
2	新潟県	阿賀野市	市長に対して、市長交際費に係る市長への損害賠償請求又は不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R5.12.5	○							○	地裁係属中	新潟地裁係属中							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員又は監査を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
3	新潟県	阿賀野市	市長に対して、市長交際費に係る市長への損害賠償請求又は不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R6.9.6	○							○	地裁係属中	新潟地裁係属中							
4	新潟県	魚沼市	市長に対して、事業費の支出先への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R6.12.19								○	地裁係属中	新潟地裁係属中							当該案件について住民監査請求は行われていない。
計		3団体	4件		2件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	4件	確　定 0件 係属中 4件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	石川県	金沢市	市長に対して、市営墓地内に碑建立の目的外使用許可を継続している事が違法であることを確認するもの	R6.8.21	○						○		高裁係属中	R7.2.14金沢地裁請求却下 名古屋高裁係属中							
2	石川県	金沢市	市長に対して、政務活動費に係る市議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R5.5.2	○						○		確定	R5.12.7金沢地裁請求棄却 R6.6.19名古屋高裁請求棄却 R6.10.31最高裁請求棄却	請求棄却						
3	石川県	金沢市	市長に対して、政務活動費に係る市議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R6.5.30	○						○		高裁係属中	R7.3.27金沢地裁請求棄却 名古屋高裁係属中							
計		1団体	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	確　定 1件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	長野県	大町市	市長等が行う市有地の財産管理を怠る事実について、違法を確認するもの	R5.4.19	○						○		高裁係属中	R5.12.22長野地裁請求棄却 東京高裁係属中							
2	長野県	東御市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長等への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.6.19	○							○	確定	R7.3.10長野地方裁判所請求却下	請求却下						
3	長野県	大桑村	住民監査請求を却下した判断の取消	R6.8.14	○							○	高裁係属中	R7.1.17長野地裁請求棄却 東京高裁係属中							
計		3団体	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	確　定 1件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 1件 0件	0件	0件		0件	0件	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員又は監査を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	岐阜県	羽島市	市長に対して、次の差止め又は請求を行うことを求めるもの ・旧羽島市庁舎の解体工事の差止め ・旧羽島市庁舎の解体工事に関する公金の支出等の差止め ・解体工事の契約の相手方への不当利得返還請求を行うこと ・市長への損害賠償請求を行うこと	R6.5.21	○				○			○	地裁係属中	岐阜地裁係属中							
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	確 定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	静岡県	浜松市	市長に対して、違法な事業用定期借地権設定契約の締結の差止めを求めるもの	R6.12.6	○				○				地裁係属中	静岡地裁係属中							
2	静岡県	下田市	市長に対して、一部事務組合が計画している事業への支出の差止めを求めるもの	R6.3.14	○				○				高裁係属中	R6.11.14静岡地裁請求棄却 東京高裁係属中							
3	静岡県	裾野市	市長に対して、使用承認の取消しを求めるもの	R6.2.2	○				○				地裁係属中	静岡地裁係属中							
4	静岡県	伊豆市	市長に対して、市有建物売却に係る損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.2.5	○							○	地裁係属中	静岡地裁係属中							
計		4団体	4件		4件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	1件	確 定 0件 係属中 4件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	愛知県	名古屋市	星が丘アクティブライブラリー整備検討調査業務委託契約に基づく契約金の支払は違法な公金の支出であるとして、市長に対し当該契約金相当額の支払いを求める請求。	R7.3.13	○							○	地裁係属中	現在、名古屋地裁係属中							
2	愛知県	豊橋市	市長が締結した契約に関し、債務不履行に基づく損害賠償請求を契約の相手方に行うこと等を求めるもの	R5.4.28	○						○	○	地裁係属中	R5.4.28 訴訟提起（名古屋地裁） 現在、名古屋地裁係属中							
3	愛知県	豊橋市	市長が締結した契約に関し、損害賠償請求を契約の相手方に行うこと等を求めるもの	R5.9.29				○				○	確定	R6.3.28名古屋地裁請求棄却 R6.4.12確定	請求棄却						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
4	愛知県	春日井市	市長に対して、水質検査を追加で業務委託する際に契約書を作成せず随意契約で行ったことや、「定期的な検査結果」ではないものを公表しなかったことが違法であり無効な契約であるとして、損害賠償を請求するよう求めるもの	R6.11.8	○						○		地裁係属中								
5	愛知県	西尾市	愛知県企業庁が実施する駮馬瀬戸地区における工業用地開発事業において、西尾市が基本協定書に基づき実施した廃棄物処理について、廃棄物の運搬及び処理の許可を持たない業者と契約したことは、地方自治法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するものである。また、契約において西尾市議会の議決が必要であったにもかかわらず、これを行っていないこと。さらに被告は基本協定書に基づき、漫然と費用を支払ったことについて、西尾市に与えた損害額を原告に賠償することを請求したもの。	R5.8.7	○							○	確定	R7.3.4 名古屋地方裁判所 棄却	請求棄却						
6	愛知県	西尾市	令和5年度に１年間実施した民間企業への職員研修派遣の際に、市から派遣職員に対して支払った人件費等相当額について、市から、派遣先の民間企業に対して、その人件費等相当額を請求するよう求めるもの。また市から、西尾市長に対して、その人件費等相当額を請求するよう求めるもの。	R6.7.18	○							○	地裁係属中	名古屋地裁係属中							
7	愛知県	新城市	市長が、赤道上の建物等の収去を請求しないことが違法であることの確認を求めるもの	R5.5.28	○						○		確定	R6.2.8 名古屋地方裁判所 請求却下 R6.8.22 名古屋高等裁判所 控訴棄却	請求却下						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
8	愛知県	高浜市	１.市長に対して、市が無償で借用する土地の所有者に対し行った損害賠償は理由がないとして土地所有者に対し不当利得の返還を求めるもの ２.市長に対して、市が無償で借用する土地の所有者に対する損害賠償を行う旨の示談は理由がないとして、予備的に損害賠償を求めるもの	R6.9.25	○							○	高裁係属中	R7.10.9 名古屋地裁棄却 名古屋高裁係属中						
9	愛知県	弥富市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長への損害賠償請求を行う事を求めるもの	R5.6.26	○						○		確定	R6.11.21名古屋地裁棄却	請求棄却						
10	愛知県	弥富市	市長に対して、市長の職員の監督の怠りにより損失となった補助金額の請求を求めるもの	R7.1.15	○							○	地裁係属中	R7.1.15名古屋地裁継続中							
計		7団体	10件		9件	0件	0件	1件	0件	0件	4件	7件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													4件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	3件						
													6件	請求却下	1件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	三重県	四日市市	市長に対して、違法な公金の支出の相手方への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R7.3.24	○							○	地裁係属中	R7.3.24津地方裁判所係属中							
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													0件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	0件						
													1件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	滋賀県	高島市	市長に対して、違法な公金支出に係る相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R5.9.6	○							○	地裁係属中								
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													0件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	0件						
													1件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	京都府	京丹後市	市長に対し、指定管理者の指定を取り消すよう命じるとともに、法人代表取締役から法人に対して繰越損失分の支払いを命じること。また、市長に対し、借地地権者に対して借地権譲渡の裁判を行うよう命じることを求めるもの	R6.7.5				○		○		○	地裁係属中								
計		1団体	1件		0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	1件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													0件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	0件						
													1件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	大阪府	大阪市	市長に対する大阪府に譲与した大阪市立高等学校の不動産の価格相当額115,900,000,000円の賠償請求をすることの請求	R5.5.26	○							○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
2	大阪府	大阪市	市長に対する鯨の死骸の処理に要した費用の支出に係る損害80,190,000円の賠償請求をすることの請求	R6.5.23	○							○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
3	大阪府	大阪市	市長及び大阪港湾局長に対する事業者に無償使用させているIR事業用地の使用料相当額１月あたり210,730,859円の賠償請求をすることの請求	R6.9.9	○							○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
4	大阪府	大阪市	市長に対するIR事業用地の貸付けに係る損害104,496,563,550円の賠償請求をすることの請求	R6.12.16	○							○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
5	大阪府	堺市	市長に対して、政務活動費に係る会派への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R5.10.30	○							○	高裁係属中	R7.3.27大阪地裁請求一部認容 大阪高裁係属中							R5.9.21及びR5.12.1（住民監査請求があった日）の請求が併合
6	大阪府	堺市	市長に対して、政務活動費に係る会派への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R6.8.20	○							○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
7	大阪府	高槻市	職員らに対して、市が管理する法定外公共物が不法占拠されているにもかかわらず、適切な債権管理を行わなかったため時効消滅した債権及びその遅延損害金を請求するよう求めるもの	R5.5.22	○						○		確定	R6.5.30大阪地裁請求棄却 R6.12.5大阪高裁請求棄却	請求棄却							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不作為の勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
8	大阪府	高槻市	違法な補助金の交付について、決裁をした職員らに対し損害賠償請求を怠ることが違法であることの確認を求めるもの	R5.12.22	○						○		地裁係属中	大阪地裁係属中							(ア)35について、R6.4.30に訴訟提起されたが、本訴訟と併合された。
9	大阪府	高槻市	市長に対して、市有地の借主が許可を得ず当該土地に自販機等を設置したことについて明渡請求を怠ることの違法の確認及び貸付料相当額等の請求を行うことを求めるもの	R6.6.28	○						○		高裁係属中	R7.3.27大阪地裁請求棄却 大阪高裁係属中							
10	大阪府	高槻市	市長に対して、市内の神社で開催された行事への出席等は政教分離原則に違反するとして、当該出席等にかかる費用について損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.7.4	○							○	高裁係属中	R7.3.27大阪地裁請求棄却 大阪高裁係係属中							
11	大阪府	高槻市	市長に対して、違法な公用車の使用にかかる費用について損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.11.28	○							○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
12	大阪府	河内長野市	市長に対して、違法な契約締結に係る相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.2.22	○							○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
13	大阪府	大東市	前市長に対して、違法な若しくは不当な契約締結により支出された金額の返還を請求するもの	R6.12.5	○							○	地裁係属中	現在、大阪地裁係属中							
14	大阪府	箕面市	市長に対して、違法な公金支出に係る市長等への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.9.21	○							○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
15	大阪府	箕面市	市長に対して、違法な公金支出に係る市長等への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.9.12	○							○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
16	大阪府	東大阪市	市長に対して、違法な契約締結に関し、市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R5.4.20	○						○	○	地裁係属中	大阪地裁係属中							第61号の調査票5(6)イにて回答した監査結果に対応する訴訟
17	大阪府	東大阪市	市長に対して、違法な入札及び契約締結に関し、市長への損害賠償請求を訴え行うことを求めるもの。	R5.7.24	○							○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
18	大阪府	豊能町	企業からの寄付金の未履行	R6.7.22		○						○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
計		8団体	18件		17件	1件	0件	0件	0件	0件	4件	15件	確 定	請求認容	0件						
													1件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	1件	0件	0件		0件	0件	
													17件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員又は監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	兵庫県	神戸市	自衛隊の要請で市民の個人情報を提供したことはプライバシー権の侵害に当たり、憲法や市の個人情報条例などに違反しており、提供作業に要した人件費などの支出は違法なものであるとして、市長に対して、損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.2.26	○							○	地裁係属中	神戸地裁係属中							
2	兵庫県	神戸市	市長に対して、財産区管理会会長等への、不法行為に基づく損害賠償請求を行うこと及び市長が財産区の管理を怠っていることの違法確認を求めるもの	R6.9.27	○						○	○	地裁係属中	神戸地裁係属中							
3	兵庫県	尼崎市	市長による違法な公金の支出（特定団体に対する補助金の支出）があったとして、市長個人に対して損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.6.12	○							○	確定	R5.10.19神戸地方裁判所請求棄却	請求棄却						
4	兵庫県	尼崎市	市長による違法な公金の支出（特定団体に対する補助金の支出）があったとして、市長個人に対して損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.7.3	○							○	確定	R6.3.14神戸地方裁判所請求棄却	請求棄却						
5	兵庫県	尼崎市	市長による違法な公金の不徴収（特定団体に対する使用料の減免）があったとして、市長個人に対して損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.7.3	○							○	確定	R6.3.14神戸地方裁判所請求棄却	請求棄却						
6	兵庫県	芦屋市	市長に対して、違法な契約締結に基づく業務委託料の支払いの差止めを求めるもの	R7.3.7	○				○				地裁係属中	神戸地裁係属中							
7	兵庫県	上郡町	町長に対して違法な契約の締結に伴う損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.1.18	○							○	確定	R7.1.30神戸地裁請求却下	請求棄却						
計		4団体	7件		7件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	6件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													4件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	4件						
													3件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	奈良県	奈良市	市長に対し、和解による債権放棄は違法かつ無効であるとし、市長・関係職員及び地権者への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.7.28	○							○	地裁係属中	奈良地裁係属中							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無	経過	第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不勧告にある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果						
2	奈良県	生駒市	市長に対して、違法な行為を行った相手方に損害賠償請求を行うこと	R5.11.24	○							○	地裁係属中	奈良地裁係属中							
3	奈良県	明日香村	村長に対して、境界明示確定図の確定処分の取消を求めるもの。村長が、境界を明確にし占有者に対し是正指導、勧告及び明渡請求を怠ることが違法と確認することを求めるもの。村長が占有者に対し村有地の明渡請求を求めるもの。	R6.7.17				○		○	○	○	地裁係属中	奈良地裁係属中							
計		3団体	3件		2件	0件	0件	1件	0件	1件	1件	3件	確　定 0件 係属中 3件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	鳥取県	智頭町	町長に対して、「智頭町有林に関する条例」違反による町に与えた賠償を求めるもの	R7.2.19				○				○	地裁係属中	鳥取地裁係属中							
2	鳥取県	琴浦町	町長に対して、違法な公金の支出の返還を求めるもの	R5.12.27	○							○	地裁係属中	鳥取地裁係属中							
計		2団体	2件		1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	2件	確　定 0件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	岡山県	岡山市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長及び相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.12.12	○							○	地裁係属中	岡山地裁係属中							
2	岡山県	備前市	市長に対して、前市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.9.1	○							○	地裁係属中	岡山地裁係属中							
3	岡山県	備前市	市長に対して、市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R6.10.28	○							○	地裁係属中	岡山地裁係属中							
4	岡山県	瀬戸内市	市長に対して、違法な支出に係る市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R6.7.10	○							○	地裁係属中	岡山地裁係属中							
計		3団体	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	確　定 0件 係属中 4件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	広島県	広島市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長及び職員への損害賠償請求又は賠償命令を行うことを求めるもの	R5.7.28	○							○	地裁係属中	広島地裁係属中							
2	広島県	広島市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長への損害賠償請求を行うことを求めるとともに、違法な契約締結に係る職員への賠償命令を行うことを求めるもの	R6.5.24	○							○	地裁係属中	広島地裁係属中							
3	広島県	広島市	市長に対して、違法な支出に係る職員への賠償命令を行うことを求めるもの	R6.10.28	○							○	地裁係属中	広島地裁係属中							
4	広島県	広島市	市長に対して、違法な支出に係る職員への賠償命令を行うことを求めるもの	R6.12.3	○							○	地裁係属中	広島地裁係属中							
5	広島県	福山市	市長に対して、補助金を支給した相手方への不当利得返還請求を行うことを求めるもの。	R6.8.6	○							○	地裁係属中	広島地裁係属中							
6	広島県	庄原市	市長に対して、違法な契約締結等に係る市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.7.7	○							○	高裁係属中	R7.2.5広島地裁請求棄却 広島高裁係属中							
7	広島県	庄原市	市長に対して、違法又は不当な公金支出に係る市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.9.22	○							○	高裁係属中	R6.10.21広島地裁請求棄却 広島高裁係属中							
計		3団体	7件		7件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	7件	確　定 0件 係属中 7件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	山口県	周防大島町	病院事業管理者に対して、相手方及び監督者に対する損害賠償請求等必要な措置を求めるもの	R6.2.15	○							○	高裁係属中	R7.8.4山口地裁請求却下 広島高裁係属中							
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確　定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	徳島県	鳴門市	市長に対して、違法・不当に支出された公金について、返還請求を行うことを求めるもの	R5.12.25		○						○	高裁係属中	R6.12.18徳島地裁請求却下 高松高裁係属中							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員又は監査を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
2	徳島県	鳴門市	市長に対して、違法・不当に支出された公金について、返還請求を行うことを求めるもの	R6.3.4		○						○	地裁係属中	徳島地裁係属中							
3	徳島県	小松島市	市長に対する違法な公金支出への損害賠償請求	R5.8.25	○							○	確定	R6.11.6徳島地裁請求棄却	請求棄却						
4	徳島県	小松島市	市長に対する違法な公金支出への損害賠償請求	R5.10.24	○							○	最高裁係属中	R6.11.6徳島地裁請求棄却 R7.4.25高松高裁請求棄却							
5	徳島県	小松島市	市長に対する違法な公金支出への損害賠償請求	R6.7.3	○							○	地裁係属中	徳島地裁係属中							
6	徳島県	阿南市	市長に対して財政調整基金から取り崩した金額の損害賠償請求を求めるもの	R6.9.5	○							○	地裁係属中	徳島地裁係属中							
7	徳島県	阿南市	市長に対して阿南市職員労働組合連合会に事務所の退去や使用料を請求するように求めるもの	R6.12.9	○							○	地裁係属中	徳島地裁係属中							
8	徳島県	上勝町	町長に対して、違法な公金支出、契約締結、債務その他の義務を負担してはならないことを求めるもの	R6.11.28	○				○				地裁係属中	徳島地裁係属中							
9	徳島県	佐那河内村	村長に対して、違法な公金支出の損害賠償を求めるもの	R6.5.8	○							○	地裁係属中	徳島地裁係属中							
10	徳島県	東みよし町	町長に対して、分館新築工事計画への支出の差し止めを求めるもの	R6.6.27	○				○				地裁係属中	徳島地裁係属中							
計		6団体	10件		8件	2件	0件	0件	2件	0件	0件	8件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													1件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	1件						
													9件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	香川県	高松市	①市長に対して、違法な公金支出の差止を求めるもの、②市長に対して政策議論の実施を求めるもの（非申請型義務付け訴訟）	R6.4.18	○				○				確定	R7.7.17高松地裁請求一部却下・一部棄却 R7.12.10高松高裁控訴棄却	請求棄却							
2	香川県	高松市	法定外公共物占用等許可処分の取消し、工事の差止め（仮の差止含む）	R7.5.27	○					○			地裁係属中	高松地裁係属中							
3	香川県	坂出市	市長に対して、申請書の不当な受理手続から派生する損害の賠償請求を行うこと	R5.12.28	○							○	高裁係属中	R6.12.25高松地裁請求却下							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員又は監査委員が監査を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
4	香川県	観音寺市	市長に対して、違法な補助金支出交付決定を取消し、補助団体へ補助金相当額を請求するよう求めるもの	R6.9.19	○							○	地裁係属中	高松地裁係属中							
5	香川県	宇多津町	町長に対し、不当な公金の支出を行った町長及び議長に損害賠償請求を行うよう求めるもの	R6.4.17	○							○	確定	R7.3.25高松地裁却下	請求却下						
6	香川県	多度津町	町長に対して、不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を求めるもの	R6.4.4	○							○	地裁係属中	高松地裁係属中							
計		5団体	6件		6件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	4件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													2件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	1件						
													4件	請求却下	1件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	愛媛県	宇和島市	市長に対して、不当な契約手続きの差し止め及び損害賠償の請求を求めるもの	R6.11.18	○				○			○	地裁係属中	松山地裁係属中							
2	愛媛県	宇和島市	市長に対して、違法な請負契約の公金支出の差し止め及び支払い済みの公金を相手方に返還を求めるもの	R7.3.11	○							○	地裁係属中	松山地裁係属中							
3	愛媛県	宇和島市	市長に対して、違法な公金支出に係る損害賠償を求めるもの	R7.3.17	○							○	地裁係属中	松山地裁係属中							
計		1団体	3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	3件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													0件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	0件						
													3件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	高知県	室戸市	市長に対して、使途不明のレミファルト購入費について請求を求めるもの	R6.7.3	○							○	地裁係属中	高知地裁係属中							
2	高知県	仁淀川町	町長に対して、違法な支出の返還請求と支出の差止めを求めるもの	R6.6.14	○							○	地裁係属中	高知地裁係属中							
計		2団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													0件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	0件						
													2件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	福岡県	太宰府市	教育部長に対して、条例に基づく施設使用料の請求を怠っていることが違法であることの確認を求めるもの	R5.4.18	○						○		確定	R6.9.11福岡地裁請求棄却	請求棄却						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無	経過	第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員又は監査委員が監査を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果						
2	福岡県	宮若市	副市長（当時）、関係課長及び受注業者に対し、違法・無効な契約に基づき支払った請負金額の損害賠償・不当利得返還の請求をもとめるもの	R5.6.20			○					○	地裁係属中	福岡地裁係属中							
3	福岡県	糸島市	森林公園樋の口ハイランドの管理を怠る事実が違法であることを確認するもの	R5.9.22	○						○		高裁係属中	R6.11.13福岡地裁棄却 福岡高裁係属中							
計		3団体	3件		2件	0件	1件	0件	0件	0件	2件	1件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													1件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	1件						
													2件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	長崎県	五島市	被告らが原告に対し令和５年１１月２９付けでした住民監査請求却下決定（５五監第５３２号）の取り消しを求めるもの	R5.12.12	○					○			確定	R6.4.23長崎地方裁判所請求却下	請求却下						
2	長崎県	西海市	市長に対して①不法投棄行為者に原状回復させること②不法投棄者を告発すること③補助金の支出を中止すること④市営住宅の入居資格欠格者を退去させることを求めるもの	R6.7.8	○				○		○	○	地裁係属中	長崎地裁継続中							
3	長崎県	新上五島町	町長に対して、違法な公金支出の返還を求めるもの	R5.9.1	○							○	地裁係属中	長崎地裁係属中							
計		3団体	3件		3件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	2件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													1件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	0件						
													2件	請求却下	1件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	熊本県	熊本市	市長に対して、市施設を違法に占有している者に対して明渡請求をするよう求めるもの	R5.10.11	○							○	確定	R7.3.19熊本地裁一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下						
2	熊本県	熊本市	契約の解除、市長に対する委託料及び手数料の返還請求を行うもの	R6.3.26	○							○	地裁係属中	熊本地裁係属中							
3	熊本県	熊本市	契約の解除、市長と職員に対する委託料及び不当な支出の返還請求を行うもの他	R7.2.3	○							○	地裁係属中	熊本地裁係属中							
4	熊本県	人吉市	市長に対して、違法な公金の支出の差し止めを求めるもの	R6.3.1	○				○			○	地裁係属中	熊本地裁係属中							
5	熊本県	益城町	違法な契約の締結	R5.4.14	○							○	地裁係属中	熊本地裁係属中							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無	経過	第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員又は監査委員が監査を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果						
計		3団体	5件		5件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	5件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													1件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	0件						
													4件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	1件						
1	大分県	日出町	町長に対して、町有地売買契約の差止めを求めるもの	R6.5.20	○						○		確定	R6.10.16大分地方裁判所訴え取り下げ							選挙で町長が交代したため
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													1件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	0件						
													0件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	鹿児島県	西之表市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長及び相手方への損害賠償請求の義務付け及び処分の無効確認又は取消しを求めるもの	R6.12.19	○					○		○	地裁係属中	鹿児島地裁係属中							
2	鹿児島県	屋久島町	町長、副町長、担当課長に対して、違法な契約、不適法な支出を行っていることを理由に損害賠償請求を求めるもの。	R6.6.25	○							○	地裁係属中	鹿児島地裁係属中							
計		2団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													0件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	0件						
													2件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
1	沖縄県	石垣市	石垣市民の森利用差止等請求事件	R5.9.15	○				○				地裁係属中	那覇地裁係属中							
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													0件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	0件						
													1件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
合計		112団体	172件		155件	6件	1件	10件	28件	13件	26件	128件	確　定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													36件	請求一部認容	0件						
													係属中	請求棄却	18件						
													136件	請求却下	10件						
														一部棄却・一部却下	5件						

エ　住民訴訟　（令和５年３月３１日以前に提起され、令和５年４月１日現在係属中であったもの）

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	北海道	札幌市	市長に対する財産の管理を怠る事実の違法確認請求	R4.12.14	○						○		確定	R5.7.25札幌地裁請求却下 R6.2.13札幌高裁控訴棄却 R6.7. 4最高裁上告不受理	請求棄却						
2	北海道	函館市	市長に対して，民間事業者と結んだ市有財産売買契約の無効を確認する請求	R4.5.20	○					○			確定	R4.12.27函館地裁請求却下 R5.5.8札幌高裁控訴取下げ	請求却下						
3	北海道	函館市	監査委員に対して，住民監査請求の却下決定の取下げを求めるもの	R5.3.2	○						○		確定	R5.9.19函館地裁委請求却下 （札幌高裁控訴なし）	請求却下						
4	北海道	稚内市	市長に対する違法な公金の支出、契約締結及び債務負担の差止め並びに返還（21,931千円）の請求	R3.10.28			○		○			○	確定	R4.8.9旭川地裁請求棄却 R5.3.24札幌高裁控訴棄却 R5.9.1原告（控訴人）による上告受理申立てに対し、上告審として受理しないことの決定	請求棄却						
5	北海道	稚内市	市長に対する違法な助成金支出に伴う損害金（4,109千円）の請求	R4.9.1			○					○	確定	R5.10.20旭川地裁請求一部認容。 R6.6.25札幌高裁原審一部認容部分を取消し、原告（被控訴人）の請求棄却。	請求棄却						
6	北海道	稚内市	市長に対する違法な助成金支出に伴う損害金（669千円）の請求	R4.11.29			○					○	確定	R5.9.29旭川地裁請求棄却。	請求棄却						
計		3団体	6件		3件	0件	3件	0件	1件	1件	2件	3件	確 定 6件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 4件 2件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	宮城県	大河原町	町長に対する指定管理者に支払済の指定管理料（20,838,668円）の請求等	R4.4.18	○				○		○	○	確定	R6.12.16仙台地裁請求棄却	請求棄却						
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	1件	確 定 1件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	山形県	白鷹町	町長に対して、財産の無償による使用許可の取消を求めるもの	R5.3.10	○					○			確定	R5.7.18山形地裁請求却下 R5.11.30仙台高裁請求棄却	請求棄却						
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	確 定 1件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	福島県	福島市	市長が温泉供給先に対する道路占用料の徴収を怠ることは違法であることを確認するもの	R3.7.26	○						○		確定	R5.4.19福島地裁請求棄却 R5.9.19仙台高裁一部却下、その余棄却	一部棄却・一部却下						
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	確 定 1件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 1件	0件	0件		0件	0件	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員又は監査を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	茨城県	水戸市	①市長に対する市民会館整備費用等の支出の差止めの請求 ②市長に対し，再開発組合に不当利得（28億4488万4000円）の返還の請求をすることを求める請求	R1.12.16	○				○				高裁係属中	R5.6.15水戸地裁請求棄却 東京高裁係属中							
2	茨城県	つくば市	市長に対して、五十嵐立青への退職手当に係る退職手当負担金相当額の請求、茨城県総合事務組合への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R4.1.7	○							○	確定	R4.12.9水戸地裁請求棄却 R5.7.19東京高裁請求棄却	請求棄却						
3	茨城県	つくば市	・市長に対して、五十嵐立青及び（株）坂倉建築研究所への不当利得返還請求を行うことを求めるもの ・市長に対して、五十嵐立青及び（株）つくばまちなかデザイン（株）への不当利得返還請求を行うことを求めるもの ・市長に対する違法な公金支出の差止めの請求	R3.8.5	○				○			○	確定	R5.6.15 水戸地裁請求棄却 R6.1.24 東京高裁控訴棄却 R7.1.29 最高裁上告棄却	請求棄却						
4	茨城県	つくば市	市長に対して、高エネ研南側用地の売却差止を求めるもの	R4.5.20		○			○				確定	R5.6.15水戸地裁請求却下 R6.1.25東京高裁請求棄却 R6.6.5最高裁請求棄却	請求棄却						
5	茨城県	利根町	町長に対して，特別職の報酬を，審議会等に諮ることなく，報酬を引き上げたことに係る返還請求。	R5.3.30		○			○				確定	R5.10.31取下げ							
計		3団体	5件		3件	2件	0件	0件	4件	0件	0件	2件	確 定 4件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 3件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	栃木県	栃木市	市に対して、違法な固定資産税の免除決定の取消しを求めるとともに、市長に対して、市有財産使用料を請求しないことが違法であることの確認を求めるもの。	R3.5.21	○				○	○	○		確定	R4.1.27地裁請求認容 R5.10.18高裁請求認容	請求認容	○					原告は、１審において固定資産税の免除の差止めを請求していたが、２審において固定資産税の免除決定の取消請求へと訴えを交換的に変更した。
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	0件	確 定 1件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	1件 0件 0件 0件 0件	1件	0件		0件	0件	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服の勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	埼玉県	春日部市	市長に対して、指定管理者への不当利得返還請求又は債務不履行に基づく損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R3.6.11	○							○	高裁係属中	R6.5.22さいたま地裁請求棄却 東京高裁係属中							
2	埼玉県	春日部市	市長に対して、指定管理者への不当利得返還請求又は債務不履行に基づく損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R3.6.11	○							○	高裁係属中	R6.5.22さいたま地裁請求棄却 東京高裁係属中							
3	埼玉県	狭山市	市長に対して、不法行為又は不当利得に係る相手方への損害賠償請求又は不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R5.3.20	○							○	確定	R7.3.19さいたま地裁請求棄却	請求棄却						
4	埼玉県	桶川市	市長に対して、開発許可処分の取消しを求めるもの。	R5.3.27		○				○			確定	R5.12.21さいたま地裁請求棄却	請求棄却						
5	埼玉県	桶川市	市長に対して、現庁舎に係る建設業者への不当利得返還請求を行うことを求めるもの。	R1.6.11		○						○	確定	R5.9.6さいたま地裁請求棄却 R6.4.24東京高裁請求棄却	請求棄却						
6	埼玉県	小川町	町長に対して、違法な交付金支出の返還を求めるもの	R2.11.25		○						○	確定	R4.7.6さいたま地裁請求棄却 R5.1.31東京高裁請求棄却 R5.6.29最高裁請求棄却	請求棄却						
計		4団体	6件		3件	3件	0件	0件	0件	1件	0件	5件	確定 4件 係属中 2件	請求認容 0件 請求一部認容 0件 請求棄却 4件 請求却下 0件 一部棄却・一部却下 0件		0件	0件		0件	0件	
1	千葉県	松戸市	市長が職員に対し、求償権を行使しないことの違法の確認。	R5.2.12	○						○		確定	R6.1.30千葉地裁 市長は求償権を行使すること(その他は却下又は棄却) R6.8.8東京高裁棄却 R7.1.16最高裁却下	請求一部認容						
2	千葉県	佐倉市	（１）前市長及び現市長に対する違法な契約の締結に伴う損害賠償請求 （２）施設整備事業に関する公金の支出差止請求	R2.9.4	○			○				○	確定	R5.4.11千葉地裁一部請求棄却、一部請求却下 R5.11.14東京高裁一部却下、一部棄却 R6.5.24最高裁上告棄却	一部棄却・一部却下						
3	千葉県	市原市	市長に対して、放課後児童健全育成事業の委託事業者に運営委託費用を過大に支出したとして、市の損害額相当額の損害賠償請求をすることを求めるもの。	R4.7.25	○							○	確定	R5.6.20千葉地裁請求棄却	請求棄却						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果		経過				
4	千葉県	市原市	市長に対して、公募型プロポーザルによる事業提案を受けて売却した土地について、取得した事業者が当初から実現不可能な提案をしていることから、当該売買契約の規定により、契約解除して現状有姿で取得できるにもかかわらずしないとして、建物の固定資産税評価額相当額の損害賠償請求をすることを求めるもの。	R4.7.5	○							○	確定	R5.7.7千葉地裁請求棄却	請求棄却						
5	千葉県	市原市	市長に対して、市議会会派が政務活動費に関して虚偽の支出報告をしたにもかかわらず、それを是正しないとして、当該損害額（1,752,850円）等の損害賠償請求をすることを求めるもの。	R2.12.18	○							○	確定	R4.10.21千葉地裁請求棄却 R5.5.17東京高裁控訴棄却 R6.2.1最高裁上告棄却	請求棄却						
6	千葉県	市原市	市長に対して、旧鶴舞青年の家の売却が耐震偽装を隠蔽して売却した違法な契約であり、買い戻すべきなのにしないとして、売却した土地・建物の固定資産評価額と売却額の差額相当額の損害賠償請求をすることを求めるもの。	R2.12.18	○							○	確定	R4.10.21千葉地裁請求棄却 R5.4.26東京高裁控訴棄却	請求棄却						
7	千葉県	市原市	市長に対して、市議会議員の国民健康保険料の未納額と議員報酬とを故意に相殺しないとして、当該議員の国民健康保険料未納額相当額の損害賠償請求をすることを求めるもの。	R4.9.28	○							○	確定	R5.7.25千葉地裁請求棄却	請求棄却						
8	千葉県	浦安市	市長に対して、違法な契約締結に係る公金の支出を差し止めることを求めるもの	R4.10.31	○				○				確定	R5.9.15千葉地裁請求棄却	請求棄却						
9	千葉県	浦安市	市長が契約の履行を適正に管理することを怠る事実の確認を求めるもの	R4.10.31	○						○		確定	R5.9.15千葉地裁請求一部却下一部棄却	一部棄却・一部却下						
10	千葉県	浦安市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長に対する損害賠償請求を行うことを求めるもの	R4.12.9	○							○	確定	R5.9.15千葉地裁請求一部却下一部棄却	一部棄却・一部却下						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
11	千葉県	四街道市	市長に対して、善管注意義務違反による債務不履行に基づく損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R3.12.14	○							○	地裁係属中	千葉地裁係属中							
12	千葉県	袖ケ浦市	行政財産無効確認請求	R4.10.4	○					○			確定	R5.6.20千葉地裁請求却下	請求却下						
13	千葉県	白子町	公共施設の使用者へ不当利得返還、管理者へ損害賠償を請求	R4.7.8	○							○	確定	R6.6.25和解							
計		7団体	13件		13件	0件	0件	1件	1件	1件	2件	9件	確 定 12件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 1件 6件 1件 3件	0件	0件		0件	0件	
1	東京都	千代田区	区長に対して、 ①土地建物の使用貸借契約及び基本協定に基づく協議を行わないことが違法であることを確認すること、 ②前区長等への違法な契約締結等に係る損害賠償請求を行わないことが違法であることを確認すること を求めるもの	R3.12.8	○						○		確定	取下げ							
2	東京都	千代田区	区長に対して、区長への違法な契約締結等に係る損害賠償請求を行うことを求めるとともに、道路公園課長に対して、違法に締結されたとする工事請負契約の残代金につき事業者への支払いの差止めを求めるもの	R4.7.29	○				○			○	高裁係属中	R7.2.7　東京地裁請求棄却 東京高裁係属中							項番2の訴え提起後、項番3原告が項番3事件を提起するとともに、項番2事件に共同訴訟参加し、両事件は併合されている。
3	東京都	千代田区	道路公園課長に対して、違法に締結されたとする工事請負契約に係る事業者へ工事の一時中止の通知をすることを怠ることが違法であることの確認を求めるもの	R4.9.30	○						○		高裁係属中	R7.2.7　東京地裁請求棄却 東京高裁係属中							項番2の訴え提起後、項番3原告が項番3事件を提起するとともに、項番2事件に共同訴訟参加し、両事件は併合されている。
4	東京都	文京区	区長に対して、補助金不交付に伴う損害金につき区長及び管理職らへの損害賠償請求を行うことを求めるもの（及び本件事案に関して監査委員が却下したことが違法であるとする損害賠償を求めるもの）	R2.5.7	○							○	確定	R7.1.22東京地裁和解成立							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服の勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果		経過				
5	東京都	文京区	区長に対して、通行認定に起因する道路摩耗に伴う損害金につき区長及び事業者への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R3.2.4	○							○	確定	R4.12.22東京地裁請求棄却 R5.5.31東京高裁請求棄却 R6.1.18最高裁判所上告不受理	請求棄却						
6	東京都	渋谷区	区長らに対する違法契約締結に伴う損害金（約468万円）の請求	R4.7.8	○								確定	R5.10.19東京地裁請求一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下						
7	東京都	荒川区	区長に対して令和３年度の補助金等差し止めを求めるもの	R4.2.10	○				○				確定	R7.2.28東京地裁棄却。	請求棄却						
8	東京都	荒川区	区長に対して、令和３年度の違法な公金支出の補助金等損害賠償請求を求めるもの	R4.5.31	○							○	確定	R7.2.28東京地裁棄却。	請求棄却						
9	東京都	荒川区	区長に対して令和４年度の補助金等差し止めを求めるもの	R4.9.15	○				○				確定	R7.2.28東京地裁棄却。	請求棄却						
10	東京都	葛飾区	区長に対して、違法な契約締結に係る行為の差止め請求を求めるもの	R3.8.20		○			○				確定	R6.5.22東京地裁請求棄却 R6.12.18東京高裁請求棄却	請求棄却						
11	東京都	八王子市	市が事業者に対して行った指定訪問介護事業所の指定の取消し等の請求及び当該指定訪問介護事業所に対し市が支払った介護給付費等相当額の損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを市長に求める請求	R2.6.26			○			○		○	最高裁係属中	R6.5.23東京地裁請求認容 R6.12.18東京高裁請求認容 最高裁上告中							
12	東京都	武蔵野市	市長（当時）に対する違法な契約締結に伴う損害金（998,700,000円）の請求	R4.8.25	○							○	高裁係属中	R6.10.10東京地裁請求棄却 現在、東京高裁係属中							
13	東京都	町田市	市長に対して、政務活動費に係る市議会会派への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R2.1.15				○				○	確定	R6.2.29　東京地裁請求一部認容	請求一部認容	○					
14	東京都	日野市	前市長及び市長に対する違法な臨時職員雇用契約の締結に伴う損害金の請求	R1.6.12	○							○	地裁係属中	現在、東京地裁係属中							
15	東京都	日野市	土地区画整理組合に対する違法な助成金交付に伴う不当利得の返還請求	R2.5.8	○							○	確定	R5.11.16東京地裁請求却下 R6.2.6控訴人らによる控訴取下げ	請求却下						
16	東京都	日野市	元臨時職員に対する兼業、重複勤務等に伴う不当利得（支払済賃金等の一部）の返還請求	R2.6.26	○							○	地裁係属中	現在、東京地裁係属中							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
17	東京都	日野市	当時の市立病院長ほか市立病院職員らに対する違法な臨時職員への賃金支給に伴う損害金の請求	R2.6.26	○							○	地裁係属中	現在、東京地裁係属中							
18	東京都	日野市	市長に対する違法補助金支出に伴う損害金の請求	R4.2.9	○							○	確定	R4.12.21東京地裁請求却下 R5.7.6東京高裁控訴棄却 R6.2.14最高裁上告棄却、上告審不受理	請求却下						
19	東京都	日野市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求	R4.10.7	○							○	確定	R5.12.12東京地裁請求却下 R6.5.21東京高裁控訴棄却 R6.11.8最高裁上告棄却、上告審不受理	請求却下						
20	東京都	日の出町	住民訴訟に関する応訴費用として、町が訴訟代理人へ支払った費用を、損害賠償請求の関係職員が町へ支払うよう求めるもの	R4.7.29	○							○	確定	R5.4.26　東京地裁請求却下	請求却下						
計		10団体	20件		17件	1件	1件	1件	4件	1件	2件	14件	確 定 13件 係属中 7件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 1件 5件 4件 1件	1件	0件		0件	0件	
1	神奈川県	横浜市	市長に対して、違法な市庁舎売却等の契約締結に係る市長及び相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R2.6.9	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
2	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な契約締結に係る専決権限を有する職員への賠償命令を行うことを求めるもの。	H30.10.10	○							○	地裁係属中	R5.10.25横浜地裁一部棄却・一部却下 R6.2.22東京高裁一部棄却・一部却下・一部原審差戻し 横浜地裁係属中							
3	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長、専決権限を有する職員等への賠償請求又は賠償命令を行うことを求めるもの。	R2.1.17	○							○	高裁係属中	R5.10.25横浜地裁一部棄却・一部却下 東京高裁係属中							
4	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長及び専決権限を有する職員への賠償請求を行うことを求めるもの。	R2.7.15	○							○	確定	R5.12.25横浜地裁一部棄却・一部却下 R6.7.3東京高裁一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下						
5	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な政務活動費支出に係る議員・会派への賠償請求又は不当利得返還請求を行うことを求めるもの。	R2.8.25	○							○	確定	R5.7.5横浜地裁請求棄却	請求棄却						
6	神奈川県	川崎市	市長に対して、財産管理を怠っていた市長、職員等への賠償請求を行うことを求めるもの。	R2.9.2	○							○	確定	R6.2.28横浜地裁請求棄却 R6.10.9東京高裁請求棄却	請求棄却						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
7	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長及び専決権限を有する職員への賠償請求を行うことを求めるもの。	R2.11.18		○						○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
8	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な政務活動費支出に係る議員への賠償請求又は不当利得返還請求を行うことを求めるもの。	R3.9.15	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
9	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長、専決権限を有する職員等への賠償請求又は賠償命令を行うことを求めるもの。	R3.10.4	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
10	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な政務活動費支出に係る議員への賠償請求又は不当利得返還請求を行うことを求めるもの。	R3.11.9	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
11	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な政務活動費支出に係る議員への賠償請求又は不当利得返還請求を行うことを求めるもの。	R3.12.27	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
12	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長、専決権限を有する職員等への賠償請求又は賠償命令を行うことを求めるもの。	R4.3.14	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
13	神奈川県	川崎市	市長に対して、違法な政務活動費支出に係る議員への賠償請求又は不当利得返還請求を行うことを求めるもの。	R4.11.15	○							○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
14	神奈川県	平塚市	議員に対する懲罰を科すとの平塚市議会の決議について、４名の議員による違法な議会運営があり、これらの議員の同月分に係る報酬の１０分の１を減額するべきであったにもかかわらず、議員報酬が減額されることなく支出されたことが違法であると主張して、市長に対し損害賠償金２０万５１０５円の支払いを請求する。	R3.7.12				○				○	確定	R4.9.21横浜地裁請求棄却 R5.3.22 横浜高裁請求棄却 R5.9.14最高裁請求棄却	請求棄却							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服にある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
15	神奈川県	小田原市	受託業者に対して支出済みの委託料と適切な委託料との差額の支払の返還請求を行うことを求めるもの	R4.11.16		○						○	高裁係属中	R7.2.12横浜地裁請求棄却 東京高裁係属中							
16	神奈川県	小田原市	市長に対して、不法占拠分の賃料相当額等の支払いを相手方へ請求することを求めるもの。	R4.8.17				○			○	○	地裁係属中	横浜地裁係属中							
17	神奈川県	秦野市	市長に対して、違法な減免に係る相手方への不当利得返還請求を行うことを求めること。	R3.4.27	○							○	確定	R5.10.18横浜地裁請求却下 R6.4.18東京高裁請求棄却 R6.12.26最高裁上告不受理	請求棄却						
18	神奈川県	大和市	市長に対して、違法な契約締結に係る市長等及び相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R2.11.25	○							○	確定	R5.4.27横浜地裁請求一部棄却・一部却下 R6.2.1東京高裁控訴（控訴審における拡張請求を含む。）棄却 R6.7.19最高裁上告棄却 （上告受理申立事件は、最高裁記録到着前に取下げ（R6.4.11））	一部棄却・一部却下						地裁判決で下記事件と併合
19	神奈川県	大和市	市長に対して、違法な変更契約締結に係る副市長等及び相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R3.5.10	○							○	確定	R5.4.27横浜地裁請求一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下						地裁判決で上記事件と併合
計		6団体	19件		15件	2件	0件	2件	0件	0件	1件	19件	確 定 7件 係属中 12件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 4件 0件 3件	0件	0件		0件	0件	
1	新潟県	新潟市	市長に対して、違法に法定外公共物を使用している相手方への損害賠償請求権又は不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R4.6.26	○							○	確定	R5.10.27新潟地裁請求棄却	請求棄却						
2	新潟県	三条市	市長に対して、契約の相手方の不法行為及び債務不履行に基づく損害賠償請求を行うことを求めるもの	R4.12.7				○				○	地裁係属中	新潟地裁係属中							
3	新潟県	魚沼市	市長に対する工事への支出の違法・無効等を求める損害賠償請求	R3.11.22	○					○	○	○	確定	R5.6.8新潟地裁請求一部却下・その余棄却 R5.12.21東京高裁控訴棄却 R6.6.27最高裁上告棄却	請求棄却						
4	新潟県	魚沼市	市長に対する債券放棄の違法・無効等を求める損害賠償請求	R3.12.7	○					○	○	○	確定	R4.8.19新潟地裁請求一部却下・その余棄却 R5.2.16東京高裁控訴棄却 R5.7.27最高裁上告棄却	請求棄却						
5	新潟県	魚沼市	市長に対するマスクに係る支出の違法・無効等を求める損害賠償請求	R4.2.1	○					○	○	○	確定	R5.3.27新潟地裁請求一部却下・その余棄却 R5.10.11東京高裁控訴棄却 R6.3.6最高裁上告棄却	請求棄却						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
6	新潟県	魚沼市	市長に対する関連経費の返還請求及び関係職員の処分等を求める損害賠償請求	R4.3.14	○					○	○	○	確定	R5.3.27新潟地裁請求一部却下・その余棄却 R5.10.19東京高裁控訴棄却 R6.6.20最高裁上告棄却	請求棄却						
7	新潟県	南魚沼市	市長に対する補助金交付決定の取り消し、補助金返還措置請求	R3.4.23	○						○	○	確定	R6.3.7新潟地裁請求棄却 R6.7.30東京高裁請求棄却	請求棄却						
計		4団体	7件		6件	0件	0件	1件	0件	4件	5件	7件	確 定 6件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 6件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	石川県	金沢市	市長に対して、政務活動費に係る市議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R4.4.28	○							○	確定	R5.2.16金沢地裁請求棄却 R5.8.23名古屋高裁請求棄却 R6.2.14最高裁請求棄却	請求棄却						
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定 1件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	山梨県	中央市	市長に対して、違法な契約締結に係る不法行為に基づき損害賠償請求を求めるもの	R2.8.14	○							○	確定	R6.1.16 甲府地裁請求却下 R6.9.26 東京高裁請求棄却	請求棄却						
2	山梨県	忍野村	村長に対して、違法な専決処分を行ったとして、一部の事業予算の差し止め及び同事業での支出費用の返還請求	R3.11.24	○				○				確定	R5.6.7原告取下げ							
計		2団体	2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	確 定 2件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	長野県	大町市	市長等が行う市有地の財産管理を怠る事実について、違法を確認するもの	R3.12.28	○						○		高裁係属中	R5.12.22長野地裁請求棄却 東京高裁係属中							この案件は5-(6)ウに記載した住民訴訟の案件と並行審理されている。
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	確 定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	岐阜県	中津川市	市長に対し、A社及びB社への損害賠償の支払請求を求める	H30.5.28	○							○	確定	R5.3.27岐阜地裁請求一部認容 R6.4.17原告が訴訟取下げ裁判所解決案に合意	請求一部認容						裁判所解決案に合意
2	岐阜県	中津川市	市長に対し、消防団への措置の取り消し及び過払い金2,951,300円の返還請求	H30.11.30				○				○	地裁係属中	R3.1.27岐阜地裁請求棄却 R3.10.20名古屋高裁原判決取り消し、地裁差し戻し判決 R4.5.12判決を不服として、最高裁へ上告受理申立をしたが、上告棄却 岐阜地裁係属中							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の決議による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
3	岐阜県	中津川市	市長に対し、消防団への過払い金794,750円の返還請求（前回調査時756,800円。訴えの変更申立により金額変更）	R3.2.10				○				○	高裁係属中	R6.12.25岐阜地裁請求棄却 名古屋高裁係属中							
4	岐阜県	中津川市	市長に対し、消防団への過払い金392,000円の返還請求	R3.11.10	○							○	確定	R5.2.10岐阜地裁請求棄却 R5.12.20名古屋高裁請求棄却 R6.5.27最高裁請求棄却	請求棄却						
5	岐阜県	御嵩町	町長に対する違法な公金支出の差止めの請求	R5.1.18	○				○				確定	訴訟取下げ							
計		2団体	5件		3件	0件	0件	2件	1件	0件	0件	4件	確 定 3件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 1件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	静岡県	浜松市	・市長に対し、違法な補助金交付に係る市長への損害賠償請求権及び補助事業者への不当利得返還請求権(43億5,534万8,300円)の行使を求める請求 ・市長が補助事業者への補助金の不当利得返還請求権の行使を怠っていることの違法確認請求	R2.12.18	○						○	○	地裁係属中	静岡地裁係属中							
2	静岡県	浜松市	・市長に対し、違法な補助金交付に係る市長への損害賠償請求権及び補助事業者への不当利得返還請求権(2億2,556万5,500円)の行使を求める請求 ・市長が、市長への損害賠償請求権及び補助事業者への補助金の不当利得返還請求権の行使を怠っていることの違法確認請求	R4.5.24	○						○	○	地裁係属中	静岡地裁係属中							
3	静岡県	沼津市	市長に対する違法支出	R4.8.25	○						○	○	地裁係属中	現在、静岡地裁継続中							
4	静岡県	御前崎市	市長に対して、相手方へ支払われた報酬に関する損害賠償請求及び不当利得返還請求を行うことを求めるもの。	R2.11.18	○							○	確定	R5.8.4静岡地裁請求一部棄却、一部却下 R6.3.5東京高裁請求棄却	請求棄却						
5	静岡県	御前崎市	市長に対して、違法な支出に係る相手方への損害賠償請求又は不当利得返還請求を行うことを求めるもの。	R3.6.29	○							○	確定	R5.8.31静岡地裁請求棄却 R6.4.25東京高裁請求棄却	請求棄却						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服の勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
6	静岡県	御前崎市	市長は、関係者に対して砂採取事業進行の差止めを求めるもの。	R4.5.19	○							○	確定	R5.3.24静岡地裁請求却下 R5.12.6東京高裁請求棄却	請求棄却						
7	静岡県	静岡市	市長に対して、違法な公金の支出に係る市長及び職員への損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R2.4.26	○							○	確定	R5.3.24静岡地裁請求棄却	請求棄却						
8	静岡県	静岡市	市長に対して、基本協定の締結が違法であるとして、実施協定の締結の差止めを求めるもの。	R4.5.19	○				○				確定	R6.3.28静岡地裁請求棄却	請求棄却						
9	静岡県	静岡市	市長に対して、基本協定の締結が違法であるとして、実施協定の締結の差止めを求めるもの。	R4.5.20	○				○				確定	R6.3.28静岡地裁請求棄却 （上記２と併合）	請求棄却						
10	静岡県	静岡市	市長に対して、違法な公金の支出に係る市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R3.4.6	○							○	確定	R4.10.6静岡地裁請求却下 R5.4.13東京高裁請求棄却	一部棄却・一部却下						
11	静岡県	静岡市	市長に対して、違法な公金の支出に係る市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R3.6.3	○							○	確定	R5.7.13静岡地裁請求棄却 R6.10.30東京高裁請求棄却 R7.4.11最高裁請求棄却 （不受理）	請求棄却						
計		4団体	11件		11件	0件	0件	0件	2件	0件	3件	9件	確 定 8件 係属中 3件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 7件 0件 1件	0件	0件		0件	0件	
1	愛知県	名古屋市	特定会派に対し交付された令和2年度分の政務活動費のうち、広聴広報費の支出（広報紙の印刷・配布費用）113万2,065円の全額又は一部の額が不当利得であるため、市長に対し特定会派へ当該広聴広報費の返還を請求するよう求める請求。	R4.4.5	○							○	確定	R5.9.14名古屋地裁請求棄却 R7.1.15名古屋高裁請求棄却	請求棄却						
2	愛知県	名古屋市	市が高架化方式により計画する名鉄名古屋本線（桜駅～本星崎駅間）連続立体交差事業につき、地下化方式に比べ利用価値の発揮が20年遅れることを損害として、その差止めを求める請求。	R5.2.27	○				○				確定	R6.2.15名古屋地裁請求一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
3	愛知県	豊橋市	市長が祝辞を述べた行為に関する公金支出相当額の損害賠償請求を市長個人に対し行うことを求めもの	R5.1.1	○							○	確定	R6.3.7名古屋地裁請求棄却 R6.9.20名古屋高裁請求棄却	請求棄却						
4	愛知県	岡崎市	市長に対して、違法な事業中止申入れ等を行った元市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.1.20	○							○	高裁係属中	R6.11.21名古屋地裁請求棄却 名古屋高裁係属中							
5	愛知県	新城市	市が行った用地取得が違法であるとして、市は市長に対する損害賠償請求を行うことを求めるもの	R3.9.8	○							○	確定	R6.2.1 名古屋地方裁判所請求棄却 R6.10.10 名古屋高等裁判所控訴棄却	請求棄却						
6	愛知県	高浜市	市が積算した契約金額と実際に契約して支払った金額との差額を損害として、市長に支払いを求めるもの。	R1.12.31	○							○	確定	R3.12.16名古屋地裁棄却 R3.12.23控訴 R7.2.5名古屋高裁控訴棄却	請求棄却						
7	愛知県	高浜市	当該事業において発生した建設発生土等の運搬及び処理に係る費用を負担することとした協定書が違法であるとして、市長に対し損害賠償請求を行うことを求めるもの。 →会計管理者に対し、損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R2.8.4	○							○	確定	R4.1.30訴えの変更申立 R4.12.15名古屋地裁請求棄却 R4.12.27控訴 R5.11.17名古屋高裁請求棄却	請求棄却						
8	愛知県	高浜市	市有財産の無償貸付は無効であるとして、市長が相手方への貸付料の請求を怠る事実の違法確認及び相手方に対する支払を求めるもの。	R3.6.16	○						○	○	確定	R5.9.14名古屋地裁請求却下・棄却 R5.10.3控訴 R6.3.14名古屋高裁控訴棄却 R6.3.28上告受理申立 R6.10.4最高裁上告不受理	請求却下						
9	愛知県	岩倉市	市に対して、市長及び愛知県に損害賠償の請求をすることを求める請求	R3.9.1	○							○	確定	R6.3.21名古屋地裁請求棄却 R7.1.23名古屋高裁請求棄却 R7.7.31上告棄却、上告受理申立不受理	請求棄却						
10	愛知県	清須市	市長に対する市議会議員一般選挙における選挙公営費の返還を求めるもの	R4.12.23	○							○	確定	R5.7.13名古屋地裁請求棄却	請求棄却						
11	愛知県	弥富市	市長に対し、違法な公金支出の返還及び差し止めの請求	R4.4.21	○				○			○	確定	R6.3.7名古屋地裁請求棄却 R6.3.19控訴 R6.8.8名古屋高等裁判所棄却	請求棄却						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
12	愛知県	みよし市	市長に対して、公民館の改修工事設計委託費の支出の差止め及び改修工事費の予算計上の差止めを求める。市ホームページにおいて「利用方法、申込などについては、直接、各公民館へお問い合わせください」と指示していることは、違法であることの確認を求める。市内８公民館の休館日・開館時間、使用料等、基本的事項を条例で定めていないことは、違法であることの確認を求める。	R4.10.28	○				○		○		確定	R5.11.30　棄却（名古屋地裁） R5.12.11　控訴 R6.07.18　控訴棄却（名古屋高等裁判所） R6.07.26　上告受理申立て R7.01.29　上告不受理（最高裁判所） 判決確定（最高裁判所）	請求却下						
13	愛知県	美浜町	町が原告に対して種々の違法な行為をしたとの主張により、町に対し国家賠償法1条1項又は民法709条に基づき、慰謝料等の損害の一部である10万円の支払いを求めるもの。	R3.7.28		○						○	確定	2022.1.11半田簡裁棄却 2022.7.21名古屋地裁控訴棄却 2022.11.30名古屋高裁上告棄却 2023.4.14最高裁特別上告棄却	請求棄却						
14	愛知県	東栄町	町長に対する請負契約締結が町に与える損害金（4,248万円）の請求	R3.11.8		○						○	確定	R5.4.26 原告による訴え取り下げ							
計		11団体	14件		12件	2件	0件	0件	3件	0件	2件	12件	確 定 13件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 9件 2件 1件	0件	0件		0件	0件	
1	三重県	津市	市長等に対する違法な契約締結の支出に伴う損害金（３５億６，３０４万９，０００円）の請求	H26.7.30		○					○		確定	R6.6.27津地裁一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下						
2	三重県	津市	市長等に対する違法な契約締結の支出に伴う損害金（２０億８，６９５万５，４６０円）の請求	H28.9.16	○							○	確定	R6.6.27津地裁一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下						
3	三重県	津市	市長等に対する違法な契約締結に伴う損害金（１億５，５５２万４，８７１円）の請求	R1.12.4	○							○	確定	R6.6.27津地裁一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不勧告にある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
4	三重県	津市	市長に対する違法な契約締結の支出に伴う損害金（計２，１０６万８，１９５円）の請求	R3.6.10	○							○	確定	R5.6.15津地裁請求棄却 R6.1.19名古屋高裁請求一部却下・一部棄却 R6.12.4最高裁決定	一部棄却・一部却下						
5	三重県	津市	市長に対する違法な契約締結の支出に伴う損害金（計１億６，１２２万１８７円）の請求	R3.8.19	○							○	地裁係属中	津地裁係属中							
6	三重県	津市	市長に対し、違法な契約締結によって生じた損害金の一部について、請求を怠る事実の違法確認の請求	R4.3.24				○			○		確定	R4.11.24津地裁請求却下 R5.6.15名古屋高裁控訴棄却	請求却下						
7	三重県	津市	市長等に対する違法な契約締結の支出に伴う損害金（計２，０００万３，０７４円）の請求	R4.7.4	○							○	確定	R5.6.15津地裁請求棄却 R6.1.19名古屋高裁請求一部却下・一部棄却 R6.12.4最高裁決定	一部棄却・一部却下						
計		1団体	7件		5件	1件	0件	1件	0件	0件	2件	5件	確定 6件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 1件 5件	0件	0件		0件	0件	
1	滋賀県	大津市	市長及び前環境部次長に対する違法契約締結に伴う損害金（13,434,709円）等の請求	R4.10.26	○							○	地裁係属中	大津地裁係属中							
2	滋賀県	近江八幡市	市長個人に対し支出した賠償金等の支払いを求めるもの	R3.6.22	○							○	確定	R5.12.22 大津地裁請求棄却 R6.9.6大阪高裁請求棄却	請求棄却						
3	滋賀県	栗東市	市長に対する貸付金回収不能に対する損害賠償請求	R4.12.20	○							○	確定	R5.10.5大津地裁請求棄却	請求棄却						
4	滋賀県	野洲市	被告（市長）に対して、設計業務委託契約等の中途解約を行い、市に損害を与えた4,256万円の損害賠償金と遅延損害金を市長個人に請求するよう求めるもの	R3.8.18	○							○	確定	R5.11.24大津地裁要求棄却 R6.6.28大阪高裁要求棄却	請求棄却						
5	滋賀県	野洲市	被告（市長）に対して、設計業務委託契約等の中途解約を行い、市に損害を与えた4,256万円の損害賠償金と遅延損害金を市長個人に請求するよう求めるもの	R4.5.31	○							○	確定	R5.11.24大津地裁要求棄却 R6.6.28大阪高裁要求棄却	請求棄却						
6	滋賀県	湖南市	当該委員の報酬支払いの事前差止または取消返還の請求	R4.5.16	○							○	確定	R5.4.11大津地裁請求棄却 控訴人当事者死亡	請求棄却						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不勧告にに不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
7	滋賀県	湖南市	当該委員の報酬支払いの取消返還の請求	R5.4.21	○							○	確定	控訴人当事者死亡により、令和５年８月17日に終了	請求棄却						
8	滋賀県	甲良町	税の不納欠損処分に対し、職務過怠があったとして、町長及び副町長に対して損害請求を求めるもの	H31.1.21	○							○	確定	R5.5.31 原告取下げ							
計		6団体	8件		8件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	8件	確 定 7件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 6件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	京都府	舞鶴市	市長に対して、契約の相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R5.3.10	○						○		地裁係属中	京都地裁係属中							
2	京都府	向日市	市長に対する固定資産税の賦課決定を怠る事実の違法確認	R4.9.21	○						○		高裁係属中	R6.5.16京都地裁請求認容							
3	京都府	精華町	町長に対する違法な公金の支出に伴う損害金の請求	R4.7.13	○							○	確定	R6.7.18京都地裁一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下						
4	京都府	精華町	町長に対する財産の管理を怠る事実に伴う損害金の請求	R4.11.9	○							○	確定	R5.8.4 原告取下げ							
計		3団体	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	2件	確 定 2件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 1件	0件	0件		0件	0件	
1	大阪府	大阪市	市長に対する特別区設置に関するパンフレットの作成等に要した費用の支出に係る損害113,041,000円の賠償請求をすることの請求	R3.1.15	○							○	確定	R4.8.1大阪地裁請求棄却 R6.4.25大阪高裁請求棄却 R7.1.15最高裁上告棄却・上告不受理	請求棄却						
2	大阪府	大阪市	市長に対する特別区設置に係る住民投票等に要した費用の支出に係る損害543,215,098円の賠償請求をすることの請求	R3.7.26	○							○	最高裁係属中	R5.1.19大阪地裁請求棄却 R6.5.14大阪高裁請求棄却 最高裁係属中							
3	大阪府	大阪市	契約管財局長に対する大阪市立高等学校の不動産を大阪府に譲与することの差止めの請求	R3.10.19	○				○				確定	R4.3.25大阪地裁請求棄却 R6.3.14大阪高裁請求棄却 R6.9.25最高裁上告棄却・上告不受理	請求棄却						
4	大阪府	大阪市	市長に対する大阪府に譲与した大阪市立高等学校の不動産の価格相当額151,000,000,000円の賠償請求をすることの請求	R4.9.30	○							○	確定	R6.3.14大阪高裁請求却下 R6.9.25最高裁上告棄却・上告不受理	請求却下						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
5	大阪府	大阪市	市長及び大阪港湾局長に対するIR事業のために本市が所有する土地について借地権設定契約等を締結することの差止めの請求	R4.7.29	○				○				地裁係属中	大阪地裁係属中							
6	大阪府	堺市	大阪府への違法な公金支出について不当利得返還請求等を行うことを求めるもの	R5.1.10			○					○	地裁係属中	現在、大阪地裁係属中							
7	大阪府	堺市	市長に対して、政務活動費に係る会派への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R5.3.10	○							○	確定	R6.2.16大阪地裁請求棄却 R6.9.26大阪高裁請求棄却	請求棄却						
8	大阪府	豊中市	コロナ配食サービス事業における公金支出金の返還訴訟	R5.3.1	○							○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
9	大阪府	高槻市	財産区が所有する土地について土地明渡及び使用料相当額の損害賠償等を求めて提訴したところ、原告から、本件訴訟で請求している使用料相当額の一部について、時効期間が徒過していることにより債権の一部が消滅し、財産区会計に損害を与えたとして、違法の確認を求めたもの	R4.7.4	○							○	地裁係属中	大阪地裁係属中							
10	大阪府	大東市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求	R3.12.23	○							○	確定	R5.3.29大阪地裁請求棄却 R5.10.26大阪高裁請求棄却 R5.11.9判決確定	請求棄却						
11	大阪府	大東市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求	R4.1.21	○							○	確定	R5.3.29大阪地裁請求棄却 R5.11.10大阪高裁請求棄却 R5.11.28判決確定	請求棄却						
12	大阪府	島本町	水路外付替工事に関する公金支出の差し止め請求	R2.8.20			○					○	確定	R4.10.28大阪地裁請求棄却 R5.5.18大阪高裁棄却	請求棄却						
13	大阪府	能勢町	町長に対する議会議場音響システム整備事業に係る業務費の返還請求を求めるもの	R3.12.1		○			○				確定	R5.2.8大阪地裁請求棄却 R5.8.25大阪高裁控訴棄却	請求棄却						
計		7団体	13件		10件	1件	2件	0件	3件	0件	0件	10件	確定 8件 係属中 5件	請求認容 0件 請求一部認容 0件 請求棄却 7件 請求却下 1件 一部棄却・一部却下 0件		0件	0件		0件	0件	
1	兵庫県	神戸市	補助金、交際費等の支出について、市長個人及び支出先に対して損害賠償請求又は不当利得返還請求を、各支出命令権者に対して賠償命令をすることを求めるもの	H29.8.14	○							○	確定	R5.6.13神戸地裁請求棄却 R6.5.17大阪高裁請求棄却	請求棄却						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不勧告に対する場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
2	兵庫県	神戸市	財産区管理者として、不法行為に基づく損害賠償請求を原因とし、財産区の管理会会長らに対し連帯して支払いを請求するよう求めるとともに、市が、損害賠償請求権の行使を怠ることが、違法であることの確認を求めるものである。	R4.6.17	○						○	○	確定	2023/3/27神戸地裁一部棄却、一部認容	請求一部認容						
3	兵庫県	神戸市	市長に対する都市計画道路整備事業に係る支出及び契約締結の差止め、支出済金額の損害賠償請求を行うことを求めるもの	R2.12.17	○				○			○	高裁係属中	R6.8.29神戸地裁請求棄却 大阪高裁係属中							
4	兵庫県	猪名川町	町長に対する前町長、元地権者への不当利得返還請求	R4.5.26	○							○	地裁係属中	神戸地裁係属中							・No.5と途中から併せて審理 ・「口頭弁論」 中
5	兵庫県	猪名川町	町長に対する前町長、元地権者への不当利得返還請求	R4.12.19	○							○	地裁係属中	神戸地裁係属中							・No.4と途中から併せて審理 ・「口頭弁論」 中
6	兵庫県	朝来市	区長報償費の支出に関する公金支出金返還等の請求	R3.6.7	○						○	○	高裁係属中	R5.11.9一審判決言渡 R5.11.24控訴提起 大阪高裁係属中							
7	兵庫県	丹波市	市長に対して、違法な市有財産の売却に伴う市長及び購入者に対する損害賠償請求	R4.7.15	○							○	確定	R6.6.20神戸地裁請求棄却	請求却下						
8	兵庫県	南あわじ市	市長に対する違法な公金支出の差止めの請求	R3.11.25	○							○	確定	R5.6.29神戸地裁請求棄却 R5.11.29大阪高裁請求棄却 R6.4.4最高裁上告不受理	請求棄却						
計		5団体	8件		8件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	8件	確定 4件 係属中 4件	請求認容 0件 請求一部認容 1件 請求棄却 2件 請求却下 1件 一部棄却・一部却下 0件		0件	0件		0件	0件	
1	奈良県	奈良市	市長に対する違法な公金支出に伴う損害金の請求を求めるもの	R4.12.15	○							○	確定	R5.11.16奈良地裁請求棄却 R6. 7.12大阪高裁請求棄却 R7. 2. 7最高裁上告不受理	請求棄却						
2	奈良県	五條市	法定外公共物（里道）と隣接地の境界を明示し適切に管理することを求めるもの	R5.2.22	○						○		確定	R6.3.19奈良地裁請求棄却	請求棄却						
3	奈良県	橿原市	事業の方針転換による契約変更に伴う損害金（６，９３０万円）の請求	R4.6.10	○							○	確定	R6.1.18奈良地裁請求棄却 R6.7.18大阪高裁請求棄却	請求棄却						

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服の勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
4	奈良県	生駒市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求	R3.1.15	○							○	確定	R4.6.28奈良地裁請求棄却 R5.4.14大阪高裁請求一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下						
5	奈良県	生駒市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求	R4.1.20	○							○	最高裁係属中	R6.2.6奈良地裁請求棄却 R6.7.10大阪高裁請求棄却 最高裁係属中							
6	奈良県	生駒市	市長に対する違法支出に伴う損害金の請求	R5.1.25	○							○	地裁係属中	奈良地裁係属中							
7	奈良県	生駒市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求	R5.2.8	○							○	地裁係属中	奈良地裁係属中							
8	奈良県	三宅町	町において実施されたプロポーザル審査会の手続きが違法であり、契約は違法かつ無効であるとし町長及び相手方へ損害賠償請求を行うことと求めるもの	R4.3.10	○							○	確定	R5.7.12奈良地方裁判所棄却 R5.10.20控訴 R6.5.9大阪高等裁判所棄却	請求棄却						
9	奈良県	三宅町	町長に対する違法契約に伴う損害金（3,608万円と利息）の請求	R3.12.23	○							○	確定	R5.10.12奈良地方裁判所棄却	請求棄却						
計		5団体	9件		9件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	8件	確 定 6件 係属中 3件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 5件 0件 1件	0件	0件		0件	0件	
1	島根県	浜田市	浜田市が行った病児病後児保育事業の受託者に対して、市は損害賠償請求又は委託料返還請求を行使することを怠っている。	R3.6.14	○							○	確定	R5. 3.23松江地裁判決 R5.11.15広島高裁請求棄却	請求棄却						
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定 1件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	広島県	庄原市	市長に対して、違法な補助金支出に係る前市長への損害賠償請求を行うことを求めるもの	H27.7.21	○							○	確定	R4.4.30広島地裁請求認容 R5.1.11広島高裁控訴棄却 R5.5.31最高裁上告不受理決定	請求認容	○	○	R6.10.2広島地裁判決（前市長に支払い命令） R6.10.22確定			
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定 1件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	1件 0件 0件 0件 0件	1件	1件		0件	0件	
1	徳島県	徳島市	市長に対する違法融資に伴う損害金（10億円）の請求	R3.6.25	○							○	地裁係属中								

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員又は監査委員が監査を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
2	徳島県	徳島市	市が支出した和解金に係る前市長に対する損害賠償請求（約4.6億円）の履行を求めるもの	R3.12.21				○				○	確定	R5.3.22徳島地裁請求棄却 R5.10.13高松高裁請求棄却 R6.4.5最高裁条項受理申立て不受理	請求棄却						
3	徳島県	徳島市	市長及び上下水道事業者に対する新庁舎建設に係る公金支出の差止め訴訟	R4.8.24	○				○			○	地裁係属中	徳島地裁係属中						R6.1.23第242条の２第１項第４号による請求に変更
4	徳島県	小松島市	市長に対する違法な公金支出への損害賠償請求	R4.6.24	○							○	確定	R6.1.17徳島地裁請求棄却 R7.2.21高松高裁請求棄却	請求棄却						
5	徳島県	美波町	町長に対する違法契約締結に伴う賠償金（1,600,000円）の請求	R5.3.17	○					○			高裁係属中	R6.12.11徳島地裁請求棄却 R7.2.14高松高裁控訴							
6	徳島県	藍住町	町長に対して、違法な契約締結に係る支払の差止め及び町長個人への損害賠償請求を求めるもの。	R4.11.1	○				○			○	確定	R6.9.25徳島地裁請求棄却	請求棄却						
7	徳島県	東みよし町	町長に対して、分館新築工事計画の既支出金の支払及び支出の差し止めを求めるもの	R5.1.24	○				○			○	高裁係属中	R6.10.23徳島地裁請求棄却 高松高裁係属中							
計		5団体	7件		6件	0件	0件	1件	3件	1件	0件	6件	確 定 3件 係属中 4件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 3件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	愛媛県	四国中央市	公募型指名競争入札に係る市長への損害賠償請求、本件請求に係る請負業者への不当利得返還請求	R4.8.23	○							○	地裁係属中	松山地裁係属中							
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	高知県	室戸市	市長に対する療養費未請求に伴う損害金6,979,922円及び改修費未払いに伴う損害金(2,596,000円)の請求	R3.6.22	○							○	高裁係属中	R5.10.6高松高裁請求棄却							
2	高知県	室戸市	市長に対する保安林解除違法確認請求	R3.9.6	○						○		確定	R5.3.14高知地裁請求却下 R5.10.31高松高裁請求棄却							
計		1団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	確 定 1件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無		第96条第１項第10号に基づく議会による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果			経過			
1	福岡県	福岡市	市長に対して、違法な行為に関して支出した経費について、不法行為による損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R3.9.1	○							○	確定	R5.3.8福岡地裁請求棄却 R5.10.4福岡高裁控訴棄却 R6.5.8最高裁上告棄却・不受理	請求棄却						
2	福岡県	大牟田市	市民に対して、無償譲与した市道・里道を市が返還させないことは違法であることを確認請求することをもとめるもの。	R5.3.10	○						○		確定	R6.3.13福岡地裁請求棄却 R6.9. 6福岡高裁請求棄却 R7.1.23最高裁上告棄却	請求棄却						
3	福岡県	宮若市	市長に対し公金支出差し止め、損害額の請求	R2.10.5	○							○	確定	R5.4.27 福岡地裁請求棄却	請求棄却						
計		3団体	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	確 定 3件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 3件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	長崎県	長崎市	怠る事実の違法確認請求	R5.3.16	○						○		高裁係属中	R7.1.21　長崎地裁請求却下							
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	確 定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	熊本県	熊本市	違法な契約の締結（不要な耐震性能評価委託料の支出）	R3.9.15	○							○	最高裁係属中	R6.4.22熊本地裁請求一部棄却・一部却下 R6.11.14福岡高裁請求棄却 R6.11.28最高裁判所係属中							
2	熊本県	熊本市	市長が違法に財産の管理を怠っている事実の確認の請求	R3.11.26	○							○	確定	R7.3.19熊本地裁一部棄却・一部却下	一部棄却・一部却下						
3	熊本県	阿蘇市	市を被告とする民事訴訟事件において、判決に基づき市が支出した損害賠償等について、市に対し、市長個人へ当該賠償金等を請求するよう求めるもの。	R4.4.22				○				○	高裁係属中	R6.9.6熊本地裁請求棄却 福岡高裁係属中							
4	熊本県	南阿蘇村	村長に対して、違法な家賃免除に係る相手方への損害賠償請求を行うことを求めるもの	R5.3.14	○				○				確定	R6.12.4熊本地裁請求一部容認	請求一部認容						
計		3団体	4件		3件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	3件	確 定 2件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 1件 0件 0件 1件	0件	0件		0件	0件	
1	大分県	別府市	市長及び職員に対する違法公金支出等に伴う賠償金の請求	R2.10.29	○						○	○	地裁係属中	大分地裁係属中							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無	経過	第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服の勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果						
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	確 定 0件 係属中 1件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 0件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	宮崎県	西都市	市長（個人）に対する違法契約締結に伴う損害賠償金（1億500万円）の請求を行うことを求める	R3.10.22	○							○	確定	R4.10.7　宮崎地裁請求棄却 R5.5.17　福岡高裁宮崎支部請求棄却	請求棄却						
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	確 定 1件 係属中 0件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 0件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	鹿児島県	天城町	町長及び相手方に対する補助金不正受給に対する損害賠償請求を行うもの	R4.2.28	○							○	地裁係属中	鹿児島地裁係属中							
2	鹿児島県	屋久島町	水道設備整備工事に関して、町長が国に返還した補助金を関係職員に損害賠償命令しないことが違法であることの確認と、町長、副町長、環境生活課長に対して賠償を求めるもの。	R4.8.1	○							○	確定	R5.9.6鹿児島地裁一部認容 R6.9.25福岡高裁宮崎支部一部認容 R7.3.13最高裁上告棄却	請求一部認容						
3	鹿児島県	屋久島町	平成29年～令和３年の贈答で支出した交際費は違法であるから、賠償命令を怠ることの違法確認と町長個人に賠償を求めるもの。	R4.11.25	○						○	○	確定	R6.3.5鹿児島地裁請求却下・棄却	請求棄却						
4	鹿児島県	天城町	町長及び相手方に対する補助金不正受給に対する損害賠償請求を行うもの	R4.2.28	○							○	地裁係属中	鹿児島地裁係属中							
計		2団体	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	4件	確 定 2件 係属中 2件	請求認容 請求一部認容 請求棄却 請求却下 一部棄却・一部却下	0件 1件 1件 0件 0件	0件	0件		0件	0件	
1	沖縄県	石垣市	決裁権のある職員５人に対し支出された公費相当額を市へ返還を求める請求	H30.11.22	○							○	確定	R4.5.17那覇地裁請求棄却 R5.5.18福岡高裁請求棄却	請求棄却						
2	沖縄県	石垣市	市有地の無断使用者に対して市長への損害賠償請求義務付けを求める訴訟	R2.9.26	○							○	確定	R5.4.21那覇地裁損害請求認定	請求一部認容						
3	沖縄県	石垣市	市長に対する市有地交換の差し止め請求	R4.10.14	○				○				地裁係属中	那覇地裁係属中							

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の状況			公費負担の有無（第242条の２第12項に基づく請求に対する支払い）	第242条の３第２項に基づく訴訟提起の有無	経過	第96条第１項第10号に基づく議会の議決による権利放棄の有無	第243条の２の７に基づく条例による損害賠償責任の一部免責の有無	備考
					監査委員の監査の結果又は不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第242条の２第１項第１号による請求	第242条の２第１項第２号による請求	第242条の２第１項第３号による請求	第242条の２第１項第４号による請求		経過	結果						
4	沖縄県	名護市	市長が土地の返還請求をしないことの違法確認及び市長に対して不法行為に伴う損害金の請求を行うことを求めるもの	R4.2.18			○				○	○	確定	R6.5.1原告取下書提出 R6.5.15被告訴えの取下げの同意書提出							訴えの取下げにより終了
計		2団体	4件		3件	0件	1件	0件	1件	0件	1件	3件	確 定	請求認容	0件	0件	0件		0件	0件	
													3件	請求一部認容	1件						
													係属中	請求棄却	1件						
													1件	請求却下	0件						
														一部棄却・一部却下	0件						
合計		111団体	193件		165件	12件	7件	10件	28件	11件	34件	152件	確 定	請求認容	2件	3件	1件		0件	0件	
													133件	請求一部認容	7件						
													係属中	請求棄却	83件						
													60件	請求却下	12件						
														一部棄却・一部却下	18件						